

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第11号
2003.9

目次

巻頭言

“海外協力事業に参加して思うこと”

神戸大学名誉教授・日本学士院会員・弁護士 河本一郎 1

特集

カンボジア民法草案の起草支援事業に携わって

地球環境戦略研究機関理事長, 名古屋大学名誉教授 森島昭夫 4

カンボジア王国民法典草案 9

(2003年6月30日現在日本語草案)

国際研修

カンボジア研修(2003年3月)における新たな試み

～カンボジア民法・民事訴訟法典草案の議会審議に備えて～

国際協力部教官 黒川裕正133

「民法典草案編」140

・草案134条 (物権変動の対抗要件)

・草案764条 (担保物権の種類)

・草案1004条 (完全養子縁組の成立の方式)

・草案1299条 (相続回復請求の内容)

「民事訴訟法典草案編」154

・草案26条 (事件の分配)

・草案80条 (最初の弁論準備手続期日の指定)

・草案95条 (判決の基礎にすることのできる事実)

・草案124条 (証拠調べ)

～国際協力の現場から～

“JICA専門家養成研修に参加して”

主任国際協力専門官 土出一美195

～@閑話～ 132, 177, 194

～ 卷頭言 ～



海外協力事業に参加して思うこと

神戸大学名誉教授

日本学士院会員

弁護士 河本 一郎

1 私は、一般の日本の学者と同じく、研究者に成り立てのころは、専ら、外国の書物を読むことから始めた。ことに、私は、京都大学の法学部で上柳克郎先生のゼミナールを経て、大学院の特別研究生に採用されてから、大隅健一郎先生の指導下に入ったので、早速大隅先生を訪ねて、手形・小切手法の研究をしたいと申し上げた。そうしたら、大隅先生は、「手形・小切手法の研究に凝り固まってはいかん、広く有価証券法の研究をせよ。」とおっしゃった。しかも、「日本の本は読まなくていいから、ドイツの本を読め。」と言われた。

私は、その教えを守って、手形・小切手法だけでなく、株券なども対象にして研究を始めた。その過程で取り組んだのが、株券を喪失した場合の除権判決の問題であった。当時、日本経済が目覚ましい復興とともに、大量の株券が発行され、その流通過程において、しばしば盗難・紛失が起こり、除権判決の申立てが相継いだ。その法律関係がはなはだ不明確であった。この制度は、ドイツが母国であるので、もっぱら京大の図書館に潜り込んでドイツの文献を読みあさった。しかし、どうも、除権判決に関する新しい研究がドイツにはないことに気が付いた。なぜか。つまり、今のドイツでは、株券をはじめ国債や社債といった資本市場で発行される有価証券は、ほとんどが特別の銀行に集中して寄託されていて、そこで保管されたままの状態、帳簿上の口座の振替のみで権利の移転がなされていて、証券が現物で流通することなど、ほとんどない。だから証券が喪失することもない。喪失がなければ、除権判決も要らない。

そこで、私は、この制度を実地に研究しようと思って、昭和36年から2年弱ドイツに留学して、有価証券振替決済制度の理論と実務の研究をした。その成果がわずかながら株券保管振替法（昭和59年5月15日）の成立に役立った。

このように、私は、現役としての学者の間に抱いた外国法に対する関心といえば、日本のものより少しでも優れた法律制度および法理論を研究して、自分の知識を高め、日本の法律制度を少しでも良くしたいということであった。ほとんどの日本の法律学者の関心はそうであったし、いまもそうであると思う。そうすると、研究対象は、必然的に、欧米の法律制度の研究に限定されてくる。だから、私は、それ以外の国々の法律制度の研究をしようなどとは思ったことがない。まして、社会主義制度の下にあった各国の法律など、全く関心はなかった。

2 その私がアジア諸国の法律に関わるようになったのは、財団法人国際民事法センターの評議員に選ばれてからである。私が、最初に直接参加したのは、第2回中日民商法セミナー（1997年10月22日）であった。その際、私に割り当てられた題目は、「日本の仲介業（Brokerage）に関する諸法律の概要」ということであった。日本側の他の報告は、三ヶ月章先生の「日本近代法制度構築の歴史」と野村好弘教授の「日本契約法の総則的諸問題」であった。中国側は、許驊氏の「中国社会主義市場経済体系の確立とその考え方」及び許善達氏の「'94中国の財政・税制改革について」であった。

セミナーとしては、およそ統一のとれてない各題目である。ことに、私の題目などは、最初からなんのためにこのような報告をするのかよくは分からないまま、とにかく、商法の仲立人、問屋、代理商に始まり、証券会社、商品取引員、金融先物取引業者、短資業者、旅行業者等々ざらっと並べて、文字どおり概説した。後で、中国側のコメンテーターは、「随分いろいろな仕事があるのですね。」というようなコメントを述べたが、それ以上の突っ込んだ討論はなかった。

3 次いで、私が参加したのは、2001年9月5日の第6回中日民商事法セミナーであった。このときの題目は、「政府と企業との分離及び関係法律」であった。この題目をみたとき、これこそ、日中両国の共通の大問題だと思った。日本側からの報告は、神田秀樹教授「企業活動の自由と規制」、塩野宏教授「公的企業の役割」、吉田耕三氏「日本国有鉄道の民営化の経緯と関係法令」であり、いずれも企業の民営化の方向に視線を定めた優れた報告であった。私は、セミナーの総括を命じられた。

これに対し、中国側からは、干吉氏「法に基づく政府と国有企業の関係の確定」、許驊氏「政府機構改革、部門職責権限並びに部門組織法」、張雅林氏「中国中央政府組織機構の設置」、甘蔵春氏「社会主義市場経済と政府行為の転換」の報告書が提出された。

総括を仰せつかった私として、両方の報告を読み比べてみて、日中両国の報告の基本線が食い違っていることに気付いた。日本側は、官営は必要最低限にとどめ、他は民営化にもっていこうとするのに対し、中国側は、市場経済とはいえ、社会主義が冠として付いている以上、基幹産業、重要産業は国有でいくという。この国有企業を市場でのチャンピオンに仕上げるにはどうすればよいかというのが中国側の切実なテーマである。これでは議論はかみ合わない。しかし、その問題は、それ自体われわれにも面白い問題であるが、何分にも質疑討論の時間が少ない上、社会主義（共産党一党独裁）という政治体制にかかわる問題であるだけに、議論するにも限界がある。私は、総括の中で、「国有企業をそのまま市場におけるチャンピオンに仕立て上げた例は、人類史上ないのではないか、偉大な実験として中国の成功を祈る。」と述べた。

要するに、企業に関する法律というものは、政治の影響を受けやすいものであることを注意しておかなければならないのである。

4 その後、法務省法務総合研究所の国際協力部が大阪に移ってから、ラオス、ベトナムをはじめ東南アジアの諸国、さらにはウズベキスタンの人々を対象とする研修会が頻繁に開かれるようになり、私にも日本の会社法、さらには証券取引法などの講師の依頼がくるようになった。ところが、ここで、私は大きな戸惑いを感じた。というのは、聞いてみると、これらの国々の経済発展の段階が、日本のそれと比較して余りに違い過ぎるからである。会社法とか、証券取引法とかいう法律は、その経済の発展段階に密接に対応すべきものとして絶えず改正されている。その点で民法とか、民事訴訟法とは、異なるのである。

ことに、現在の日本の会社法とか、証券取引法とかは、日本経済の高度成長には役立ったものの、その後の長期停滞から日本経済を立ち直らせるには制度疲労が目立ってきたことから、このところ、改正に次ぐ改正が行われ、いまや極めて膨大にして、精緻な法体系になっている。しかも、その作業は終わったのではない。さらに、今後数年かけて整備していこうとしているのである。この立法作業は、今までのどの改正よりも大きく、深く、むしろ、明治時代の原始立法に匹敵するぐらいの大改正ではないかと、私は考えている。

5 自分の足許で、法律改正の激流が奔騰している状態で、しかも経済の発展段階の全く異なる国の人々に日本の会社法について、証券取引法について、講義をするにしても、どういふ話をすればよいのか、先方がどんな話しを欲しているのか、全く心もとない。

ただ、私が体験した例で、これがよいのではないかと思ったのは、ベトナムの証券取引法のセミナーのときのやり方である。同国に証券取引法のデクレがあり、それが英文に翻訳されているので、それを基にして、逐条的に日本側から、コメントをしていくのがよいのではないかということになった。そこで、証券規制の実務にも精通しておられる日本証券経済研究所理事長関要氏（大蔵省出身、元日本証券業協会副会長）と一緒に、三日間にわたり、逐条的に検討した。

この方法であれば、日本側にも、先方の法律状態がよく分かる。ある条文についてコメントするに当たり、まず、こちらから、これはどういう意味かと問うことができる。もともと、外国人に日本の法律について話をするのに、相手の国の法律がどうなっているのか、それには全く無頓着に一方的にこちらの法律の話をして、それで終わりとするほど効率の悪いことはないと思うのである。

それはともかく、以上のような作業をやったことによって、相当効果が上がったと思うのであるが、それが、ベトナムの証券取引法のその後の立法にどのように反映されたのか、同国から連絡がないのは、残念である。

6 以上の私の経験から思うことは、商法、ことに会社法、証券取引法といった法律は、その国の経済の発展段階に密接に適応するものでなければならず、しかも、これらの法律は、政治によって著しく影響を受けるものであることを忘れてはならない。市場経済だ、改革開放だといいいながら、政治的には社会主義体制である限り、これらの法律はその面からの影響を強く受けざるを得ない。したがって、日本の側からこんな法律はどうですかということではできないし、やっても無駄である。結局、先方が自発的に作ってきた法律について、これを細かく検討し、アドバイスするということができないと思うのである。

～ 特集 ～

て」



「カンボジア民法草案の起草支援事業に携わっ

地球環境戦略研究機関理事長

名古屋大学名誉教授 森 嶋 昭 夫

1 法律整備を必要とするカンボジア情勢

カンボジア民法草案の起草に対する国際協力事業団（JICA）の支援事業は、同民事訴訟法草案起草支援事業とともに、1999年（平成11年）に開始された。周知のように、カンボジアではポル・ポト政権成立前とその後も続いた内紛、ポル・ポト政権に対抗する勢力を支援してカンボジアに侵攻したベトナム軍との抗争を経て、国連安全保障理事会のイニシアティブの下で1991年11月に「パリ平和協定」（カンボジア紛争の包括的な解決に関する諸協定）が調印された。この協定に基づいて、選挙によるカンボジア暫定政権が成立するまでの間、国連カンボジア暫定行政機構（UNTAC）が国内の平和回復と行政機構の整備に当たることとなった。そして、UNTAC 監視の下、1993年5月に制憲議会総選挙が行われ、9月には制憲議会によって立憲君主制憲法が採択され、この憲法に基づいてシアヌーク国王が就任した。いよいよシアヌーク国王の下でカンボジア人による国土の復興と政治体制の民主化が進められることとなったわけだが、現実には、ポル・ポト政権下で知識人を含む人材が大量に虐殺され、また、産業や市場が全く破壊されていたために、カンボジアが独力で政治行政制度・経済制度を再建することは不可能な状態にあった。

こうした状況の下で、カンボジア政府は政治経済のすべての面にわたって、国際機関や外国政府に対して全面的支援を求めた。私は、それまでに当時在籍していた名古屋大学法学部の学部長として同学部のアジア太平洋法政研究基金の設立準備作業を行ってきたが、基金が行う研究事業計画を立てるため、アジアを中心とする各国の研究者と交流を重ねていた。そうした中で、1994年6月にアジア財団がカンボジア・プノンペンで開催した法整備支援会議に招かれて出席し、この時期におけるカンボジア、ベトナム、ラオスの法整備の状況と支援要請について知ることができた。この会議には駐カンボジア日本大使館から担当官が傍聴者として出席していたが、この担当官は、インドシナ三国の要望については十分理解を示したものの、法整備支援はヨーロッパやアメリカの法技術者が行うもので、この分野の経験がない日本が直接事業にかかわることは無理ではないかという見方をもっていた。私も、個人として協力することはともかく、この時点では日本政府がODA（公的開発支援）など何らかの形で法整備支援事業に乗り出す状況にないということに同意せざるを得なかった。

2 ベトナムにおける法整備支援

法整備支援については、私は、先に述べた名古屋大学法学部アジア法政研究基金事業の準備作業の際にベトナムの研究者と交流があり、その紹介で1992年にベトナム司法大臣と会見していた。ベトナムはこの当時民法起草作業を本格化しており、その作業の一環として、ドイツ、フランスの法律家から意見を徴していたが、私も日本民法の原則からベトナム民法草案を評価する作業を依頼された。正直に言って、この当時、日本政府はまだ法整備支援について積極的な政策を持っておらず、名古屋大学においても基金運用のルールが確立していない段階であったので、3回にわたるベトナム司法大臣及び司法省のスタッフとのワークショップの費用の相当部分は自己負担をせざるを得ない状況であった。

しかし、法整備支援に当たって、多くの外国の法律専門家が自国の法の制度と技術をそのまま紹介し、導入しようとしたのに対して、私は社会的基盤を異にする西欧の法制度をアジアの国に導入しても、そのままでは社会において機能しないと考えた。その点で、明治期における我が国の西欧法導入の経験が参考になるであろう。外国の法律制度を持ち込んでもその社会に受け入れられるわけではない。もちろんベトナム等の市場経済移行国では、古い非合理的な慣習とこれまでの社会主義の社会秩序から脱して市場経済社会に移行していくために立法するのであるから、市場経済法のルールは社会の現状と食い違うことも少なくないであろう。そこで、ある法的なルールが解決しようとする課題は何なのか、そしてそのルールは何を目的として設定されているのかを明らかにした上で当該ルールの法技術的構成について検討するのであれば、社会と乖離し機能しない法制度を形式的に導入することになりかねない。このような考え方を前提として、私はできるだけベトナム社会の実体から見て、ある制度がどのような機能を持ち得るのかという観点から制度の法技術的構成にアプローチしようとした。こうしたアプローチはベトナム司法省の関係者に高く評価されたようである。その後、日本のODA要望調査の視察団がベトナムを訪問した際、ベトナム側から日本のODAによる法整備支援の要請があり、これがきっかけとなって1996年からJICAのベトナム重要政策中枢支援（法整備支援）事業が開始された。私はそれまでの経緯から日本側の代表としてこの事業に参加しているが、事業の内容は、日本からの長期専門家の派遣による事業の管理、私法上の諸法律に関する情報の提供（短期専門家派遣によるセミナーの開催）、ベトナム専門家の来日による研修、資料等の供与などからなっており、日本側は法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会、学者グループが支援事業の実際に当たっている。1999年12月からの第2期事業では、1994年施行民法の改正作業を支援しており、2003年7月からは第3期事業に入っている。

3 カンボジアにおける法整備支援事業の開始

ベトナムにおけるJICAの法整備支援事業開始は、それまで様々な機会にカンボジア政府が日本政府に対して要請してきたカンボジアの法整備支援への道を開くことになった。1998年にはベトナムでの経験のある私を団長とする事前調査団が派遣され、カンボジア側の各政府機関に対して要望調査を行ったが、先にも述べたように、ポル・ポト政権時代に国内の法

律家人材は事実上全部いなくなり、裁判所などの施設も法律制度も壊滅状態であったから、カンボジア政府は、提供される法的支援は何であれすべて受け入れるという方針をとらざるを得なかった。国内経済の復興もすべて外国からの資金に頼らざるを得ない状況であった。そこで、アジア開発銀行（ADB）などの国際的金融機関は、融資の条件として、例えば、融資資金を回収するための担保制度、登記制度などの導入を要求し、私法上の諸制度をどのような体系の下に作っていくかなどの考慮をすることなく、金融機関にとって使い勝手の良い制度をいわばアド・ホックに提供し、カンボジア側は融資を受けるためにこれをそのまま受け入れるという状況にあった。また、各省が外国の資金援助を受けて外国人の実務家を一定期間雇い入れ、専門分野に関係なく雇入（請負）期間内に異なる分野の法律を起草させるという場合もある。例えば、商務省はアメリカの弁護士を雇い入れ、契約法や特許法など一年間で10近くの分野の異なる法律を起草させているが、この弁護士は簡単なアメリカの参考書（例えば、ナッツシェル・シリーズ）を手本にして英語で起草し、法律家ではないが英語のできるカンボジア人がクメール語に翻訳しているために、クメール語では男性形と女性形の区別がないにもかかわらず、男性形で表された場合には女性形をも含むなどという規定が置かれているなどの例がある。

さらに、基本法の立法に当たっても、起草作業を外国の法律専門家に丸投げするというのが実情であった。カンボジア司法省は、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法の法案起草をフランス政府に依頼し、フランス政府はその作業のすべてを学者に委託した。フランスの学者は、それぞれ本国でこれらの法律をフランス法の規定に基づいてフランス語で起草して、カンボジア司法省に提出した。しかし、カンボジア司法省にフランス語を理解できる人材はほとんどなく、また、起草したフランスの学者がカンボジア人スタッフにその内容を説明する機会がなかったため、これらの法律のフランス語による草案は、日本が法整備支援に乗り出す前にカンボジア司法省に提出されていたものの、クメール語草案の起草作業はほとんど進んでいなかった。そこで、当時の司法大臣は、民法起草についてはまだどの国からも支援を得ていないので、民法起草について日本に全面的な支援を依頼した。それと同時に、フランスが既に民事訴訟法草案を提出していたにもかかわらず、実体法としての民法を手続法として支える民事訴訟法についても、日本が支援することを強く要望した。形式的には、フランスが起草した民事訴訟法草案を引き続いて完成するという形をとるが、実際には、内容を含めて最初から新たに起草をしてほしいということであった。カンボジアにおける支援の要望調査に当たって、民法、民事訴訟法の起草支援のほかにも、各省から多くの事項について支援要請があったが、カウンターパートである司法省における優先順位とまた日本側の能力から見て、調査団は、民法、民事訴訟法の起草支援に全力を注ぐことで精一杯であると判断した。ベトナムの場合と同じく、カンボジアに対する法整備支援は、重要政策中枢支援「法整備支援プロジェクト」として位置付けられ、1999年3月から発足した。そこで、民法草案、民事訴訟法草案の起草を中心として、起草作業の管理のための長期専門家の派遣、カンボジア法律家の日本における研修、日本からの短期専門家の派遣なども支援内容に組み込まれた。国内の支援体制も、ベトナムの場合と同様に、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会、学者

グループによって構成されている。

4 カンボジアにおける法整備支援に考え方と進め方

カンボジアが新しい王国として発足するに当たり、諸外国に伍して激しい競争を繰り広げる世界経済の中で生き延びていくには、少なくとも市場経済の法的基盤となる民法等の基本法とそれを運営できる裁判制度の整備を欠くことはできない。しかし、誠に残念なことに、長い内戦を経験したこれまでのカンボジアには、社会の根幹を形成する法律を起草し、それを動かすことができる人材もまた知的インフラもない。そして、外部から差し伸べられたこれまでの法整備支援事業も、既に述べたように、カンボジア社会の現実を踏まえた上で未来を展望する長期的な視野に立ったものとは言い難い。そこで、カンボジアにおける日本の法整備事業を開始するに当たって、我々は、民法、民事訴訟法草案の起草作業をカンボジアの裁判官、司法省の法律専門家と共に協力して進めることによって、これらの法律がカンボジア社会の中で現実に運用できることを確かめつつ、同時にこれらの法律が運用されることを期待することとした。

ここでは、私が現実に携わった民法草案の起草作業が、具体的にどのように進められたのかについて紹介することにしよう。民法起草作業グループは、浦川道太郎、鎌田薫、佐藤恵太、棚村政行、新美育文、能見善久、野村豊弘、松本恒雄、本山敦、山本豊、南敏文、それに私の12名の民法学者からなっている。日本の民法典の内容を基準として民法グループのメンバー各人にテーマを割り当て、担当者は内戦前のカンボジアのシアヌーク法典などの旧規定を始め、日本、ドイツ、フランス、オランダなどの民法典、場合によってはイギリス、アメリカの該当規定を参照しながら条文要項を作成し、月ほぼ一回開催される研究会で報告して他のメンバーからのコメントを受けた。ここまでは学者の通常の研究会とあまり変わらないであろうが、この作業の後、メンバーは交代でカンボジアに出張して、カンボジアの裁判官や司法省専門家の参加を得てその後の起案に反映させることができ、他方でカンボジア側は討論を通じて制度の意義や規定の技術的構成を学ぶことになる。

このような作業の進め方は非常に時間がかかり、支援開始前にカンボジア政府と支援内容を協議していた段階では、カンボジアの長老法律家の中には、作業に時間がかかり過ぎるのでカンボジア専門家と共同討議をしないで(討議してもカンボジア法律家には理解できない)日本側だけでできるだけ速やかに草案を作成してほしいという意見もあった。しかし、実際にカンボジアで共同作業をし、また、共同作業の参加者を日本に呼んで1か月近く本邦研修という形で集中的に議論に参加してもらうことによってカンボジアの法律家の理解度は飛躍的に進んだように思われる。また、日本側の学者にとっても、共同討議をすることによって、制度の在り方について幾つかの選択肢がある場合に、カンボジアの社会に受け入れられる選択はどれであるのかを知ることができ、極めて有意義であった。この共同討議という方法は、各国の法整備支援事業の進め方の中で日本独自のものと言え、今後の法整備支援事業の在り方にとって十分に参照するに足るものと思われる。

民法各章の重要な制度について一通り条文要項がまとめられた後、議論の2ラウンド目に

は条文要項を条文の形にまとめ、また、条文要項を作成していなかったものについても条文案を作成した。その際、他の国が行った法整備支援では支援国の言語で起草したのに対して、日本の支援では条文をすべてクメール語にすることとしていたが、西欧の法律用語に対応するクメール語が存在しない場合も多く、1200条を超える民法典において、最後のクメール語条文を全部作成する翻訳担当者の労苦は予想をはるかに越えるものであった。

5 カンボジア民法典草案に残された問題

先にも述べたように、民法典草案起草作業が始まる以前から既にアジア開発銀行などの国際金融機関がカンボジアに対する融資を開始していた。それらの金融機関は融資の返済を確保するため、融資の条件として担保の設定などを要求した。しかし、当時のカンボジアには担保を規定する一般的な法律も存在せず、ましてや担保権を公示する登記制度も存在していなかった。そこで、これらの金融機関は土地管理に当たる行政府を動かして英米法のトーレンス・システム類似の公示制度を創設させ、これに基づいて担保権を設定している。他方で、民法草案は抵当権の公示を土地登記簿に記載することとしている。民法草案起草作業に先立つカンボジア政府との交渉では、民法成立の暁には、民法に先立って創設されたが、民法の原則とは相容れない制度は廃止することとなっていたが、既に利害関係が存在しているにもかかわらず、果たしてそのような措置を採ることが現実的にできるのだろうか。また、ポル・ポト時代の混乱期に無権限で土地を占拠した者の権限をどうするかなど、現代的な民法が導入されたとしてもルールをそのまま適用できない社会的実態も残っている。土地所有権の対抗力を登記に求めるとしても、カンボジアの国内には実測されていない土地や境界が不分明な土地が広範囲に存在する。西欧の民法体系が前提としていないような社会的実態と西欧法のルールのギャップをどのようにすれば埋めることができるのか。民法起草という知的作業を超える問題が残っており、今後議会における法案審議の中でこれらの問題がどのように影響してくるのであろうか。

さらに、各省がそれぞれの権限に基づいて外国人専門家に依頼して、相互に関係なく様々なルールを導入している実態をどのようにして調整するかも問題である。ようやく、民法草案は司法省に提出され、司法省から更に閣僚評議会に持ち込まれてそこでの審査を経た後に議会に上程されることになっている。日本のカンボジアに対する法整備支援事業は2003年後期から第2期に入ることになっているが、第2期には、議会における民法と民事訴訟法の法案審議に当たって日本側が司法省をバックアップすることになっている。3年を超える民法草案起草作業は一応の区切りを迎えているように見えるが、民法が議会を通過しなければこれまでの作業は知的な作業に止まってしまうことになる。

このプロジェクトに携わってこられた関係者各位のこれまでの苦勞に対して、プロジェクトを仕掛けた張本人として心から感謝申し上げるが、道はまだまだ遠い。

カンボジア王国民法典草案

〔 2003年 6 月30日現在日本語草案 〕

(解説)

以下は、カンボジア王国民法の日本語草案であり、全9編1,302条からなる。

このうち、先に起草が完了した優先8分野については、本誌第7号(2003.1)に掲載済みであるが、その後、日本語条文案及びクメール語条文案がすべて完成し、2003年3月4日にJICAからカンボジア司法省に引き渡された。

さらに、民法典草案として、クメール語草案が6月30日にカンボジア司法省から閣僚評議会に提出された。

そこで、日本語草案の全文を掲載するものである。

なお、同じく6月30日にクメール語草案が閣僚評議会へ提出された民事訴訟法典草案については、本誌次号に掲載する予定である。

カンボジア王国民法典草案

第1編	総則	1
第2編	人	1
第1章	自然人	1
第1節	権利能力	1
第2節	人格権	1
第3節	意思能力	1
第4節	行為能力	1
第1款	未成年者	1
第2款	一般被後見人	2
第3款	被保佐人	2
第4款	制限能力者の相手方の保護	3
第5節	住所	3
第6節	不在者の財産管理および失踪宣告	3
第1款	不在者の財産管理	3
第2款	失踪宣告	3
第7節	同時死亡の推定	4
第2章	法人	4
第1節	総則	4
第1款	定義、種類および設立の原則	4
第2款	非営利法人の名称	4
第3款	設立登記	5
第4款	法人の住所	5
第5款	外国法人の登記	5
第6款	法人の管理・運営	5
第7款	解散および清算	6
第2節	社団法人	8
第1款	有限責任社団法人	8
第2款	無限責任社団法人	11
第3節	財団法人	12
第3編	物権	13
第1章	総則	13
第1節	物	13
第2節	物権	14
第3節	物権変動の原則	14
第2章	所有権	14
第1節	所有権の内容と限界	14
第2節	土地に関する相隣関係	15
第3節	所有権に基づく物権的請求権	16
第4節	所有権の取得	16
第1款	不動産所有権の取得	16

第2款	動産所有権の取得	18
第5節	共有	20
第6節	互有	20
第3章	占有権	21
第1節	総則	21
第2節	占有保護請求権	22
第3節	不動産についての特別の占有者の保護	23
第4章	永借権	23
第5章	用益権	24
第6章	使用権および居住権	25
第7章	地役権	26
第1節	総則	26
第2節	地役権と時効	27
第8章	国，仏教寺院，少数民族その他の共同体の所有権その他の物権	28
第9章	土地のコンセッションによって設定された権利	28
第4編	債務	28
第1章	総則	28
第1節	債務の発生原因および諸概念の定義	28
第2節	債務の種類および態様	29
第3節	条件・期限・期間	30
第1款	条件	30
第2款	期限	30
第3款	期間	30
第2章	意思表示および契約	30
第1節	契約の成立	30
第2節	意思表示および契約の有効性	31
第3節	無効および取消	32
第4節	代理	33
第5節	第三者のためにする契約	34
第3章	契約の履行	35
第4章	契約違反に対する救済	35
第1節	債務不履行に関する一般規定	35
第2節	履行の強制	36
第3節	損害賠償	36
第4節	契約の解除	37
第5章	危険負担	38
第6章	第三者に対する債権の効力	38
第1節	債権者による代位	38
第2節	詐害行為取消権	39
第7章	債務の消滅	39
第1節	弁済	39
第1款	弁済についての一般原則	39
第2款	弁済充当	40

第3款	弁済の提供・供託	41
第4款	弁済による代位	41
第2節	相殺	42
第3節	免除	43
第4節	更改	43
第5節	混同	43
第8章	消滅時効	43
第9章	債権譲渡および債務引受	45
第1節	債権譲渡	45
第2節	債務引受	45
第3節	契約上の地位の譲渡	46
第5編	各種契約・不法行為等	46
第1章	売買	46
第1節	総則	46
第2節	売買契約の当事者と目的物	47
第3節	売買契約の効力	47
第1款	売主の義務	47
第2款	買主の義務	50
第4節	買戻権の行使による売買契約の解消	51
第2章	交換	51
第3章	贈与	52
第4章	消費貸借	52
第1節	消費貸借の意義と成立	52
第2節	利息付き消費貸借	53
第3節	貸主の貸与義務	53
第4節	借主の返還義務	54
第5章	賃貸借	54
第1節	総則	54
第2節	賃貸借の効力	55
第3節	賃貸借の終了	56
第4節	分益賃貸借	56
第6章	使用貸借	57
第7章	委任	57
第8章	請負	59
第9章	雇用	60
第10章	寄託	60
第1節	寄託に関する総則	60
第2節	混蔵寄託	62
第3節	消費寄託	62
第4節	係争物寄託	62
第11章	組合	62
第12章	終身定期金	64
第13章	和解	64

第14章	事務管理	65
第15章	不当利得	65
第16章	不法行為	66
第6編	債務担保	68
第1章	総則	68
第2章	留置権	69
第3章	先取特権	69
第1節	総則	69
第2節	一般先取特権	70
第3節	動産の先取特権	70
第4節	不動産の先取特権	71
第5節	先取特権の順位	71
第6節	先取特権の効力	71
第4章	質権	72
第1節	総則	72
第2節	動産質	73
第3節	不動産質	73
第4節	権利質	74
第5章	抵当権	74
第1節	抵当権の意義	74
第2節	抵当権の成立	74
第3節	抵当権の効力	74
第4節	抵当権の実行	75
第5節	抵当権の処分	75
第6節	抵当権の消滅	76
第1款	請求による消滅	76
第2款	時効による消滅	76
第7節	根抵当権	76
第6章	譲渡担保権	78
第1節	譲渡担保権の定義	78
第2節	譲渡担保権の成立	79
第3節	譲渡担保権の効力	79
第4節	譲渡担保権の実行	79
第7章	保証	80
第1節	保証の成立	80
第2節	保証の効力	80
第3節	求償	81
第4節	代位	82
第8章	連帯債務	82
第1節	連帯債務の成立	82
第2節	連帯債務者の一人について生じた事項の効力	82
第3節	求償	83
第4節	弁済による代位	83

第5節	複数債務のその他の態様	84
第7編	親族	84
第1章	総則	84
第2章	婚約	84
第3章	婚姻	84
第1節	婚姻の成立	84
第1款	婚姻の要件	84
第2款	婚姻の無効及び取消	85
第2節	婚姻の効力	86
第3節	夫婦財産制	86
第1款	契約財産制	86
第2款	法定財産制	86
第4節	離婚	87
第1款	離婚原因	87
第2款	離婚の手續	87
第4章	親子	88
第1節	実親子関係	88
第1款	総則	88
第2款	実親子関係の決定	88
第3款	認知	88
第4款	親子関係不存在確認の訴え	89
第5款	母子関係存在確認の訴え	89
第2節	養子縁組	90
第1款	完全養子縁組	90
第2款	単純養子縁組	91
第5章	親権	92
第1節	総則	92
第2節	離婚および認知の場合の親権者の決定	92
第3節	親権者の権利および義務	93
第4節	親権者としての権限の停止および剥奪	93
第5節	子の財産を管理する権限	94
第6節	財産管理の権限の停止および剥奪	94
第7節	本章の準用	95
第6章	後見	95
第1節	未成年後見	95
第1款	未成年後見の開始	95
第2款	未成年後見人	95
第3款	未成年後見監督人	95
第4款	未成年後見人の職務	96
第5款	未成年後見からの開放	97
第6款	未成年被後見人の子への準用	98
第2節	一般後見	98
第1款	一般後見の開始	98

第2款	一般後見人	98
第3款	一般後見監督人	99
第4款	一般後見人の職務	99
第5款	一般後見の終了	101
第7章	保佐	101
第8章	扶養	102
第8編	相続	102
第1章	総則	102
第1節	相続の開始	102
第2節	相続の効果	102
第3節	相続適格	103
第2章	法定相続	104
第1節	相続人	104
第2節	配偶者の相続	104
第3節	相続分の調整	104
第3章	遺言相続	105
第1節	遺言能力	105
第2節	遺言の方式	105
第3節	遺言事項	106
第4節	遺言の取消し	107
第5節	遺言の効力	107
第6節	遺贈	108
第7節	遺言の執行	109
第4章	遺留分	110
第1節	総則	110
第2節	遺留分減殺の方法	111
第3節	減殺請求権の消滅	111
第5章	相続の承認及び放棄	112
第1節	総則	112
第2節	承認	112
第3節	放棄	113
第6章	相続財産の管理及び分割	113
第1節	相続財産の管理	113
第2節	遺産分割	113
第3節	債権者間の調整	114
第4節	限定承認があつた場合の清算等	114
第7章	相続人の不存在	115
第8章	相続回復請求	116
第9編	最終条項	116



第1編 総則

第1条 (私法の一般法)

この法律は、民事の法律関係に関する一般的な原則を規定するものである。財産関係及び家族関係について特別法に別の定めがない限り、この法律の規定が適用される。

第2条 (基本理念)

この法律は、憲法が定める個人の尊厳、男女の平等及び財産権の保障の理念を具体化するものである。

第3条 (私的自治の原則)

この法律は、個人の自由な意思を尊重し、法人を含む私人間の平等対等な法律関係を規定する。公法人も取引関係においては私人とみなす。

第4条 (権利濫用の禁止)

権利といえども濫用は許されない。権利が本来予定された保護範囲を超えて濫用された場合には、その権利行使の効力は認められない。

第5条 (信義誠実の原則)

権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

第2編 人

第1章 自然人

第1節 権利能力

第6条 (権利能力平等の原則)

すべての自然人は権利・義務の主体となりうる資格を有する。

第7条 (外国人の権利取得の制限)

外国人は、法律・条約に別段の定めがある場合には、一定の権利を取得又は保持することができない。

第8条 (権利能力の始期・終期)

自然人は出生により権利能力を得、死亡により権利能力を失う。

第9条 (胎児)

(1) 不法行為時に懐胎されていた子は、後に出生した場合には、胎児の間に発生した不法行為による損害につき賠償を請求することができる。

(2) 相続開始の時に懐胎されていた子は、後に出生した場合には、相続をすることができる。

(3) 遺言者の死亡の時に懐胎されていた子は、後に出生した場合には、遺言の効果を受けること

ができる。

第2節 人格権

第10条 (人格権の意義)

人格権とは、生命・身体・健康・自由・氏名・名誉・プライバシーその他の人格的利益を内容とする権利をいう。

第11条 (差し止め請求権)

人格権を違法に侵害されるおそれがあるとき、又はすでに生じた侵害が違法に継続し若しくは繰り返されるおそれがあるときは、人格権を有する者は、その侵害の差し止めを請求することができる。

第12条 (侵害行為の結果の除去請求権)

人格権を違法に侵害された者は、侵害行為の結果が残存するために侵害状態が継続しているときは、それが可能であるかぎりにおいて、その侵害行為の結果の除去を請求することができる。

第13条 (損害賠償請求権)

第11条(差し止め請求権)及び第12条(侵害行為の結果の除去請求権)の規定は、人格的利益を侵害された者が、不法行為の規定に基づき損害賠償を請求することを妨げない。

第3節 意思能力

第14条 (意思能力の欠如)

当事者が自己の行為の法的な結果を認識し判断することのできない状態でした行為は取り消すことができる。

第15条 (行為の定義)

本第1章第3節(意思能力)、第4節(行為能力)及び第6節(不在者の財産管理及び失踪宣告)の規定において行為とは、意思表示並びに契約及び単独行為をいう。

第4節 行為能力

第16条 (制限能力者の意義)

制限能力者とは、未成年者、一般被後見人、被保佐人をいう。

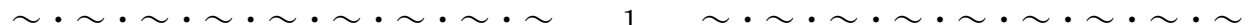
第1款 未成年者

第17条 (未成年者の意義)

未成年者とは満18年未満の者をいう。

第18条 (行為の取消権)

未成年者が親権者又は未成年後見人の同意を得



ずにした行為は取り消すことができる。ただし、単に権利を得、義務を免れる行為や日常生活上の行為はこのかぎりでない。

第19条（親権者又は未成年後見人が処分を許した財産の処分）

未成年者は、親権者又は未成年後見人が目的を定めて処分を許した財産をその目的の範囲内で処分することができる。また、親権者又は未成年後見人が目的を定めずに処分を許した財産を処分することもできる。

第20条（営業を許された未成年者）

(1) 親権者又は未成年後見人により一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては成年者と同一の行為能力を有する。

(2) 第1項の場合において、未成年者がその営業を行うことができないことが判明したときは、親権者又は未成年後見人は、その営業の許可を取り消し、又は制限することができる。

第21条（親権解放の要件）

(1) 16歳に達した未成年者が独立自活している場合、裁判所は未成年者の申し立てにより、それがその未成年者の利益に適うと判断するときは、親権からの解放を宣告することができる。この場合、裁判所は親権者に意見を聞かなければならない。

(2) 婚姻した未成年者は、裁判所の宣告なしに、親権から解放される。

(3) 第2項の場合においては、当事者が後に離婚しても、親権解放の効果は消滅しない。

第22条（親権解放の効果）

親権から解放された未成年者は、成年者と同様の行為能力を有する。

第23条（未成年者の労働契約）

(1) 親権者又は未成年後見人は、第1050条（財産管理と代理）又は第1077条（財産管理と代理）の規定にかかわらず、未成年者に代わって労働契約を締結することができない。

(2) 第1項に反する契約は、未成年者本人に対して効力を生じない。ただし、未成年者本人がこれを追認した場合は、このかぎりでない。

(3) 親権者もしくは未成年後見人又は行政官庁は、労働契約が未成年者にとって不利であると認める場合においては、将来に向かってこれを解除することができる。

第2款 一般被後見人

第24条（一般後見開始の宣告）

(1) 精神上の障害により自己の行為の法的な結

果を認識し判断する能力を欠く常況にある者については、裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、本人の住所地の属するコミュニティ若しくはサンカットの長、又は検察官の申立てにより一般後見開始の宣告をすることができる。ただし、申立てがあった時に本人が15歳未満のときは、このかぎりでない。

(2) 第1項の宣告をする場合において、本人が被保佐人であるときは、裁判所はその本人に関する保佐開始の宣告を取り消さなければならない。

第25条（一般被後見人の意義と一般後見人の選任）

一般後見開始の宣告を受けた者を一般被後見人といい一般後見人の下に置かれる。

第26条（行為の取消権）

一般被後見人の行為は取り消すことができる。ただし、日常生活上の行為はこの限りでない。

第27条（一般後見開始の宣告の取消）

第24条（一般後見開始の宣告）に定めた原因が止んだときは、裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、本人の住所地の属するコミュニティ若しくはサンカットの長、又は検察官の申し立てにより一般後見開始の宣告を取り消さなければならない。

第3款 被保佐人

第28条（保佐開始の宣告）

(1) 精神上の障害により自己の行為の法的な結果を認識し判断する能力が著しく不十分な者については、裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、本人の住所地の属するコミュニティ若しくはサンカットの長、又は検察官の申し立てにより保佐開始の宣告をすることができる。

(2) 第1項の宣告をする場合において、本人が一般被後見人であるときは、裁判所はその本人に関する一般後見開始の宣告を取り消さなければならない。

第29条（被保佐人の意義と保佐人の選任）

保佐開始の宣告を受けた者を被保佐人といい保佐人の下に置かれる。

第30条（行為の取消権）

被保佐人が保佐人の同意を得ないでした以下の行為は取り消すことができる。ただし、日常生活上の行為は、このかぎりでない。

- 1 元本を受領し又はこれを利用すること
- 2 借財又は保証をすること
- 3 不動産その他の重要な財産に関する権利の

得喪を目的とする行為をすること

4 訴訟行為をすること

5 贈与をし、又は和解もしくは仲裁契約を結ぶこと

6 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること

7 贈与若しくは遺贈を拒絶し又は負担付の贈与若しくは遺贈を受諾すること

8 新築、改築、増築又は大修繕をすること

9 土地につき3年、建物につき2年、動産につき6ヶ月を超える期間の賃貸借契約を結ぶこと

10 裁判所が、第28条（保佐開始の宣告）に掲げた者又は保佐人もしくは保佐監督人の申立てにより、保佐人の同意を要する旨を特に宣告した行為

第31条（保佐開始の宣告の取消）

第28条（保佐開始の宣告）に定めた原因が止んだときは、裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、本人の住所地の属するコミューン若しくはサンカットの長、又は検察官の申立てにより保佐開始の宣告を取り消さなければならない。

第4款 制限能力者の相手方の保護

第32条（催告権）

(1) 制限能力者の相手方はその制限能力者が能力者となった後一箇月以上の期間内にその取り消し得る行為を追認するか否かを確答せよと催告することができる。もし、能力者となったその制限能力者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。

(2) 制限能力者がまだ能力者になっていないときにその親権者、後見人又は保佐人にその権限内の行為につき第1項の催告をしたが、その期間内に確答を発しなかったときも、同様とする。

(3) 被保佐人に対しては第1項の期間内に保佐人の追認を得るべき旨を催告することができる。その期間内に追認を得た旨の通知を発しなかったときは、その行為を取消したものとみなす。

第33条（制限能力者の詐術）

制限能力者が能力者であると信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取消することができない。

第5節 住所

第34条（住所の意義）

各人の生活の本拠をもって住所とする。

第35条（居所）

生活の本拠不明の場合は、居所をもって住所とみなす。

第36条（カンボジアに住所を有しない場合）

カンボジアに住所を有しない者は、カンボジア人であると外国人であるとを問わず、カンボジアにおける居所をもってその住所とみなす。ただし、準拠法を住所地法とする場合はこのかぎりではない。

第6節 不在者の財産管理及び失踪宣告

第1款 不在者の財産管理

第37条（裁判所による財産管理人の選任）

従来の住所又は居所を去って容易に帰来する見込みのない者が、その財産の管理人を置かなかつたときは、裁判所は利害関係人、本人の住所地の属するコミューン若しくはサンカットの長、又は検察官の申立てにより、財産管理人の選任その他その財産の管理につき必要な処分を命ずることができる。本人の不在中管理人の権限が消滅したときも同様とする。

第38条（財産管理命令の取消）

第37条（裁判所による財産管理人の選任）の場合において、不在者本人が後日に至り管理人を置いたときは、裁判所は管理人、利害関係人、本人の住所地の属するコミューン若しくはサンカットの長、又は検察官の申立てによりその命令を取消することができる。

第39条（管理人の改任）

不在者が管理人を置いた場合において、不在者の生死不明のときは、裁判所は利害関係人、本人の住所地の属するコミューン若しくはサンカットの長、又は検察官の申立てにより管理人を改任することができる。

第40条（財産管理人の権限）

(1) 選任された管理人は第363条（代理権の範囲）第2項の定める行為を行う権限を有する。これ以外の行為を必要とするときは、裁判所の許可を得て行うことができる。

(2) 不在者の生死不明の場合において、その管理人が不在者の定めていた権限を越える行為を必要とするときも、裁判所の許可を得て行うことができる。

第2款 失踪宣告

第41条（失踪宣告の要件）

(1) 不在者の生死が5年間不明のときは、裁判

所は配偶者、推定相続人、受遺者、保険金受取人、親権者、後見人、父母その他失踪宣告がされることにつき法律上重要な利害関係を有する者の申立てにより、失踪の宣告をすることができる。

(2) 戦地に臨んだ者、沈没した船舶中に在った者、その他死亡の原因となりうる危難に遭遇した者の生死が、戦争の止んだ後、船舶の沈没した後、又はその他の危難の去った後、1年間不明のときも、第1項と同様とする。

第42条（公示催告）

失踪を宣告するには、公示催告の手続きを経なければならない。

第43条（失踪宣告の効果）

第41条（失踪宣告の要件）第1項の規定により失踪宣告がされたときは同規定の期間満了時から、同条第2項の規定により失踪宣告がされたときは危難の去った時から、失踪者は、従来の住所又は居所を中心とする、これらの時点までの法律関係につき、死亡したものとみなして扱われる。

第44条（失踪者帰還時の処理）

(1) 失踪者の生存すること又は第43条（失踪宣告の効果）第1項所定の時と異なる時に死亡したことの証明があるときは、裁判所は本人又は利害関係人の申立てにより失踪の宣告を取消さなければならない。

(2) 失踪宣告の効果により失踪者から直接財産を得た者はその取消により権利を失う。ただし、失踪宣告が事実を反していることを財産取得当時知らなかった取得者は、現に利益を受ける限度でのみその財産を返還する義務を負う。

(3) 失踪の宣告後その取消前に失踪宣告を信頼して行った行為は、失踪宣告の取消によりその効力を左右されない。

(4) 失踪宣告を受けた者の配偶者が再婚した後に、その失踪宣告が取消された場合には、前婚は、再婚の成立により解消する。

第7節 同時死亡の推定

第45条（同時死亡の推定）

死亡した数人中その一人が他の者の死亡後なお生存したことが明らかでないときは、これらの者は同時に死亡したものと推定する。

第2章 法人

第1節 総則

第1款 定義、種類及び設立の原則

第46条（法人の定義、種類及び設立の原則）

(1) この法律において、社員を構成員とする団体に独立した権利義務の主体としての地位が与えられたものを社団法人といい、抛出財産に独立した権利義務の主体としての地位が与えられたものを財団法人という。

(2) この法律において、営利を目的としない法人を非営利法人といい、営利を目的とする法人を営利法人という。なお、非営利法人の内、とくに公益を目的とするものを公益法人という。

(3) この法律において、社員がその抛出した財産の限度で法人の債務について責任を負う社団法人を有限責任社団法人といい、社員がその一般財産をもって法人の債務について責任を負う社団法人を無限責任社団法人という。

(4) 法人は、他の社団法人の無限責任を負う社員となることはできない。

(5) 非営利法人は、この法律又はその他の法令によって設立することができる。

(6) 営利法人は、別に定める法律に従って設立することができる。

第2款 非営利法人の名称

第47条（非営利法人の名称）

(1) 社団法人又は財団法人でないものが、その名称において、社団法人又は財団法人という語を使用することはできない。

(2) 有限責任社団法人は、その名称の中に、有限責任社団法人であることを、また、無限責任社団法人は、無限責任社団法人であることを示す表示をしなければならない。

第48条（外国法人）

(1) この法律において、外国の法律に準拠して設立された法人を外国法人という。

(2) 外国法人は、国、国の行政区画及び商事会社を除くほか、法人として認められない。ただし、カンボジアの法律又は条約によって許されたものは、法人として認められる。

(3) 第2項で法人として認められた外国法人は、同種のカンボジアの法律に準拠して設立された法人と同様の私法上の権利を有する。ただし、外国人が享有できない権利又は法律もしくは条約によって特別の規定のある場合は、その限りではない。

第3款 設立登記

第49条（法人の設立登記及び成立時期）

(1) 法人は、その主たる事務所の所在地において登記をすることによって成立する。

(2) 法人は、設立時に従たる事務所を置くときは、その所在地において、第1項の登記の日より1週間以内に登記をしなければならない。

第50条（登記事項）

(1) 法人の登記においては、以下の各号に定める事項を登記しなければならない。

- 1 目的
- 2 名称
- 3 主たる事務所及び従たる事務所
- 4 定款に解散事由を定めた場合は、その事由
- 5 理事及び監事の氏名又は名称及び住所。ただし、無限責任社団法人にあっては、社員の氏名及び住所
- 6 理事であって法人を代表しない者がいるときには、法人を代表すべき理事の氏名
- 7 数人の理事が共同して法人を代表すべきことを定めた場合には、その定め

(2) 第1項に掲げた事項の中で変更が生じた場合には、主たる事務所の所在地においては2週間、その他の事務所の所在地においては3週間以内に、その登記をしなければならない。登記を行わない間は、変更を第三者に対抗することができない。

(3) 理事、監事、清算人もしくは社員であって登記された者の職務の執行を停止しもしくはこれを代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更もしくは取り消しがあったときは、主たる事務所及びその他の事務所の所在地において、その登記をしなければならない。この場合においては、第2項第2文を準用する。

第4款 法人の住所

第51条（法人の住所）

法人の住所は、その主たる事務所の所在地にある。

第52条（事務所移転の登記）

(1) 法人が主たる事務所を移転したときは、2週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第50条（登記事項）に定めた事項を登記しなければならない。その他の事務所を移転したときは、旧所在地においては3週間以内に移転の登記をし、新所在地においては4週間以内に第50条（登記事項）に定めた事項を登記しなければならない。

(2) 第1項にかかわらず、同じ登記所の管轄区域内で事務所を移転した場合には、その移転のみ

の登記をすればよい。

第53条（新設事務所の登記）

(1) 法人が新たに事務所を設置した場合には、当該事務所の所在地において、2週間以内に、第50条（登記事項）に定める事項を登記しなければならない。

(2) 第1項の場合、主たる事務所及びその他の事務所の所在地においては、新たに事務所を設置してから3週間以内に、新たな事務所を設けたことを登記しなければならない。

第5款 外国法人の登記

第54条（外国法人の登記）

(1) 外国法人がカンボジア国内に事務所を置く場合には、第50条（登記事項）、第52条（事務所移転の登記）及び第53条（新設事務所の登記）の規定が適用される。

(2) 外国法人が初めてカンボジア国内に事務所を置く場合には、その事務所の所在地で登記をするまでは、他人はその法人格を否定することができる。

第6款 法人の管理・運営

第55条（財産目録及び社員名簿）

(1) 法人は、設立の時及び事業年度初めの3ヶ月以内に、財産目録を作り、常にこれを事務所に備え置かなければならない。

(2) 社団法人は、社員名簿を作成し、事務所に備え置き、及び、社員の変更がある場合にはその度にそれを訂正しなければならない。

第56条（理事の定数ならびにその選任・解任及び任務）

(1) 法人は、法人の業務を執行する機関として、理事を置かなければならない。ただし、無限責任社団法人にあっては理事を置かない。

(2) 理事は、単数でも複数でもよい。ただし、財団法人にあっては、3名以上の理事を置かなければならない。

(3) 理事が複数ある場合には、定款において別段の定めがない限り、法人の事務はその過半数をもって決定する。

(4) 理事は、定款又は社員総会によって選任される。

(5) 理事は、社団法人においては社員総会の議決により解任することができる。

第57条（理事の義務）

(1) 理事は、法令及び定款の趣旨を遵守し、法人の事務を忠実に処理する義務を負う。

(2) 第1項の他、理事と法人との関係は委任に

10 定款の変更に関する事項

11 公告の方法

(3) 定款は、公証人の認証を受けなければその効力を有しない。

(4) 定款は、主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならない。

第83条（基本財産の最低額）

有限責任法人は、2000万リエル以上の基本財産を保有しなければならない。

第84条（理事及び監事の選任）

(1) 設立中の有限責任社団法人が定款において理事又は監事を定めなかったときは、法人の設立前に、社員総会において理事又は監事を選任しなければならない。

(2) 第1項の社員総会は、各社員が招集することができる。

第85条（基本財産等の調査）

(1) 理事は、基本財産の充実を図るため、基本財産拋出者を募集し、その者に拋出額を割り当て、その拋出を求めなければならない。

(2) 理事は、定款に第82条（設立及び定款）第2項第4号第2文の記載がある場合には、遅滞なく、当該記載された事項を調査するため、検査者の選任を裁判所に請求しなければならない。

(3) 第2項の検査者は、調査の結果を裁判所に報告しなければならない。

(4) 裁判所は、調査の結果から、定款の記載が不当であると認めた場合には、その変更を決定しなければならない。この場合、当該決定を、社員、理事及び金銭以外の財産の拋出に関する事項に変更ある場合の金銭以外の財産の拋出者に通知しなければならない。

(5) 第4項の通知を受けた金銭以外の財産の拋出者は、当該決定の確定後1週間以内に、金銭以外の財産の出資の意思表示を取り消すことができる。この場合、設立中の有限責任社団法人は定款を変更して設立手続きを続行することができる。

第86条（設立手続きの調査）

(1) 理事及び監事は、基本財産の総額について拋出者が確定したかどうか、現物拋出財産の給付が完了したかどうかを調査しなければならない。

(2) 第1項の調査の結果、法令、定款に違反し、又は、不当な事項があると認められる場合には、理事又は監事は、社員に報告しなければならない。

第87条（登記事項及び登記期間）

(1) 有限責任社団法人は、第50条（登記事項）の他、以下の各号に定める事項を登記しなければならない。

1 基本財産の総額

2 基本財産の拋出者の権利に関する規定

3 基本財産の返還の手続き

4 公告の方法

(2) 有限責任社団法人の設立登記は、第85条（基本財産等の調査）及び第86条（設立手続きの調査）の手続きが終了した日より2週間以内に主たる事務所の所在地において行わなければならない。

(3) 従たる事務所の所在地においては、第2項の登記をした日より2週間以内に登記しなければならない。

第88条（基本財産の拋出に関する担保責任）

(1) 有限責任社団法人の成立時に、基本財産の総額のうち拋出者が確定していない部分があるときは、当該法人の成立当時の理事及び社員は、共同して、当該部分についての拋出者になったものとみなす。当該法人の成立後に基本財産の拋出者の基本財産拋出に係る意思表示が取り消されたときも、同様とする。

(2) 有限責任社団法人の成立時に、基本財産の払い込み又は現物拋出財産の給付がなされていないものがあるときは、当該法人の成立当時の理事及び社員は、連帯して、当該払い込みがなされていない額又は当該給付がなされていない現物拋出財産の価額を弁済する責任を負う。

(3) 有限責任法人の成立時に、第82条（設立及び定款）第2項第4号第2文に定める財産の価格が定款に記載された価格に著しく不足するときは、当該法人の成立時の理事及び社員は、当該法人に対して、連帯して、当該不足額を弁済する責任がある。ただし、第85条（基本財産等の調査）により検査者の検査を経ている場合には、現物拋出者又は当該財産の譲渡人でないかぎり、当該責任を免れる。

第89条（社員の権利義務）

(1) 社員は、法人の経費を支払う義務を負う。

(2) 社員は、社員総会において議決権を行使することができる。ただし、社員と法人との関係について議決する場合には、当該社員は議決権を行使することができない。

(3) 社員の議決権は1個とする。ただし、定款において拋出額を斟酌して別段の定めをすることができる。

(4) 社員総会に出席しない社員は、書面をもって表決をし、又は代理人によって表決する。ただし、定款に別段の定めがある場合には、それに従う。

第90条（社員資格の喪失）

(1) 社員は、いつでも退社することができる。ただし、定款において、退社しようとする時より一定の期間前までに法人に対して退社の予告をす

ることが求められている場合は、やむをえない事情がある場合を除き、退社をしようとする社員はその予告をしなければならない。

(2) 第1項但し書きの予告期間は、1年を超えることはできない。

(3) 第1項の場合のほか、社員は次の事由によって社員の資格を喪失する。

- 1 定款に定めた事由の発生。
- 2 総社員の同意。
- 3 死亡又は解散
- 4 除名

第91条（除名）

(1) 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合において、法人は、当該社員総会の日から1週間前までに当該社員に対してその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(2) 第1項の決議をするには、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の議決権を有する者の賛成が得られなければならない。

(3) 除名は、除名した社員にその旨を通知しなければ、その効力を生じない。

第92条（定時総会）

理事は、少なくとも毎年1回、社員の定時の総会を開かなければならない。

第93条（臨時総会）

(1) 理事は、必要があると認める場合は、いつでも臨時の社員総会を招集することができる。

(2) 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員が会議の目的事項を示して総会の開催を請求した場合には、理事は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、その定数について定款で別の定めがある場合には、それに従う。

(3) 第2項の請求がなされたにもかかわらず、理事が総会を遅滞なく招集することを怠る場合には、当該請求をした社員は、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。

第94条（総会の招集）

(1) 社員総会を招集するには、当該社員総会の日から1週間前までに各社員に対してその通知を発しなければならない。ただし、定款によってこの期間を短縮することができる。

(2) 社員総会は、総社員の同意がある場合には、招集の手続きを経ないで開くことができる。

第95条（総会の権限）

(1) 社員総会は、この法律又は定款で定める事項に限り、決議を行うことができる。

(2) 理事及び監事は社員総会において社員が求

めた事項について説明をしなければならない。ただし、その事項が会議の目的である事項に関係しないとき、説明をすることによって社員共同の利益を著しく害するとき、説明をするについて調査を必要とするときその他正当な事由があるときは説明をしなくともよい。

(3) 第2項の場合、社員が会議の日より相当の期間前に書面によって社員総会において説明すべき事項を通知したときは、理事及び監事は調査を要することを理由として説明を拒むことはできない。

第96条（総会の決議事項）

社員総会においては、第94条（総会の招集）によってあらかじめ通知をした事項についてのみ決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第97条（定款の変更）

(1) 有限責任社団法人の定款は、総社員の議決権の4分の3以上の賛成がある場合に限り、変更することができる。ただし、定款において、別段の定めがある場合には、それに従う。

(2) 定款の変更は、公証人の認証を受けなければその効力を生じない。

第98条（計算書類の作成及び承認）

(1) 理事は、毎事業年度、次の各号に定める書類及びこれらの書類の記載を補足する重要な事実を記載した付属明細書を作成しなければならない。

- 1 貸借対照表
- 2 損益計算書
- 3 事業報告書
- 4 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案

(2) 理事は、第1項各号に掲げる書類を定時の社員総会に提出し、同項3号に掲げる書類についてはその内容を報告し、同項1号、2号及び4号に掲げる書類についてはその承認を得なければならない。

第99条（計算書類の監査）

(1) 理事は、第98条（計算書類の作成及び承認）第1項の各号に掲げる書類について監事の監査を受けなければならない。

(2) 第1項の監査は、定時の社員総会前に行われなければならない。

(3) 理事は、監事の監査開始の5週間前には第98条（計算書類の作成及び承認）第1項各号の定める書類を、3週間前には付属明細書を、監事に提出しなければならない。

(4) 監事は、付属明細書を除く第3項の書類を受領した日から4週間以内に監査報告書を理事に提出しなければならない。

第100条（計算書類等の公示）

(1) 有限責任社団法人は、監査報告書が理事に提出された時から、第98条（計算書類の作成及び承認）第1項各号に掲げる書類及び監査報告書を主たる事務所においては5年間、従たる事務所においてはその写しを3年間備え置かなければならない。

(2) 社員及び法人の債権者は、当該法人の営業時間内において、当該法人に対して、第1項に定める書類の閲覧又は謄本もしくは抄本の交付を請求することができる。ただし、謄本又は抄本を請求する場合には、当該法人が定めた費用を支払わなければならない。

第2款 無限責任社団法人

第101条（設立及び定款）

(1) 無限責任社団法人を設立するには、社員となろうとする者が、共同して定款を作成し、各自これに署名しなければならない。

(2) 第1項の定款には、以下の各号の事項が記載されなければならない。

- 1 目的
- 2 名称
- 3 社員の氏名及び住所
- 4 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

(3) 定款は、公証人の認証を得なければ効力を生じない。

(4) 定款は、主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならない。

第102条（登記事項及び登記期間）

(1) 無限責任社団法人は、第50条（登記事項）の他、以下の各号に定める事項を主たる事務所の所在地において登記しなければならない。

1 法人を代表しない社員がいる場合においては、法人を代表する社員の氏名

2 数人の社員が法人を代表する定めがある場合には、その定め

(2) 従たる事務所の所在地においては、第1項の登記の日より2週間以内に、第1項の各号に定める事項を登記しなければならない。

第103条（社員の責任等）

(1) 無限責任社団法人の財産をもってその債務を完済できないときは、社員は連帯してその弁済の責めを負う。

(2) 無限責任社団法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかったときも、第1項と同様とする。

(3) 第1項及び第2項の規定は、社員が、無限責任社団法人に資力があり、かつ、強制執行が容易であることを証明した場合には適用されない。

(4) 社員は無限責任社団法人に属する抗弁をも

ってその法人の債権者に対抗することができる。

(5) 無限責任社団法人がその債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有する場合においては、社員はその債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

(6) 無限責任社団法人が成立した後に加入した社員は、その加入前に発生したその法人の債務についても責任を負う。

(7) 退社をした社員は、その法人の主たる事務所の所在地において退社の登記をする以前に生じたその法人の債務について責任を負う。

(8) 第7項の責任は、第7項の登記がなされた後2年以内に請求又は請求の予告をしない法人の債権者に対しては登記後2年を経過したとき消滅する。

(9) 社員は、定款の定めるところに従い、法人の経費を負担しなければならない。

第104条（社員資格の喪失）

(1) 社員は、定款の定めがある場合を除き、いつでも退社することができる。

(2) 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、社員はいつでも退社できる。

(3) 第1項及び第2項の場合の他、社員は以下に掲げる事由によって社員資格を喪失する。

- 1 定款に定めた事由の発生
- 2 総社員の同意
- 3 除名
- 4 死亡
- 5 破産
- 6 一般後見開始の宣告を受けたこと

第105条（除名）

社員の除名は、正当な事由があるときに限り、他の社員の一致によってすることができる。ただし、除名した社員にその旨を通知しなければ、その効力を生じない。

第106条（業務の執行）

(1) 社員は、無限責任社団法人の業務を執行する。

(2) 無限責任社団法人の業務は、定款に別段の定めがない限り、社員の過半数の意見により決定したところに従う。

(3) 定款によって無限責任社団法人の業務を行うべき社員を定めた場合においては、当該社員が当該無限責任社団法人の業務を執行する。

(4) 第3項の社員が複数あるときは、定款に別段の定めのある場合を除いて、無限責任社団法人の業務は当該社員の過半数の意見により決定したところに従う。

(5) 第2項及び第4項の規定にかかわらず、無限責任社団法人の常務は、各社員が行うことができる。なお、第3項に規定する場合には、同項に

規定する社員に限ってその常務を行うことができる。ただし、その終了前に他の社員が異議を述べたときは、この限りではない。

第107条（法人の代表）

(1) 社員は無限責任社団法人を代表する。ただし、第106条（業務の執行）第3項に規定する場合においては、同項に規定する社員のみが無限責任社団法人を代表する。

(2) 第1項の規定により、無限責任社団法人を代表する社員が数人あるときは、当該社員は各自当該無限責任社団法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によって、当該社員の中から特に当該無限責任社団法人を代表すべき者を定めることができる。

(3) 無限責任法人を代表する社員は、理事に關する規定に従う。

第108条（報告及び調査）

(1) 社員は、他の社員に対して事業の遂行の状況について報告を求め、又は無限責任社団法人の業務及び財産の状況を調査することができる。ただし、第106条（業務の執行）第3項に規定する場合においては、同項に規定する社員に対してのみその報告を求めることができる。

(2) 社員は、他の社員が法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又は、そのおそれがある場合において、当該行為によって法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該社員に対して当該行為を止めるよう請求することができる。

(3) 監事が置かれている場合には、第1項及び第2項に定める事項は、監事によって行われる。

第109条（定款の変更）

(1) 定款の変更には、総社員の同意がなければならない。

(2) 第1項の規定にかかわらず、定款において、総社員のうちの一定割合以上の者の同意によって定款を変更することができる場合においては、それに従う。

(3) 変更された定款は、公証人の認証を得なければ効力を生じない。

第3節 財団法人

第110条（設立及び定款）

(1) 財団法人は、公益を目的とする限りにおいて、定款を作成し、監督官庁の許可を得ることによって設立することができる。

(2) 第1項の定款には、つぎの各号に掲げられる事項が記載されなければならない。

- 1 目的
- 2 名称

3 主たる事務所の所在地

4 基本財産の総額及び資産に関する規定。なお、筋骨因以外の財産の抛出がある場合には、当該財産及びその価格が、設立後に譲り受けることを約した財産がある場合には、その価格及び譲渡人の氏名もしくは名称、又は、法人の負担すべき設立費用の額が記載されなければならない。

- 5 事業年度
- 6 理事及び監事その他役員に関する事項
- 7 会計に関する事項
- 8 解散に関する事項
- 9 定款の変更に関する事項
- 10 公告の方法

(3) 定款は、公証人の認証を受けなければその効力を有しない。

(4) 定款は、主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならない。

第111条（基本財産の最低額）

財団法人は、2億リエル以上の基本財産を保有しなければならない。

第112条（定款の補完）

財団法人の設立者が、その名称、事務所又は理事の任免の方法を定めずに死亡した場合、裁判所は利害関係人又は検察官の申立によってそれらを定めることができる。

第113条（贈与及び遺贈の規定の準用）

(1) 生前の処分によって財団法人設立のための財産の抛出がなされる場合には、第5編第3章（贈与）の規定を準用する。

(2) 遺言によって財団法人設立のための財産の抛出がなされる場合には、第8編第3章第6節（遺贈）の規定を準用する。

第114条（抛財産の帰属時期）

(1) 生前の処分行為によって財団法人設立のための財産の抛出がなされた場合、抛出された財産は、第49条（法人の設立登記及び成立時期）に定める登記がなされた時から法人の財産となる。

(2) 遺言によって財団法人設立のための財産の抛出がなされた場合、抛出された財産は遺言が効果を生じた時から法人の財産となったものとみなす。

第115条（登記事項及び登記期間）

(1) 財団法人は、第50条（登記事項）の他、以下の各号に定める事項を登記しなければならない。

- 1 基本財産の総額
- 2 公告の方法
- 3 監督官庁の許可が得られた日

(2) 財団法人の設立の登記は監督官庁の許可が得られた日より2週間以内に主たる事務所の所在

地において行わなければならない。

(3) 従たる事務所の所在地においては、第2項の登記の日より2週間以内に登記しなければならない。

第116条（計算書類等の作成及び承認）

(1) 理事は、毎事業年度、次の各号に定める書類及びこれらの書類の記載を補足する重要な事実を記載した付属明細書を作成しなければならない。

- 1 貸借対照表
- 2 損益計算書
- 3 事業報告書
- 4 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案

(2) 理事は、第1項各号に掲げる書類を監督官庁に提出し、その承認を得なければならない。

第117条（計算書類の監査）

(1) 理事は、第116条（計算書類等の作成及び承認）第1項の各号に掲げる書類について監事の監査を受けなければならない。

(2) 第1項の監査は、当該書類の監督官庁への提出前に受けなければならない。

(3) 理事は、監事の監査開始の5週間前には第116条（計算書類等の作成及び承認）第1項各号の定める書類を、3週間前には付属明細書を、監事に提出しなければならない。

(4) 監事は、付属明細書を除く第3項の書類を受領した日から4週間以内に監査報告書を理事に提出しなければならない。

第118条（計算書類等の公示）

(1) 財団法人は、監査報告書が理事に提出された時から、第116条（計算書類等の作成及び承認）第1項各号に掲げる書類及び監査報告書を主たる事務所においては5年間、従たる事務所においてはその写しを3年間備え置かなければならない。

(2) 財団法人の債権者は、当該法人の営業時間内において、当該法人に対して、第1項に定める書類の閲覧又は謄本もしくは抄本の交付を請求することができる。ただし、謄本又は抄本を請求する場合には、当該法人が定めた費用を支払わなければならない。

第3編 物権

第1章 総則

第1節 物

第119条（物の定義）

この法律では、物とは、気体、液体及び固体である有体物をいう。

第120条（動産と不動産）

(1) 物は、動産と不動産に分かれる。

(2) 不動産とは、土地及び建物、工作物、農作物、樹木など土地に固定されて移動できない物をいう。

(3) 動産とは、不動産以外の物をいう。

(4) 支配可能な無体財産については、特別法に規定のない限り、動産に関する規定を準用する。

第121条（物の構成部分）

物の構成部分が、物を破壊することなしに、又は性質を变じることなしに分離できないときは、これを独立の権利の対象とすることができない。

第122条（土地の構成部分：原則）

土地に定着し、又は一体となった物、特に土地上に建築され移動できない建物、工作物、あるいは、土地に播種された種子、植栽された農作物、生育する樹木は、土地から分離されない限り、土地の構成部分であり、別段の定めのない限り、これを独立の権利の対象とすることができない。

第123条（土地の構成部分：例外）

他人の土地に対する権利の行使として、権利者が土地上に建築した建物、その他の工作物、及び生育させた樹木・植物等は、土地の構成部分とはならない。一時的な目的で土地に付着させた物も同様である。

第124条（他人の土地に対する権利の行使に基づき建築した建物等の帰属）

第123条（土地の構成部分：例外）において、権利者が土地上に建築した建物、その他の工作物、及び生育させた樹木・植物等は、他人の土地に対する権利の構成部分とみなす。

第125条（建物の構成部分）

建物を組成する材料、及び建具、家具、看板、装飾品などが、建物を破壊することなしに、又は性質を变じることなしにこれを分離できないときは、建物の構成部分であり、これを独立の権利の対象とすることができない。

第126条（主物と従物）

(1) 主物の構成部分ではなく、継続的に主物の経済的目的に供するために主物の所有者が主物に付属させた物を従物という。

(2) 主物に関する権利の設定及び移転は、特約のない限り、従物に及ぶ。

第127条（元物と果実の定義）

(1) 物から生じる収益を果実という。果実の生じる物を元物という。

(2) 物の通常の使用方法にしたがって取得する

産出物を天然果実という。

(3) 物の使用の対価として受け取る賃料などの金銭、その他の物を法定果実という。

第128条（果実の取得権）

(1) 天然果実は、元物から分離する時にこれを取得する権利を有する者の所有に帰する。

(2) 法定果実は、これを取得する権利の存続期間にしたがい日割により取得できる。

第129条（果実返還義務者の費用償還請求権）

果実を返還する義務を負う者は、果実の取得に要する通常の費用の償還を請求することができる。ただし、返還する果実の価格を超えることはできない。

第2節 物権

第130条（物権の定義）

物権とは、物を直接に支配する権利であり、その権利をすべての人に対して主張できるものをいう。

第131条（物権法定主義）

物権は、この法律、特別法により認められた種類及び内容に限り設定することができる。慣習法上認められた物権は、この法律及び特別法と抵触しない限り、本法のもとでも効力を有する。

第132条（物権の種類）

この法律が定める物権は、下記に掲げるものである。

- 1 所有権
- 2 占有権
- 3 用益物権
 - イ 永借権
 - ロ 用益権
 - ハ 使用権・居住権
 - ニ 地役権
- 4 担保物権
 - イ 留置権
 - ロ 先取特権
 - ハ 質権
 - ニ 抵当権
 - ホ 譲渡担保権

第3節 物権変動の原則

第133条（合意による物権変動）

物権の設定、移転及び変更は、当事者間の合意にしたがって効力を生じる。

第134条（物権変動の対抗要件）

(1) 不動産に関する物権の設定、移転及び変更

は、占有権、留置権を除き、登記に関する法令の規定に従い登記をしなければ第三者に対抗することができない。

(2) 動産に関する物権の譲渡は、その動産の占有の移転がなければ第三者に対抗することができない。

第135条（混同）

(1) 同一の物について所有権と他の物権が同一人に帰したときは、その物権は消滅する。但し、その物又はその物権が第三者の権利の目的であるときは、この限りではない。

(2) 所有権以外の物権及びこれを目的とする他の権利が同一人に帰したときは、その権利は消滅する。この場合においては、第1項但書の規定を準用する。

(3) 第1項及び第2項の規定は、占有権には適用しない。

第136条（登記の推定力）

(1) 不動産登記簿に権利を登記したときは、その権利は登記された者に属するものと推定する。

(2) 不動産登記簿から登記された権利が抹消されたときは、その権利は消滅したものと推定する。

第2章 所有権

第1節 所有権の内容と限界

第137条（所有権の定義）

所有権とは、法令の制限内で、所有者が自由に所有物の使用、収益及び処分をすることができる権利をいう。

第138条（土地の所有権の限界）

(1) 土地の所有権は、法令の制限内で、かつ、所有者にとって利益のある範囲内で、その土地の上下に及ぶ。

(2) 土地の所有者は、専ら他人を妨害し、生活妨害を与える目的で土地を使用することはできない。

第139条（生活妨害行為の差止）

(1) 土地の所有者は、他の土地より生じるガス、蒸気、臭気、煙、煤、熱、音響、振動等による生活妨害がその土地の通常の使用の範囲内であり、他の法令により禁止されていない場合には、自己の土地に影響を与える行為の中止を求めることはできない。

(2) 第1項の場合において、現に著しい被害を受けている土地の所有者は、生活妨害を与える者に対して相当の補償を請求することができる。土地の所有者が不法行為に基づき損害賠償請求をすることは妨げられない。

第140条（地中の文化財・鉱物の発掘）

(1) 土地の所有者は、地中より発見されたいかなる種類の彫像、レリーフ、遺物、その他の文化財に対しても所有権を主張できない。それらは国有財産であり、発見した土地所有者は、文化・美術省に引き渡す義務を負う。

(2) 土地の所有者は、別の法律に定められた地中にある鉱物についても所有権を主張できない。それらは国有財産であり、別に定める法律により国が採掘する権利を認めた者がその鉱物を採掘し、取得する権利を有する。

第141条（越境竹木の切除権）

土地の所有者は、隣地から竹木の枝が伸びて境界を越えたとき、又は、隣地から竹木の根が伸びて境界を越えたときは、その果実を収取し、また、それを切除することができる。

第2節 土地に関する相隣関係

第142条（隣地使用権）

土地の所有者は、境界又はその近くで塀あるいは建物を建設し、又はこれを修繕するために必要な範囲で隣地の使用を請求することができる。これにより隣人が損害を被ったときは、償金を支払わねばならない。

第143条（袋地通行権）

(1) 他人の土地に囲まれて公道へ通じない土地、及び公道への接続が不十分なため農業上又は産業上の利用が著しく阻害されている土地を袋地という。

(2) 袋地の所有者は、かかる通行による損害に応じた償金の支払と引換えに、隣地の通行を要求する権利を有する。

(3) 通行権は、原則的に袋地から公道に至るまで最短となる方向又は経路に設けられなければならない。第1文の規定にかかわらず、通行権は、負担する土地の所有者にとって最小限の侵害をもたらす場所に設けられなければならない。

(4) 袋地の発生が、売買、交換、遺産分割又は他の契約による土地分割を原因とする場合には、通行権は、分割後に残った土地に対して要求できるとどまる。しかしながら、かかる状況において十分な通行が確保されない場合には、第2項及び第3項の規定を適用する。

第144条（自然水の承水義務）

(1) 低地の所有者は、高地から自然に流れる水を忍容する義務を負う。低地の所有者は、堤防、堰、障害物、又はかかる流水を妨げるあらゆる種類の工作物を設けてはならない。高地の所有者は低地の所有者の負担を増大させる一切の行為をしてはならない。

(2) 当事者に責任のない不可抗力の事変により低地で水流が阻害されたときは、高地の所有者は自費で水流を通す工事を行うことができる。

第145条（雨水等の利用権）

高地の所有者は、第144条（自然水の承水義務）第1項第3文の定めのもとに、土地に生じた泉水ならびに地上に降った雨水を利用し、排水する権利を有する。

第146条（流水の保全義務）

流水に接して位置する土地の所有者は、農業用の必要のために、水を隣地に向けて流下させる義務を負い、隣地の所有者は、さらに離れた土地に配慮して同様の義務に服する。

第147条（灌漑のための水路開設権）

土地の灌漑のために使用権を有する水を通水させようと望む土地の所有者は、水路の通過地の所有者に与える損害に対して償金を支払って、自己所有地と水源との間の土地を通して水路を設置し、維持することができる。

第148条（灌漑用水の排水権）

土地の所有者は、低地の所有者に償金を支払って、自己の土地を灌漑した水を低地を通して排水することができる。

第149条（水没地所有者の排水権）

全部又は一部が水没した土地の所有者は、衛生に関する法令の規定を遵守する限りで、自己の所有地から有害な水を排水することができる。

第150条（堰等の設置権と利用権）

(1) 自己の土地を灌漑するために河川の水を使用することを望む河岸の土地所有者は、対岸の所有者に償金を支払って、水を引くために必要な施設を対岸の土地に設置することができる。

(2) 自己の所有地に施設の設置を受忍した土地の所有者は、設置及び維持に要する費用の半分を負担することを条件として、施設を設置した者に対して堰の共同使用を要求できる。この場合には、施設の設置者は第1項の償金の支払義務はなく、支払った償金の返還を請求することができる。

第151条（生活妨害行為）

穿掘、ボーリング、掘削を行なうことにより、又は危険な物、他人の迷惑となる物、不衛生な物を保管することにより隣地に生活妨害を与える可能性のある行為を自らの土地上で実施しようとする所有者は、厳守されるべき距離、又は実施されるべき行為を定める特別の規定に従わねばならない。

第152条（窓及びバルコニー等の目隠し設置義務）

隣地の境界線から2メートル未満の距離において、他人の宅地を眺望する窓、バルコニーあるいはそれに類する施設を設置する者は、目隠しをつけねばならない。

第153条（境界線付近の樹木）

土地の所有者は、隣地の境界線の2メートル以内に、高さが2メートルを超える木、灌木、低木を所有してはならない。これに違反した場合、隣地所有者の請求により、移植する義務を負う。

第3節 所有権に基づく物権的請求権

第154条（所有権に基づく物権的返還請求権）

所有者は、占有者に対して、物の返還を請求することができる。但し、占有者が所有者に対して占有を法律上正当なものとする根拠を有するときは、この限りでない。

第155条（占有者と果実）

(1) 善意の占有者は占有物より生じる果実を取得することができる。

(2) 善意の占有者が占有を法律上正当なものとする根拠に関する訴えに敗訴したときは、その訴えの提起の時より悪意の占有者とみなす。

(3) 占有者が所有者に物を返還する場合には、果実が発生した時に悪意の占有者は、取得した果実を返還し、過失より毀損又は取得を怠った果実の価格を賠償する義務を負う。

第156条（占有物の滅失・毀損に対する責任）

占有者が占有物の毀損、滅失、その他返還できないことにつき過失がある場合には、占有物の滅失、毀損、その他返還できない事由の発生時に悪意の占有者は全損害を賠償する義務を負い、善意の占有者は現に利益を受ける限度で損害を賠償する義務を負う。但し、所有の意思のない占有者は、善意の場合であっても、全損害を賠償する義務を負う。

第157条（占有者の費用償還請求権）

(1) 占有者が所有者に物を返還する場合には、物の管理、保存のために支出した必要費の償還を所有者に請求することができる。占有者が果実を取得した場合には、通常必要費は占有者が負担しなければならない。

(2) 占有者が占有する物の改良のための費用、その他の有益費を支出したときは、価格の増加が現存する限りにおいて、所有者の選択により占有者が支出した費用又は増価額を所有者は償還しなければならない。但し、悪意の占有者に対しては、裁判所は、所有者に対して償還のために相当の期間を付与することができる。

(3) 占有者が土地を所有者に返還する場合には、所有者は、善意の占有者の建築した建物、植栽し未だ収穫していない作物、伐採していない樹木に関し占有者が支出した費用又は現存する増価額を償還しなければならない。第1項及び第2項の規定にかかわらず、悪意の占有者に対しては、所有者は、占有者が建築した建物、植栽し未だ収穫していない作物、伐採していない樹木を撤去させるか、自己の所有とするかの選択権を有する。土地所有者が撤去を選択した場合には、占有者は無償で建物、作物、樹木を撤去しなければならない。所有者が建物、作物、樹木を自己の所有とすることを選択した場合には、土地の付加価値を斟酌せず、取得する物の価格を含め、占有者の支出した費用又は増価額を償還しなければならない。この場合、裁判所は、所有者に対して償還のために相当の期間を付与することができる。

第158条（所有権に基づく物権的妨害排除請求権・妨害予防請求権）

(1) 所有権の行使が妨害された場合には、所有者は、妨害者に対して、妨害の排除を請求することができる。

(2) 所有権の行使が妨害される恐れが現実にある場合には、所有者は、妨害する可能性がある者に対して、妨害の予防を請求することができる。

第4節 所有権の取得

第1款 不動産所有権の取得

第159条（不動産所有権の取得）

不動産の所有権は、契約、相続、本第4節（所有権の取得）に定めるものの外、この法律及びその他の法律の規定により取得することができる。

第160条（無主の不動産）

無主の不動産は国家の所有に帰する。

第161条（不動産所有権の取得時効）

(1) 20年間所有の意思をもって平穩かつ公然に不動産を占有した者は、その不動産の所有権を取得する。

(2) 10年間所有の意思をもって平穩かつ公然に不動産を占有した者が、その占有の始めに善意かつ無過失のときは、その不動産の所有権を取得する。

(3) 第1項及び第2項は、その種類を問わずすべての国有不動産に適用しない。

第162条（取得時効の遡及効）

第161条（不動産所有権の取得時効）に定める所有権取得の効力は、その起算日に遡って生じる。起算日以降に生じた果実は、時効により所有権を取得する者に帰属する。

第163条（取得時効の援用）

（1）裁判所は、当事者が取得時効を援用するのでなければ、取得時効によって裁判することができない。

（2）取得時効は、時効により所有権を取得する者、時効により所有権を取得する者から永借権、用益権、使用権及び居住権、地役権、賃借権、抵当権、質権の設定を受けた者その他取得時効を援用するにつき法律上正当の利益を有する者のみが援用することができる。

（3）時効により所有権を取得する者が取得時効を援用したときは、第三者もその取得時効の利益を受ける。時効により所有権を取得する者以外の援用権者が取得時効を援用したときは、その援用の効果は、取得時効を援用した者と本来の所有者との間においてのみ生じる。

第164条（取得時効の利益の放棄）

取得時効の利益をあらかじめ放棄することはできない。すでに完成した取得時効の利益は放棄することができる。

第165条（取得時効の利益の放棄の効果及ぶ者の範囲）

取得時効の利益の放棄は本来の所有者と放棄をした援用権者の間においてのみ効力を有する。

第166条（取得時効の中断事由）

取得時効は次に掲げる事由によって中断する。

- 1 所有の意思のある占有の喪失
- 2 裁判上の請求、又はこれに準ずる権利行使
- 3 執行行為又は保全処分行為
- 4 承認

第167条（取得時効の中断の効果及ぶ者の範囲）

時効により所有権を取得する者に対して取得時効の中断が生ずれば、他の者もその中断の効果を否認することはできない。時効により所有権を取得する者以外の援用権者に対して取得時効の中断が生じたときは、その中断の効果は本来の所有者とその援用権者の間においてのみ生ずる。

第168条（所有の意思をもってする占有の喪失）

所有の意思のある占有をする者が自己の意思によらず占有を喪失し、かつ1年内に又はこの期間内に提起した訴えにより占有を回復したときは、取得時効は中断しなかったものとみなす。

第169条（裁判上の請求）

裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、取得時効の中断の効力を生じさせない。

第170条（執行処分又は保全処分の取消し）

権利者の申立てにより又は法律上の要件の欠如

により執行処分又は保全処分が取り消されたときは、執行行為又は保全処分行為による取得時効の中断は生じなかったのとみなす。

第171条（中断後の取得時効の進行）

（1）中断した取得時効はその中断の事由が終了した時から新たに起算を開始する。

（2）裁判上の請求によって中断した取得時効は裁判の確定した時から新たに起算を開始する。

第172条（請求による完成停止）

（1）取得時効の期間満了前6ヶ月内において本来の所有者が請求したときは、請求の時から6ヶ月内は、請求の相手方に対して取得時効は完成しない。ただし、本来の所有者が再び請求をしても、再度の請求によっては、取得時効の完成を遅らせることはできない。

（2）訴えの却下又は取下げにより裁判上の請求が中断の効力を生じさせなかった場合においても、訴状が相手方に送達された時点から訴えの却下又は取下げに至るまでは継続して請求していたものとみなす。この場合、訴えの却下又は取下げの後6ヶ月内は、この相手方に対して取得時効は完成しない。

（3）本来の所有者が訴訟において被告としてその権利を主張したときには、その時点から訴訟係属中は継続して請求していたものとみなす。この場合、その訴訟の判決確定後6ヶ月内は、原告に対して取得時効は完成しない。

第173条（未成年者又は一般被後見人に対する取得時効の完成停止）

取得時効の期間満了前6ヶ月内において本来の所有者である未成年者又は一般被後見人に法定代理人がないときは、その者が能力者となり又は法定代理人が就職した時から6ヶ月内は、この者に対して取得時効は完成しない。

第174条（未成年者又は一般被後見人と法定代理人との間の取得時効の完成停止）

未成年者又は一般被後見人の所有する不動産に対して法定代理人が取得時効により所有権を取得する場合には、その者が能力者となり又は後任の法定代理人が就職した時より6ヶ月間は取得時効は完成しない。

第175条（夫婦間の取得時効の完成停止）

夫婦の一方が所有する不動産に対して他方が取得時効により所有権を取得する場合には、婚姻解消の時より6ヶ月間は取得時効は完成しない。

第176条（天災事変による取得時効の完成停止）

取得時効の期間満了前6ヶ月内において本来の所有者が天災その他の不可抗力により取得時効を

第190条（遺失物の所有権）

(1) 他人の遺失した物を拾得した者は、所有者が明らかな場合にはその者に返却し、所有者が明らかでない場合には、拾得後7日以内に警察署長にその物を差し出さねばならない。

(2) 警察署長は、遺失物を保管するとともに公告をし、6カ月以内に所有者が判明しない場合には、拾得者が遺失物の所有権を取得する。但し、拾得後7日以内に警察署長に遺失物を差し出さなかった場合には、拾得者は所有権を取得できず、国家の所有に帰す。拾得者が所有権を取得後2カ月以内に警察署長から物件を引き取らない場合も、同様である。

(3) 警察署長は、遺失物が保管に耐えない物である場合には、それを売却し、売却金を保管することができる。売却金の処理は、遺失物の処理と同様である。

(4) 遺失物が所有者に返還される場合には、所有者は、拾得者に対して、遺失物の価格の5%から20%の報奨金を支払わねばならない。拾得者が報奨金の支払請求を所有者が返還を受けた時から1カ月以内に行わない場合には、拾得者は報奨金請求権を失う。

第191条（埋蔵物の所有権）

埋蔵物については、第140条（地中の文化財・鉱物の発掘）に定める場合を除き、第190条（遺失物の所有権）条の規定を準用する。但し、所有者の判明しない埋蔵物が他人の所有物の中で発見された場合には、発見者とその物の所有者が埋蔵物の所有権の各2分の1を取得する。

第192条（動産所有権の善意取得）

有効な所有権譲渡契約により善意かつ無過失で動産の占有の移転を受けた者は、譲渡人がその動産の所有権を有していない場合でも、その動産の所有権を取得する。但し、譲渡人が直接占有を継続しているときは、この限りでない。

第193条（盗品、遺失物の譲渡）

(1) 第192条（動産所有権の善意取得）条の場合であって、譲渡された物が盗品又は遺失物であるときは、被害者又は遺失主は盗難又は遺失の時から2年間譲受人に対してその物の返還を請求することができる。

(2) 譲受人が盗品又は遺失物を競売、公の市場、又は同種の物を販売する商人から善意で買い受けたときは、被害者又は遺失主は占有者が支払った代価を弁償しなければその物の返還を請求することができない。

第194条（動産の取得時効）

(1) 10年間所有の意思をもって平穩かつ公然に動産を占有した者は、その動産の所有権を取得す

る。

(2) 5年間所有の意思をもって平穩かつ公然に動産を占有した者が、その占有の始めに善意かつ無過失のときは、その動産の所有権を取得する。

第195条（動産に関する権利及びその他の財産権の取得時効）

質権、賃借権などの動産に関する権利及びその他の財産権を自己のためにする意思をもって平穩かつ公然に行使する者は、第194条（動産の取得時効）の区別に従い10年又は5年後にその権利を取得する。

第196条（不動産の取得時効に関する規定の準用）

第194条（動産の取得時効）及び第195条（動産に関する権利及びその他の財産権の取得時効）については、第162条（取得時効の遡及効）より第176条（天災事変による取得時効の完成停止）までの規定を準用する。

第197条（動産の付合、混和、融合）

(1) 数個の動産が互いに付合により壊さねば分離できなくなったときは、その合成物の所有権は、主たる動産の所有者に属する。分離のために過分の費用を要する場合も同様である。

(2) 付合した動産について主従の区別がないときは、各動産の所有者が付合した当時における価格の割合に応じて合成物の所有権を共有する。

(3) 数個の動産が互いに混和又は融合して分離できなくなった場合については、第1項及び第2項の規定を準用する。

第198条（動産の加工）

(1) 他人の材料を加工又は改造して新たな動産を作成した者は、加工物の所有権を取得する。但し、加工又は改造による増価額が材料の価格より著しく少ないときは、加工物の所有権は材料の所有者に属する。

(2) 加工者が材料の一部を提供したときは、その価格に加工又は改造による増価額を加えたものが他人の材料の価格を超えるときに限り、加工者が加工物の所有権を取得する。

第199条（動産の添付の効果）

(1) 付合、混和、融合、加工により物の所有権が消滅した場合には、その物の上に存在していた権利も消滅する。

(2) 合成物、混和物、融合物、加工物の所有者となった者が有していた物の上に存在していた他人の権利は、新たに取得した物の上に存続する。この場合、共有者となったときは、その持分の上に存続する。

～・～

第200条（添付と償金請求権）

動産の付合、混和、融合、加工において、権利を失った者は、権利を取得して利益を得た者に対して、不当利得に関する規定に従い、償金を請求することができる。原状回復を請求することはできない。

第5節 共有

第201条（共有の定義）

一つの物全体のうえに数人の者が量的に決定された持分に応じて所有権を持っている状態を共有という。

第202条（共有持分の平等）

各共有者の持分は等しいものと推定される。

第203条（共有持分の処分）

各共有者は、自己の持分を譲渡し、又は担保に提供することができる。共有者の債権者は共有者の持分を差し押さえることができる。

第204条（共有物の使用）

共有者は、共有物の全部に付いて、その持分に応じて使用することができる。

第205条（共有物の保存）

各共有者は、共有物の保存行為を単独ですることができる。

第206条（共有物の利用の変更）

各共有者は、他の共有者の同意がなければ、共有物を処分し、又は共有物に重大な変更を加えることができない。

第207条（共有物の管理）

共有物の管理に関する事項は、第205条（共有物の保存）及び第206条（共有物の利用の変更）の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数を以って決定する。

第208条（共有物の負担）

(1) 各共有者は、其持分に応じて管理の費用を払い、租税等の負担を負う。

(2) 共有者が自己の負担部分を超えて保存、管理あるいは負担のための金銭を支払った場合には、他の共有者に対して、それぞれの持分に応じて超過して支払った金銭の償還を請求することができる。

(3) 第2項の費用償還請求権は、他の共有者の共有持分を承継した者に対しても行うことができる。

第209条（持分権の放棄等）

共有者の一人がその持分を放棄したとき、又は、相続人がなく死亡したときは、その持分は他の共有者に帰属する。

第210条（共有物の分割請求権）

(1) 各共有者は、何時でも共有物の分割を請求することができる。但し、5年を超えない期間分割を禁止する契約を締結することができる。

(2) 第1項の契約は更新することができるが、更新により成立する契約の期間は5年を超えることができない。

第211条（共有物の分割方法）

分割について共有者の協議が調わない場合には、共有者は、裁判所に訴えて分割を求めることができる。その場合、裁判所は、現物を以て分割をすることを命じ、あるいは現物の分割により著しく価値を損じるおそれがある場合、及び相当の理由がある場合には、強制売却して代金を持分に応じて分配することを命じ、又は一部の者に共有持分を移転させるとともに償金の支払を命じることができる。

第212条（共有に関する債権）

(1) 共有者の一人が他の共有者に対して共有物に関する保存、管理、負担などによる債権を有するときは、分割に際して、債務者に帰すべき共有物の部分を以て弁済させることができる。

(2) 債権者は、第1項の弁済を受けるために債務者に帰すべき共有物の部分を売却する必要があるときは、裁判所に対してその売却を請求することができる。

第213条（準共有）

共有に関する規定は数人が所有権以外の財産権を有する場合に準用する。但し、法令に特別の定めがあるときは、この限りでない。

第6節 互有

第214条（互有の定義）

互いに接する土地を所有する者が各自の土地及び土地上の建物を区分する障壁、堀・土手・垣等の囲障を不可分的に共同して所有することを互有という。

第215条（障壁の互有）

互いに接する高さの相違する建物を隔てる障壁は、低い棟に至る部分、庭を隔てて接する土地の障壁は、そのすべてが互有に属するものと推定する。

～・～

第216条（互有の障壁の修理・改築）

互有する障壁の修理及び改築については、これを互有する者が各人の権利に応じて責任を負う。互有者の一人は、互有権を放棄することにより、互有する障壁の修理・改築の費用を免れることができる。但し、互有障壁が建物の一部であるときは、この限りでない。

第217条（互有の障壁の利用）

各互有者は、障壁を利用して工作物を設けるために、障壁の厚さの半分の深さに至るまで梁又は桁を押し込むことができる。

第218条（互有の障壁に対する工作）

(1) 互有者は、他の互有者の同意なしに、互有障壁に穴を明け、又は障壁に損傷を与えるような工作物を作り付けることができない。

(2) 第1項の場合において、他の互有者が正当な理由なく同意を拒絶する場合には、互有者は裁判所に対して同意に代わる判決を求めることができる。

(3) 第2項の場合、裁判所は、相当な担保と引換えに同意に代わる判決を与えることができる。

第219条（非互有障壁の互有化）

障壁に接する土地の所有者は、障壁の所有者に対して、互有となる障壁の価格の半額と障壁の設置された部分の土地の価格の半額を提供することにより、障壁を互有とすることができる。

第220条（互有障壁の嵩上げ）

互有者は、互有に属する障壁の高さを増すことができる。但し、嵩上げの費用及び互有に属する高さを超える部分の保存のための修理費用は、高さを増した互有者の負担に属する。

第221条（互有障壁の改築等）

(1) 互有に属する障壁が高さを増す負担に耐えない場合には、嵩上げを望む者は、自費を以て全部を改築することができる。但し、厚さを増す場合には、増加する厚さの部分は自己の側で負担しなければならない。

(2) 嵩上げに協力しなかった隣人は、費用の半分と厚さが増加した場合にはこれに要した土地の価格の半分を支払うことにより高さを増した部分の互有権を取得する。

第222条（囲障の互有）

不動産を隔てる囲障はすべて、各不動産の所有者の互有に属するものと推定する。

第223条（囲障の保存費用）

(1) 障壁以外の互有に属する囲障は、囲障を互有する者の共同の費用で保存しなければならない。

(2) 囲障を互有する者は、自らの互有権を放棄して、費用の負担を免れることができる。

(3) 水が流れる堀を互有する者は、第2項の規定により、互有権を放棄することができない。

第224条（互有でない囲障）

障壁以外の互有に属さぬ囲障に接する不動産の所有者は、その囲障の所有者に対して、囲障を互有するように求めることはできない。

第225条（互有の垣等）

(1) 垣を互有する者は、その所有権の限度まで垣を取り壊すことができる。但し所有権の限界に障壁を設置する義務を負う。

(2) 囲障のみの用に供する互有に属する堀及び土手についても同様である。

第3章 占有権 第1節 総則

第226条（占有の定義）

(1) 占有とは、物を所持することをいう。

(2) 所持とは、直接的であるか、間接的であるかを問わず、物を事実上支配している状態をいう。

第227条（直接占有と間接占有）

(1) 占有は、他人を通じて間接的に行うことができる。

(2) 第1項の場合において、直接に所持する者を直接占有者とい、その他人を通じて間接的に所持する者を間接占有者という。

第228条（占有の移転）

(1) 占有は、占有物の引渡によって、移転する。このような形での占有の移転を、現実の引渡しという。

(2) 占有は、現実の引渡しをすることなしに、当事者間の合意のみによって移転することができる。この場合、占有の譲受人は譲渡人を通じての間接的な占有を取得する。このような形での占有の移転を占有改定という。

(3) 占有を譲受ける者が占有物を現に直接に所持するときは、占有は当事者間の合意のみによって移転することができる。これによって、占有の譲渡人は、占有物の所持者を通じて有していた間接的な占有を失う。このような形での占有の移転を簡易の引渡しという。

(4) 他人を通じて間接的に占有する者は、第三者との合意及び直接占有する者に対してその旨を通知することによって、第三者に占有を移転することができる。このような形での占有の移転を指図による占有移転という。

第229条（占有消滅）

占有は占有者が占有物の所持を失ったときに消滅する。ただし、占有者が占有を奪われた場合において、1年以内に、占有物の返還を受け、又は占有物返還請求訴訟を提起したときは消滅しない。

第230条（間接占有者の占有消滅）

(1) 間接占有者の占有は次の場合に消滅する。

1 間接占有者が自己の間接占有を放棄する意思を表示したとき

2 直接占有者が間接占有者の占有を否認していると認めるべき状態となったとき

3 直接占有者が占有物の所持を失ったとき

(2) 第1項第3号に定める場合のうち占有者が占有を奪われた場合において、直接占有者又は間接占有者が1年以内に、占有物の返還を受け、又は占有物返還請求訴訟を提起したときは占有は消滅しない。

第231条（所有の意思のある占有とない占有）

(1) 占有には占有者に所有の意思のある占有と、所有の意思のない占有がある。所有の意思のある占有か否かは、その占有の取得原因の客観的性質によって定まる。

(2) 占有取得の客観的性質上、占有者に所有の意思のない占有である場合に、占有者が自己に占有をさせた者に対して、所有の意思あることを表示し、又は新たな占有取得原因によって所有の意思をもって占有を始める場合を除いて、所有の意思のない占有が所有の意思のある占有に変わることはない。

第232条（瑕疵ある占有）

(1) 占有する権利を有していないことを知っている場合の占有を悪意の占有といい、知らない場合の占有を善意の占有という。知らないことに過失がある場合を過失ある占有という。

(2) 平穏な占有とは、暴力を用いない占有をいう。ただし、当初平穏に占有を開始した者が、第三者による不正な侵害に対して暴力を用いて防衛した場合は、なお平穏な占有である。

(3) 公然たる占有とは、当該占有物に対して権利を有する者が知り、又は見ることができるよう、隠蔽することなく占有することをいう。

(4) 悪意の占有、善意ではあるが過失ある占有、平穏でない占有、公然でない占有を瑕疵ある占有という。

第233条（推定）

(1) 占有者は、所有の意思をもって占有するものと推定される。

(2) 占有者は、善意、平穏かつ公然に占有するものと推定される。

(3) 占有者が、ある時点と、それ以降の別の時

点において占有した証拠があるときは、その期間継続して占有したものと推定される。

(4) 占有者は、占有物を占有する権利を適法に有するものと推定される。

第234条（占有の承継）

(1) 占有を承継した者は、自己の占有のみを主張することもできるし、また、自己の占有と前占有者の占有を合わせて主張することもできる。

(2) 前占有者の占有を合わせて主張する場合には、前占有者の占有の瑕疵も承継する。その結果、前占有者の占有が瑕疵ある占有である場合は、自己の占有が瑕疵のない占有であっても、両者をあわせて瑕疵ある占有となる。

第2節 占有保護請求権

第235条（占有保護請求権）

直接占有と間接占有とを問わず、占有者は、第236条（占有物返還請求権）ないし第240条（本権との関係）の定めるところに従って、奪われた物の返還又は占有に対する妨害の排除もしくは予防を請求することができる。

第236条（占有物返還請求権）

(1) 占有者がその占有を奪われたときは、その物の返還を請求することができる。

(2) 占有物返還請求は、占有の侵奪者からその物を譲り受けた者、質権の設定を受けた者その他の特定承継人に対しては行うことができない。ただし、その承継人が侵奪の事実を知っていた場合、又は知ることができた場合は、その者に対して占有物返還請求を行うことができる。

(3) 占有物返還請求訴訟は、侵奪を受けた時から1年以内に提起しなければならない。

第237条（占有妨害排除請求権）

(1) 占有者が占有を妨害されたときは、その妨害の排除を請求することができる。

(2) 占有妨害排除請求訴訟は、妨害の存する間又はその停止後1年以内に提起しなければならない。ただし、工事により占有物に損害が生じた場合には、工事着手の時より1年を経過したとき、又はその工事が完成したときは、提起することはできない。

第238条（損害賠償）

(1) 第236条（占有物返還請求権）及び第237条（占有妨害排除請求権）の規定は、不法行為に基づく損害賠償の請求を妨げない。

(2) 占有の侵奪によって生じた損害の賠償を求める訴訟は、侵奪を受けた時から1年以内に提起しなければならない。

(3) 占有の妨害によって生じた損害の賠償を求

める訴訟は、妨害の存する間又はその停止後1年以内に提起しなければならない。ただし、工事により占有物に損害が生じた場合には、工事着手の時より1年を経過したとき、又はその工事が完成したときは、提起することはできない。

第239条（占有妨害予防請求権）

(1) 占有者は、その占有を妨害されるおそれがあるときは、その妨害の予防を請求することができる。ただし、裁判所は、相手方に対して、妨害の予防に代えて、相当の保証を立てさせることができる。

(2) 占有妨害予防請求訴訟は、妨害の危険の存在する間、提起することができる。ただし、工事により占有物に損害が生じるおそれがある場合には、工事着手の時より1年を経過したとき、又はその工事が完成したときは、提起することができない。

第240条（本権との関係）

(1) 所有権、永借権、用益権、質権、賃借権等、物の所持を法律上正当づける権利を本権という。

(2) 占有保護請求権の行使に対して、相手方は、本権に基づく抗弁を主張することは許されない。

(3) 占有に基づく訴訟と本権に基づく訴訟は、互いに妨げない。占有に基づく訴訟の提起に対して、相手方は、本権に基づく反訴を提起することができる。

(4) 占有に基づく訴訟は、本権に関する理由に基づいて裁判してはならない。

第3節 不動産についての特別の占有者の保護

第241条（占有証明書を有する不動産占有者の保護）

(1) 占有証明書の発行を受けているが、地籍図及び登記簿が整備されていないために、未だ所有権の完全な取得のために必要な登記のなされていない不動産を引き続き使用収益する者は、物権的請求権の行使については、所有者とみなす。

(2) 第1項の占有者が、第三者をして当該不動産を使用収益させている場合においても、当該占有者は、物権的請求権の行使については、所有者とみなす。

(3) 第1項の占有者から占有証明書の譲渡とともに占有を譲り受けた者も、物権的請求権の行使については、所有者とみなす。

第242条（土地法施行前からの不動産占有者の保護）

(1) 土地法の施行前5年間以上にわたり、適法に私的に占有可能な不動産を平穏かつ異議なく占有していたにもかかわらず、土地法に基づくその

登録を懈怠していた者は、第三者からの占有侵害に対して、占有保護請求権を行使することができる。

(2) 土地法の施行前から不動産を占有している者であり、かつ所有権取得に必要な期間占有を延長する許可を当局から得た者は、第三者からの占有侵害に対して、占有保護請求権を行使することができる。

(3) 第1項及び第2項における占有保護請求権の行使においては、第236条（占有物返還請求権）ないし第239条（占有妨害予防請求権）に定める1年の期間は、3年に読み替える。

第4章 永借権

第243条（永借権の定義）

永借権とは、期間15年以上の不動産の長期賃借権をいう。

第244条（永借権の成立）

(1) 永借権は、書面で設定しなければ、その効力を生じない。

(2) 書面によらない永借権は、期間の定めのない賃貸借とみなされ、第612条（期間の定めのない賃貸借についての解約の申入れ）の規定にしたがって、いつでも当事者の一方から終了させることができる。

第245条（永借権の対抗要件）

(1) 永借人は、登記をしなければ、第三者に対して永借権を対抗できない。

(2) 登記した永借権は、永借権の目的たる不動産の所有権が譲渡された場合でも、所有権の譲受人に対して対抗することができる。

第246条（永借権の存続期間）

(1) 永借権の存続期間は50年を超えることができない。50年を超える期間をもって永借権を設定したときは、これを50年に短縮する。

(2) 永借権は更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から50年を超えることができない。

第247条（賃料）

(1) 永借人は、永代人に対して、定められた時期に賃料を支払う義務を負う。

(2) 賃料の支払時期について定めがないときは、永借人は毎年末に賃料を支払わなければならない。ただし、収穫季節のあるものについては、その季節後遅滞なく支払わなければならない。

第248条（賃料の増減額請求権）

永貸借の当事者の双方は、諸般の事情により、

賃料が相当でなくなった場合には、相当な賃料額への増額又は減額を裁判所に求めることができる。

第249条（永貸人の解除権）

永借人が定められた賃料を3年間支払わないときは、永貸人は永貸借を解除することができる。

第250条（永借人の解除権）

永借人は、予見不可能な事情又は不可抗力によって3年間不動産からまったく収益を挙げられなかった場合、又は不動産の一部の毀損のために将来の収益が賃料の年額を超える見込みがなくなった場合は、永貸借を解除することができる。

第251条（永借権の譲渡等）

(1) 永借権は、有償もしくは無償で譲渡し、又はその他の処分をすることができる。

(2) 永借人は、永借物を転貸することができる。

(3) 永借権は、相続することができる。

第252条（永借人の物権的請求権）

永借人は、永借権の侵害に対して、所有者が有するのと同様の、返還請求権、妨害排除請求権、及び妨害予防請求権を行使することができる。

第253条（永貸借の終了）

(1) 永貸借の終了にあたって、永貸人は、永借人が不動産を破壊し、又はその性質を根本的に変更していない限り、永借人に対して原状回復を請求できない。

(2) 永借権の終了にあたって、永貸人は、永借人に補償することなしに、永借人が不動産に対して行った改良、設置した工作物等の所有権を取得する。

(3) 第1項又は第2項と異なる特約をすることができる。ただし、そのような特約は登記しなければ第三者に対抗できない。

第254条（賃貸借の規定の準用）

永借権に関して、本第4章（永借権）に定めのないことがらについては、賃貸借の規定を準用する。

第5章 用益権

第255条（用益権の定義）

(1) 用益権とは、用益権者の生存期間を最長期間として、他人の不動産を使用及び収益することができる権利をいう。

(2) 用益権者は用益権の対象となる不動産を用途にしたがって使用し、かつ当該不動産から生じる天然果実及び法定果実を受受する権利を有する。

第256条（約定用益権と法定用益権）

(1) 用益権は、当事者の合意によって設定され、又は法律の規定によって生じる。

(2) 法律の規定による用益権についても、法律に別段の規定がない限り、本第5章（用益権）の規定が適用される。

(3) 法律の規定による用益権は、法律に別段の規定がない限り、合意による用益権に優先する。

第257条（用益権の成立）

(1) 用益権は、書面により、又は書面によることなしに設定することができる。

(2) 所有者は、書面によらない用益権の消滅をいつでも申し入れることができる。消滅申入れに用益権の消滅時期が示されていない場合及び消滅申入れ時から示されている消滅時期までの期間が次の期間を下まわる場合は、用益権は、消滅の申入れがなされた時から次の期間を経過することによって消滅する。

1 建物については3か月

2 土地については1年

(3) 収穫季節のある土地の用益権については、その季節の後次の耕作に着手する前に消滅の申入れをしなければならない。

第258条（用益権の対抗要件）

(1) 用益権者は、登記をしなければ、第三者に対して用益権を対抗できない。

(2) 登記した用益権は、用益権の目的たる不動産の所有権が譲渡された場合でも、不動産譲受人に対して対抗することができる。

第259条（用益権の存続期間）

(1) 用益権は一定の期間を定めて、又は一定の事情の発生まで存続するものとするすることができる。

(2) 用益権の存続期間を定めていない場合は、用益権者が死亡するまで存続するものとみなされる。

第260条（天然果実の収取権）

(1) 用益権の設定時点で土地上に存在した天然果実は用益権者に帰属する。

(2) 用益権の消滅時点で土地上に存在した天然果実は土地所有者に帰属する。

(3) 第1項又は第2項の場合において、天然果実の栽培に要した労役その他についての不当利得の関係は生じない。

(4) 第1項の定めにもかかわらず、用益権の対象となる土地に対抗力のある賃借権が存在する場合には、その賃借人の天然果実を収取する権利に影響を及ぼさない。

(5) 第2項の定めにもかかわらず、用益権者からの土地の賃借人は、用益権の消滅前まで栽培していた天然果実を収取する権利を有する。

第261条（法定果実の収取権）

法定果実は、用益権の存続期間の割合で用益権者に帰属する。

第262条（用益権の譲渡等）

用益権者は、用益権を有償もしくは無償で譲渡し、又はその他の処分をすることができる。

第263条（用益不動産の賃貸借）

(1) 用益権者は、用益権の目的たる不動産を、3年を超えない期間を定めて賃貸に供することができる。

(2) 第1項の賃貸借の期間は更新することができる。ただし、その期間は3年を超えることはできない。

(3) 用益権が消滅したときは、用益権の目的たる不動産の賃貸借契約は不動産の所有者に対抗できない。

第264条（用益権者の物権的請求権）

用益権者は、用益権の侵害に対して、所有者が有するのと同様の、返還請求権、妨害排除請求権、及び妨害予防請求権を行使することができる。

第265条（用益権の消滅請求）

(1) 用益権者が用益権の目的たる不動産に重大な損害を加え、又は適切に保存をしないなど、用益権の本旨に反した行為をしたときは、所有者は、用益権の消滅を裁判所に求めることができる。

(2) 第1項の消滅請求は、用益権者に対する不法行為に基づく損害賠償の請求を妨げない。

第266条（用益権のその他の消滅事由）

第265条（用益権の消滅請求）に定めるほか、用益権は次の場合に消滅する。

- 1 当初の用益権者の死亡
- 2 用益権設定契約に定めた期間の満了又は条件の成就
- 3 用益権者による用益権の放棄
- 4 用益権の目的たる不動産の完全な滅失

第267条（用益権の消滅の効果）

(1) 用益権が消滅したときは、不動産所有者は、用益権者が不動産を破壊し、又はその性質を根本的に変更していない限り、用益権者に対して原状回復を請求できない。

(2) 用益権が消滅したときは、不動産所有者は、用益権者又はその相続人に補償することなしに、用益権者が不動産に対して行った改良、設置した工作物等の所有権を取得する。

(3) 第1項又は第2項と異なる特約をすることができる。ただし、そのような特約は登記しなければ第三者に対抗できない。

第268条（用益権の目的たる建物の滅失）

(1) 土地上の建物のみが用益権の目的である場合において、建物が滅失したときは、土地に用益権を行使することはできない。

(2) 土地と土地上の建物がともに用益権の目的である場合において、建物のみが滅失したときは、土地の用益権は存続する。

第269条（費用負担）

(1) 用益権の目的たる不動産の保守修繕費用は用益権者が負担し、大修繕の費用は、所有者が負担する。ただし、用益権者が保守修繕行為をしないことにより大修繕が必要となったときは、その費用は用益権者が負担する。

(2) 本条において、大修繕とは、主要な障壁、梁柱、基礎の変更及び屋根の張り替えをいい、保守修繕とは、その他のすべての修繕をいう。

第270条（租税公課及び保険料の負担）

用益権者は、用益期間中の不動産に関する租税公課及び用益権の設定前に所有者が契約した用益不動産に関する保険の保険料を負担する義務を負う。

第6章 使用権及び居住権

第271条（使用権及び居住権の定義）

(1) 使用権とは、使用権者及びその家族の需要の限度で、不動産の果実を収受する権利をいう。

(2) 居住権とは、居住権者及びその家族の居住に必要な範囲で、建物の一部を占有する権利をいう。

第272条（約定使用権及び居住権と法定使用権及び居住権）

(1) 使用権及び居住権は、当事者の合意によって設定され、又は法律の規定によって生じる。

(2) 法律の規定による使用権及び居住権についても、法律に別段の規定がない限り、本第6章（使用権及び居住権）の規定が適用される。

(3) 法律の規定による使用権及び居住権は、法律に別段の規定がない限り、合意による使用権及び居住権に優先する。

第273条（使用権及び居住権の成立）

(1) 使用権及び居住権は、書面により、又は書面によることなしに設定することができる。

(2) 所有者は、書面によらない使用権及び居住権の消滅をいつでも申し入れることができる。消滅申入れに使用権又は居住権の消滅時期が示されていない場合及び消滅申入れ時から示されている消滅時期までの期間が3か月を下まわる場合は、使用権及び居住権は、消滅の申入れがなされた時

から3か月を経過することによって消滅する。

第274条（使用権及び居住権の対抗要件）

(1) 使用権者及び居住権者は、登記をしなければ、第三者に対してその権利を対抗できない。

(2) 登記した使用権及び居住権は、その権利の目的たる不動産の所有権が譲渡された場合でも、その譲受人に対して対抗することができる。

第275条（使用権及び居住権の存続期間）

(1) 使用権及び居住権は、一定の期間を定めて、又は一定の事情の発生まで存続するものとすることができる。

(2) 使用権又は居住権の存続期間を定めていない場合は、使用権者又は居住権者が死亡するまで存続するものとみなされる。

第276条（家族の増加）

使用権及び居住権は、設定後に、婚姻や出産によりその家族が増加した場合でも、存続する。

第277条（使用権及び居住権の譲渡等）

(1) 使用権者及び居住権者は、その権利を譲渡し、又はその他の処分をすることはできない。

(2) 使用権者及び居住権者は、その権利の目的たる不動産を賃貸に供することはできない。

第278条（使用権及び居住権の消滅請求）

(1) 使用権者又は居住権者が、その権利の目的たる不動産に重大な損害を加え、又は適切に保存をしないなど、使用権又は居住権の本旨に反した行為をしたときは、所有者は、使用権又は居住権の消滅を裁判所に求めることができる。

(2) 第1項の消滅請求は、使用権者又は居住権者に対する不法行為に基づく損害賠償の請求を妨げない。

第279条（使用権者及び居住権者の物権的請求権）

使用権者又は居住権者は、使用権又は居住権の侵害に対して、所有者が有するのと同様の、返還請求権、妨害排除請求権、及び妨害予防請求権を行使することができる。

第280条（使用権及び居住権の消滅）

第278条（使用権及び居住権の消滅請求）に定められたほか、使用権及び居住権は次の場合に消滅する。

- 1 使用権者又は居住権者の死亡
- 2 設定契約に定めた期間の満了又は条件の成就
- 3 使用権者又は居住権者によるその権利の放棄
- 4 使用権又は居住権の目的たる不動産の完全な滅失

第281条（費用負担）

(1) 使用権者及び居住権者が土地の全部の果実を収受し、又は建物の全体を占有する場合には、修繕及び維持費、租税公課、保険料について、用益権者と同様に、負担する義務を負う。

(2) 使用権者及び居住権者が、果実の一部のみを収受し、又は建物の一部のみを占有する場合は、その割合に応じて第1項の費用を負担する義務を負う。

第7章 地役権 第1節 総則

第282条（地役権の定義）

(1) 地役権とは、設定契約において定められた目的に従って、他人の土地を自己の土地の便益のために供する権利である。ただし、公の秩序に反する内容の地役権は設定することができない。

(2) 便益に供される他人の土地を「承役地」と呼び、便益を増す自己の土地を「要役地」と呼ぶ。

(3) 土地の永借人又は用益権者も、その土地を要役地とした地役権を設定することができる。

第283条（地役権の成立）

(1) 地役権は、書面により、又は書面によることなしに設定することができる。

(2) 承役地の所有者は、書面によらない地役権の消滅をいつでも申し入れることができる。消滅申入れに地役権の消滅時期が示されていない場合及び消滅申入れ時から示されている消滅時期までの期間が1か月を下まわる場合は、地役権は、消滅の申入れがなされた時から1か月を経過することによって消滅する。

第284条（地役権の対抗要件）

(1) 地役権は、登記をしなければ、第三者に対して対抗できない。

(2) 登記をした地役権は、承役地の譲受人に対しても対抗することができる。

第285条（地役権を享受できる者の範囲）

要役地の所有者のほか、地役権の設定された要役地の賃借人、永借人、用益権者、使用権・居住権者もまた地役権を享受できる。ただし、設定契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第286条（地役権の付随性）

(1) 地役権は、要役地の所有権が譲渡されればともに譲渡される。ただし、設定契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(2) 地役権は、要役地の所有権から分離して譲渡し、又は他の権利の目的とすることができない。

第287条（承役地所有者の義務）

(1) 承役地の所有者は、地役権の行使を妨げたり、その効用を減じる行為をすることができない。

(2) 承役地の所有者は、地役権者の同意なしに、当初合意された承役地に替えて、別の土地を承役地とすることはできない。ただし、地役権設定後の事情の変更により、当初の承役地を引き続き承役地としておくことが、承役地の所有者に著しい不利益を生じる場合には、承役地の所有者は要役地にとって同程度に有益な別の土地を承役地として提供することができる。地役権者がこれに同意しないときは、裁判所に変更の同意に代る判決を求めることができる。

第288条（地役権者の義務）

(1) 地役権者は、設定契約において定められた限度を超えて、承役地を利用することはできない。地役権者は、承役地の状態に重大な悪影響を及ぼしうる変更を承役地に対しても、また要役地に対しても行うことはできない。

(2) 地役権者が第1項の規定に違反したときは、承役地の所有者は、地役権の消滅を裁判所に求めることができる。

(3) 第2項の消滅請求は、用益権者に対する不法行為に基づく損害賠償の請求を妨げない。

(4) 地役権について対価の定めがある場合において、地役権者が定められた対価を支払わないときは、承役地の所有者は、地役権の消滅を裁判所に求めることができる。

第289条（地役権者の工作物設置権）

(1) 地役権者は、承役地上に、地役権の行使に必要な工作物を設置することができる。地役権の消滅に際して、地役権者は、この工作物を取返し、承役地を原状に復する義務を負う。

(2) 承役地の所有者は、地役権の行使を妨げない範囲において、地役権の行使のために承役地上に設けられた工作物を使用することができる。

(3) 第2項の場合において、承役地の所有者は、利益を受ける割合に応じて工作物の設置及び保存のための費用を分担しなければならない。

第290条（工作物の費用負担）

(1) 地役権の行使のために必要な工作物の設置と保存の費用は、別段の定めがない限り、要役地の所有者が負担する。

(2) 工作物の設置又は保存の費用を承役地の所有者が負担する旨の特約がある場合において、その特約が登記されているときは、承役地の所有権を譲受けた者もその義務を承継する。

第291条（地役権者の物権的請求権）

地役権者は、地役権の侵害に対して、所有者が

有するのと同様の、返還請求権、妨害排除請求権、及び妨害予防請求権を行使することができる。

第292条（地役権者への承役地所有権の委棄）

(1) 承役地の所有者が第290条（工作物の費用負担）の費用を負担すべき特約がある場合において、承役地の所有者は、いつでも、地役権に必要な土地の部分の所有権を地役権者に委棄してその義務を免れることができる。

(2) 委棄とは、承役地の所有者の一方的な意思によって承役地の所有権を放棄し、その所有権を地役権者に帰属させることをいう。

第293条（地役権の消滅）

地役権は、第288条（地役権者の義務）第2項に定める場合のほか、次の場合に、消滅する。

- 1 要役地の所有権と承役地の所有権の同一人への帰属
- 2 要役地の完全な滅失
- 3 設定契約に期間の定めがあるときは、その期間の満了
- 4 地役権者による地役権の放棄

第294条（期間の定めのない地役権の消滅請求）

地役権の設定契約に期間の定めがないときは、承役地所有者は、地役権の消滅を求める訴訟を提起することができる。裁判所は、地役権設定の経緯、過去の存続期間、対価の有無等一切の事情を考慮して、消滅請求を認めるべきか否かを判断する。

第295条（共有者による地役権の消滅）

(1) 要役地の共有者の1人は、その持分について、地役権を消滅させることができない。

(2) 承役地の共有者の1人は、その持分について、地役権を消滅させることができない。

第296条（土地の分割又は一部譲渡と地役権）

(1) 要役地が分割され、又はその一部が譲渡された場合においては、地役権はその各部のために存続する。ただし、地役権がその性質上、要役地の一部のみに関するときは、他の部分のためには存続しない。

(2) 承役地が分割され、又はその一部が譲渡された場合においては、地役権はその各部の上に存続する。ただし、地役権がその性質上、承役地の一部のみに関するときは、他の部分の上には存続しない。

第2節 地役権と時効

第297条（地役権の時効取得）

(1) 地役権は、継続かつ表現のものに限り、取得時効により取得することができる。

務を免れることができる。

(4) 給付が不能となったことについて、選択権を有する当事者に過失があったときは、選択権は相手方に移転する。

第321条（選択の遡及効）

選択は債務の発生の際に遡ってその効力を生じる。

第3節 条件・期限・期間

第1款 条件

第322条（条件の意味）

(1) 契約、単独行為の当事者は、それによって発生する債務に条件を付けることができる。

(2) 条件とは、その発生が不確実な将来の事実である。

(3) 債務に停止条件を付けた場合には、条件が充たされた時から、債務の効力が発生する。債務に解除条件を付けた場合には、条件が充たされた時から、債務の効力が消滅する。

第323条（条件付き権利の処分）

条件のついている債権は、相続、処分又は担保の対象となる。また、条件のついている債務は、相続その他の規定に従い、承継される。

第324条（条件付き権利の侵害）

(1) 条件のついている債務の各当事者は、条件が成就したかどうか未定の場合に、その条件が充たされることによって発生する相手方の利益を害することができない。

(2) 第三者が第1項の利益を害した場合には、その行為が不法行為となるときは、第三者は損害賠償の責任を負う。

第325条（条件成就の擬制）

条件が充たされることで不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方はその条件が成就したものとみなすことができる。

第2款 期限

第326条（期限の意味）

(1) 債務に始期がついている場合には、債権者はその期限が到来するまで債務の履行を請求することができない。

(2) 債務に終期がついているときには、その債務は期限の到来したときに消滅する。

第327条（期限の利益）

(1) 期限は債務者の利益のために定めたものと推定する。

(2) 期限の利益はこれを放棄することができる。

ただし、これによって相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

第328条（期限の利益の喪失）

債務者は、次の場合に期限の利益を失う。

- 1 債務者が破産の宣告を受けたとき
- 2 債務者が担保を毀損したとき
- 3 債務者が担保を提供する義務を負う場合に、これを提供しないとき
- 4 当事者が合意した事由が発生したとき

第3款 期間

第329条（期間の定め方）

期間は、時・分・秒、日、週、月又は年をもって定めることができる。

第330条（時・分・秒による期間の計算方法）

時・分・秒によって期間を定めた場合には、始まりの瞬間から終わりの瞬間までを計算する。

第331条（日・週・月・年による期間の計算方法）

(1) 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は計算に入れない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは別である。

(2) 第1項の場合には、期間の末日の終了によって期間が満了する。

(3) 期間の末日が、祭日又は日曜日その他法令で定める休日に当たるときは、その後に来る最初の営業日の終了によって期間が満了する。

第332条（太陽暦による期間計算）

(1) 週、月又は年によって期間を計算する場合には、暦に従って計算する。

(2) 週、月又は年の始まりから期間を計算しない場合には、その期間は、最後の週、月又は年において、起算日に相当する日の前日で満了する。ただし、月又は年によって期間を計算する場合には、最後の月又は年に応当日がないときは、その月の末日が満了点となる。

第2章 意思表示及び契約

第1節 契約の成立

第333条（申込と承諾による契約成立）

契約は、申込と承諾の合致によって生じる。

第334条（申込の定義）

(1) 申込とは、それに対して相手方の承諾があった場合に、法的に拘束される意図のもとになされる契約締結の申し出である。

(2) 申込は、相手方に到達した時に効力を生じる。ただし、申込を撤回する旨の通知が相手方に、

て共に錯誤に陥っていた場合には、相手方が錯誤について認識可能性を有しなかったときにおいても、錯誤者はその意思表示を取り消すことができる。

(4) 錯誤による意思表示の取消は、相手方及びその包括承継人以外の第三者に対しては、第三者が錯誤について善意無過失であった場合には、取消の効果を主張することができない。

第348条（詐欺）

(1) 相手方の詐欺によって意思表示をした者は、相手方に対してその意思表示を取り消すことができる。

(2) 第三者の詐欺に基づいてなされた意思表示は、意思表示の相手方が詐欺を知り又は知ることができた場合に限り、取り消すことができる。

(3) 詐欺による意思表示の取消は、相手方、その特定承継人その他の第三者に対しても主張することができる。但し、特定承継人その他の第三者が善意無過失であった場合には、これらの者に対して意思表示の取消を主張できない。

第349条（不実の情報）

(1) 契約に際して相手方が表示した事実が真実に反していた場合には、これを真実と信じて意思表示をした当事者は、その事実が真実に反していることを知っていたならば意思表示しなかったであろうときには、意思表示を取り消すことができる。

(2) 第1項は、不実の表示をした者に過失がある場合に、意思表示をした相手方が損害賠償の請求をすることを妨げない。

第350条（強迫）

(1) 相手方又は第三者の強迫により意思表示をした者は、その意思表示を取り消すことができる。

(2) 契約の一方当事者が契約の締結に際し、その経済的又は社会的に優位な地位を利用し、その他相手方の抵抗しがたい状況を不当に利用した場合にも、相手方はその意思表示を取り消すことができる。

(3) 第2項による意思表示の取消は、意思表示の瑕疵について善意無過失の第三者については主張することができない。

第351条（過剰利得行為）

契約の一方当事者が相手方の窮迫・無知・未経験に乗じて契約を締結し、これによって過大な利益を得た場合には、相手方はその意思表示の取消をすることができる。

第352条（契約内容の違法又は公序良俗違反）

(1) 契約の当事者が自由な意思で意思表示をした場合であっても、次の場合には契約は無効とな

る。

1 契約の内容が強行法規に反する場合

2 契約の内容が公序良俗に反する場合

(2) 契約の内容の一部が強行法規又は公序良俗に反する場合に、それ以外の部分を維持しても当事者の合理的な期待を害することがない場合には、強行法規又は公序良俗に反する部分のみが無効となる。

第353条（原始的不能）

(1) 契約の内容が契約締結時において実現することが不可能である場合においても、そのことを理由としては契約は無効とされない。但し、錯誤の要件がみたされる場合に、契約の当事者が錯誤を理由としてその意思表示を取り消すことを妨げない。

(2) 契約の内容の実現が当初から不可能であったことについて知り得べきであった当事者は、契約の締結により相手方に損害を与えた場合には、その損害につき、相手方に対して債務不履行の第395条（損害賠償責任の要件）以下の規定に基づき、損害賠償の責任を負う。

第3節 無効及び取消

第354条（無効な行為の追認）

(1) 本第3節（無効及び取消）において行為とは、意思表示又は契約もしくは単独行為をいう。

(2) 無効な行為は、無効の原因がなくなった後にその行為者が追認したときから有効な行為となる。

第355条（取り消すことのできる行為）

(1) 取り消すことのできる行為は、取消権者がこれを取り消すまでは有効な行為である。

(2) 取り消すことのできる行為を取消権者が取り消した場合には、その行為は初めから無効であったものとみなす。

(3) 取り消すことのできる行為を取消権者が追認した場合には、その行為は確定的に有効となる。

第356条（取消権者）

(1) 取り消すことのできる行為は、意思表示の瑕疵を理由とする取消にあっては、瑕疵ある意思表示をした者又はその法定代理人がこれを取り消すことができる。瑕疵ある意思表示をした者の相続人又はその契約上の地位を承継した者も取消権を行使することができる。

(2) 未成年その他行為能力の制限を理由とする取消にあっては、制限能力者又はその法定代理人がこれを取り消すことができる。制限能力者の相続人又は包括受遺者も取消権を行使することができる。

第357条（取消又は追認の方法）

取り消すことのできる行為の相手方が確定している場合には、取消又は追認は相手方に対する通知によってしなければならない。取消又は追認の効力は、その通知が相手方に到達した時に生じる。

第358条（追認権者・追認の要件）

(1) 追認は、取消権を有する者がすることができる。但し、瑕疵ある意思表示については取消権者が取消の原因を知った時から後に、制限能力者の行為については取消の原因となった状況がなくなった後に、追認をすることができる。

(2) 制限能力者の法定代理人が追認する場合には、第1項を適用しない。

第359条（法定の追認）

第358条（追認権者・追認の要件）の規定により追認をすることができる時から後に、取り消すことのできる行為について、次の事実があった場合には、追認があったものとみなす。

1 取消しうべき行為によって発生した債務の全部もしくは一部の履行又はその債務のための担保の供与

2 取消しうべき行為によって取得した権利の行使又は相手方に対する履行の請求

3 取消しうべき行為によって取得した権利の全部もしくは一部の譲渡又はその他の処分
但し、上記の行為をするに際して、追認をしない旨の留保をした場合には、この限りでない。

第360条（取消権の消滅時効）

(1) 取消権及び取消によって生じる不当利得返還請求権は、追認をすることができる時から3年間これを行使しないときは消滅する。この期間については時効の中断に関する規定を適用しない。

(2) 第1項の規定にもかかわらず、行為の時から10年を経過した時は、これによって取消権は消滅する。

(3) 同一の行為について、複数の者に取消権がある場合には、それぞれの取消権について第1項及び第2項を適用する。

第4節 代理

第361条（代理の定義）

代理とは、代理人がその権限の範囲内において、本人のためにすることを示して相手方と契約をした場合に、その契約の効果が直接本人に帰属する関係を言う。

第362条（代理権の発生）

代理権は、本人と代理人との契約又は法律の規定によって生じる。

第363条（代理権の範囲）

(1) 代理権の範囲は、代理人に代理権を授与する契約によって定められる。法律の規定によって代理権が生じる場合には、代理権の範囲もその法律によって定められる。

(2) 代理権の範囲について何らの指定がない場合には、代理人は保存行為及び改良行為についての権限を有する。ただし、代理の目的となっている物又は権利の性質を変更する改良行為はこの限りでない。

第364条（代理権の制限）

(1) 代理権の範囲に属する場合であっても、代理人と本人の利益が相反する行為については、代理人は、その権限を有しない。但し、本人の承諾がある場合には、この限りではない。

(2) 代理人と本人との間の取引については、本人と代理人の利益が相反するものと推定する。

(3) 第1項及び第2項は、代理人が本人と第三者の双方を代理する場合において、本人と第三者の利益が相反する場合にも準用する。

第365条（代理権の消滅事由）

(1) 契約によって本人から与えられた代理権は、次の事由によって消滅する。

1 本人の死亡、破産、解散

2 代理人の死亡、破産、行為能力の制限

3 委任、雇用その他代理権を授与する法律関係の終了

(2) 法定代理は、法律の定める原因によって消滅する。

第366条（無権代理）

代理権を持たない者が他人の代理人として行った行為は、本人に対して効力を生じない。但し、本人がこれを追認した場合には、この限りでない。

第367条（無権代理行為の追認）

(1) 追認は、相手方に対してしなければ、相手方に対してその効力を主張することができない。

(2) 追認によって無権代理行為は、その行為の時に遡って有効となる。但し、無権代理行為の行われた時から追認までの間に生じた第三者の権利を害することができない。

(3) 無権代理行為の相手方は、本人に対して相当の期間を定めて、その期間内に無権代理行為を追認するか否かを確答すべきことを催告することができる。本人がこの期間内に確答をしなかったときは、追認を拒絶したものとみなす。

(4) 相手方は、本人の追認がなされるまでは、代理権を有しない者がした契約を取り消すことができる。相手方による取消があった後は、本人は無権代理行為を追認することができない。

第368条（無権代理人の責任）

他人の代理人として契約をした者が、代理権を証明することも、本人の追認を得ることもできなかったときは、相手方の選択に従い、履行又は損害賠償の責任を負う。但し、相手方が代理権の不存在について知っていた場合には、無権代理人はその責任を免れる。無権代理行為をしたことについて過失がない無権代理人は、相手方が代理権の不存在を過失によって知らなかった場合にも本条の責任を免れる。

第369条（表見代理）

(1) 代理人が代理権の範囲を超えて契約をした場合に、相手方が代理人に当該契約について代理権があったものと信じ、かつ、信じたことについて過失がなかったときは、本人は相手方に対して契約の履行の責任を負う

(2) 代理権が消滅した後、相手方が代理人と称する者と契約をしたときは、本人は相手方に対して契約の履行の責任を負う。但し、相手方が代理権の消滅について知り、又は過失によって知らなかった場合は、この限りでない。

(3) 代理権を与えなかったにもかかわらず、本人が他人に代理権を与えたかのような表示をした場合、又は、代理権があるかのような表示を他人に許容した場合には、本人は相手方に対して、契約の履行の責任を負う。

第370条（非顕名の代理行為）

代理人が本人のためにする意思を有しているにもかかわらず本人のためにすることを示さない取引をした場合には、相手方の選択により、相手方は本人との契約又は代理人との契約が成立したことを主張することができる。ただし、代理人が本人のためにすることを相手方が知っていたときは、本人に対してのみ契約の成立を主張できる。

第371条（代理行為の瑕疵）

(1) 錯誤、詐欺、強迫又はある事情を知っていること若しくは知らないことについて過失があるために意思表示の効力が影響を受ける場合には、これらの事実の有無は代理人について判断する。

(2) 第1項の適用において、本人が特定の契約をなすことを代理人に託した場合には、本人が知っている事情については、本人は代理人の不知を主張することができない。また、過失によって知らなかった事情についても同様である。

第372条（代理人の能力）

本人は、行為能力が制限されている者に対しても代理権を与えることができる。この場合において、本人は、制限能力者である代理人が相手方と締結した契約を、代理人の制限能力を理由に取り消すことができない。

第373条（復代理）

本人との契約によって代理人となった者は、復代理人を選任することができない。ただし、本人の承諾を得たとき、又は已むことを得ない事情があるときは、この限りでない。

第374条（復代理人選任の場合の代理人の責任）

(1) 代理人が第373条（復代理）ただし書きの場合において復代理人を選任したときは、代理人はその選任及び監督について、本人に対して責任を負う。

(2) 代理人が本人の指名に従って復代理人を選任した場合は、その不適任又は不誠実を知らながら本人に通知せず、又は、解任をしなかったときでなければ、代理人は復代理人の行為について責任を負わない。

(3) 代理人が第373条（復代理）の規定によらないで復代理人を選任したときは、復代理人の行為は本人に対して効力を及ぼさない。但し、復代理人に権限がないことを知らなかった相手方は、そのことに過失がない場合は、代理人に対して履行又は損害賠償の責任を主張することができる。

第375条（復代理人の地位）

(1) 復代理人がその権限内で本人のためにすることを示して行った行為は、本人を拘束する。

(2) 復代理人は、本人に対して代理人と同一の権利を有し、義務を負う。

(3) 復代理人と本人との関係については、復代理人を代理人とみなして本第4節（代理）の規定を準用する。

第5節 第三者のためにする契約

第376条（定義）

(1) 契約の当事者は、その契約から発生する権利を第三者に帰属させることができる。この場合において、第三者に対して給付をなすべき者を諾約者といい、諾約者の相手方を要約者という。また、給付を受けるべき第三者を受益者という。

(2) 受益者は諾約者に対して直接給付を請求することができる。

第377条（受益者）

受益者は、それを確定する基準が明確であれば、約束の時に存在することを要しない。但し、諾約者が給付すべき時に受益者が存在せず、かつ、これを確定することもできない場合には、第三者のためにする給付の約束は効力を失い、諾約者は、要約者に履行することで責任を免れる。

第378条（受益の意思表示）

(1) 受益者が諾約者に対して受益の意思表示しない間は、要約者は、諾約者及び受益者に通知

することにより、いつでも受益者の権利を消滅させることができる。

(2) 受益者が受益の意思を表示した場合には、以後、契約の当事者は受益者の権利を変更又は消滅させることができない。

第379条（諾約者の抗弁）

諾約者は、その契約に起因する抗弁を、受益者に対して主張することができる。

第380条（契約の無効・取消・解除）

(1) 要約者と諾約者との間の契約が無効又は取消原因がある場合には、各当事者は、第三者に権利を与える旨の特約の存在にもかかわらず、第2章第3節（無効及び取消）の無効及び取消に関する規定に従って、契約の無効又は取消を主張することができる。

(2) 諾約者は、要約者の契約違反を理由とする契約の解除をすることができる。諾約者の契約違反が解除の原因をなす場合には、要約者は、受益の意思を表示した受益者がいるときは、その承諾を得て契約を解除することができる。

第3章 契約の履行

第381条（債務者の債務の履行義務）

(1) 債務者は、契約の趣旨及び信義誠実の原則に従って、その債務を履行しなければならない。

(2) 第1項の基準に基づいてなされた履行は弁済として債務を消滅させる。

第382条（債務の履行請求権）

(1) 債権者は債務者に対して裁判外又は裁判で債務の履行を請求することができる。

(2) 第1項の規定にかかわらず、契約当事者間で裁判上の履行を請求しない旨の合意がある場合には、債権者は裁判上の履行を請求することはできない。

(3) 第2項に該当するために裁判上の履行請求権が制限される場合であっても、債務者が任意に履行したときは、債権者はその給付を弁済として受領し、保持することができる。

第383条（同時履行の抗弁）

双務契約の各当事者は、相手方が債務の履行を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。但し、相手方の債務の履行期がまだ到来していない場合はこの限りでない。

第384条（不安の抗弁）

双務契約において先履行義務を負う当事者は、相手方が債務の趣旨に従った履行をしないおそれが顕著である場合には、自己の履行を拒むことが

できる。但し、相手方が担保の提供、その他不安を解消するための措置を講じた場合はこの限りでない。

第385条（弁済に関する規定の適用）

契約の履行については、本第3章（契約の履行）の規定のほか第7章第1節（弁済）の弁済に関する規定を適用する。

第4章 契約違反に対する救済

第1節 債務不履行に関する一般規定

第386条（債務不履行の定義及び態様）

債務不履行とは、債務者が契約から生じる義務を履行しなかった場合を言う。その態様には、次のものがある。

1 履行の遅延により履行期に履行ができなかった場合

2 履行することが不可能である場合

3 債務の趣旨に従って完全な履行をしなかった場合

4 その他債務の趣旨に従った履行がなかった場合

第387条（債務不履行に対する救済手段）

債務者の債務不履行があった場合には、債権者は本第4章第2節（契約違反に対する救済）から第4節（契約の解除）までの規定に従い、履行の強制、損害賠償、又は契約の解除を求めることができる。

第388条（履行遅滞）

債務者は次の時点において履行をしなかった場合に履行遅滞となる。

1 債務の履行について確定期限があるときは、その期限の到来した時。

2 債務の履行について不確定の期限があるときは、債務者が期限の到来したことを知った時。

3 債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者が履行の請求を受けた時。

第389条（履行不能）

(1) 債務を履行することが物理的に不可能なときは、債務の履行は不能となる。不可能には、社会的又は経済的に見て債務の履行が不可能と評価される場合を含む。

(2) 履行期前において、履行期に債務を履行することが不可能であることに確定した場合には、その時に債務の履行は不能となる。

第390条（不完全履行）

不完全な履行とは、債務の履行がなされたがその給付が完全ではなかった場合、一部の履行しか

なされなかった場合、その他債務の趣旨に従った完全な履行がなかった場合をいう。

第391条（その他の債務不履行）

第388条（履行遅滞）から第390条（不完全履行）までの前3条のほか、契約から生じるその他の義務の違反があった場合にも、債務不履行となる。

第392条（複数の救済手段）

債権者に複数の救済手段が認められる場合には、債権者は、相互に矛盾しない範囲で一つ又は複数の救済手段を選択することができる。

第2節 履行の強制

第393条（裁判所による履行の強制命令）

債権者は、債務者が債務を任意に履行をしないときは、債務の性質が強制履行を許さない場合を除き、強制履行を求めることができる。強制履行の手続きは民事訴訟法典の定めるところによる。

第394条（履行請求と他の手段との関係）

債権者は、債務者が債務を履行しない場合に、履行請求に代え、又は履行請求とともにこれと矛盾しない限度で損害賠償を請求することができる。

第3節 損害賠償

第395条（損害賠償責任の要件）

(1) 債務者に債務不履行があった場合には、債権者はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、債務者が債務の不履行について自己に過失がないことを証明した場合には、損害賠償の責任を免れる。

(2) 債務者が債務の履行のために他人を補助者として用いた場合には、補助者の選任又は監督について債務者の過失がなかったこと、及び、補助者自身にも過失がなかったことを証明しなければ、損害賠償の責任を免れない。

第396条（金銭債務についての特則）

(1) 金銭の支払を目的とする債務にあっては、債務者は支払の遅延が不可抗力によることを証明しても、遅延利息の支払を免れない。遅延利息は、法定利率によって計算する。約定利率が法定利率を越える場合には、約定利率によって計算する。

(2) 遅延利息を超える損害については、債務者が債務不履行について過失がないことを証明すれば、その賠償責任を免れる。

第397条（損害概念）

(1) 債権者は、損害賠償として、その契約によってもたらされるはずであった履行利益の賠償を

請求できるほか、履行利益の賠償と重ならない範囲で、不履行によって無駄となった出費、不履行によって増加した支出もしくは負担を、請求することができる。

(2) 裁判所は、債権者の請求に基づき、精神的な損害についても賠償を命じることができる。精神的な損害についての賠償額は、裁判所が諸般の事情を斟酌して定める。

第398条（損害賠償の範囲）

債務者は、次の損害を賠償しなければならない。

1 債務不履行によって債権者に通常生じる損害。

2 特別な事情によって債権者に生じた損害については、契約の両当事者が契約締結時にその損害の発生を予見することができたとき。ただし、契約締結時において、契約当事者がこれを勧告していなかった場合には、この限りでない。

3 債務不履行が害意又は著しく不誠実な行為によって行われた場合には、裁判所は、債権者の請求に基づき、第1号及び第2号の規定にもかかわらず、又は、債務者が債務不履行を構成する行為によって取得した利益を損害賠償として支払うことを命じることができる。

第399条（損害軽減事由）

(1) 債権者の過失が債務不履行又は損害の発生に寄与した場合には、裁判所は、その寄与の程度に応じて、債務者の損害賠償額を減額することができる。

(2) 債権者が損害を軽減することを怠ったことにより損害が拡大した場合には、裁判所は、債権者が軽減することのできた損害額に応じて、債務者の損害賠償額を減額することができる。

第400条（賠償額の予定など）

(1) 債権者及び債務者は、あらかじめ損害賠償の要件及び額について特約を定めることができる。

(2) 債務者の故意又は重過失による債務不履行責任をあらかじめ免除する特約は効力を有しない。

(3) 損害賠償の額について当事者が特約をした場合には、裁判所は、その額を増減することができない。ただし、当事者の予定した額が、第398条（損害賠償の範囲）によって定まる額と比較して著しく過大又は過少である場合には、裁判所は予定された賠償額の増減をすることができる。

(4) 賠償額の予定は、履行又は解除の請求を妨げるものではない。当事者が遅延損害を予定して合意した賠償額は、債権者が契約を解除して目的物に代わる損害賠償を請求する場合には、当事者を拘束しない。

(5) 違約金は賠償額の予定と推定する。

第401条（金銭賠償の原則）

債務者は債務不履行による損害賠償については、金銭によって賠償する。但し、当事者が特約で異なる定めをした場合には、この限りではない。

第402条（賠償者の代位）

債権者が損害賠償として、その債権の内容となっている物又は権利の価格の賠償を受けたときは、債務者はその物又は権利について、当然に債権者が有していた地位に代わる。

第403条（損害賠償請求権の消滅時効）

債務不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間は、損害発生時から5年とする。

第4節 契約の解除

第404条（債務不履行を原因とする解除）

双務契約における当事者の一方は、相手方が重大な契約違反をした場合には、契約を即時に解除することができる。

第405条（重大な契約違反）

(1) 重大な契約違反とは、一方の当事者の契約違反のために相手方が契約の目的を達成することができなくなる場合をいう。次の場合には重大な契約違反があったものとみなす。

1 期日に履行しなかった一方の当事者に対して、相手方が相当な期間を定めて催告したにもかかわらず、催告期間内にその債務が履行されなかったとき

2 契約で定められた履行期までに履行しないと契約をした目的を全く達成することができない場合に、当事者がその履行期に債務を履行しなかったとき

3 当事者がその中心的な給付義務を履行することが不可能であるとき

4 契約違反の程度が著しく、そのために当事者間の信頼関係が破壊され、将来の債務の履行が期待できないとき

(2) 契約違反をした当事者は、その債務の不履行について過失がなかったことを理由に、第1項に基づく契約の解除を阻止することはできない。

第406条（解除権の行使方法）

(1) 解除権を有する一方の当事者は、相手方に対する解除の意思表示によって契約を解除することができる。解除意思の表示は裁判外であることができる。

(2) 解除意思の表示は撤回することができない。

(3) 解除意思の表示に停止条件を付けることができる。

第407条（契約当事者が多数人の場合の解除）

(1) 当事者の一方が数人ある場合には、契約の解除は、全員から相手方に、又は、相手方から全員に対してしなければならない。

(2) 第1項の場合において、解除権が当事者の1人について消滅したときは、他の者についても消滅する。

第408条（解除の効果）

(1) 契約の解除は、損害賠償義務をのぞき、両当事者を契約上の義務から解放する。

(2) 契約上の給付の一部又は全部を受領している当事者は、解除によって相手方に対してその給付を返還し、相手方を原状に復させる義務を負う。契約の両当事者が互いに原状回復義務を負う場合には、それらの義務は同時に履行されなければならない。

(3) 解除によって金銭を返還する義務を負う契約当事者は、その金銭を受領した日からの利息を付けて返還しなければならない。受領した物又はその他の給付を解除によって相手方に返還する義務を負う当事者は、その物又は給付から得た利益も返還しなければならない。

(4) 解除によって第三者の正当な利益を害することはできない。

第409条（目的物滅失の場合の解除権）

(1) 解除権を有する者が故意に契約の目的物を滅失、毀損もしくはこれを返還することができなくなったとき、又は、加工もしくは改造によってこれを他の種類の物に変じたときは、解除権は消滅する。

(2) 目的物を返還できない者が解除権を行使したときは、代金額を限度として目的物の価額を金銭で返還することを要する。

(3) 目的物の毀損又は返還不能について相手方に過失又は原因がある場合は、解除権者は第2項の金銭による価額返還義務を負わない。

第410条（消滅時効）

債務不履行を理由とする解除権及び解除による原状回復請求権の消滅時効期間は、債務不履行の時から5年とする。

第411条（約定解除権及び合意解除）

(1) 契約当事者は、その契約で一方又は双方に解除権を与えることができる。約定解除権の行使方法、効果については、別段の合意がない限り、法定解除に関する第406条（解除権の行使方法）から第409条（目的物滅失の場合の解除権）の規定を準用する。

(2) 契約に解除権についての定めがなくとも、契約当事者は合意で契約を解消することができる。ただし、第三者の利益を害することができない。

第5章 危険負担

第412条（履行不能による債務消滅）

債務の履行が不能となり、かつ、そのことについて債務者に過失がない場合には、その債務は消滅し、債権者はその給付を請求することができない。

第413条（特定物の所有権移転契約における危険負担）

(1) 特定物の所有権を移転することを内容とする双務契約において、その目的物が当事者双方の過失なくして滅失又は毀損した場合には、その危険は債務者が負担し、債務者は債権者に対して反対給付を請求することができない。

(2) 目的物の滅失又は毀損による危険は、契約に別段の定めがない限り、次のいずれかの時点から債権者に移転する。

1 債権者に対する目的物の引渡、登記の移転その他目的物に対する実質的支配が債権者に移転したと考えられる時

2 債務者による正当な履行の提供があった時

3 債権者が正当な理由なく債務者の履行の受領を拒んだ時

第414条（その他の権利についての危険負担）

所有権以外の物権又は債権その他の権利の設定又は移転についても、第413条（特定物の所有権移転契約における危険負担）の規定を準用する。

第415条（目的物が不特定物の場合）

(1) 不特定物の所有権を移転することを内容とする双務契約において、給付すべき物が特定していない場合は、その債務者は、履行のために準備した物が自己の過失なしに滅失したときであっても、その債務は消滅せず、なお履行義務を負う。

(2) 給付すべき目的物が特定した後は、第413条（特定物の所有権移転契約における危険負担）の規定を準用する。

第416条（停止条件付き契約の場合）

停止条件付きの双務契約においては、条件成就前において目的物が債務者の責めによらないで滅失又は毀損したときは、債務者が危険を負担する。条件成就の時より後は、第412条（履行不能による債務消滅）を準用する。

第417条（作為・不作為を内容とする双務契約における危険負担）

一方当事者の作為・不作為を内容とする双務契約において、当事者双方の過失なくしてその債務を履行することが不能となった場合には、その債務は消滅する。但し、債務者は反対給付を請求することができない。

第418条（債権者の過失による履行不能）

債務者の過失なしにその履行が不能となった場合において、その履行不能が債権者の過失に基づくときは、債務者は反対給付を失わない。ただし、債務者が自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に引き渡さなければならない。

第6章 第三者に対する債権の効力

第1節 債権者による代位

第419条（債権者代位権）

(1) 債権者は、自己の債権の保全に必要なときは、債務者の有する権利を債務者に代わって行使することができる。但し、債務者の一身に専属する権利、その行使が債務者の自由な判断に委ねられている権利、差押が禁止されている権利については、この限りではない。

(2) 債権者は、自己の債権の満足を受けるのに必要なときは、当該債権と密接な関連がある債務者の権利を代位行使することができる。

第420条（代位権行使の要件）

(1) 債権者が第419条（債権者代位権）の権利を行使するためには、債務者自身が権利の行使をしていないことを要する。

(2) 債権者は、自己の債権の期限が到来していない間は、裁判所の許可を得なければ、債務者の権利を代位行使することができない。但し、保存行為については、この限りではない。

第421条（第三債務者の抗弁）

債権者代位権の行使を受ける第三債務者は、自己の債権者に対して有する抗弁をもって、代位債権者に対抗することができる。

第422条（代位債権者と債務者の関係）

債務者は、債権者が債務者に代位して、債務者の権利を行使したことを債務者に通知した場合には、重ねて第三債務者に対して権利を行使することができない。但し、第三債務者からの弁済を受領することを妨げない。

第423条（債権者代位権の効果）

(1) 債権者が債務者の権利を代位により行使した場合は、その効果は直接債務者に及ぶ。

(2) 代位権を行使する債権者は、債務者が第三債務者からの給付を受領することができない場合には、第三債務者に対して、直接自己に給付すべきことを請求することができる。

第424条（代位権行使の効果と他の債権者）

債権者代位権の行使によって代位債権者が第三

債務者から受領した給付は、債務者に引き渡すまで、総債権者のために保管する義務を負う。但し、第419条（債権者代位権）第2項の場合は、この限りではない。

第2節 詐害行為取消権

第425条（詐害行為取消の要件）

(1) 債権者は、債務者がその債権を害することを知ってなした行為を取り消し、債務者の行為によって利益を受けた者から給付の受領物又はその価額の返還を裁判所に求めることができる。

(2) 第1項の取消は、債務者の行為によって利益を受けた者又はこの者からの転得者が、債務者の行為又は転得の当時、債権者を害すべき事実を知らなかったときは、認められない。但し、債権者は、無償の受益者又は転得者に対しては、これらの者が債権者を害すべき事情を知らなかったときでも、取消を主張することができる。

(3) 第1項及び第2項の規定は、財産権を目的としない行為については適用しない。

第426条（被保全権利）

第425条（詐害行為取消の要件）の規定は、金銭債権以外の債権を有する債権者についても適用する。但し、その取消の判決に係る口頭弁論終結時では、金銭債権に転化していることを要する。

第427条（詐害行為取消の方法）

取消権を行使した債権者は、受益者又は転得者からの原状回復のために他に適切な方法がない場合には、受益者又は転得者に対して、取得物を供託すべきことを請求することができる。

第428条（詐害行為取消権の効果）

第425条（詐害行為取消の要件）の規定によってなされた取消は、総債権者の利益のためにその効力を生じる。

第429条（詐害行為取消権の行使期間）

(1) 第425条（詐害行為取消の要件）の取消権は、債権者が取消の原因を知った時から（1年間）行使しないことによって消滅する。行為の時から（3年）を経過したときもまた同じ。

(2) 第1項に規定する取消権の時効には、時効中断に関する規定を適用しない。

第7章 債務の消滅

第430条（債務の消滅原因）

債務は、次の事由によって消滅する。

1 本第7章第1節（弁済）から第5節（混同）に規定する弁済、相殺、免除、更改、混同。

2 第5章（危険負担）に規定する債務者の責めに帰すことのできない履行の不能。

3 第1章第3節（条件・期限・期間）に規定する解除条件の成就又は第4章第4節（契約の解除）に規定する契約の解除。

4 第8章（消滅時効）に規定する消滅時効の完成。

5 第2章第3節（無効及び取消）に従う取消権の行使。

第1節 弁済

第1款 弁済についての一般原則

第431条（弁済者）

(1) 弁済は、債務者のほか第三者もすることができる。

(2) 第三者による弁済では債務の目的を達成することができない場合には、債権者が承諾しない限り、第三者が弁済することはできない。

(3) 債権者及び債務者は合意により、第三者による弁済を認めないものとするすることができる。

第432条（弁済者の処分権能）

(1) 弁済の目的物について所有権又は処分の能力を有しない者による弁済は、有効な弁済とならない。

(2) 弁済者が弁済の目的物について所有権を有していなかった場合には、更に有効な弁済をしない限り、その物を取り戻すことができない。但し、その物について所有権を有するものは、弁済受領者から自己の所有物を取り戻すことができる。

(3) 弁済者に弁済の目的物についての処分の能力がなかった場合には、弁済者は弁済行為を取り消すことができる。この場合の弁済の目的物の返還については、第2項を準用する。

第433条（債権者の善意の消費・譲渡・善意取得）

(1) 第432条（弁済者の処分権能）第2項又は第3項の場合において、弁済の目的物が動産であった場合には、債権者が善意で弁済受領物を消費し、又は譲渡したときは、弁済は有効とみなされ、弁済者は弁済の目的物の返還を請求することができない。

(2) 第1項の場合において、弁済の目的物について所有権を有する者は、弁済受領者が第192条（動産所有権の善意取得）の規定によってその所有権を取得しない限り、目的物についての賠償を弁済受領者に請求することができる。但し、弁済の目的物の所有者に賠償した債権者は、その価額の弁済を債務者に請求することができる。

第434条（弁済受領権限）

(1) 弁済は、債権者その他弁済受領権限を有する者にしなければ効力を有しない。

(2) 債務者が弁済受領権限を有しない者に弁済した場合には、その債権者からの請求により再度弁済をしなければならない。但し、弁済者は、弁済を受領した無権限者から弁済物の返還を請求することができる。

第435条（差押えによる弁済受領権限の制限）

(1) 債権者は、その債権が裁判所の差押決定によって差押えられた場合には、その債務者からの弁済を受領する権限を有せず、また、債務者は、その債権者に弁済することができない。

(2) 弁済を禁止された債務者が自己の債権者に弁済した場合には、第434条（弁済受領権限）第2項を準用する。

第436条（債権者の準占有にした弁済）

(1) 真実の債権者ではないが債権者らしい外観を有する者にした弁済は、弁済者が弁済の相手方が真実の債権者であると信じた場合には、そのように信じたことについて重大な過失がない限り、有効な弁済として扱われる。

(2) 第1項の場合において、真実の債権者は債務者に再度の弁済を請求することはできない。但し、真実の債権者は、債務者から弁済を受領した者に対して、弁済物の引渡を請求することができる。

第437条（弁済の方法）

債務者は、債務の趣旨及び信義誠実の原則に従って、弁済しなければならない。

第438条（一部弁済）

債権者は、債務の一部の弁済を受領する義務を有しない。但し、一部弁済であることを知りながら債権者がこれを受領した場合には、その範囲で有効な弁済となる。

第439条（代物弁済）

(1) 債務者が債権者の承諾を得て、本来負担していた給付に代えて他の給付をしたときは、その給付は弁済と同一の効力を有する。

(2) 債権者及び債務者は、本来の給付に代えて他の給付をすることを合意することができる。この場合において債務者は、債権者に選択権が与えられている場合を除き、本来の給付又は代物の給付のいずれかを選択して弁済することができる。

第440条（弁済の時期・期限前弁済）

(1) 債務者は、第388条（履行遅滞）各号に規定する履行期において弁済しなければならない。

(2) 債務者は、債権者の利益を害することがない限り、期限前に債務を弁済することができる。

第441条（弁済の時間）

債務者は、慣習及び信義誠実の原則に照らし、通常の営業時間中に弁済しなければならない。

第442条（弁済の場所）

弁済をなすべき場所について、別段の合意がないときは、特定物の引渡は債権発生の当時その物の存在していた場所においてすることを要する。その他の債務にあつては、債権者の現在の住所で弁済しなければならない。

第443条（弁済の費用）

弁済の費用について別段の合意がないときは、その費用は債務者がこれを負担する。但し、債権者が住所の移転その他の行為によって弁済の費用が増加したときは、その増加額は債権者が負担する。

第444条（受取証書の交付）

弁済者は弁済受領者に対して受取証書の交付を請求することができる。

第445条（債権証書の返還）

債権の証書がある場合に、弁済者が債務の全部を弁済したときは、その証書の返還を請求することができる。

第2款 弁済充当

第446条（指定による充当）

(1) 債務者が同一の債権者に対して同種の目的を有する数個の債務を負担する場合において、弁済として提供した給付が総債務を消滅させるに足りないときは、弁済者は給付の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。

(2) 弁済者が第1項の指定をしなかったときは、弁済受領者はその受領の時に、その弁済の充当をすることができる。但し、弁済者がその充当に対して直ちに異議を述べたときは法定充当による。

(3) 第1項及び第2項の場合において、弁済の充当は相手方に対する通知によってこれを行う。

第447条（法定充当）

弁済者及び弁済受領者のいずれも弁済の充当をしなかった場合には、次の規定に従ってその弁済を充当する。

1 総債務中に弁済期が到来したものとまだ弁済期が到来していないものがあるときは、弁済期が到来した債務を先にする。

2 すべての債務が弁済期にあるとき、あるいはすべての債務が弁済期にないときには、債務者にとって弁済の利益が大きいものを先にする。

3 債務者にとって弁済の利益が等しいときは、

～・～

第457条（代位の範囲・代位者相互の関係）

(1) 第456条（弁済による代位）の規定によって債権者に代位した者は、自己の権利に基づいて求償できる範囲内において、債権の効力及び担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使することができる。ただし、債権者の有する契約上の地位に伴う権利は除く。

(2) 代位する者は、以下の各号の規定に従うことを要する。

1 保証人又は物上保証人は、あらかじめ債務者の財産を対象とする先取特権、不動産質又は抵当権の登記にその代位を付記しなければ、その先取特権、不動産質権又は抵当権の目的不動産の第三取得者に対して債権者に代位しない。

2 債務者から担保目的物を得た第三取得者は保証人に対して債権者に代位しない。

3 債務者から担保目的物を得た第三取得者の一人は、各目的物の価格に応じて、債務者から担保目的物を得た他の第三取得者に対して債権者に代位する。

4 第3号の規定は、第763条（物上保証人及び第三取得者の定義）の規定する物上保証人相互について準用する。

5 保証人と物上保証人との間においては、その頭数に応じて、債権者に代位する。ただし、物上保証人が複数いる場合には、保証人の負担部分を除き、その残額について、各担保目的物の価格に応じて債権者に代位する。

第458条（一部代位）

(1) 債権の一部について代位弁済がなされた場合には、代位者は、弁済した価額に応じて債権者とともにその権利を行う。ただし、代位者がその権利を行使するにあたっては、債権者の承諾を必要とし、また、債権者の求めがあれば、債権の残額の限度で、当該権利又は順位を債権者に無償で譲渡しなければならない。

(2) 第1項の場合において、債務不履行を理由とする契約の解除は、債権者のみが行うことができる。ただし、代位者に対してはその者が弁済した価額及びその利息を償還しなければならない。

第459条（代位弁済と債権証書・担保物）

(1) 代位弁済によって全部の弁済を受けた債権者は、債権に関する証書及び占有をしている担保物を代位者に交付しなければならない。

(2) 債権の一部について代位弁済がなされた場合においては、債権者は、その債権証書に代位を付記するとともに、占有している担保物の保存を監督させなければならない。

第460条（代位者のための担保保存義務）

第456条（弁済による代位）の規定によって代位

者が故意又は過失によってその担保を喪失又は減少したときは、代位をすることができる者はその喪失又は減少によって償還を受けることができなくなった限度において、その責任を免れ、又は損害賠償を請求することができる。

第2節 相殺

第461条（法定相殺及び相殺契約の意味及び要件）

(1) 相殺とは、二人が互いに同種の目的を有する債務を有する場合に、対当額で債務を消滅させることをいう。

(2) 相殺をするには、双方の債務が弁済期になければならない。

(3) 当事者は、同種の目的を有しない債務を相互に消滅させる相殺契約を締結することができる。ただし、その特約を知らない第三者の権利を害することができない。

第462条（相殺の方法）

(1) 相殺は、当事者の一方から他方に対する相殺の意思表示によって行う。

(2) 相殺の意思の表明には、停止条件を付けることができるが、解除条件又は期限を付けることができない。

第463条（相殺の効果の発生時期）

相殺の要件を満たす場合において、相殺の意思表示がなされたときは、相殺による債務消滅の効果は、債務が互いに相殺をするに適した状態になった当初に遡って、生じる。

第464条（相殺の制限）

(1) 債務の一方又は双方がその性質上相殺を許さないものであるときは、相殺をすることができない。

(2) 当事者が相殺をしない旨の特約をした場合には、各債務者は相殺をすることができない。但し、相殺の禁止の特約を善意の第三者に対して主張することはできない。

第465条（抗弁権の付着した債権による相殺）

(1) 相殺の意思表示をする当事者の有する債権に相手方の抗弁権が付いている場合には、相殺をすることができない。

(2) 時効又は権利行使の期間を過ぎた債権が、これらの期間満了以前において他方の債権と相殺に適した状態にあったときは、その債権者は相殺をすることができる。

第466条（不法行為から生じた相手方の債権との相殺）

相手方に対して不法行為によって生じた債務を負う債務者は、相殺によってこの債務の消滅を主

張することができない。

第467条（差押禁止債権）

債権が差押禁止債権である場合には、その債務者は相殺によってこの債権の消滅を主張することができない。

第468条（差押えられた債権）

(1) 債権が第三者によって差押えられた場合には、その債務者は、その差押前に取得した相手方に対する債権でその弁済期が到来したときに相殺することができる。ただし、相殺を主張する債務者が相手方に対して有する債権の弁済期が相手方の債権の弁済期よりも後に到来する場合は、この限りでない。

(2) 当事者が相殺の対象となる両債権の弁済期の先後にかかわらず相殺できる旨の特約をした場合には、第1項但書は適用しない。

第469条（相殺充当）

一方又は双方が相殺に適する複数の債務を有する場合には、相殺をしようとする者は、どの債務とどの債務が相殺によって消滅するかを指定することができる。本条第1文の指定なしになされた相殺については、弁済の充当に関する規定を準用する。

第3節 免除

第470条（単独行為としての免除）

債権者が債務者に対して債務を免除する意思を表示したときは、これによって債権は消滅する。

第471条（一部免除）

債権者は債務の一部のみを免除することができる。

第472条（免除が制限される場合）

債権が第三者によって差押えられ、又はその他の事由により債権者の処分権限が制限されているときは、債権者は債務の免除をすることができない。

第4節 更改

第473条（更改の定義）

(1) 更改とは、債権者及び債務者の間において、もとの債務を消滅させ、それに代えて新たな債務を成立させる契約をいう。

(2) 第1項の更改契約の効力が生じたときは、もとの債務は消滅する。

第474条（旧債務の不消滅）

更改によって生じた債務が不法の原因のため、又は当事者の予期でない事由により成立せず、又

は取り消されたときは、旧債務は消滅しない。

第475条（担保の移転）

(1) 旧債務の担保のために設定された質権、抵当権その他の担保は、更改契約の当事者の合意により、旧債務の範囲内において新債務の担保のために移転させることができる。但し、第三者の提供した担保は、その承諾がなければ移転しない。

(2) 準消費貸借においては、第1項第1文の合意があったものと推定する。

第5節 混同

第476条（債権及び債務の混同）

(1) 債権と債務が同一人に帰属するときは、その債権及び債務は混同により消滅することを言う。

(2) 第1項にいう債権が第三者の権利の目的となっているときは、その債権は混同によって消滅しない。

第8章 消滅時効

第477条（債権消滅時効の定義）

債権消滅時効とは、債権者が一定期間権利を行使しなかったことに基づいて債権を消滅させることをいう。

第478条（債権消滅時効の起算点）

債権消滅時効はその債権を行使することができる時から進行する。

第479条（債権一般の消滅時効期間）

債権の消滅時効期間は、本法又は他の法令に別段の定めがある場合を除き、5年とする。

第480条（短期消滅時効期間）

生産者及び商人が非商人に売却した商品の代価及び提供した役務の対価に関する債権については、消滅時効期間は2年とする。

第481条（確定債権の消滅時効期間）

(1) 確定判決又は裁判上の和解その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定された債権は、5年より短い時効期間の定めがあるものについても、消滅時効期間は債権が確定した時から5年とする。

(2) 第1項の規定は、確定の当時まだ弁済期が到来していなかった場合には、適用しない。

第482条（債権消滅時効の遡及効）

債権消滅時効の効力はその起算日に遡って生ずる。

第483条（債権消滅時効の援用）

（1）裁判所は当事者が債権消滅時効を援用するのでなければ、債権消滅時効によって裁判をすることができない。

（2）債権消滅時効は、債務者のほか、連帯債務者、保証人、第763条（物上保証人及び第三取得者の定義）で定める物上保証人及び第三取得者その他債権消滅時効を援用するにつき法律上正当の利益を有する者のみが援用することができる。

（3）債務者が債権消滅時効を援用したときは、第三者もその消滅時効の利益を受ける。債務者以外の援用権者が債権消滅時効を援用したときは、その援用の効果は債権者と債権消滅時効を援用した者との間においてのみ生ずる。

第484条（債権消滅時効の利益の放棄）

債権消滅時効の利益をあらかじめ放棄することはできない。すでに完成した債権消滅時効の利益は放棄することができる。

第485条（債権消滅時効の利益の放棄の効果が及ぶ者の範囲）

債権消滅時効の利益の放棄は債権者と放棄をした援用権者の間においてのみ効力を有する。

第486条（債権消滅時効の中断事由）

債権消滅時効は次に掲げる事由によって中断する。

- 1 裁判上の請求、破産手続き参加又はこれらに準ずる権利行使
- 2 執行行為又は保全処分行為
- 3 一部弁済、利息の支払、担保の提供又はその他の方法による承認

第487条（債権消滅時効の中断の効果が及ぶ者の範囲）

債務者に対して債権消滅時効の中断が生ずれば、他の者もその中断の効果を否認することはできない。債務者以外の援用権者に対して債権消滅時効の中断が生じたときは、その中断の効果は債権者とその援用権者の間においてのみ生ずる。

第488条（裁判上の請求）

裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、債権消滅時効の中断の効力を生じさせない。

第489条（執行処分又は保全処分の取消し）

権利者の申立てにより又は法律上の要件の欠如により執行処分又は保全処分が取り消されたときは、執行行為又は保全処分行為による債権消滅時効の中断は生じなかったものとみなす。

第490条（債務者以外の者に対して行われた執行行為又は保全処分行為）

債務者以外の者に対して行われた執行行為又は保全処分行為は、それが債務者に通知された場合にのみ、債務者に対して債権消滅時効の中断を生じさせる。

第491条（中断後の債権消滅時効の進行）

（1）中断した債権消滅時効はその中断の事由が終了した時から新たに起算する。

（2）裁判上の請求によって中断した債権消滅時効は裁判の確定した時から新たに起算する。

第492条（催告及び裁判上の催告による完成停止）

（1）債権消滅時効の期間満了前6ヶ月内において権利者が催告したときは、催告の時から6ヶ月内は、この者に対して債権消滅時効は完成しない。ただし、権利者が再び催告をしても、再度の催告によっては、債権消滅時効の完成を遅らせることはできない。

（2）訴えの却下又は取下げにより裁判上の請求が中断の効力を生じさせなかった場合においても、訴状が相手方に送達された時点から訴えの却下又は取下げに至るまでは継続して催告していたものとみなす。この場合、訴えの却下又は取下げの後6ヶ月内は、この者に対して債権消滅時効は完成しない。

（3）権利者が訴訟において被告としてその権利を主張したときには、その時点から訴訟係属中は継続して催告していたものとみなす。この場合、その訴訟の判決確定後6ヶ月内は、この者に対して債権消滅時効は完成しない。

第493条（未成年者又は一般被後見人に対する権利の債権消滅時効の完成停止）

債権消滅時効の期間満了前6ヶ月内において未成年者又は一般被後見人に法定代理人がいなかったときは、その者が能力者となり又は法定代理人が就職した時から6ヶ月内は、この者に対して債権消滅時効は完成しない。

第494条（夫婦間の権利の債権消滅時効の完成停止）

夫婦の一方が他方に対して有する権利については、婚姻解消の時より6ヶ月間は債権消滅時効は完成しない。

第495条（天災事変による債権消滅時効の完成停止）

債権消滅時効の期間満了前6ヶ月内において権利者が天災その他の不可抗力により債権消滅時効を中断することができないときは、その不可抗力の止んだ時より6ヶ月間は債権消滅時効は完成しない。

第496条（債権消滅時効にかかった権利の満足のための給付）

債権消滅時効期間を過ぎた債権の満足のために給付されたものは、債権消滅時効期間を過ぎたことを知らずに給付したときにおいても、返還を請求することができない。

第497条（債権又は所有権以外の財産権の消滅時効）

債権又は所有権以外の財産権の消滅時効期間は、本法又は他の法令に別段の定めがある場合を除き、10年とする。債権又は所有権以外の財産権の消滅時効については、債権消滅時効に関する規定を準用する。

第9章 債権譲渡及び債務引受
第1節 債権譲渡

第498条（債権の譲渡可能性と譲渡禁止の特約）

(1) 債権は、その性質が譲渡を許さないものではない限り、これを譲渡することができる。この場合に、譲受人は新たな債権者となる。

(2) その性質が譲渡を許す債権であっても、当事者の意思表示によってその譲渡を禁止することができる。

(3) 第2項の意思表示は、そのことを知らない第三者に対抗することができない。ただし、第三者に重大な過失のあるときは、この限りでない。

第499条（債権譲渡の成立）

債権譲渡は債権を譲渡しようとする債権者と譲受人との間の合意のみによって効力を生ずる。ただし、債権譲渡を債務者及び第三者に対抗するためには、第500条（指名債権譲渡の対抗要件）に定める対抗要件を具備しなければならない。

第500条（指名債権譲渡の対抗要件）

(1) 指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者にこれを通知し、又は債務者が譲渡人又は譲受人に対してこれを承諾するのでなければ、債務者その他の第三者にこれを対抗することができない。

(2) 第1項の通知又は承諾は、確定日付ある証書によってしなければならない。債務者以外の第三者に対抗することができない。

第501条（複数の債権譲渡の優劣）

(1) 1個の債権について、数個の譲渡が行われた場合には、その優劣は、確定日付ある証書による通知が債務者に到達した時点又は債務者が確定日付ある証書による承諾をした時点の前後による。この場合に、債務者は、優先する譲受人に債務を弁済しなければならない。

(2) 第1項の場合において、通知の到達又は承

諾の前後を明らかにすることができないときは、同時に到達し、又は承諾したものとみなす。この場合に、各譲受人は譲り受けた債権の全部の弁済を債務者に請求することができる。債務者が債権者の1人に債務を弁済したときは、債務は消滅する。

(3) 第2項の場合に、債務者は、債務の目的物を供託して債務を免れることができる。

第502条（通知及び承諾の効果）

(1) 債務者が異議をとどめないで第500条（指名債権譲渡の対抗要件）の承諾をしたときは、譲渡人に対抗することのできた事由があったとしても、これを譲受人に対抗することはできない。ただし、債務者がその債務を消滅させるために譲渡人に払い渡したものがあるときは、それを取り返し、また譲渡人に対して負担した債務があるときは、これを成立しなかったものとみなすことを妨げない。

(2) 譲渡人が譲渡の通知をしたにとどまるときは、債務者はその通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。

第503条（証券的債権の譲渡）

指図債権その他債権を表章する証券が発行される債権の譲渡については、特別法の定めるところによる。

第2節 債務引受

第504条（債務引受の可能性）

(1) 債務者以外の第三者が履行することが可能な債務は、第三者がこれを引き受けることができる。

(2) 当事者は、意思表示によって第三者が債務を引受けることを禁止することができる。

第505条（債務引受の成立）

債務引受は、債務者と引受人との間の合意又は債権者と引受人との間の合意によってその効力を生ずる。

第506条（債権者の権利）

(1) 債権者は、債務引受がなされた場合であっても、債務者に対する権利を失わない。この場合において、債務者及び引受人は、債権者に対して、連帯して債務を負担する。

(2) 債務引受の引受人は、債権者の同意を得て債務者を免責することができる。

第507条（債務引受における抗弁）

債務引受がなされた場合には、引受人は債務引受がなされるまでの間に債務者が有していた事由

を債権者に対抗することができる。

第508条（履行の引受）

債務者と引受人の間の合意によって、引受人が債務を引き受けることなく、その履行を引き受けたにとどまるときは、債権者は、引受人に対して債務の履行を請求することはできない。

第3節 契約上の地位の譲渡

第509条（契約上の地位の譲渡）

(1) 他の者と契約を締結している者は、その契約上の地位を第三者に譲渡することができる。ただし、その契約の性質上その譲渡が不可能である場合はこの限りでない。また、契約当事者は合意によって契約上の地位の譲渡を禁止することができる。この場合に、債権譲渡に関する第498条（債権の譲渡可能性と譲渡禁止の特約）第3項を準用する。

(2) 契約上の地位の譲渡がその契約の相手方に著しい不利益をもたらす場合には、契約上の地位を譲渡しようとする者は、その譲渡について契約の相手方の同意を得なければならない。

第510条（契約上の地位の譲渡の成立）

契約上の地位の譲渡はそれを譲渡しようとする契約当事者の一方と譲受人との間の合意のみによって効力を生ずる。ただし、その譲渡を契約当事者の他方及び第三者に対抗するためには、債権譲渡に関する第500条（指名債権譲渡の対抗要件）に定める対抗要件を具備しなければならない。

第511条（契約上の地位の譲渡の効果）

契約上の地位の譲渡がなされた場合には、特段の意思表示がない限り、譲渡人が有していた一切の権利義務が譲受人に移転する。この場合に、債権譲渡に関する第502条（通知及び承諾の効果）及び債務引受に関する第507条（債務引受における抗弁）を準用する。

第5編 各種契約・不法行為等

第1章 売買

第1節 総則

第512条（売買の定義）

売買とは、売主と呼ばれる当事者の一方の者が所有権その他の財産権を買主と呼ばれる相手方に移転する義務を負い、買主が売主にその代金を支払う義務を負う契約をいう。

第513条（売買契約の成立）

売買契約は、法律に特別の定めがある場合を除

いて、当事者の合意のみによって成立する。ただし、当事者は、公正証書又は私署証書の作成を契約成立の条件とすることができる。

第514条（売買一方の予約）

(1) 売却又は買受けの一方の予約をした場合には、相手方が予約者に対して売買を完結する意思表示した時から、売買の効力を生ずる。

(2) 第1項の意思表示をするための期間が定められていないときは、予約者は、相当の期間を定めて、その期間内に売買を完結するか否かの意思表示をするよう相手方に催告することができる。もし、相手方が、その期間内に意思表示しない場合には、予約はその効力を失う。

第515条（手付）

買主が売主に手付を与えたときは、買主はその手付を放棄し、売主は手付金額の2倍の額を償還して、売買契約を解除することができる。ただし、相手方が履行に着手した後は、契約を解除することができない。

第516条（試味売買）

(1) 購入する前に試味することが慣行となっている物の売買は、買主が試味をして承諾をした時に成立する。

(2) 買主が承諾をするための期間が定められていない場合には、売主は、相当の期間を定めて、その期間内に承諾するか否かを確答するよう買主に催告をすることができる。買主がその期間内に確答をしないときは、買主は売買契約の締結を拒絶したものとみなす。

第517条（試用売買）

(1) 試用売買においては、買主が試用期間内に承諾した時、又は買主が何らの意思も表明しないまま試用期間を経過した時に、売買契約の効力が生ずる。買主が目的物の引取を拒絶した場合には、売買契約は成立しなかったものとみなされる。

(2) 契約において試用期間が定められていない場合には、売主は、相当の期間を定めて、その期間内に承諾するか否かを確答するよう買主に催告をすることができる。買主がその期間内に確答をしないまま目的物の試用を続けたときは、買主は承諾をしたものとみなす。

第518条（売買代金）

(1) 契約当事者は、契約において、売買の対価に関する金額又は金額の決定方法を定めなければならない。

(2) 売買代金の額は、ある商品の現在又は将来の市価をもって決定することも、両当事者の指定する方法により選ばれた第三者の評価に委ねることもできる。第三者の評価が錯誤に基づくもので

ある場合、又は明らかに公平に反する場合には、それによって損失を被る契約当事者が、その評価に対して異議を申し立てることができる。

(3) 契約当事者は、元本額を示すことによって、又は無期若しくは終身の定期金を支払うものとするをもって、代金額を定めることができる。ただし、第2項の規定に従って第三者が代金額を評価する場合は、当事者が明示的に権限を付与した場合を除いて、元本額を示すことによってこれを定めなければならない。

第519条（売買の費用）

証書作成の費用その他売買契約の締結に関する費用は、当事者間に別段の定めがない限り、当事者双方が平分して負担する。

第520条（有償契約一般への準用）

本第1章（売買）の規定は売買契約以外の有償契約に準用する。

第2節 売買契約の当事者と目的物

第521条（売買契約の当事者）

法律が禁止する場合を除き、すべての人及び法人は、売却し、又は買い受けることができる。

第522条（買主となることができない者(1)）

(1) 法律上、裁判上又は契約上の財産管理人は、自分自身でも、第三者を介しても、売却を任せられた財産の買主となることができない。

(2) 第1項の規定は、強制売却の実行又は管理を任せられた公務員についても準用される。

(3) 第1項又は第2項に違反する売買については、売却前の所有者又はその相続人若しくはその所有者の承継人のみが、これを取り消すことができる。

第523条（買主となることができない者(2)）

(1) 判事、検事、裁判所書記その他の裁判所職員は、自分自身でも、第三者を介しても、その職務を行う裁判所において係争中の物又は権利の買主となることができない。

(2) 第1項の規定は、弁護士及び公証人が自らの受任した事件に係る物又は権利の買主となる場合についても準用される。

(3) 第1項又は第2項に違反する売買については、売主、権利を争う相手方又はその双方の相続人若しくは承継人のみが、これを取り消すことができる。

第524条（売却することができるもの）

性質上譲渡することができないもの、又は法律によって譲渡が禁止されているものを除いて、すべての物又は権利は、将来のものであっても、売

買契約の目的とすることができる。

第3節 売買契約の効力

第525条（所有権の移転）

(1) 売買契約における目的物の所有権の移転は、第133条（合意による物権変動）及び第134条（物権変動の対抗要件）の定める一般原則に従う。

(2) 売買契約の目的が所有権以外の財産権である場合には、それらの権利の移転は、それぞれの権利の移転に関する一般原則に従う。

第1款 売主の義務

第526条（売主の説明義務）

売主は、買主に対して、自分が負う義務の内容、売買の目的となった物又は権利をめぐる法律関係特に不動産の売却の場合の権利内容、負担、境界等について、明確に説明する義務を負う。

第527条（売主の一般的な義務）

売主は、契約及びこの法律の定めるところに従って、買主に対し、売却した財産権を移転させる義務、売却物を引き渡す義務、引渡まで売却物を保管する義務及び権利の証明に必要となる証書を交付する義務を負う。

第528条（売主の権利移転義務と担保責任）

(1) 売主は、売買の目的となった財産権を買主に移転させる義務を負う。

(2) 他人の権利をもって売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して、これを買主に移転する義務を負う。

(3) 売主が売買の目的となった権利を買主に移転することができないときは、買主は、契約を解除することができる。この場合、契約の当時その権利が売主に属さないことを知らなかった買主は、損害賠償を請求することもできる。

第529条（他人の権利の売主の契約解除権）

(1) 契約の当時に売買の目的となった権利が自分に属しないことを知らなかった売主は、その権利を取得してこれを買主に移転することができないときは、損害を賠償して契約を解除することができる。

(2) 第1項の場合において、買主が契約の当時に売買の目的となった権利が売主に属しないことを知っていたときは、売主は、損害賠償をすることなしに、契約を解除することができる。

第530条（権利の一部が他人に属する場合の担保責任）

(1) 売買の目的となった権利の一部が他人に属し、売主がその部分を取得して買主に移転するこ

とができないときは、買主は、その部分の割合に応じて、代金の減額を請求することができる。

(2) 第1項の場合において、買主が契約締結時において、一部が売主に属さないことを知らず、かつ残りの部分だけならば買主がこれを買わなかったであろうと認められるときは、その買主は、契約を解除することができる。

(3) 第1項又は第2項の場合において、契約の当時その部分が売主に属さないことを知らなかった買主は、損害賠償を請求することもできる。

(4) 第1項、第2項及び第3項に定める権利は、買主が契約の当時に売買の目的となった権利の一部が売主に属しないことを知らなかった場合には事実を知った時から、契約の当時に売買の目的となった権利の一部が売主に属しないことを知っていた場合には契約の時から、1年以内に、これを行使しなければならない。

第531条（用益物権等がある場合の担保責任）

(1) 売買の目的物に第三者のための永借権、用益権、使用権、居住権、地役権、賃借権、留置権又は質権が存在し、そのために買主が目的物の全部又は一部を使用又は収益することができない場合には、契約締結の時にその権利の存在を知らなかった買主は、売主に対して損害賠償を請求することができる。

(2) 第1項の場合において、その権利が存在するために契約をなした目的を達することができないときは、契約締結の時にその権利の存在を知らなかった買主は、契約を解除することもできる。

(3) 売買の目的となった不動産のために存在するとされていた地役権が存在しなかったときも、第1項及び第2項と同様である。

(4) 第1項、第2項及び第3項の場合において、契約の解除又は損害賠償の請求は、買主が事実を知った時から1年以内に、しなければならない。

第532条（担保物権がある場合の担保責任）

(1) 売買の目的となった不動産の上に先取特権、債権者が使用収益をしない旨の定めがある質権又は抵当権があった場合においては、その権利が行使されることによって買主がその所有権を失ったときに、その買主は、契約を解除することができる。

(2) 買主は、所有権を保存するために出捐をした場合には、売主に対して、その出捐の償還を請求することができる。

(3) 第1項及び第2項のいずれの場合においても、買主が損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

第533条（強制売却における担保責任）

(1) 強制売却の買受人は、第528条（売主の権利

移転義務と担保責任）ないし第532条（担保物権がある場合の担保責任）の規定に従って、債務者に対して契約の解除をなし、又は代金の減額を請求することができる。

(2) 第1項の場合において、債務者が無資力であるときは、買受人は、代金の配当を受けた債権者に対して、その代金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(3) 第1項又は第2項の場合において、債務者が権利が存在しないことを知りながら強制売却実施機関に申し出ず、又は債権者がそれを知りながら強制売却を請求したときは、買受人は、それらの者に対して損害賠償の請求をすることができる。

第534条（債権の売主の担保責任）

(1) 債権の売主は、その債権が存在することについて、責任を負う。

(2) 債権の売主が債務者の資力を担保したときは、契約の当時の債務者の資力を担保したものと推定する。

(3) 弁済期が到来していない債権の売主が債務者の将来の資力を担保したときは、弁済の期日における債務者の資力を担保したものと推定する。

第535条（担保責任の免除又は制限の合意）

第528条（売主の権利移転義務と担保責任）ないし第534条（債権の売主の担保責任）の規定によって売主が負う担保責任を免除又は制限する旨の合意をしたときでも、売主は、知りながら告げなかった事実及び自らが第三者のために設定又は譲渡した権利については、責任を免れることができない。

第536条（瑕疵なき物の引渡義務）

(1) 売主は、買主に対して、瑕疵のない物を引き渡す義務を負う。

(2) 当事者が別段の定めをしている場合を除き、買主に引き渡された物が以下のいずれかに該当する場合には、その物には瑕疵があるものとする。

1 契約で定められた数量、品質及び性質に適合しないとき。

2 売主が買主に見本として示した物と数量、品質又は性質が異なるとき。

3 契約締結時に売主に対して明示的又は黙示的に知らされていた用法に適合しないとき。

4 同種の物の通常の用法に適合しないとき。

5 同種の物にとって通常の方法により、又はその物を保護するのに適した方法によって梱包されていないとき。

第537条（瑕疵担保責任）

(1) 危険が買主に移転した時に売買の目的物に瑕疵が存在した場合には、その瑕疵が危険移転後に明らかになった場合であっても、売主は、契約

及びこの法律の定めるところに従って、代わりの物の引渡、瑕疵の補修、契約の解除又は代金の減額の責任を負う。

(2) 売主は、第1項に定めた時よりも後に発生した瑕疵であっても、それが売主の義務違反に起因するものである場合には、第1項と同様の瑕疵担保責任を負う。

(3) 売主が、引渡後の一定の期間につき通常の目的若しくは特定の目的に適合すること又は特別の品質若しくは性質を保持することを保証していた場合に、その保証に違反があったときも、同様に瑕疵担保責任を負う。

(4) 買主が、売買契約を締結する時に、目的物に瑕疵があることを知っていた場合及び知らないことに重大な過失があった場合には、売主は、その瑕疵については、瑕疵担保責任を負わない。

第538条（売主の治癒権）

(1) 売主が、引渡をなすべき期日前に瑕疵ある物を引き渡した場合には、買主に不当な不利益を与えない限り、その期日までに瑕疵を治癒することができる。ただし、買主は、損害賠償請求権の行使を妨げられない。

(2) 売主は、引渡期日後であっても、買主に不当な不利益を与えない限り、自己の費用により、すべての瑕疵を治癒することができる。ただし、買主は、解除権及び損害賠償請求権の行使を妨げられない。

第539条（追完請求権）

(1) 買主は、売主に対して、その義務の履行を請求することができる。ただし、買主が、この請求と両立し得ない救済を求めている場合は、この限りでない。

(2) 目的物に瑕疵がある場合は、買主は、売主に対して、瑕疵のない代替物の引渡を請求することができる。ただし、売主が同種の物を調達することが、すべての状況に照らして不合理な負担を生ずる場合には、この限りでない。

(3) 目的物に瑕疵がある場合は、買主は、売主に対して、目的物の修繕を請求することができる。ただし、売主が目的物を修繕することが、すべての状況に照らして不合理な負担を生ずる場合には、この限りでない。

(4) 買主は、売主による義務の履行のために、合理的な長さの付加期間を定めることができる。この期間内に履行しない旨の通知を売主から受領した場合を除き、買主は、この期間中、契約違反についての救済を求めることができない。ただし、買主は、本来の期日に履行が遅滞したことによる損害賠償請求権を失うことはない。

第540条（買主の契約解除権）

引き渡された物に瑕疵があるために売買契約を

締結した目的を達することができない場合には、買主は、その契約を解除することができる。

第541条（代金減額請求権）

引き渡された物に瑕疵がある場合には、代金が既に支払われているか否かにかかわらず、買主は、引渡時において瑕疵なき物の価値に対して引き渡された物の価値が有した割合に応じて、代金の減額を請求することができる。ただし、第539条（追完請求権）に従って売主が瑕疵を治癒した場合又は売主による瑕疵の治癒の申入れを買主が正当な理由なく拒絶した場合には、買主は、代金の減額を請求することができない。

第542条（買主の損害賠償請求権）

買主は、第539条（追完請求権）ないし第541条（代金減額請求権）に定める権利を行使せずに、又は、これらの権利を行使するとともに、第4編第4章第3節（損害賠償）の規定に従って損害賠償の請求をすることを妨げられない。

第543条（土地の面積の過不足に関する特則）

(1) 特定の土地について、その全面積を指示し、かつ、単位面積あたりの代価を定めて売買が行われたにもかかわらず、現実の面積が指示された面積に不足している場合は、当事者間に別段の合意がない限り、買主は、売主に対して、第539条（追完請求権）ないし第542条（買主の損害賠償請求権）の規定に従って、不足分の給付、不足面積に応じた代金の減額又は契約の解除及び損害賠償を請求することができる。

(2) 特定の土地について、その全面積を指示し、かつ、単位面積あたりの代価を定めて売買が行われたにもかかわらず、現実の面積が指示された面積を超過している場合は、当事者間に別段の合意がない限り、面積超過を知らず、かつ、知らなかったことについて過失のない売主は、買主に対して、その超過面積に応じて代金の増額を請求することができる。

(3) 特定の土地について、その全面積を指示し、かつ、その全部についての価格のみを定めて売買が行われた場合においては、面積に不足があったとしても、買主は、売主に対して、不足分の給付、不足面積に応じた代金の減額、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、売主が面積不足を知っていた場合、売主が面積を保証した場合又は不足面積が20分の1を超える場合には、この限りでない。

(4) 特定の土地について、その全面積を指示し、かつ、その全部についての価格のみを定めて売買が行われた場合においては、現実の面積が指示された面積を超過しているとしても、売主は、代金増額の請求をすることができない。ただし、その超過が20分の1を超えており、売主がそのことを

知らず、かつ知らなかったことについて過失がない場合には、この限りでない。

(5) 売主が第2項又は第4項に基づいて代金の増額を請求する場合には、買主は、契約を解除することができる。

第544条（権利行使期間）

(1) 第539条（追完請求権）ないし第541条（代金減額請求権）及び第543条（土地の面積の過不足に関する特則）に定める権利は、1年の期間内に行使しなければならない。ただし、第543条（土地の面積の過不足に関する特則）第1項及び第3項ただし書きの損害賠償請求権については、第479条（債権一般の消滅時効期間）の定めるところによる。

(2) 第1項第1文の期間は、買主については瑕疵及び損害の事実を知り、又は知るべきであった時から、売主については契約の時から起算する。

第545条（瑕疵担保責任の免除又は制限の特約）

第537条（瑕疵担保責任）以下の規定によって売主が負う瑕疵担保責任を免除又は制限する旨の合意があるときでも、売主は、知りながら告げなかった瑕疵については、責任の免除又は制限を主張することができない。

第546条（目的物引渡の義務）

(1) 売主は、目的物を、契約で定められた時期に、契約で定められた場所において、買主に引き渡す義務を負う。

(2) 引渡の期日が定められていないときは、買主が引渡を求めた時に、売主は目的物を買主に直ちに引き渡す義務を負う。

(3) 引渡の場所が定められていないときは、売主は、特定物の売買においては契約締結の当時その物が存在した場所において、その他の場合には買主の住所地において、目的物を引き渡さなければならない。

(4) 引渡の費用は、特段の合意がない限り、売主が負担する。ただし、買主の住所の変更その他の行為によって引渡の費用が増加した場合には、その増加額は買主が負担する。

第547条（引渡の方法）

物の引渡は、第228条（占有の移転）の定めるところに従って、目的物の現実の引渡、簡易の引渡、指図による占有移転又は占有改定の方法によって行う。不動産の引渡は、建物の鍵の交付又は権原証書によって行うことができる。

第548条（同時履行の抗弁権及び不安の抗弁権）

(1) 売主は、買主が代金支払債務につき弁済の提供をするまでは、目的物の引渡を拒むことができる。ただし、買主の債務が弁済期にないとき又

は引渡債務を先に履行する合意があるときは、この限りでない。

(2) 売主は、代金の支払いのために期限を許した場合であっても、買主が売買契約後に破産し、若しくは無資力となり、又は売買契約前の無資力を隠していたときは、引渡を拒絶することができる。ただし、買主が担保を提供し又は不安を解消する措置を講じた場合にはこの限りでない。

第549条（目的物保管の義務）

(1) 特定物の売主は、その物を買主に引き渡すまで、善良な管理者としての注意をもって、その物を保管しなければならない。不特定物が特定した後も同様である。

(2) 売主は、第1項の注意義務を怠ったために目的物が滅失又は毀損したときは、契約及びこの法律の第4編第4章第3節（損害賠償）の定めるところに従って、買主に対して責任を負う。

第550条（果実の取得権）

売買の目的物が、買主に引き渡される前に、天然果実を生じたときは、当事者間に別段の合意がない限り、その果実は売主のものとする。賃料その他の法定果実を生じたときも同様である。

第2款 買主の義務

第551条（買主の一般的な義務）

買主は、売主に対して、約定した代金を支払い、買い受けた物を引き取る義務を負う。

第552条（代金支払いの義務）

(1) 買主は、契約で定められた時期に、契約で定められた場所で、契約で定められた代金を支払う義務を負う。

(2) 売買の目的物の引渡につき期限が定められているときは、代金の支払いについても、同一の期限が定められたものと推定する。

(3) 引渡の期日も代金支払の期日も定められていない場合には、売主が支払いを求めた時に、買主は直ちに代金を支払う義務を負う。

(4) 契約において代金支払いの場所が定められていない場合において、目的物の引渡と同時に代金を支払うべきときは、その引渡の場所において代金を支払うことを要する。

第553条（代金の利息・遅延損害金）

買主は、目的物の引渡があるまでは、代金の利息又は遅延損害金を支払う必要がない。

第554条（売買の目的物について第三者が権利を主張する場合の代金支払拒絶権）

(1) 売買の目的物について権利を主張する者があり、買主が買い受けた権利の全部又は一部を失

第3章 贈与

第565条 (定義)

贈与は当事者の一方が財産を無償で相手方に与える意思表示をし、相手方が受諾することでその効力を生じる契約である。

第566条 (所有権の移転)

贈与契約における目的物の所有権の移転は、第133条(合意による物権変動)、第134条(物権変動の対抗要件)、第159条(不動産所有権の取得)及び第186条(動産所有権の取得)の定める一般原則に従う。

第567条 (書面によらない贈与)

贈与の約束をしたにもかかわらず、贈与に関する書面が作成されなかったときは、契約の当事者は、贈与の意思表示を撤回して、契約を解消することができる。但し、既に履行が終わった部分については、贈与の意思表示を撤回することができない。

第568条 (背信行為等による贈与の取消)

(1) 受贈者が贈与者に対して重大な背信行為をおこなったときは、贈与者は、贈与を取り消すことができる。

(2) 第1項に定める贈与の取消は、既に履行が終わった部分については重大な背信行為があった時から5年間に限り、これをなすことができる。

第569条 (贈与者の窮乏による贈与の取消)

(1) 贈与者が贈与の意思表示をした後に著しい窮乏状態に陥り、自己及び扶養義務を負う者の生計を維持しえなくなったときは、贈与者は、贈与を取り消すことができる。

(2) 第1項に定める贈与の取消は、既に履行が終わった部分については履行時から5年間に限り、これをなすことができる。

第570条 (贈与の取消の効果)

第568条(背信行為等による贈与の取消)及び第569条(贈与者の窮乏による贈与の取消)の規定により贈与が取り消された場合には、不当利得の返還に関する規定に従い、贈与者は、贈与した財産の返還を請求することができる。

第571条 (担保責任の軽減)

贈与者は、贈与の目的である物又は権利の瑕疵又は欠缺について担保責任を負わない。但し、贈与者がその瑕疵又は欠缺を知りながら受贈者に告げなかったときはこの限りではない。

第572条 (定期贈与)

定期の給付を目的とする贈与は、贈与者又は受

贈者の死亡によってその効力を失う。

第573条 (負担付贈与)

(1) 贈与の対象である財産を受領するために、受贈者が一定の給付をおこなう義務を負う贈与を負担付贈与という。

(2) 負担付贈与では、贈与者はその負担の限度で売主と同様の担保責任を負う。

(3) 負担付贈与で当事者の一方が給付をなした場合には、その者は相手方に対して給付を請求することができる。

(4) 負担付贈与では、特約のない限り、契約の当事者は、相手方が給付しない限り、自己の給付をしないことができる。

(5) 負担付贈与の贈与者は、相手方が負担を実行しない場合には、解除の規定により負担付贈与契約を解除することができる。

第574条 (死因贈与)

(1) 贈与者の死亡によって効力を生ずる贈与を死因贈与という。

(2) 死因贈与の効果については、遺贈の規定を準用する。

第4章 消費貸借

第1節 消費貸借の意義と成立

第575条 (消費貸借の定義)

消費貸借とは、貸主と呼ばれる当事者の一方が金銭、食料品、衣類その他の代替物を、一定の期間、借主と呼ばれる他の一方の自由な利用に委ねる義務を負い、借主が、その期間が経過した後、貸主から受領した物と種類、品質及び数量が同等の物を貸主に返還する義務を負う契約をいう。

第576条 (消費貸借契約の成立)

消費貸借契約は、貸主と借主の合意のみによって成立する。

第577条 (書面によらない無利息消費貸借契約の撤回)

書面によらない無利息消費貸借契約については、契約の各当事者は、いつでもこれを撤回することができる。ただし、貸主が目的物を引き渡した部分については、この限りでない。

第578条 (借主の信用悪化による解除)

(1) 契約が成立してから目的物を引き渡すまでの間に借主の経済状態が著しく悪化して返還義務の履行が危うくなったときは、貸主は、消費貸借契約を解除することができる。

(2) 第1項の規定に従って契約を解除した貸主が、あらかじめ利息、手数料その他の対価を受領

を行使することができる。

第596条（賃貸借の存続期間）

- (1) 賃貸借は、その期間を定め、又は定めることなしに、締結することができる。
- (2) 書面によらない不動産賃貸借は、期間の定めのない賃貸借とみなされる。
- (3) 15年以上の期間の定めのある不動産賃貸借は、物権としての永借権となる。
- (4) 15年以上の期間の定めのある不動産賃貸借で、登記のなされていないものは、15年の期間に満つるまでは、賃貸借としての効力を有する。

第2節 賃貸借の効力

第597条（賃借人の用法に従った使用収益の権利及び義務）

- (1) 賃借人は、契約又は賃借物の性質により定まった用法にしたがって、賃借物を使用及び収益する権利を有し、義務を負う。
- (2) 賃借人が第1項の義務に違反したときは、賃貸人は契約を解除することができる。
- (3) 賃貸人は、賃借人が賃借物を用法にしたがって使用及び収益することを妨げてはならない。

第598条（賃借人の善管注意義務）

- (1) 賃借人は賃借物を善良な管理者の注意をもって保管する義務を負う。
- (2) 賃借人が第1項の義務に違反したときは、賃貸人は契約を解除することができる。

第599条（賃貸人の修繕義務）

賃貸人は賃借物の使用及び収益に必要な修繕を行う義務を負う。

第600条（賃貸人の保存行為）

- (1) 賃貸人が賃借物の保存に必要な行為を行おうとするときは、賃借人は拒むことができない。
- (2) 賃貸人が賃借人の意思に反して保存行為を行おうとする場合において、そのために賃借人が賃貸借をした目的を達成することができなくなる時は、賃借人は、賃料の減額を請求し、又は契約を解除することができる。

第601条（賃借人の費用償還請求権）

- (1) 賃借人が賃借物について賃貸人が負担すべき必要費を出したときは、賃貸人に対して直ちにその償還を請求することができる。
- (2) 賃借人が賃借物について改良のための費用その他の有益費を出したときは、賃借人は、賃貸借終了の時において、その価格の増加が現存する場合に限り、賃貸人の選択にしたがって、費やした金額又は増加額の償還を賃貸人に対して請求することができる。ただし、裁判所は、賃貸人の請

求によって、その償還について相当の期限を許与することができる。

第602条（賃借物の瑕疵に対する賃貸人の責任）

- (1) 賃借物に隠れた瑕疵がある場合において、そのことを賃借人が知らなかったときは、賃借人は、瑕疵の修繕又は瑕疵のない物との取り替えを請求すること、及び損害賠償の請求をすることができる。
- (2) 賃貸人は、賃借人に不当な不利益を与えない限り、自己の費用により、瑕疵の修繕をすることができる。ただし、賃借人は損害賠償請求権の行使を妨げられない。

(3) 賃借人は、第1項に定める請求に代えて、引渡時に遡って、瑕疵に相応する賃料の減額を請求することができる。

(4) 隠れた瑕疵のために契約を締結した目的を達成できないときは、賃借人は賃貸借契約を解除することができる。

(5) 修繕、取り替え、賃料減額及び解除請求は、賃借人がその事実を知り、又は知るべきであった時から1年以内に行使しなければならない。

第603条（減収の場合の賃料減額請求権及び解除権）

(1) 収益を目的とする土地の賃借人が、不可抗力により、賃料より少ない収益しか得られなかったときは、その収益の額に至るまで賃料の減額を請求することができる。

(2) 第1項の場合において、賃借人が不可抗力により、引き続き2年以上賃料より少ない収益しか得られなかったときは、賃貸借契約を解除することができる。

第604条（賃借物の一部滅失による賃料減額請求権及び解除権）

(1) 賃借物の一部が賃借人の過失によらずに滅失したときは、賃借人は、その滅失した部分の割合に応じて賃料の減額を請求することができる。

(2) 第1項の場合において、残存する部分のみでは賃借人が賃貸借契約を締結した目的を達成することができないときは、賃借人は賃貸借契約を解除することができる。

第605条（賃借権の譲渡及び賃借物の転貸）

(1) 永借権の場合を除いて、賃借人は賃貸人の承諾がなければ、賃借権を譲渡し、又は賃借物を転貸することができない。

(2) 賃借人が第1項の規定に反して第三者に賃借物の使用・収益をさせたときは、賃貸人は契約を解除することができる。

第606条（転貸借）

(1) 賃借人が適法に賃借物を転貸したときは、

第621条（賃借人の果実処分権）

分益賃借人は、賃貸人への果実の分与が完了した後でなければ、自己に分配されるべき果実を処分することができない。

第6章 使用貸借

第622条（使用貸借の定義）

使用貸借とは、当事者の一方が無償にて相手方にある物の使用及び収益をさせる契約をいう。

第623条（使用貸借の成立要件）

使用貸借契約は、当事者の一方が無償にて使用及び収益をした後に返還することを約束して相手方からある物を受け取ることによって、その効力が生じる。

第624条（使用収益にあたっての借主の義務）

(1) 借主は、借用物を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

(2) 借主は契約又はその目的物の性質によって定まった用方に従ってその物を使用及び収益しなければならない。

(3) 借主は貸主の承諾がなければ、借用物の使用又は収益を第三者にさせることはできない。

(4) 借主が第1項、第2項又は第3項の規定に違反する場合、貸主は契約を解除することができる。

第625条（費用の負担）

(1) 借主は借用物の通常必要費を負担しなければならない。

(2) 借主が借用物について、大修繕等の通常必要費以外の必要費を出し、又は、改良のための費用その他の有益費を出したときは、借主は、使用貸借の終了の時に於いて、その価格の増加が現存する場合に限り、貸主の選択にしたがって、実際に費やした金額又は増加額の償還を貸主に対して請求することができる。ただし、裁判所は、貸主の請求によって、その償還について相当の期限を許与することができる。

第626条（貸主の担保責任）

貸主は、使用貸借の目的物の瑕疵又は権利の欠缺について担保責任を負わない。ただし、貸主がその瑕疵又は欠缺を知っていて、借主に告げなかったときは、この限りではない。

第627条（期間満了又は使用収益の終了による使用貸借の終了）

(1) 期間の定めのある使用貸借は、期間の満了によって終了する。

(2) 当事者が期間を定めていない場合において、

使用貸借の目的が定められているときは、その目的にしたがい、借主が借用物の使用及び収益を終えた時に、使用貸借は終了する。ただし、借主が使用及び収益を怠っていたために、使用及び収益を終えていない場合において、使用及び収益を行うに十分な期間が経過したときもまた終了する。

第628条（貸主の解約権）

(1) 期間の定めも、目的の定めもないときは、貸主はいつでも使用貸借の解約を申入れることができる。

(2) 期間満了前又は使用及び収益の終了前であっても、貸主に借用物について緊急かつ予見不可能な必要が生じたときは、貸主は使用貸借の解約を申入れることができる。

第629条（借主の解約権）

借主は、期間の定めの有無を問わず、いつでも解約を申入れることができる。ただし、貸主に期限の利益がある場合は、借主は、解約申入れによる損害を賠償する義務を負う。

第630条（借主の死亡による使用貸借の終了）

使用貸借は、借主の死亡によって終了する。

第631条（借用物の返還義務）

(1) 使用貸借が終了したときは、借主は借用物を原状に復して、貸主に直ちに返還する義務を負う。

(2) 借主は、通常の使用によって生じる損耗を除き、自己の責めに帰すべき事由によって生じた毀損を回復し、又はその損害を賠償する義務を負う。

第632条（借主の収去権）

使用貸借の終了したときは、借主は、借用物に付属させた物を収去することができる。

第633条（損害賠償及び費用償還請求権の行使期間）

借主による契約の本旨に反する使用又は収益を原因として生じた損害賠償及び借主が出した費用の償還は、貸主が借用物の返還を受けた時から1年以内に請求しなければならない。

第7章 委任

第634条（委任の定義）

委任とは、委任者と呼ばれる当事者の一方が受任者と呼ばれる相手方に対して、委任者のために事務処理を行う権限を授与する契約をいう。

第635条（無償委任の原則）

(1) 委任は有償又は無償とすることができる。有償である意思表示されない限り、無償委任と推定する。

(2) 有償委任の場合における報酬については、第641条（受任者の報酬請求権）を適用する。

第636条（契約の要式性）

委任契約は、当事者の合意のみによって成立する。

第637条（受任者の注意義務）

(1) 受任者は、委任の本旨に従って善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う。ただし、当事者の合意によって受任者の注意義務を軽減することを妨げない。

(2) 受任者が第1項の注意義務に違反し、委任者に損害を与えた場合には、委任者は受任者にその損害賠償を請求することができる。この場合において、委任が無償であるときは、裁判所は損害賠償額を減額することができる。

第638条（受任者の報告義務）

受任者は委任者の請求があるときは、いつでも委任事務処理の状況を報告し、また、委任が終了した後は、遅滞なくその顛末を報告しなければならない。

第639条（受任者の引渡義務）

(1) 受任者は、委任事務を処理するに当たって受取った金銭その他の物を委任者に引き渡さなければならない。また、受任者は、収取した果実も委任者に引き渡さなければならない。

(2) 受任者が委任者のために自己の名をもって取得した権利はこれを委任者に移転しなければならない。

第640条（金銭を消費した受任者の損害賠償義務）

受任者が委任者に引き渡さなければならない金額又はその利益のために用いなければならない金額を自己のために消費したときは、その消費した日以後の利息を支払わなければならない。なお、損害があったときはその賠償責任を負う。

第641条（受任者の報酬請求権）

(1) 受任者は、特約がある場合でなければ委任者に対して報酬を請求することができない。

(2) 受任者が報酬を受け取るべき場合においては、委任された義務を履行した後でなければ、これを請求することができない。ただし、期間をもって報酬を定めたときは、その期間の経過した後請求することができる。

(3) 委任が受任者の責に帰すことのできない事由によってその履行の途中において終了したとき

は、受任者はそのすでになした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

第642条（委任者の費用前払義務）

委任事務を処理するについて費用を必要とするときは、委任者は、受任者の請求によってその前払いをしなければならない。

第643条（受任者の費用等償還請求権等）

(1) 受任者が委任事務を処理するのに必要であると認められる費用を支出したときは、委任者に対してその費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

(2) 受任者が委任事務を処理するのに必要であると認められる債務を負担したときは、委任者をして自己に代わってその弁済をさせ、またその債務が未だ弁済期にないときは、相当の担保を供させることができる。

(3) 受任者が委任事務を処理するため自己に過失なくして損害を受けたときは、委任者に対してその賠償を請求することができる。ただし、損害が第三者の故意又は過失により生じたときは、受任者は、その第三者から賠償が得られない限度において、委任者に対して賠償を請求できるとどまる。

第644条（委任の解除）

(1) 委任は、各当事者において、いつでもこれを解除することができる。

(2) 当事者の一方が相手方のために不利な時期において委任を解除したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第645条（解除の効力の不遡及）

委任を解除した場合においては、その解除は将来に向かってのみその効力を生ずる。ただし、当事者の一方に過失があったときは、これに対する損害賠償の請求を妨げない。

第646条（委任の終了事由）

(1) 委任は、第644条（委任の解除）による解除のほか、以下の事由によって終了する。

- 1 委任者又は受任者が死亡したとき
- 2 委任者又は受任者が破産の宣告を受けたとき
- 3 委任者が一般後見開始又は保佐開始の宣告を受けたとき
- 4 受任者が一般後見開始又は保佐開始の宣告を受けたとき
- 5 法人である委任者又は受任者が解散したとき
- 6 法人である委任者又は受任者が他の法人と合併したとき

7 その他当事者が合意により定めた事由が生じたとき

(2) 当事者は、第1項第1号から第6号までに掲げる事由が生じたときであっても委任が終了しない旨を合意することができる。ただし、受任者の死亡もしくは一般後見開始又は法人である受任者の解散もしくは合併については、この限りでない。

第647条（委任終了後における受任者の応急義務）

委任が終了した場合において急迫の事情があるときは、受任者、その相続人又は法定代理人は、委任者、その相続人又は法定代理人が委任事務を処理することができるようになるまでの間必要な処分をしなければならない。

第648条（委任終了の対抗要件）

委任終了の事由は、それが委任者について生じたものであると受任者について生じたものであるとを問わず、これを相手方に通知し又は相手方がこれを知ったときでなければ、これをもってその相手方に対抗することができない。

第8章 請負

第649条（請負の定義）

請負とは、当事者の一方の者が合意された仕事を完成する義務を負い、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与える義務を負う契約である。

第650条（報酬の支払時期）

報酬は仕事の目的物の引渡しと同時に支払わなければならない。物の引渡しを必要としないときは、請負人は仕事を完成させた後に、報酬の支払を請求することができる。

第651条（瑕疵のない仕事の完成義務）

(1) 請負人は注文者に対して、瑕疵のない仕事を完成する義務を負う。

(2) 仕事は、合意された性質を有しないときに、瑕疵があるものとする。性質が合意されていない場合には、仕事が契約において前提されていた使用に適しないとき、一定の使用が契約において前提とされていない場合には、通常の使用に適しないときに、その仕事に瑕疵があるものとする。

(3) 請負人が注文とは異なる仕事を製作し、又は製作された仕事が数量不足であるときは、瑕疵があるものとする。

第652条（仕事の追完請求）

(1) 仕事に瑕疵があるときは、注文者は請負人に対し、相当の期間を定めて仕事の追完を請求することができる。この場合、請負人は、その選択

にしたがい、瑕疵を修補するか、又は仕事をやり直すことができる。

(2) 請負人は、追完が瑕疵による不利益に比較して過分の費用を必要とするときは、追完を拒絶することができる。

(3) 請負人が仕事をやり直すときは、請負人は、注文者に瑕疵ある仕事の返還を請求することができる。

第653条（注文者による瑕疵の修補）

(1) 注文者は仕事の追完のために定めた相当の期間が経過した後は、瑕疵を自ら修補し、瑕疵の修補に要する費用を請負人に請求することができる。

(2) 追完が失敗した場合又は請負人による追完によらせることが注文者にとって不当に不利益であると評価される場合にも、注文者は、瑕疵を自ら修補し、瑕疵の修補に要する費用を請負人に請求することができる。

(3) 第1項又は第2項の場合において、注文者は請負人に対し瑕疵の修補に要する費用の前払いを請求することができる。

(4) 第1項、第2項又は第3項の規定は、請負人が第652条（仕事の追完請求）第2項に基づき追完を拒絶した場合には、これを適用しない。

第654条（注文者の解除権）

(1) 注文者は、第4編第4章第4節（契約の解除）の規定にしたがい、仕事の瑕疵を理由として契約を解除することができる。請負人による追完が失敗した場合及び請負人による追完によらせることが注文者にとって不当に不利益であると評価される場合も、同様とする。

(2) 第1項の規定は建物その他土地の工作物には適用しない。ただし、瑕疵が重大であるために、その工作物が注文者にとって利用価値がない場合には、第1項の規定が適用される。

第655条（注文者の減額請求権）

(1) 注文者は仕事の追完のために定めた相当の期間が経過した後は、仕事の瑕疵を理由として、請負人に対する意思表示によって報酬の減額を請求することができる。請負人による追完が失敗した場合及び請負人による追完によらせることが注文者にとって不当に不利益であると評価される場合も、同様とする。

(2) 報酬は、減額請求によって、瑕疵なき仕事の価値に対して瑕疵の付着した仕事の価値が有する割合に応じて、引き下げられる。

第656条（注文者の損害賠償請求権）

(1) 注文者は、第652条（仕事の追完請求）から第655条（注文者の減額請求権）までに定める権利を行使せずに、又は、これらの権利を行使すると



ともに、第4編第4章第3節（損害賠償）の規定にしたがって損害賠償の請求をすることができる。ただし、追完に代わる損害賠償は、仕事の追完のために定めた相当の期間が経過した後、請負人による追完が失敗した場合又は請負人による追完によらせることが注文者にとって不当に不利益であると評価される場合にのみ、請求することができる。

(2) 追完が瑕疵による不利益に比較して過分の費用を必要とするときは、注文者は、第1項により瑕疵の修補に要する費用に相当する額を損害賠償として請求することはできない。

第657条（瑕疵が注文者の材料又は指図による場合の扱い）

(1) 第652条（仕事の追完請求）から第656条（注文者の損害賠償請求権）までの規定は、仕事の瑕疵が注文者の提供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じたときは、適用しない。注文者の表明した単なる希望は指図とはみなされない。

(2) 請負人がその材料又は指図の不相当であることを知りながら、そのことを告げなかったときは、第1項の規定は適用しない。

第658条（権利行使期間）

(1) 第652条（仕事の追完請求）から第655条（注文者の減額請求権）までに定める権利は、1年の期間内に行使しなければならない。

(2) 第1項の期間は、注文者が瑕疵の存在を知り、又は知るべきであった時から起算する。

第659条（担保責任を負わない旨の特約）

第652条（仕事の追完請求）から第656条（注文者の損害賠償請求権）までに規定する責任を免除又は制限する旨の特約をしたときでも、請負人は、知りながら告げなかった事実については、責任を免れ又は制限することができない。

第660条（仕事未完成の間の注文者の解除権）

請負人が仕事を完成するまでは、注文者はいつでも損害を賠償して、契約を解除することができる。

第9章 雇用

第661条（雇用契約）

(1) 雇用契約は、当事者の一方が相手方に対し労務に服することを約束し、相手方がこれに賃金を与えることを約束することにより、成立する。

(2) 労務に服することを約束した当事者を労働者といい、その相手方を使用者という。

第662条（労働条件の明示）

(1) 使用者は、雇用契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

(2) 第1項の規定によって明示された労働条件が事実と相違する場合には、労働者は、即時に雇用契約を解除することができる。

第663条（安全配慮義務）

使用者は、労働者が労務を提供すべき場所、施設、器具等の設置管理に当たり、労働者の身体、健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務を負う。

第664条（雇用契約の一身専属性）

(1) 使用者は労働者の承諾がなければ、その権利を第三者に譲渡することができない。

(2) 労働者は、使用者の承諾がなければ、自己に代わって第三者を労務に服させることができない。

(3) 当事者の一方が第1項又は第2項の規定に違反したときは、雇用契約を解除することができる。

第665条（労働法の適用）

雇用契約に関しては、この法律に定めるもののほか、労働法の定めるところによる。

第10章 寄託
第1節 寄託に関する総則

第666条（寄託の定義）

(1) 寄託とは、一方の当事者である受寄者が、相手方である寄託者から受け取った物を一定期間保管し、その保管期間の終了後は同一物を寄託者に返還することを約束する契約をいう。

(2) 特約がない限り、寄託者は受寄者に報酬を支払う義務を負わない。ただし、受寄者が自己の事業として寄託契約を締結した場合又は法律に定めがある場合には、報酬について特約をしなかったときでも、受寄者は相当な報酬を寄託者に請求することができる。

第667条（寄託契約の要物性）

(1) 寄託契約は、受寄者が合意に基づいて寄託の目的物を受け取ることによって成立する。

(2) 受寄者がすでに寄託の目的物を占有している場合には、寄託契約は寄託関係を成立させる旨の合意によって成立する。第三者が占有する物については、指図による占有移転があった時に寄託契約が成立する。



～・～

第668条（諾成的寄託契約の効力）

当事者が寄託関係を将来成立させる旨の合意をしたにすぎない場合は、各当事者は、寄託の目的物が引き渡されるまでは、いつでもこの合意を撤回することができる。但し、有償の寄託契約を成立させる約束がなされた場合には、受寄者となるべき当事者は、その約束に反して寄託物の受領を拒否したことによって相手方に損害を与えたときは、受領拒否について相当の理由がない限り、相手方にその損害を賠償する義務を負う。

第669条（所有者でない者がした寄託契約）

寄託者が寄託物の所有権を有しないときでも、寄託契約は有効に成立する。この場合に、所有者から受寄者に対して返還請求の訴えが提起されても、受寄者は寄託者に寄託物を返還することができる。ただし、所有者の返還の訴えが認められたときは、この限りではない。

第670条（受寄者の義務）

- (1) 受寄者は、善良な管理者としての注意義務を尽くして寄託物を保管する義務を負う。
- (2) 受寄者は、寄託者の承諾がない限り、受寄物を使用することができない。

第671条（受寄者の責任）

- (1) 受寄者は、寄託物を滅失又は毀損した場合には、その損害を賠償しなければならない。但し、その滅失又は毀損につき過失がないことを受寄者が証明したときは、この限りでない。
- (2) 受寄者の求めに応じて寄託がなされた場合には、受寄者は不可抗力を証明しなければ、寄託物についての滅失又は毀損についての責任を免れない。
- (3) ホテル、宿泊所、飲食店、浴場その他客が集まる施設において、これらの施設の所有者がその客から物の寄託を受けたときは、受寄者は不可抗力を証明しなければ、寄託物についての滅失又は毀損についての責任を免れない。

第672条（無償受寄者の減責）

無償の寄託においては、裁判所は、両当事者の資産状況、その他諸般の事情を考慮して、受寄者の損害賠償責任を減ずることができる。

第673条（高価品の不申告の場合の責任軽減）

寄託者が金銭、有価証券その他の高価品を寄託した場合において、その種類及び価格を受寄者に知らせなかったときは、裁判所は受寄者の損害賠償責任を減ずることができる。

第674条（自己保管義務）

- (1) 受寄者は、寄託者の承諾がない限り、受寄物を第三者に保管させることができない。

- (2) 受寄者が第三者に受寄物を保管させることができる場合には、受寄者は、保管を委ねた再受寄者の選任及び監督について責任を負う。

第675条（再寄託）

- (1) 受寄者と再受寄者の関係については、本章（寄託）の規定を適用する。
- (2) 再受寄者は、寄託者に対して受寄者と同一の権利義務を負う。
- (3) 再受寄者は、寄託物を寄託者に返還した場合には、受寄者に対する返還義務を免れる。

第676条（受寄者の通知義務）

寄託物について権利を主張する第三者が受寄者に対して訴えを提起し、又は寄託物を差し押さえたときは、受寄者は遅滞なくその事実を寄託者に通知する義務を負う。

第677条（受寄者の返還義務）

当事者が寄託物返還の時期を定めたときであっても、寄託者は何時でもその返還を請求することができる。

第678条（受寄者の返還）

- (1) 当事者が寄託物を返還する時期を定めなかったときは、受寄者は何時でもその返還をすることができる。
- (2) 返還時期の定めがあるときは、受寄者はやむを得ない事由がない限り、期限前に返還することができない。

第679条（返還義務の内容）

- (1) 受寄者は、寄託に際して受領したものと同一の物を返還する義務を負う。
- (2) 受寄者が寄託物の滅失又は毀損について責任を負わない場合において、受寄者が滅失又は毀損した寄託物の代わりに受け取った保険金その他のものがあるときは、この代位物を寄託者に返還する義務がある。

第680条（果実等の扱い）

受寄者は、寄託物から生じた果実又は収入を受け取った場合には、寄託者に引き渡さなければならない。

第681条（金銭の寄託）

- (1) 受寄者が金銭の寄託を受けたときは、契約で定めた方法で保管しなければならない。この場合において、特約がない限り、受寄者は利息を支払う義務を負わない。
- (2) 金銭を銀行預金として保管することができる場合には、その利息については第680条（果実等の扱い）の規定を適用する。

第682条（寄託物返還の費用）

無償の寄託においては、寄託物の返還に要する費用は寄託者が負担する。但し、受寄者が寄託場所を変更した場合には、それによって増加した返還費用は受寄者が負担する。

第683条（寄託者の費用償還義務）

(1) 寄託者は、寄託物の保管に要する費用を支払うことを要する。

(2) 受寄者は、自己に過失なくして寄託物から被った損害の賠償を寄託者に請求することができる。

第684条（返還の場所）

寄託物の返還は、契約でその指定がないときは、寄託物の保管をなすべき場所においてすることを要する。但し、受寄者が正当の事由によってその物の保管場所を変更したときは、現在の場所で返還することができる。

第685条（受寄者の留置権）

受寄者は、寄託者が第683条（寄託者の費用償還義務）第1項及び第2項が規定する費用及び損害賠償を支払うまで、寄託物を留置することができる。

第2節 混蔵寄託

第686条（混蔵寄託）

受寄者が、複数の寄託者から同一種類の物の寄託を受け、契約によりその受寄物を分別することなく混蔵して保管することができるときは、各寄託者は、混蔵保管された全体物に対して、自己の寄託物の数量的な割合に応じた権利を有する。

第3節 消費寄託

第687条（消費寄託）

寄託契約において、受寄者が寄託物を消費することができることを合意した場合には、受寄者は寄託物と同種同量の物を返還する義務を負う。

第688条（消費貸借に関する規定の準用）

第687条（消費寄託）の消費寄託については、消費貸借に関する規定を準用する。但し、この場合に契約に返還時期を定めなかったときは、寄託者はいつでも返還を請求することができる。

第4節 係争物寄託

第689条（係争物寄託の定義）

係争物寄託とは、複数の者が物の占有権ないし所有権を争っている場合に、争っている複数者が、その係争の目的物を、その権利者が確定する

まで第三者に寄託する契約をいう。

第690条（係争物寄託の当事者）

(1) 他人が占有する物について、複数の者が自己の権利を主張する場合には、争っている複数者は、その占有者の承諾を得て、係争物を第三者に保管させる契約を締結することができる。この場合に、係争物寄託契約は、係争物の占有者がこれを第三者に引き渡した時に効力を生じる。

(2) 第1項の場合において、争っている複数者は、占有者を係争物受寄者とする寄託契約を締結することもできる。

第691条（有効要件）

係争物の寄託は、権利を主張する者の全員が同意しなければ有効でない。

第692条（有償原則）

係争物寄託においては、寄託者は受寄者に報酬を支払う義務を負う。当事者が報酬の額について取り決めなかった場合には、受寄者は相当な額を寄託者に報酬として請求することができる。

第693条（係争物の返還）

係争物の受寄者は、争いの終了後、権利が認められた者に対して係争物を返還する義務を負う。

第694条（係争物寄託契約の解除）

係争物の受寄者は、寄託者の全員が同意する場合でなければ、紛争解決前に係争物を寄託者に返還することができない。

第695条（裁判所の命令による係争物寄託）

裁判所は、当事者間の合意がない場合であっても、第三者に係争物を保管させることができる。

第11章 組合

第696条（組合の定義）

組合契約とは、各当事者がそれぞれ出資をして共同の事業を営むため、法人格を備えない団体を設立する契約のことをいう。

第697条（組合の設立）

(1) 組合は、各当事者がそれぞれ出資して共同の事業を営むことを約束することによって設立された団体のことをいう。

(2) 組合契約の各当事者がなすべき出資は、財産権の他に、労務をもってその目的とすることができる。

(3) 金銭をもって出資の目的とした当事者がその支払いを遅滞した場合には、組合に対して遅延利息の外に遅滞によって生じた損害についても支

払わなければならない。

(4) 設立の合意をした各当事者のいずれかににおいて、設立の意思表示に欠缺又は瑕疵があり、それが取り消された場合、当該意思表示をした当事者は、組合から脱退したものとし、その他の当事者によって組合が設立されたものとする。ただし、脱退する当事者が欠けることによって、組合の目的を達成することが不可能な場合には、組合は設立されなかったことにする。

第698条（組合財産の共有）

(1) 各組合員の出資その他の組合財産は、すべての組合員の共有に属す。

(2) 組合員は、組合の清算前に組合財産の分割を求めることはできない。ただし、すべての組合員が合意する場合には、清算前であっても分割を求めることができる。

(3) 第2項但し書きの規定する分割は、その分割前に組合と取引をした第三者に対抗することができない。

(4) 組合員は、組合財産についてその持分を処分することはできない。

第699条（業務執行の方法）

(1) 組合契約において業務の執行を委任する組合員又は第三者が定められていない場合、各組合員が組合の業務を執行する権限を有する。ただし、組合の業務執行は組合員の過半数によって決定する。

(2) 組合契約において業務の執行を委任する組合員又は第三者が複数あるとされるときは、その過半数によって組合の業務執行を決定する。

(3) 組合の通常の業務は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、各組合員又は各業務執行者は単独で行うことができる。ただし、それが終了する前に他の組合員又は業務執行者が異議を述べたときはその限りでない。

第700条（委任の規定の準用）

組合の業務を執行する組合員には、第637条（受任者の注意義務）ないし第643条（受任者の費用等償還請求権等）の規定を準用する。

第701条（業務執行組合員の辞任・解任）

(1) 業務執行組合員は、正当な理由がなければ辞任することはできない。また、解任することもできない。

(2) 正当な理由によって業務執行組合員を解任するためには、他の組合員の過半数の賛成がなければならない。

第702条（業務・財産状況検査権）

各組合員は、組合の業務を執行する権限を有しないときであっても、その業務及び組合財産の状

況を検査することができる。

第703条（利益配当請求権、損益分配の割合）

(1) 組合員は、定期的に損益計算をなし、利益がある場合には、利益分配を請求することができる。

(2) 組合員が損益分配の割合を定めていないときには、その割合は各組合員の出資の価額に応じて定める。

(3) 利益又は損失のいずれかについてのみ分配の割合を定めているときには、その割合は利益及び損失に共通のものと推定する。

第704条（債権者に対する組合員の損失分担割合）

(1) 組合の債権者は、その債権発生の際、組合員の損失分担割合を知らなかったときは、各組合員に対して均一部分についてその権利を行うことができる。

(2) 各組合員は、その分担割合の限度で、債権者に対する組合債務について組合と連帯して責任を負う。

第705条（組合債務の相殺禁止）

組合の債務者は、その債務と組合員に対する債権とを相殺することはできない。

第706条（任意脱退）

(1) 組合契約において組合の存続期間を定めていないとき、又は、ある組合員の終身間組合が存続すべきことを定めたときは、各組合員は何時でも脱退をすることができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、組合にとって不利な時期に脱退することはできない。

(2) 組合の存続期間を定めたときであっても、各組合員はやむを得ない事由がある場合には、脱退することができる。

(3) 脱退は、他の組合員全員に対する意思表示によってなすことができる。

第707条（非任意脱退）

第706条（任意脱退）に掲げた場合の外、組合員は、以下の各号の事由によって脱退する。

- 1 死亡
- 2 破産
- 3 一般後見開始の宣告を受けたこと
- 4 除名

第708条（除名）

組合員の除名は、正当の事由がある場合に限り、他の組合員全員の一致をもって行うことができる。ただし、除名した組合員に対する除名の通知をしない限り、当該組合員に対抗することはできない。

第709条（脱退組員への持分の払戻）

(1) 脱退した組員と他の組員との間の計算は、脱退の当時における組合財産の状況に従って行うことを要する。

(2) 脱退した組員の持分は、その出資の種類を問わず、金銭によって払い戻すことができる。

(3) 脱退の当時において、未了の事項については、その終了後に計算をすることができる。

(4) 除名した組員への持分払戻に関しては、除名通知の時点から払戻がなされるまでの期間について、法定利率による利息を付さなければならない。

第710条（組合の解散）

(1) 組合は、以下の各号の場合に解散する。

- 1 組合の目的である事業の終了又はその不能
- 2 組員全員の合意がある場合
- 3 組員が一人となった場合
- 4 組合契約において定められる組合の存続期間が満了した場合

(2) やむを得ない事由がある場合には、各組員は、組合の解散を請求することができる。

(3) 第2項の請求は、他の組員全員に対する意思表示によってなさなければならない。

第711条（解散の非遡及）

組合の解散の効力は遡及しない。

第712条（清算人）

(1) 組合が解散したときは、清算は、すべての組員の共同によって、又は、組員が選任した清算人によって行う。

(2) 第1項の清算人の選任は、組合契約において別段の定めがない場合、組員の過半数によって決する。

第713条（清算人の業務執行）

清算人が複数いる場合には、第699条（業務執行の方法）の規定を準用する。

第714条（清算人の辞任・解任）

組員全員の合意で、組員の中から清算人を選んだ場合には、第701条（業務執行組員の辞任・解任）の規定を準用する。

第715条（清算人の職務権限、残余財産の分配方法）

(1) 清算人の職務及び権限については、第71条（清算人の職務・権限）の規定を準用する。

(2) 残余財産は、各組員の出資の価額に応じて分配する。

第12章 終身定期金

第716条（終身定期金契約の定義）

(1) 終身定期金契約とは、定期金債務者たる当事者の一方が自己、相手方又は第三者の死亡に至るまで、定期に金銭を定期金債権者たる相手方又は第三者に給付する義務を負うことを約束し、相手方がこれに対する対価としての給付をなす義務を負担することを約束する契約をいう。

(2) 終身定期金契約は書面によらなければその効力を有しない。

(3) 定期金債権者は、その定期金債権のために、相手方がなした対価としての給付のうえに先取特権を取得する。

第717条（終身定期金の計算）

終身定期金は日割りによって計算する。

第718条（定期金債務の不履行）

(1) 定期金債務者が定期金の給付を怠り又はその他の義務を履行しない場合、相手方は終身定期金契約を解除し、給付したものを現状にて返還することを請求できる。ただし、この場合、相手方は、現存する利益を定期金債務者に返還しなければならない。

(2) 第1項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

第719条（定期金債務者の責めに帰すべき事由による死亡）

定期金契約の終期の基準となる者の死亡が定期金債務者の責めに帰すべき事由によって生じたときは、裁判所は、定期金債権者又はその相続人の請求によって相当の期間債権が存続することを宣告することができる。

第720条（遺贈による終身定期金）

本第12章（終身定期金）の規定は終身定期金の遺贈に準用する。

第13章 和解

第721条（定義）

和解とは、当事者が互いに譲歩してその間に存する争いを終了することを約する契約をいう。

第722条（和解の目的物）

(1) 和解をするためには、和解に含まれる目的物を処分する権限を有しなければならない。

(2) 強行法規又は公序良俗に反して無効な法律関係を有効なものとするための和解は、無効である。



第723条（違約金条項）

和解契約には、それを履行しない者に対する違約金の約定を加えることができる。

第724条（和解の効果）

当事者の一方が和解によって争いの目的である権利を有するものと認められ、又は相手方がこれを有しないものと認められた場合において、その当事者が従来その権利を有しないことの確証又は相手方がこれを有していたことの確証が発見されたときは、その権利は、和解によりその当事者に移転し、又は相手方の権利が消滅したものとする。

第725条（争いの目的である権利等に関する錯誤）

当事者の一方が権利の帰属や目的物の価額の算定の基礎となる事実を錯誤して和解した場合であっても、当事者が当該権利の帰属又は事実の存否、評価等につき互いに譲歩して和解したときは、当該権利の帰属又は事実の存否、評価等に関する錯誤を理由に和解を取り消すことができない。

第14章 事務管理

第726条（事務管理者の管理義務）

(1) 権限がないにもかかわらず、他人のために事務の管理を開始することを事務管理といい、事務管理を行う者を事務管理者という。

(2) 事務管理者は、善良な管理者としての注意を尽くして、その事務の性質に従って、本人の利益にもっとも適した方法によってその管理をしなければならない。

(3) 事務管理者が本人の意思を知ったとき、又は、その意思を知ることができたであろうときは、その意思に従って管理をしなければならない。

第727条（緊急事務管理）

事務管理者が本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を回避するためにその事務管理を行ったときは、悪意又は重大な過失がないかぎり、それによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

第728条（事務管理者の通知義務）

事務管理者は本人に事務管理を開始したことを遅滞なく通知しなければならない。ただし、本人がすでにそのことを知っている場合には、通知をする必要はない。

第729条（事務管理者の管理継続義務）

事務管理者は、本人、その相続人又は法定代理人が管理をすることができるようになるまで、その管理を継続しなければならない。ただし、管理を継続することが本人の意思に反し、又は、本人

に不利であることが明らかなきは、管理を終了しなければならない。

第730条（委任規定の準用）

事務管理には、第638条（受任者の報告義務）ないし第640条（金銭を消費した受任者の損害賠償義務）の規定が準用される。

第731条（事務管理者の費用償還請求権）

(1) 事務管理者が本人のために有益な費用を支出したときは、本人に対してその償還を請求できる。

(2) 事務管理者が本人のために有益な債務を負担したときは、第643条（受任者の費用等償還請求権等）第2項の規定を準用する。

(3) 事務管理者が本人の意思に反して管理を行ったときは、本人が現実利益を受けた限度で第1項及び第2項の規定を適用する。

第732条（事務管理者の報酬請求権）

事務管理者は、その管理事務が管理者の職業又は営業に含まれる場合には、本人が事務管理のなされていることを知った後になお継続される事務に関して、当該管理事務に対して通常支払われる報酬を請求することができる。

第15章 不当利得

第733条（不当利得の要件・効果）

(1) 法律上の原因がないにもかかわらず、他人の財産又は労務によって利益を受け、それによってその他人に損失を生じさせた者は、その利益の存在する限度において、利益を返還すべき義務を負う。

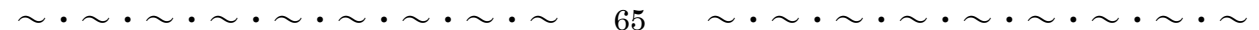
(2) 契約に基づいて他人から給付を受けた場合において、その契約が効力をもたないものであったり、効力を失ったとき、第1項と同様に、その給付を受けた者は、その給付によって得た利益を給付した他人に返還すべき義務を負う。

第734条（悪意の受益者の返還義務）

(1) 第733条（不当利得の要件・効果）において利益を受けた者が、法律上の原因がないこともしくは契約の効力が効力をもたないことを知った場合、利益を受けた者は知ったときの存する利益及びその利息を返還する義務を負う。

(2) 契約の効力が失われることについて利益を受けた者に故意又は過失がある場合、第1項と同様に、利益を受けた者は、その利益に利息を付して返還する義務を負う。

(3) 第1項及び第2項において、損失が生じた者が損害を被った場合には、利益を受けた者は、その損害を賠償する責任を負う。





第735条（非債弁済）

債務がないにもかかわらず、債務の弁済をした者は、弁済としてなした給付の返還を請求することができる。ただし、弁済の当時、債務がないことを知っていた場合には、弁済をした者は、弁済としてなした給付の返還を請求することができない。

第736条（期限前の弁済）

弁済期がいまだ到来していない債務について、債務者が弁済として給付をした場合、債務者は弁済としてなした給付の返還を請求することはできない。ただし、債務者が弁済期が未到来であることを知らずに弁済していた場合には、債権者は期限前に弁済を受けたことによって得た利益を返還する義務を負う。

第737条（他人の債務の弁済）

(1) 債務者でない者が他人の債務を自己の債務と誤信して弁済として給付をした場合、弁済としての給付をした者は、その給付の返還を請求することができる。ただし、債権者が弁済として給付をした者の誤信による給付であることを知らず、有効な弁済がなされたものと信じて、債権の存在を証明する書面を廃棄し、又は、担保を放棄した場合には、弁済として給付をした者は、その給付の返還を請求することはできない。

(2) 第1項の規定は、弁済として給付をした者から債務者に対して求償権を行使することを妨げるものではない。

第738条（不法原因給付）

本第15章（不当利得）において、損失を生じた者が利益を受けた者に対して利得の返還を請求することが公の秩序もしくは善良な風俗又は公序に関する法律に反する場合には、その返還請求は認められない。

第16章 不法行為

第739条（故意及び過失の定義）

本第16章（不法行為）において、故意又は過失による行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

1 結果の発生を予見しながら、結果発生を認容して侵害行為を行うこと。

2 行為者と同等の職業又は経験のある者ならば通常結果発生を予見できたにもかかわらず注意を怠ったために結果発生を予見せず、かつその結果を回避すべき義務を負っているにもかかわらずその義務に違反した行為を行うこと。

第740条（一般的不法行為の要件及び立証責任）

(1) 故意又は過失によって他人の権利又は利益を違法に侵害した者は、それによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(2) 第1項は、作為すべき義務があるにもかかわらず行為を行わなかったために損害が生じた場合にも準用する。

(3) 加害者の故意又は過失、加害者の行為と損害発生との間の因果関係及び被害者に生じた損害については、この法律その他の法律に特段の定めがない限り、損害賠償を請求する者が立証しなければならない。

第741条（非財産的損害の賠償）

第740条（一般的不法行為の要件及び立証責任）の責任を負う者は、財産以外の損害についても賠償しなければならない。

第742条（責任無能力）

(1) 満14歳未満の者は、不法行為責任を負わない。

(2) 精神上の障害又はその他の事由により加害行為時に自己の行為の責任を認識し判断することのできる能力を欠く状態にあった者は、不法行為責任を負わない。ただし、故意又は過失によってその状態を招いたときは、この限りでない。

第743条（監督義務者責任）

(1) 14歳未満の未成年者又は精神上の障害により自己の行為の責任を認識し判断することのできる能力を欠く状態にある者を監督すべき法定の義務を負う者は、当該被監督者の加害行為から生じた他人の損害を賠償すべき義務を負う。

(2) 14歳以上の未成年者を監督すべき法定の義務を負う者は、未成年者の不法行為によって生じた他人の損害につき、未成年者と連帯して責任を負う。

(3) 第2項で損害賠償責任を負う監督義務者は、日常的に監督義務を果たしていたことを立証して自己の損害賠償責任を免れることができる。

第744条（使用者責任）

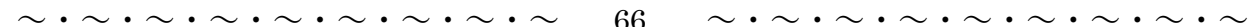
(1) 事業の執行のために被用者を使用する者は、被用者が事業の執行につき故意又は過失によって違法に他人に加えた損害を賠償すべき責任を負う。

(2) 使用者に代わって被用者を監督すべき立場に有る者は、使用者と同様の責任を負う。ただし、適切に監督していた場合はこの限りではない。

(3) 使用者又は代理監督者は、被用者に対して、その過失の程度に応じて、求償をすることができる。

第745条（法人の不法行為）

(1) 法人は、理事その他の法人の代表者が職務



の執行につき故意又は過失によって、違法に他人に加えた損害を賠償する責任を負う。

(2) 法人は、第1項の損害賠償を行ったときは、加害行為を行った代表者に対して求償することができる。

第746条（公務員の不法行為）

(1) 国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うにつき故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負う。

(2) 第1項の場合において、公務員の結果を回避すべき義務の違反の程度が重大であるときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償することができる。

第747条（動物占有者の責任）

動物を占有する者は、その占有する動物によって他人に生じた損害を賠償すべき責任を負う。

第748条（製造物責任）

(1) 製造された動産に不当に危険な欠陥が存在し、それによって他人に損害が生じたときは、当該動産の製造業者は、その損害を賠償すべき責任を負う。ただし、当該欠陥が製造当時の科学水準をもってしても認識することが不可能な場合には、この限りでない。

(2) 欠陥ある部品又は素材を組み込んだ動産の製造業者も、製造業者として損害賠償責任を負う。

(3) 本条において、輸入された動産については、輸入業者を製造業者とみなす。

(4) 本条において、動産に製造業者又は販売者として自己の名称を表示する者は、製造業者とみなす。

第749条（危険物責任）

自動車その他の運送機器、爆発物、放射性物質、有害化学物質、有害微生物、その他高度の危険物を所有し又は管理する者は、その所有又は管理する危険物によって他人に生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、その損害が、不可抗力によって引き起こされた場合又は危険物の管理に瑕疵がなく、かつ、被害者若しくは第三者の行為によって引き起こされた場合はこの限りでない。

第750条（土地に接着した工作物についての責任）

(1) 土地に接着した工作物の設置又は管理に瑕疵があり、それによって他人に損害が生じたときは、土地に接着した工作物の管理者及び所有者は、連帯して損害を賠償すべき責任を負う。ただし、管理者は、適正な管理をしていたことを証明した場合には、責任を免れる。

(2) 土地に接着した工作物の所有者と管理者の

負担割合は、設置又は管理の瑕疵に対するそれぞれの寄与の程度に応じて定まる。

第751条（共同不法行為）

(1) 複数の者の行為が共同して損害が発生したときは、各加害者は、連帯して損害を賠償すべき責任を負う。

(2) 第1項の場合、各加害者は、損害に対して自己が寄与した割合を証明したときには、その寄与の割合に応じて賠償すべき責任を負う。ただし、加害者の間に共謀その他緊密な共同関係が認められる場合には、この限りではない。

(3) 共同不法行為者の一人が自己の出捐をもって全部の損害を賠償したときは、他の共同不法行為者に対してその寄与の割合に応じて求償することができる。

第752条（正当防衛及び緊急避難の定義）

(1) 正当防衛行為とは、不正な侵害行為に対して自己又は他人の身体若しくは財産を防衛するためにやむを得ずしてなされた加害行為であって、侵害行為と加害行為が時間的に近接し、かつ、防衛の手段と侵害行為の程度との間に均衡が存する場合をいう。

(2) 緊急避難行為とは、現在又は急迫の危険に対して自己又は他人の身体若しくは財産を保護するためにやむを得ずしてなされた加害行為であって、保護の手段と危険の程度との間に均衡が存する場合をいう。

第753条（違法性阻却事由）

(1) 被害者の同意又は危険の引受がある場合、加害者は免責される。ただし、その同意又は危険の引受が社会的に相当なものでないときは、この限りでない。

(2) 正当防衛行為又は緊急避難行為によって生じた損害については、防衛行為又は避難行為を行った者は責任を負わない。この場合、それら行為の原因となった違法行為を行った者が責任を負う。

(3) 社会的相当性のある行為による損害については、加害者は責任を負わない。

第754条（金銭賠償の原則とその例外）

(1) 損害賠償は金銭によることを原則とする。

(2) 金銭によっては適切な救済が得られない場合には、被害者は原状回復又は差し止めを求めることができる。

(3) 名誉毀損については、損害賠償のほか、被害者は謝罪広告などの名誉回復措置を求めることができる。

第755条（損害額の算定）

(1) 不法行為による財産的損害の算定に当たっては、統計その他の資料をできるだけ活用して、

不法行為がなかったならばそうになっていたであろうと推測される財産状態と不法行為後の現実の財産状態との差額を評価する。

(2) 不法行為による精神的損害の算定に当たっては、加害者の行為の故意又は過失の程度、被害の種類及び程度、加害行為後の加害者の行為などの諸事情を勘案して慰謝料額を評価する。

第756条（物の損壊による損害賠償請求）

不法行為によって物が損壊したときは、被害者は、損壊した物の価格又はその修理費などの賠償を請求することができる。

第757条（生命侵害による損害賠償請求）

(1) 不法行為によって被害者が死亡したときは、被害者は、死亡までに自己に生じた財産的損害と精神的損害について賠償請求権を取得することができる。本項における財産的損害は、加害行為後死亡までに被害者がすでに支出し又は支払義務を負った医療費その他の出費、加害行為後死亡までに被害者が得られなくなった収入などを含む。

(2) 法律、慣習又は契約により現に扶養義務を負う者が不法行為により死亡したときは、被扶養者は、被害者の死亡によって自己に生じた財産的損害の賠償を請求することができる。本項における財産的損害は、被害者の死亡によって被扶養者が得られなくなった扶養料、被害者に代わって出捐した出費、葬儀費などを含む。

(3) 不法行為によって被害者が死亡したときは、被害者の配偶者及び1親等の親族その他同居の親族は、被害者の死亡によって自己に生じた精神的損害の賠償を請求することができる。

第758条（身体侵害による損害賠償請求）

不法行為によって身体が侵害されたときは、被害者は、自己に生じる財産的損害と精神的損害の賠償を請求することができる。本条における財産的損害は、すでに支出し又は将来支出が予想される医療費、療養中に得られなくなった収入、後遺症によって将来得られなくなる収入などを含む。本条における精神的損害は、療養中及び将来の精神的苦痛などを含む。

第759条（名誉毀損による精神的損害の賠償請求）

不法行為によって名誉が毀損されたときは、被害者は、社会的声価が低下したことに伴う精神的損害の賠償を請求することができる。

第760条（損益相殺）

被害者が不法行為によって利益をも得たときは、損害賠償額の算定に当たって、その利益の額を控除する。

第761条（過失相殺）

損害の発生又は拡大について、被害者の過失又は被害者の監督義務者の過失が寄与したときは、裁判所は、損害賠償額の算定において、その寄与の程度を考慮に入れることができる。

第762条（消滅時効）

不法行為による損害賠償請求権は、被害者又はその法定代理人が加害者に対して損害賠償請求ができることを知った時から3年、不法行為の時から10年を経過した場合には、時効によって消滅する。

第6編 債務担保

第1章 総則

第763条（物上保証人及び第三取得者の定義）

(1) 他人の債務を担保するために、自己の財産の上に担保物権を設定する者を物上保証人という。

(2) 債務者が自己の債務を担保するために設定した担保物権の目的物の譲渡を受けた者を第三取得者という。

第764条（担保物権の種類）

(1) 担保物権は、民法又は特別法の定めるものに限られ、そのほかに創設することができない。

(2) 民法に定める担保物権は、留置権、先取特権、質権、抵当権及び譲渡担保権の5種類である。

第765条（担保物権の目的物）

担保物権は、譲渡することのできない物又は権利を目的とすることはできない。ただし、留置権については、譲渡することのできない物についても成立することを妨げない。

第766条（担保物権の附従性）

(1) 担保物権は、現に存在する債務を担保するために成立する。また、将来生ずる債務であっても、それが特定されている場合には、それを担保される債務として、担保物権を設定することができる。

(2) 被担保債権が要件を欠くために成立しなかった場合には、担保物権も成立しない。

(3) 被担保債権が意思表示の瑕疵その他の事由により無効であった場合又は取り消された場合には、担保物権も効力を生じない。

(4) 被担保債権が弁済、消滅時効その他の事由により消滅した場合には、担保物権も消滅する。

(5) 第1項、第2項、第3項及び第4項の規定は、継続的契約から生ずる複数の債権を担保するために設定される根抵当権について適用しない。

第767条（担保物権の随伴性）

(1) 担保物権の設定された債権が移転する場合には、別段の意思表示のない限り、担保物権も債権の譲受人に移転する。ただし、担保権者が担保権の目的物を占有することを必要とする場合には、債権の譲受人が目的物の占有を取得することを要する。

(2) 第1項の規定は、根抵当権によって担保される債権については、これを適用しない。

第768条（担保物権の不可分性）

担保権者が債権の全部の弁済を受けるまでは、目的となっている物又は権利の全部について、担保物権の効力が及ぶ。

第769条（担保物権の追及力）

先取特権に関する第804条(第三取得者への追及力)及び譲渡担保に関する第891条(設定者による目的物の処分)の場合を除き、担保物権の目的物が第三者に譲渡されたときは、担保権者は、その第三者に対して担保物権の効力を対抗することができる。ただし、担保権者が対抗要件を具備していることを要する。

第770条（担保物権の実行）

担保権者は、債権の弁済を受けないときは、法律の定める手続きに従って、担保物権を実行することができる。

第2章 留置権

第771条（留置権の意義）

(1) 他人の物の占有者がその物に関して生じた債権を有するときは、その債権の弁済を受けるまでその物を留置することができる。ただし、債権が未だ弁済期にないときは、留置権は生じない。

(2) 第1項の規定は、占有が不法行為によって始まった場合には、これを適用しない。

第772条（果実からの優先弁済受領権）

(1) 留置権者は、留置物より生ずる果実を収受し、他の債権者に優先してこれを債権の弁済に充当することができる。

(2) 第1項の果実は、まずこれを債権の利息に充当し、なお余剰があるときは、これを元本に充当しなければならない。

第773条（留置権者の留置物保管義務）

(1) 留置権者は、善良な管理者の注意をもって、留置物を占有しなければならない。

(2) 留置権者は、債務者の承諾のない限り、留置物を使用もしくは賃貸し、又はこれを担保に提供することはできない。ただし、留置権者は、留

置物の保存に必要な限度において使用することができる。

(3) 留置権者が第1項又は第2項の規定に違反したときは、債務者は留置権の消滅を請求できる。

第774条（留置権者の費用償還請求権）

(1) 留置権者が留置物について必要費を支出したときは、所有者に対してその償還を請求できる。

(2) 留置権者が留置物について有益費を支出したときは、その価格の増加が現存する場合に限って、所有者の選択に従い、留置権者は、所有者に対してその費やした全額又は現存する増価額の償還を請求できる。ただし、裁判所は、所有者の請求により、これに相当の期限を許与することができる。

第775条（債権の消滅時効）

留置権の行使は、債権の消滅時効の進行を妨げない。

第776条（担保の提供による留置権の消滅）

債務者は、相当の担保を提供して、留置権の消滅を請求することができる。

第777条（占有の喪失による留置権の消滅）

(1) 留置権は、留置権者が留置物の占有を喪失した場合に消滅する。ただし、留置権者が第773条(留置権者の留置物保管義務)第2項の規定により、債務者の承諾を得て、留置物を賃貸又は質入れした場合は、消滅しない。

(2) 留置権者が留置物の占有を喪失した場合であっても、留置権者が第236条(占有物返還請求権)の規定によって留置物の占有を回復したときには、占有が継続していたものとみなす。

第3章 先取特権
第1節 総則

第778条（先取特権の定義）

(1) 先取特権を有する債権者は、その対象となっている財産から、他の債権者に優先して弁済を受けることができる。

(2) 先取特権の種類は、一般先取特権、動産先取特権及び不動産先取特権の3種類とする。

第779条（物上代位）

(1) 先取特権は、その目的物の売却、賃貸、滅失又は毀損によって債務者が受け取るべき金銭その他の物に対してもこれを行うことができる。ただし、金銭その他の物が債務者に払渡し又は引渡された後は、これを行うことができない。

(2) 債務者が先取特権の目的物の上に設定した物権の対価についても第1項と同様である。

第2節 一般先取特権

第780条（一般先取特権の意義）

以下に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、債務者の総財産の上に先取特権を有する。

- 1 共益の費用
- 2 労働者の債権
- 3 葬式の費用
- 4 日用品の供給

第781条（共益費用の先取特権）

(1) 共益費用の先取特権は、各債権者の共同利益のためになした財産の保存、清算又は配当に関する費用について存在する。

(2) 第1項の費用のうち一部の債権者にのみ有益であるものについては、先取特権はその費用によって利益を受けた債権者に対してのみ存在する。

第782条（労働者の債権の先取特権）

労働者の債権の先取特権は、労働者が労働契約に基づいて使用者から受け取るべきすべての債権について存在する。

第783条（葬式費用の先取特権）

(1) 葬式費用の先取特権は、死亡した債務者の身分に応じてなした葬式の費用について存在する。

(2) 第1項の先取特権は、債務者がその扶養すべき親族の身分に応じてなした葬式の費用についても存在する。

第784条（日用品供給の先取特権）

日用品供給の先取特権は、債務者又はその扶養すべき同居の親族及び使用人の生活に必要な最後の6ヶ月間の飲食品その他の日用品の供給について存在する。

第3節 動産の先取特権

第785条（動産先取特権の意義）

以下に掲げた原因によって生じた債権を有する者は、債務者の特定動産の上に先取特権を有する。

- 1 不動産の賃貸
- 2 旅客又は荷物の運送
- 3 動産の保存
- 4 動産の売買
- 5 種苗又は肥料の供給

第786条（不動産賃貸の先取特権）

不動産賃貸の先取特権は、その不動産の賃貸その他賃貸借関係より生じた賃借人の債務について、賃借人の動産の上に存在する。

第787条（通常の場合における不動産賃貸の先取特権の目的物の範囲）

(1) 土地の賃貸人の先取特権は、賃借地又はその利用のためにする建物に備え付けた動産、その土地の利用に供した動産及び賃借人の占有にある土地の果実の上に存在する。

(2) 建物の賃貸人の先取特権は賃借人がその建物に備え付けた動産の上に存在する。

第788条（賃借権の譲渡・転賃の場合における不動産賃貸の先取特権の目的物の範囲）

賃借権の譲渡又は転賃の場合においては、賃貸人の先取特権は譲受人又は転借人の動産に及ぶ。譲渡人又は転賃人の受け取る金額についても同様である。

第789条（不動産賃貸の先取特権の及ぶ範囲）

賃借人の財産の総清算の場合においては、賃貸人の先取特権は前期、当期及び次期の借賃その他の債務及び前期ならびに当期において生じた損害の賠償についてのみ存在する。

第790条（敷金のある場合における不動産賃貸の先取特権）

賃貸人が敷金を受け取っていた場合においては、その敷金をもって弁済を受けない債権の部分についてのみ先取特権を有する。

第791条（運送の先取特権）

運送の先取特権は旅客又は荷物の運送賃及びこれに付随する費用について、運送人の占有する荷物の上に存在する。

第792条（善意取得）

善意取得に関する第192条（動産所有権の善意取得）の規定は、第786条（不動産賃貸の先取特権）ないし第791条（運送の先取特権）の先取特権に準用する。

第793条（動産保存の先取特権）

(1) 動産保存の先取特権は、動産の保存費についてその動産の上に存在する。

(2) 第1項の先取特権は、動産に関する権利を保存、追認又は実行させるために要した費用についても存在する。

第794条（動産売買の先取特権）

動産売買の先取特権は、動産の代価及びその利息について、その動産の上に存在する。

第795条（種苗・肥料供給の先取特権）

(1) 種苗肥料供給の先取特権は、種苗又は肥料の代価及びその利息について、その種苗又は肥料を用いた後1年以内にこれを用いた土地より生じた

果実の上に存在する。

(2) 第1項の先取特権は、家畜の飼養に供した飼料の供給について、その家畜又は飼料を用いた後1年以内にその家畜より生じた果実の上にも存在する。

(3) 第1項の先取特権は、蚕種又は蚕の飼養に供した桑葉の供給について、その蚕種又は桑葉より生じた物の上にも存在する。

第4節 不動産の先取特権

第796条（不動産の先取特権）

以下に掲げた原因によって生じた債権を有する者は、債務者の特定不動産の上に先取特権を有する。

- 1 不動産の保存
- 2 不動産の工事
- 3 不動産の売買

第797条（不動産保存の先取特権）

(1) 不動産保存の先取特権は、不動産の保存費について、その不動産の上に存在する。

(2) 第1項の先取特権は、不動産に関する権利を保存、追認又は実行させるために要した費用についても存在する。

第798条（不動産工事の先取特権）

(1) 不動産工事の先取特権は、工匠、技師及び請負人が債務者の不動産に関してなした工事の費用について、その不動産の上に存在する。

(2) 第1項の先取特権は、工事によって生じた不動産の価格の増加が現存する場合に限り、その増価額についてのみ存在する。

第799条（不動産売買の先取特権）

不動産売買の先取特権は、不動産の代価及びその利息について、その不動産の上に存在する。

第5節 先取特権の順位

第800条（一般先取特権の順位）

(1) 一般の先取特権が互いに競合する場合には、その優先権の順位は、第780条（一般先取特権の意義）に掲げた順序に従う。

(2) 一般の先取特権と特別の先取特権とが競合する場合においては、特別の先取特権は一般の先取特権に優先する。ただし、共益費用の先取特権は、その利益を受けた総債権者に対して優先の効力を有する。

第801条（動産の先取特権の順位）

(1) 同一の動産について特別の先取特権が互いに競合する場合には、その優先権の順位は以下の通りである。

第1順位 不動産賃貸及び運送の先取特権

第2順位 動産保存の先取特権。ただし数人の保存者があるときは、後の保存者は前の保存者に優先する。

第3順位 動産売買の先取特権及び種苗又は肥料供給の先取特権

(2) 第1順位の先取特権者は、債権取得の当時第2又は第3の順位の先取特権者あることを知っていたときは、第2又は第3順位のすべての先取特権者に劣後する。また、第1順位の先取特権者は、第1順位者のために物を保存した者があっても、その者に劣後する。

(3) 果実に関しては、第1の順位は種苗又は肥料の供給者に、第2の順位は土地の賃貸人に属する。

第802条（不動産の先取特権の順位）

(1) 同一の不動産について特別の先取特権が互いに競合する場合には、その優先権の順位は第796条（不動産の先取特権）に掲げた順序に従う。

(2) 同一の不動産について、逐次の売買があったときは、売主相互間の優先権の順位は時の前後による。

第803条（同一順位の先取特権）

同一の目的物について、同一順位の先取特権者が数人あるときは、各先取特権者はその債権額の割合に応じて弁済を受ける。

第6節 先取特権の効力

第804条（第三取得者への追及力）

先取特権者は、債務者がその動産を第三取得者に引き渡した後はその動産についてその先取特権を行うことができない。

第805条（動産質権との関係）

先取特権と動産質権と競合する場合には、動産質権者は第801条（動産の先取特権の順位）に掲げた第1順位の先取特権者と同一の権利を有する。

第806条（一般の先取特権の効力）

(1) 一般の先取特権者は、まず不動産以外の財産について弁済を受け、なお不足のある場合でなければ、不動産について弁済を受けることができない。

(2) 不動産については、まず特別担保の目的となっていないものについて弁済を受けなければならない。

(3) 一般の先取特権者が第1項及び第2項の規定に従って配当加入することを怠ったときは、その配当加入によって受けたであろうものの限度に

を越えることができない。

第836条（抵当権の規定の準用）

不動産質には、本第3節（不動産質）の規定のほか、第5章（抵当権）の規定を準用する。

第4節 権利質

第837条（権利質の目的）

(1) 質権は財産権をもってその目的とすることができる。

(2) 第1項の質権には、本第4節（権利質）の規定のほか、第2節（動産質）及び第3節（不動産質）の規定を準用する。

第838条（指名債権質の対抗要件）

(1) 指名債権をもって質権の目的としたときは、第三債務者に質権の設定を通知し、又は第三債務者がこれを承諾するのでなければ、第三債務者その他の第三者に対抗することができない。

(2) 第1項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によらなければ、第三債務者以外の第三者に対抗できない。

第839条（債権の取立による質権の実行）

(1) 質権者は、質権の目的である債権を取り立てることができる。

(2) 債権の目的が金銭であるときは、質権者は、自己の債権額に対する部分に限って、これを取り立てることができる。

(3) 第2項の場合において、債権の弁済期が質権者の債権の弁済期前に到来したときは、質権者は第三債務者にその弁済金額を供託させることができる。この場合においては、質権はその供託金の上に存在する。

(4) 債権の目的物が金銭でないときは、質権者は弁済として受け取る物の上に質権を有する。

第5章 抵当権

第1節 抵当権の意義

第840条（抵当権の意義）

(1) 抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移転せず、債務の担保に提供した不動産について、他の債権者に優先して、自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

(2) 永借権及び用益権もまたこれを抵当権の目的とすることができる。この場合に、本第5章（抵当権）の規定を準用する。

(3) 特別法が不動産以外の財産を抵当権の目的とすることを認めている場合には、その法律が適用される。

第2節 抵当権の成立

第841条（抵当権の成立）

抵当権は、債権者と不動産を担保に提供する債務者又は第三者との間の合意によって成立する。

第842条（抵当権の対抗）

抵当権者は、抵当権設定契約が公正証書によってなされ、土地登記簿に登記されなければ、抵当権を設定者以外の第三者に対抗できない。

第3節 抵当権の効力

第843条（抵当権の効力の及ぶ範囲）

(1) 抵当権は、抵当地の上に存する建物を含めて、抵当権の設定時において、抵当権の目的である土地に付加してこれと一体を構成している物に及ぶ。抵当権の設定後に付加された物についても及ぶ。

(2) 抵当権設定契約の当事者は、抵当権設定契約において、第1項と異なる別段の定めをすることができない。

第844条（第三者所有建物に対する土地抵当権の効力）

第三者が永借権、用益権又は賃借権に基づいて、抵当地の上に建物を所有する場合には、抵当権はその建物に及ばない。

第845条（果実に対する抵当権の効力）

第843条（抵当権の効力の及ぶ範囲）の規定は、果実には適用しない。ただし、抵当不動産の差押えがあった後はこの限りでない。

第846条（物上代位）

(1) 抵当権は、その目的物の売却、滅失又は毀損によって、設定者が受け取るべき金銭その他の物に対してもこれを行うことができる。ただし、金銭その他の物が設定者に払渡し又は引渡された後は、これを行うことができない。

(2) 抵当権は、抵当不動産の差押えがあった後に生ずる果実に対してもこれを行うことができる。

第847条（物上保証人の求償権）

他人の債務を担保するために抵当権を設定した者がその債務を弁済し、又は抵当権の実行によって抵当不動産の所有権を失ったときは、保証に関する規定に従い、債務者に対して求償権を有する。

第848条（抵当権の順位）

数個の債権を担保するために、同一の不動産につき、抵当権を設定したときは、その抵当権の順位は登記の前後による。

第849条（被担保債権の範囲）

（1） 抵当権者が利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となった最後の2年分についてのみ、抵当権を行うことができる。ただし、それ以前の定期金についても、満期後に特別の登記をしたときは、その登記の時から、抵当権を行うことができる。

（2） 第1項の規定は、抵当権者が債務の不履行によって生じた損害の賠償を請求する権利を有する場合において、その最後の2年分についても、これを適用する。ただし、利息その他の定期金と通算して2年分を超えることができない。

第4節 抵当権の実行

第850条（抵当権不動産の強制売却）

抵当権者は、債務が履行されないときに、裁判所に抵当不動産の強制売却を申し立てることができる。

第851条（第三者所有の建物の競売）

（1） 抵当権設定後に設定者又は第三者が抵当地上に建築した建物について、設定者がその建物を所有しているときは、抵当権者は、土地とともにその建物を強制売却することができる。ただし、土地と建物とを合わせた価額が、建物の存在しない土地の価額よりも低いときは、抵当権者は、強制売却に先立って、設定者に対して、建物を除去すべき旨を請求することができる。

（2） 第三者が永借権、用益権又は賃借権に基づいて抵当地上に建物を所有する場合において、永借権、用益権又は賃借権を抵当権者に対抗できないときは、抵当権者は、土地とともにその建物を強制売却することができる。

第852条（第三取得者による買受申出）

抵当不動産の第三取得者は強制売却による買受人になることができる。

第853条（第三取得者の費用償還請求権）

第三取得者が抵当不動産につき必要費又は有益費を出したときは、不動産の強制売却代価から抵当権者に優先して償還を受けることができる。

第854条（共同抵当の場合における同時配当および異時配当）

（1） 債権者が同一の債権の担保として数個の不動産の上に抵当権を有する場合において、同時にその強制売却代価を配当するときは、その各不動産の価額に準じて債権の負担を分担する。

（2） ある不動産の強制売却代価のみを配当するときは、抵当権者は、その強制売却代価につき債権の全部の弁済を受けることができる。この場合においては、次の順位にある抵当権者は、第1項

の規定に従い、上の抵当権者が他の不動産につき弁済を受けるべき金額に達するまでこれに代位して抵当権を行うことができる。

第855条（共同抵当一代位の登記）

第854条（共同抵当の場合における同時配当及び異時配当）第2項の規定に従い、代位によって抵当権を行う者は、その抵当権の登記に代位を付記しなければならない。

第5節 抵当権の処分

第856条（転抵当）

（1） 抵当権者は、抵当権を自己又は第三者の債務の担保とすることができる。これを転抵当という。

（2） 抵当不動産の強制売却代価を配当するときは、転抵当権者は、抵当権者に配当されるべき額を限度として、債権の全額の弁済を得ることができる。ただし、その債権が未だ弁済期にない間は、弁済を受けられる額の供託を請求できるにとどまる。

第857条（抵当権の譲渡又は放棄）

（1） 抵当権者は、同一の債務者に対する他の債権者の利益のために、その抵当権を譲渡又は放棄することができる。

（2） 抵当権の譲渡を受けた者は、自己の債権の担保として、譲り受けた抵当権を行うことができる。この場合に、第856条（転抵当）第2項の規定を準用する。

（3） 抵当権を放棄した者は、その放棄を受けた者に対して、抵当権の効力を主張することができない。

第858条（抵当権の順位の譲渡又は放棄及び変更）

（1） 抵当権者は、債務者に対する他の抵当債権者の利益のために、その抵当権の順位を譲渡又は放棄することができる。また、抵当権者は、他の抵当権者との合意によって抵当権の順位を変更することができる。ただし、その変更について利害関係を有する者があるときは、その承諾を得なければならない。

（2） 抵当権の順位の譲渡を受けた抵当権者は、順位を譲渡した抵当権者に優先して、各抵当権者に配当されるべき額の合計額を限度として、抵当不動産の競売代価につき債権の全額の弁済を得ることができる。

（3） 抵当権の順位の放棄を受けた抵当権者は、順位を放棄した抵当権者との間において、各抵当権者に配当されるべき額の合計額の範囲内で、平等に弁済を受けることができる。

（4） 抵当権の順位の変更に合意した抵当権者は、

その合意に従って抵当権を行うことができる。

第7節 根抵当権

第859条（抵当権の処分の効力）

(1) 第856条（転抵当）、第857条（抵当権の譲渡又は放棄）及び第858条（抵当権の順位の譲渡又は放棄及び変更）に定める抵当権の処分は、公正証書によって行い、その付記登記をしなければ効力を生じない。

(2) 抵当権の処分は、主たる債務者に通知し、又はその債務者が承諾しなければ、これをもってその債務者、保証人、抵当権設定者及びその承継人に対抗できない。

(3) 主たる債務者が第2項の通知を受け又は承諾をしたときは、抵当権の処分の利益を受ける者の承諾がないのになされた弁済は、これをもってその受益者に対抗することができない。

第860条（抵当権の処分の順位）

第856条（転抵当）、第857条（抵当権の譲渡又は放棄）及び第858条（抵当権の順位の譲渡又は放棄及び変更）の場合において、抵当権者が数人のためにその抵当権の処分をしたときは、その処分の利益を受けた者の権利の順位は抵当権の登記に付記した前後による。

第6節 抵当権の消滅

第1款 請求による消滅

第861条（代価弁済）

抵当不動産について所有権、永借権又は用益権を買い受けた第三者が抵当権者の請求に応じて、その代価を抵当権者に弁済したときは、抵当権はその第三者のために消滅する。

第2款 時効による消滅

第862条（抵当権の消滅時効）

抵当権は、債務者及び抵当権設定者に対しては、その担保する債権と同時になければ時効によって消滅しない。

第863条（抵当不動産の時効取得による抵当権の消滅）

債務者又は抵当権設定者でない者が抵当不動産につき取得時効に必要な条件を具備した占有をしたときは、抵当権は消滅する。ただし、抵当不動産の第三取得者が取得した時に、抵当権の設定されていることを知っていたときは、この限りでない。

第864条（根抵当権の定義）

(1) 抵当権は、債権者と債務者との間において、一定の種類継続的な取引から生ずる不特定の債権を極度額の限度において担保するためにも設定することができる。この抵当権を根抵当権という。

(2) 根抵当権によって担保される不特定の債権の範囲は、根抵当権設定契約において定められなければならない。

第865条（被担保債権の範囲）

根抵当権者は、確定した元本ならびに利息その他の定期金及び債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、極度額を限度としてその抵当権を行うことができる。

第866条（被担保債権の範囲の変更）

(1) 根抵当権設定契約の当事者は、合意によって、元本が確定するまでの間において、根抵当権によって担保される債権の範囲を変更することができる。

(2) 第1項の変更をするには、後順位の抵当権者その他の第三者の承諾を得ることを要しない。

(3) 第1項の変更は、元本の確定前に登記をしなければならない。

第867条（極度額の変更）

(1) 根抵当権設定契約の当事者は、合意によって、根抵当権の極度額を変更することができる。

(2) 第1項の変更をするには、利害関係を有する者の承諾を得なければならない。

(3) 第1項の変更は、登記しなければ、第2項の規定により承諾した者以外の第三者に対抗できない。

第868条（元本の確定期日）

(1) 根抵当権によって担保される元本については、確定すべき期日を定めることができる。また、定められた期日を変更することもできる。

(2) 第866条（被担保債権の範囲の変更）第2項の規定は、第1項の場合にこれを準用する。

(3) 第1項の期日は、これを定めた日又は変更した日から5年内でなければならない。

(4) 第1項の期日の変更は、その期日より前に登記をしなければならない。

第869条（被担保債権の譲渡又は債務引受）

(1) 元本の確定前に、根抵当権者から債権を取得した者は、その債権について根抵当権を行うことができない。元本の確定前に債務者のために又は債務者に代わって弁済をした者も、弁済地位によって根抵当権を行うことはできない。

異時配当)及び第855条(共同抵当一代位の登記)の規定は、根抵当権については、その設定と同時に同一の債権の担保として数個の不動産の上に根抵当権が設定された旨を登記した場合に限り、これを適用する。

第879条(共同根抵当の変更、譲渡及び確定)

(1) 第878条(共同根抵当)の登記がある根抵当権によって担保される債権の範囲、債務者もしくは極度額の変更又はその譲渡もしくは一部譲渡は、すべての不動産についてその登記をしなければその効力を生じない。

(2) 第878条(共同根抵当)の登記がある根抵当権によって担保される元本は、1個の不動産についてのみ確定すべき事由が生じた場合においても、確定する。

第880条(累積根抵当)

数個の不動産の上に根抵当権を有する者は、第878条(共同根抵当)の場合を除くほか、各不動産の代価につき各極度額に至るまで優先権を行うことができる。

第881条(元本の確定請求)

(1) 根抵当権設定者は、根抵当権設定の時から3年を経過したときは、担保される元本の確定を請求することができる。ただし、元本を確定すべき期日の定めがあるときはこの限りでない。

(2) 根抵当権設定者は、担保される債権の範囲の変更、取引の終了その他の事由により担保される元本が生じないこととなったときは、担保される元本の確定を請求することができる。

(3) 根抵当権者は、担保される元本の確定を請求することができる。ただし、元本を確定すべき期日の定めがあるときはこの限りでない。

(4) 第1項、第2項又は第3項の請求があったときは、担保される元本はその請求の時から2週間を経過することによって確定する。

第882条(元本の確定事由)

(1) 第881条(元本の確定請求)の規定による元本の確定請求があった場合のほか、根抵当権によって担保される元本は、次の場合に確定する。

1 根抵当権者が抵当不動産につき強制売却を申し立てたとき。ただし、強制売却手続が開始したときに限る。

2 根抵当権者が抵当不動産に対し滞納処分による差押えをしたとき。

3 根抵当権者が抵当不動産に対する強制売却手続の開始又は滞納処分による差押えがあったことを知った時から2週間を経過したとき。

4 債務者又は根抵当権設定者が破産宣告を受けたとき。

(2) 第1項第3号の強制売却手続もしくは差押

え又は同項第4号の破産宣告の効力が消滅したときは、担保される元本は確定しなかったものとみなす。ただし、元本が確定したのものとしてその根抵当権又はこれを目的とする権利を取得した者があるときは、この限りでない。

第883条(極度額の減額請求)

(1) 元本の確定後においては、根抵当権設定者はその根抵当権の極度額を現に存在する債務の額とそれ以後の2年間に生ずべき利息その他の定期金及び債務の不履行による損害賠償の額を加えた額に減ずることを請求することができる。

(2) 第878条(共同根抵当)の登記がある根抵当権の極度額の減額については、第1項の請求は1個の不動産についてこれを行うことをもって足りる。

第884条(根抵当権の消滅請求)

(1) 元本の確定後において現に存在する債務の額が根抵当権の極度額を超えるときは、他人の債務を担保するためその根抵当権を設定した者又は抵当不動産について所有権、永借権もしくは第三者に対抗することのできる賃借権を取得した第三者は、その極度額に相当する金額を払い渡し、又はこれを供託して、その根抵当権の消滅を請求することができる。この場合において、その払渡し又は供託は弁済の効力を有する。

(2) 第878条(共同根抵当)の登記がある根抵当権は、1個の不動産について第1項の請求があったときは、消滅する。

(3) 主たる債務者、保証人及びその承継人は、第1項の消滅請求をすることができない。

(4) 第1項に定める所有権又はその他の権利を停止条件付きで取得した第三者は、条件の成否が未定である間は、第1項の消滅請求をすることができない。

第6章 譲渡担保権

第1節 譲渡担保権の定義

第885条(譲渡担保権の定義)

(1) 譲渡担保とは、債務を担保するために、債務者又は第三者がその有する特定の動産を債権者に譲渡することをいう。この場合において、債務が弁済されたときは、目的物の所有権は設定者に移転する。

(2) 動産の種類、所在場所その他の基準により範囲の特定された複数の動産は、それに含まれる個々の動産が変動するものであっても、1個の集合動産として、譲渡担保権の目的とすることができる。

第2節 譲渡担保権の成立

第886条（譲渡担保権の成立）

譲渡担保権は、債権者と動産を譲渡担保に提供する債務者又は第三者との間の合意によって成立する。

第887条（譲渡担保権の対抗力）

譲渡担保権者は、第228条（占有の移転）の規定に従い、目的物の占有移転を受けなければ、譲渡担保権を設定者以外の第三者に対抗できない。

第3節 譲渡担保権の効力

第888条（譲渡担保権の効力の及ぶ範囲）

(1) 譲渡担保権は、譲渡担保権の設定時において、目的物に付加してこれと一体を構成しているものに及ぶ。譲渡担保権の設定後に、付加された物にも及ぶ。

(2) 譲渡担保権設定契約に別段の定めをすることができる。

第889条（果実に対する譲渡担保権の効力）

(1) 設定者又はその指図を受けた第三者が目的物の直接占有をする場合には、第888条（譲渡担保権の効力の及ぶ範囲）の規定は、果実に適用しない。ただし、第895条（換価処分又は確定的譲渡）第2項に基づき、譲渡担保権者が目的物の引渡しを請求した後はこの限りでない。

(2) 譲渡担保権者又はその指図を受けた第三者が目的物の直接占有をする場合には、目的物から生ずる果実について、質権に関する第819条（果実からの優先弁済受領権）の規定を準用する。

第890条（物上代位）

(1) 譲渡担保権は、その目的物の売却、滅失又は毀損によって、設定者が受け取るべき金銭その他の物に対してもこれを行うことができる。ただし、金銭その他の物が設定者に払渡し又は引渡された後はこれを行なうことができない。

(2) 譲渡担保権の目的物が第885条（譲渡担保権の定義）第2項に定める動産であって、設定者がそれを他に売却することが予定されているときは、第1項の規定にかかわらず、譲渡担保権は、その売却代金に対して、これを行うことができない。

第891条（設定者による目的物の処分）

(1) 譲渡担保権が設定された後も目的物の直接占有を継続する設定者が目的物を第三者に譲渡し、又は第三者のためにこれに担保物権を設定した場合において、この第三者が第192条（動産所有権の善意取得）に定める要件をみたしているときは、この第三者は、譲渡担保権者に対してその権利を対抗することができる。

(2) 第885条（譲渡担保権の定義）第2項に定める動産であって、設定者がそれを他に売却することが予定されているものについて、譲渡担保権が設定された後も目的物の直接占有を継続する設定者が目的物を第三者に売却した場合には、この第三者が第192条（動産所有権の善意取得）に定める要件をみたしているか否とにかかわらず、譲渡担保権者は、この第三者に対して譲渡担保権を対抗することができない。

(3) 譲渡担保権が設定された後も設定者の指図を受けた他人が目的物の直接占有を継続している場合において、設定者が目的物を第三者に譲渡し、又は第三者のためにこれに担保物権を設定したときは、第1項又は第2項を準用する。

第892条（被担保債権の範囲）

譲渡担保権は、元本、利息、違約金、譲渡担保権実行の費用、目的物保存の費用及び債務の不履行又は目的物の隠れた瑕疵によって生じた損害の賠償を担保する。ただし設定行為に別段の定めがあるときはこの限りでない。

第893条（譲渡担保権者が目的物を占有する場合の特例）

譲渡担保権者又はその指図を受けた第三者が目的物を直接占有する場合には、第818条（留置的効力）、第820条（質権者の質物保管義務）及び第821条（質権者の費用償還請求権）の規定を準用する。

第894条（譲渡担保権者による目的物の処分）

(1) 目的物の直接占有をする譲渡担保権者が目的物を第三者に譲渡し、又は第三者のためにこれに担保物権を設定した場合において、この第三者が第192条（動産所有権の善意取得）に定める要件をみたしているときは、この第三者は、設定者に対して、その権利を対抗することができる。

(2) 譲渡担保権者の指図を受けた他人が目的物の直接占有をする場合において、譲渡担保権者が目的物を第三者に譲渡し、又は第三者のためにこれに担保物権を設定したときは、第1項の規定を準用する。

第4節 譲渡担保権の実行

第895条（換価処分又は確定的譲渡）

(1) 譲渡担保権者は、債務の履行がされないうちに、設定者に通知することにより、目的物を自ら換価処分し、又は目的物の所有権を確定的に取得することができる。

(2) 第1項の場合において、譲渡担保権の設定者又はその指図を受けた第三者が目的物の直接占有をしているときは、それらの者に対して、目的物の引渡しを請求することができる。

(3) 第1項の場合において、目的物の価格が弁

第903条（取り消しうる債務についての保証）

損害担保又は保証することを事業の内容とする保証人が取消原因が存在することを知りながら、取消しうべき債務について保証した場合、保証人は、主たる債務と同一の目的を有する独立の債務を負担したものと推定する。

第904条（保証人の資格）

(1) 債務者が保証人を立てるべき義務を負担する場合においては、その保証人は、能力者であり、かつ、弁済資力を備えたものでなければならない。

(2) 保証人が第1項の資格を欠くに至った場合、債権者は債務者に対して保証人を第1項の資格を備えたものに代えることを請求できる。

(3) 債務者が第1項の資格を備えた保証人を立てることができない場合、債権者は、他の担保の提供を請求することができる。

(4) 本条は、債権者が保証人を指名した場合には適用されない。

第905条（連帯保証の意義及び連帯保証の原則）

(1) 主たる債務者と連帯して保証すべき債務を負担する者は、先に主たる債務者に請求すべきことを債権者に求めること、又は、主たる債務者に十分な弁済の資力があり、かつ執行が容易であることを証明して、自己に対する執行を免れることはできない。

(2) 保証人は、特段の合意がない限り、主たる債務者と連帯して保証すべき債務を負う。

第906条（保証人に生じた事由の効力）

保証人について生じた事由は、主たる債務者には効力が及ばない。ただし、主たる債務者から委託を受けた保証人に対する請求その他の時効中断事由についてはこの限りでない。

第907条（共同保証）

(1) 数人の者が保証人となる契約においては、それぞれの保証人は、主たる債務の全額について義務を負う。

(2) 分別の特約がない共同保証人間の負担割合は、平等なものと推定する。

第3節 求償

第908条（受託保証人の求償権）

(1) 主たる債務者の委託を受けて保証した場合、主たる債務者に代わって弁済その他自己の出捐によって債務を消滅させた保証人は、主たる債務者に対して求償権を取得する。

(2) 第1項の保証人は、その出捐額及び出捐したときからの利息ならびに損害額を求償できる。

(3) 主たる債務者の委託を受けた保証人は、以

下の各号に定める場合においては、あらかじめ求償できる。

1 過失なくして債権者に弁済すべきであるとの判決の言い渡しを受け、それが確定した場合、

2 主たる債務者が破産し、かつ、債権者が配当加入しない場合、

3 主たる債務者が弁済期にある場合、

4 債務の弁済期が不確定でかつその最長期が確定できないときで、保証契約の締結の後5年が経過した場合

(4) 第1項の保証人から求償を受けた主たる債務者は、債権者が全部の弁済を受けていない場合には、その保証人に対して担保の提供を請求するか、又は、自己に免責を得させるべきことを請求できる。

(5) 第4項の場合、主たる債務者は、供託をし、保証人に対して担保を提供し、又は、保証人に免責を得させることによって求償を免れることができる。

第909条（委託のない保証人の求償権）

主たる債務者からの委託がない保証の場合において、保証人が債務を弁済し、その他自己の出捐によって主たる債務者にその債務を免れさせたとき、主たる債務者は、その利益を受けた限度で求償に応じなければならない。ただし、その保証が主たる債務者の意思に反してなされた場合、主たる債務者は、利益が現存する限度で求償に応じれば足る。

第910条（求償要件）

(1) 保証人が、債権者から請求を受けたことを主たる債務者に通知しないまま、弁済その他自己の出捐によって免責を得た場合において、主たる債務者が債権者に対抗できる事由を有しているときは、主たる債務者は、その事由をもって保証人の求償に対抗することができる。ただし、その事由が相殺である場合には、保証人は、債権者に対して相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求できる。

(2) 保証人が自己の出捐によって免責を得たことを主たる債務者に通知することを怠ったため、主たる債務者が善意で債権者に弁済をし、又は、その他有償で免責を得たとき場合には、主たる債務者は自己の弁済その他の免責行為を有効なものとみなすことができる。

第911条（複数債務者の一人についての保証人の求償権）

連帯債務者又は不可分債務者の一人について保証した者は、その他の債務者に対してその負担部分についてだけ求償できる。

第912条（共同保証人の求償権）

(1) 共同保証人の一人が弁済その他自己の出捐により免責を得、かつ他の保証人も免責を受けた場合、その保証人は他の保証人に対してそれぞれの負担部分に応じた求償をすることができる。

(2) 第1項の場合、出捐額、利息及び損害額について求償できる。

(3) 分別の特約を結んでいた共同保証の場合、共同保証人の一人が自己の負担部分を超えて自己の出捐により免責を得、かつ他の保証人も免責を得たときには、第909条（委託のない保証人の求償権）、第910条（求償要件）及び第911条（複数債務者の一人についての保証人の求償権）の規定を準用する。

第4節 代位

第913条（弁済による代位）

(1) 主たる債務について弁済その他自己の出捐によって免責を得た保証人は、債権者の有していた保証の対象である債権を取得するとともに、それを担保していた権利を債権者に代わって行使することができる。

(2) 第1項の場合で、一部の免責を得た保証人は、免責を得た価額の割合に応じて、債権者とともにその権利を行使する。この場合、解除権は、債権者のみが行使することができる。ただし、その場合には、免責を得た価額及びその利息を代位者に対して償還しなければならない。

第914条（債権証書等交付義務）

(1) 保証人による弁済その他の出捐によって債権全額の満足を受けた債権者は、債権証書及びその占有にある担保物を弁済その他の出捐をした保証人に交付しなければならない。

(2) 保証人による弁済その他の出捐によって債権の一部について満足を得た債権者は、その代位を債権証書に記載し、かつ、その占有にある担保物の保存を保証人に監督させなければならない。

第915条（担保保存義務）

保証人による弁済その他の出捐によって債権の満足を得た債権者は、弁済その他の出捐をした保証人のために担保を保存する義務を負う。

第916条（代位の順位）

(1) 保証人は、弁済その他の出捐の後、登記をしなければ、担保不動産の第三取得者に対して債権者に代位することができない。

(2) 保証人は、物上保証人とはその頭数に応じて債権者に代位する。

第917条（弁済者代位規定の準用）

保証人の弁済その他の出捐による代位について

は、本第4節（代位）の定めその他、第4編第7章第1節第4款（弁済による代位）の規定を準用する。

第8章 連帯債務

第1節 連帯債務の成立

第918条（連帯債務の意義）

(1) 複数の者が連帯債務を負担するときは、債権者はその債務者のうちのいずれかに対して、又は、同時もしくは順次にすべての債務者に対して全部又は一部の履行を請求することができる。

(2) 連帯債務者の全員又はそのいずれかが破産宣告を受けた場合は、債権者はその債権の全額について、それぞれの破産手続の配当に加入することができる。

第919条（連帯債務の成立）

(1) 連帯債務は、法律の定めがある場合のほか、債権者と相互に共同連帯の意思が認められる複数の債務者それぞれとの明示又は黙示の合意によって成立する。

(2) 第1項の合意は、債権者と各債務者とにおいて同時又は順次になすことができる。

(3) 債権者は、各債務者に対して、連帯の免除をなすことができる。

(4) 連帯の免除を受けた債務者は、それ以後は、免除以前の負担部分に相当する額についてだけ、債務を負担する。

(5) 各連帯債務者の負担割合は、平等なものとして推定する。

第920条（債務者についての無効・取消）

連帯債務者の一人について行為の無効又は取消の原因が存したとしても、そのことは他の債務者の債務の効力に影響を及ぼさない。

第2節 連帯債務者の一人について生じた事項の効力

第921条（請求及びその他の時効中断事由の絶対的効力）

連帯債務者の一人に対してなされた履行の請求及びその他の時効中断行為は、他の債務者に対しても効力を有する。

第922条（弁済等の絶対的効力）

連帯債務者の一人が、弁済、代物弁済又は供託をした場合、それによって生じた債務消滅の効果は他の債権者についても生じる。

第923条（相殺の絶対的効力）

(1) 連帯債務者の一人が債権者に対して債権を

有する場合において、その債務者が相殺を援用したときは、債権はすべての債務者の利益のために消滅する。

(2) 第1項の債権を有する債務者が相殺の援用をしない間は、他の債務者は、その債務者の負担部分について、弁済を拒絶することができる。

第924条（更改の絶対的効力）

連帯債務者の一人と債権者との間で更改がなされた場合は、債権はすべての債務者のために消滅する。

第925条（混同の絶対的効力）

連帯債務者の一人と債権者との間に混同が生じた場合は、その債務者は弁済をしたものとみなす。

第926条（免除の絶対的効力）

(1) 連帯債務者の一人に対してなされた債務の全部の免除は、その債務者の負担部分についてのみ他の債務者の利益のために効力を生じる。

(2) 連帯債務者の一人に対して債務の一部が免除された場合、他の債務者に対するその効力は、全額免除があった場合に比例した割合で生じる。

第927条（時効の絶対的効力）

(1) 連帯債務者の一人が、自らのために完成した時効を援用した場合は、その債務者の負担部分について、他の債務者も債務を免れる。

(2) 第1項において、時効は完成しているが、援用がなされない間は、他の債務者は、援用できる債務者の負担部分についてその時効を援用することができる。

第928条（相対的効力の原則）

第921条（請求及びその他の時効中断事由の絶対的効力）ないし第927条（時効の絶対的効力）に掲げた事項を除き、連帯債務者の一人について生じた事項は他の債務者に対して効力を生じない。

第3節 求償

第929条（弁済した債務者の求償権）

(1) 連帯債務者の1人が弁済その他自己の出捐により免責を得、かつ他の連帯債務者も免責を受けた場合は、その債務者は、他の債務者に対してそれぞれの負担部分について求償権を取得する。連帯債務者の一人の弁済その他自己の出捐が債務の一部にとどまり、その限度で自己及び他の連帯債務者の免責を得た場合、債務全額との比例割合によって求償をすることができる。

(2) 第1項の求償は、弁済その他自己の出捐による免責があった日以後の法定利息及び避けることができなかつた費用その他の損害を含めてなす

ことができる。

第930条（求償の要件としての通知）

(1) 連帯債務者のうちの一人が債権者から請求を受けたことを他の債務者に通知しないまま、弁済その他自己の出捐で免責を得、他の債務者も免責を受けた場合において、他の債務者が債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その対抗できた事由をもって弁済その他の出捐をして免責を得た債務者からの求償に対抗することができる。ただし、対抗できた事由が相殺である場合、対抗された債務者は債権者に対して相殺によって消滅するはずであった債務の履行を請求することができる。

(2) 連帯債務者の一人が弁済その他自己の出捐で免責を得、かつ他の債務者の免責を受けたことを他の債務者に通知することを怠ったことによつて、他の債務者がそのことを知らずに債権者に弁済その他自己の出捐により免責を得たときは、その債務者は自己の弁済その他免責の行為を有効なものとしなすことができる。

(3) 連帯債務者のうちの複数の者によつて弁済その他自己の出捐による免責行為がなされた場合において、第1項及び第2項の通知がともになされなかつたときは、初めになされた弁済その他自己の出捐による免責行為を有効なものとしなす。

第931条（無資力償還者のいる場合の求償）

連帯債務者中に償還をなす資力をもたない者があるときは、その償還ができない部分について、求償をなす者及び他の資力のある者の中でそれぞれの負担部分に応じて分担する。ただし、求償者に過失がある場合には、他の債務者に対して分担を求めることはできない。

第932条（連帯の免除と償還無資力者の負担部分）

連帯債務者のうちの一人が連帯の免除を得た場合において、他の債務者中に償還に応じる資力がない者がいたときは、債権者はその無資力者が償還に応じることができない部分について連帯の免除を得た者が負担すべき部分を負担しなければならない。

第4節 弁済による代位

第933条（代位）

(1) 連帯債務者のうちの一人が他の債務者に対する求償権を取得する場合、求償者は、その求償の範囲において、債権者が他の債務者に対して有していた債権を取得し、それを担保する担保権について債権者に代位する。

(2) 求償者の代位に関しては、本条の他に、第4編第7章第1節第4款（弁済による代位）の規定を準用する。

第5節 複数債務のその他の態様

第934条（不可分債務及び不真正連帯債務ならびに分割債務）

(1) 複数の債務者が同一内容の債務を一人の債権者に対して負う場合で、債務者間に共同連帯の意思が認められないときには、第918条（連帯債務の意義）を準用する。ただし、給付が可分であって、分割することが債権者を害さない場合には、各債務者は、その負担部分の応じて、分割された債務を負う。各債務者の負担部分が不分明な場合、平等と推定する。

(2) 第1項本文の場合、債務者の一人について生じた事由は、第922条（弁済等の絶対的効力）及び第923条（相殺の絶対的効力）第1項の定める場合を除いて、他の債務者に影響を及ぼさない。

(3) 第1項本文の債務者の一人が弁済その他自己の出捐によって免責を得、かつ他の債務者も免責を受けた場合に、出捐した債務者と他の債務者との間の公平を保つ必要があるときには、その公平さを実現できる限度で、出捐した債務者は他の債務者に対して求償権を取得する。

第7編 親族

第1章 総則

第935条（親族の範囲）

左に掲げる者は、これを親族とする。

- 1 6親等内の血族
- 2 配偶者
- 3 3親等内の姻族

第936条（親等の計算）

(1) 親等は、親族間の世数を数えて、これを定める。

(2) 傍系親族の親等を定めるには、その一人又はその配偶者から同一の始祖にさかのぼり、その一人又はその配偶者の始祖から他の一人に下るまでの世数による。

第937条（縁組による親族関係の発生）

養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間における同一の親族関係を生ずる。

第938条（姻族関係の消滅）

(1) 姻族関係は、離婚によって終了する。

(2) 夫婦の一方が死亡した場合において、生存配偶者が再婚し又は姻族関係を終了させる意思表示をしたときも、第1項と同様である。

第939条（離縁による親族関係の消滅）

養子、その配偶者、直系卑属及びその直系卑属の配偶者と養親及びその血族との親族関係は、離縁によって終了する。

第940条（家族間の尊重・暴力防止義務）

(1) 家族構成員は、互の権利及び自由を尊重し、お互いに助け合わなければならない。

(2) 家族構成員は、家庭内での暴力を防止し、人権侵害が生じることがないようにしなければならない。

第2章 婚約

第941条（婚約の成立）

婚約は、男女間において将来婚姻を締結することを相互に約束し、婚約の儀式を行うことによって成立する。

第942条（結納の返還）

婚約が解消された場合には、婚姻の成立を期待して結納を授与した当事者は、相手方に対して当事者間で授受された結納の返還を求めることができる。

第943条（不当破棄に対する責任）

婚約をした当事者間において、当事者の一方が正当な理由なく婚約を破棄した場合には、他方はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。

第944条（出訴期間）

第942条（結納の返還）又は第943条（不当破棄に対する責任）に関する訴訟は、婚約解消のときから1年以内に提起しなければならない。

第3章 婚姻

第1節 婚姻の成立

第1款 婚姻の要件

第945条（婚姻適齢）

男女は、満18歳にならなければ、婚姻をすることができない。但し、一方の当事者が18歳に達しており、他方が16歳以上18歳未満の場合は、その16歳以上18歳未満の者の父母又は未成年後見人の同意を得て婚姻することができる。

第946条（重婚の禁止）

配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることができない。

第947条（再婚禁止期間）

(1) 女は、前婚の解消又は取消の日から120日を経過した後でなければ、再婚をすることができない。

(2) 女が前婚の解消若しくは取消の前から懐胎してすでに出産をした場合、又は医師による非懐胎証明がある場合には、第1項の規定を適用しない。

第948条（血族間の婚姻禁止）

(1) 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。

(2) 第1013条（完全養子縁組の離縁）及び第1029条（単純養子縁組の離縁の効果）の規定によって親族関係が終了した後も、第1項と同様とする。

第949条（姻族間の婚姻禁止）

(1) 直系姻族間では、婚姻をすることができない。第938条（姻族関係の消滅）又は第1013条（完全養子縁組の離縁）若しくは第1029条（単純養子縁組の離縁の効果）の規定によって姻族関係が終了した後も同様である。

(2) 三親等内の傍系姻族間では、婚姻をすることができない。第938条（姻族関係の消滅）によって姻族関係が終了した後も同様である。ただし、夫婦の一方が死亡したときには、生存する配偶者は三親等内の傍系姻族関係にあった者との間では婚姻をすることができる。

第950条（未成年者の婚姻）

(1) 婚姻しようとする当事者の一方が未成年者の場合、その父母又は未成年後見人の同意を得なければならない。

(2) 父又は母の一方が同意しないときは、他の一方の同意で足りる。

(3) 父母又は未成年後見人が不当に同意を拒絶する場合は、婚姻しようとする未成年者は裁判所に対して同意に代わる裁判を求めることができる。

第951条（一般被後見人の婚姻）

一般被後見人は、婚姻をするのに必要な最低限度の意思能力を有する場合には婚姻をすることができる。その場合には一般後見人の同意を要しない。

第952条（婚姻の届出・登録）

(1) 婚姻は、婚姻の届出、公告及び戸籍吏の面前での婚姻契約の締結並びに婚姻登録によって効力を生ずる。

(2) 第1項の婚姻の届出、公告、婚姻契約の締結及び婚姻登録は、身分登録令所定の手続にしたがってこれを行わなければならない。

第953条（婚姻届出の受理）

婚姻の届出は、その婚姻が第945条（婚姻適齢）乃至第951条（一般被後見人の婚姻）の規定その他の法令に違反しないことを認めた後でなければ、これを受理することができない。

第954条（在外カンボジア人間の婚姻の方式）

(1) 外国に在るカンボジア人間で婚姻をしようとするときは、その国に駐在するカンボジアの大使、公使又は領事の面前で婚姻届出、公告、婚姻契約の締結をしその旨の登録をすることができる。

(2) 第1項の公告は、その国のカンボジア在外公館における掲示で、これを行う。

第2款 婚姻の無効及び取消

第955条（婚姻の無効）

婚姻は、左の場合に限り、無効とする。

1 人違、強制その他の事由によって当事者間に婚姻をする意思がないとき。

2 当事者が婚姻の届出、公告、婚姻契約の締結又は登録をしないとき。但し、軽微な手続上の瑕疵があるにすぎないときは、婚姻は、これがためにその効力を妨げられないことがない。

第956条（婚姻の取消）

婚姻の取消は、第957条（不適法婚等の取消）乃至第960条（詐欺・強迫による婚姻の取消）の規定に従って行わなければならない。

第957条（不適法婚等の取消）

(1) 第945条（婚姻適齢）乃至第949条（姻族間の婚姻禁止）の規定に違反した婚姻は、各当事者、その親族又は検察官から、その取消を裁判所に請求することができる。但し、検察官は、当事者の一方が死亡した後は、これを請求することができない。

(2) 第946条（重婚の禁止）又は第947条（再婚禁止期間）の規定に違反した婚姻については、当事者の配偶者又は前配偶者も、その取消を請求することができる。

第958条（不適齢婚姻者の取消権の消滅）

(1) 第945条（婚姻適齢）の規定に違反した婚姻は、不適齢者が適齢に達したときは、その取消を請求することができない。

(2) 不適齢者は、適齢に達した後、なお三箇月間は、その婚姻の取消を請求することができる。但し、適齢に達した後に追認をしたときは、この限りでない。

第959条（再婚禁止期間内の婚姻の取消）

(1) 第947条（再婚禁止期間）の規定に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消の日から120日

を経過し、又は女が再婚後に懐胎したときは、その取消を請求することができない。

第960条（詐欺・強迫による婚姻の取消）

(1) 詐欺又は強迫によって婚姻をした者は、その婚姻の取消を裁判所に請求することができる。

(2) 第1項の取消権は、当事者が、詐欺を発見し、若しくは強迫を免かれた後三箇月を経過し、又は追認をしたときは、消滅する。

第961条（婚姻取消の効果）

(1) 婚姻の取消は、その効力を既往に及ぼさない。

(2) 婚姻の当時その取消の原因があることを知らなかった当事者が、婚姻によって財産を得たときは、現に利益を受ける限度において、その返還をしなければならない。

(3) 婚姻の当時その取消の原因があることを知っていた当事者は、婚姻によって得た利益の全部を返還しなければならない。なお、相手方が善意であったときは、これに対して損害を賠償する責に任ずる。

(4) 取消すべき婚姻によって、当事者間に生まれた子については第985条（父子関係の推定）の規定が準用される。

(5) 取消すべき婚姻が解消された場合には、第977条（財産分割）の規定が準用される。

第2節 婚姻の効力

第962条（夫婦の氏）

夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称することができる。

第963条（同居協力扶助義務）

夫婦は共同生活を営み、互に協力し扶助しなければならない。

第964条（職業選択の自由・社会活動参加権）

夫婦は、自由に職業を選択し、それぞれ独自に政治文化社会活動に参加することができる。

第965条（婚姻による成年擬制）

未成年者が婚姻をしたときは、本法の適用にあたってはこれにより、その未成年者が成年に達したものとみなす。

第3節 夫婦財産制

第1款 契約財産制

第966条（夫婦財産契約と法定財産制）

(1) 夫婦は、婚姻の前後にその財産関係について契約を締結することができる。ただし、この契

約は、扶養請求権及び遺留分に関する規定に反することができない。

(2) 夫婦が、その財産について別段の契約をしなかったときは、その財産関係は、第2款（法定財産制）に定めるところによる。

第967条（夫婦財産契約の要式性・対抗要件）

(1) 夫婦財産契約は、書面により締結しなければならない。

(2) 夫婦が法定財産制と異なる契約をしたときは、登記をしなければ、これを第三者に対抗することはできない。

第2款 法定財産制

第968条（婚姻費用の分担）

夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。

第969条（特有財産）

以下の財産は、配偶者の一方に単独で帰属する特有財産とする。

- 1 配偶者が婚姻前から有する財産
- 2 婚姻期間中、配偶者が贈与、相続、遺贈により取得した財産
- 3 第1号又は第2号の財産の処分の対価として得た財産

第970条（共有財産）

共有財産は、第969条（特有財産）第2号及び第3号を除く財産で、婚姻期間中に夫婦双方又は一方が取得したあらゆる財産をいう。

第971条（財産の管理及び利用）

(1) 夫婦は、共有財産を使用し、利益を取得し、管理する平等な権利を有する。各配偶者は各自の財産を使用し、利益を取得し、管理する権利を有する。

(2) 夫婦は、その生活上の必要にもとづき共有財産を必要な範囲で利用する権利を有する。

(3) 夫婦は、共同で共有財産を管理しなければならない。夫婦の一方は、他方に対して共有財産を確保し維持し保存するため必要な措置をとるよう請求することができる。

(4) 夫婦間で共有財産の管理又は利用に関して協議が調わないとき、又は協議ができないときは、当事者の一方は、裁判所に対して、共有財産の管理・利用に関する裁判を求めることができる。

第972条（債務に対する連帯責任）

以下の債務について、夫婦は連帯してその責に任ずる。

- 1 夫婦の共同生活を維持するための費用及び子の教育や医療など監護のための費用

2 夫婦双方が婚姻中に書面により債権者と合意した債務そのほかの義務、夫婦の一方が婚姻中他方の書面による同意を得て負担した債務そのほかの義務

3 共有財産の管理及び維持のための費用

第973条（共有財産の処分）

(1) 共有財産は、夫婦双方の同意がなければ売却し、又はその他の処分をすることはできない。ただし、夫婦の一方は、婚姻共同生活を確保し生計を維持するうえでやむをえない事情がある場合には、裁判所の許可を得て共有財産を売却し、又はその他の処分をすることができる。

(2) 家族の居住用の不動産について、夫婦の一方が他方の同意を得ずに売却し、又はその他の処分を行った場合、同意を与えなかった配偶者は行為を知った時から2年間無効の訴えを提起することができる。

第974条（夫婦の居住権）

(1) 夫婦の一方は、他方の特有財産であっても、夫婦の居住の用に供されている他方の特有財産に居住をすることができる。

(2) 第1項の場合において、夫婦の一方の同意なく処分されても、居住の用に供せられている他方の特有財産についての一方の居住権は登記なくして、居住権設定後に対抗要件を取得した第三者に対抗することができる。

第4節 離婚

第1款 離婚原因

第975条（離婚原因）

(1) 夫婦の一方は、左の場合に限り、離婚の訴を提起することができる。

1 配偶者に不貞な行為があったとき。

2 配偶者から正当な理由なく遺棄されたとき。

3 配偶者の生死が一年以上明らかでないとき。

4 配偶者が一年以上継続して婚姻の本旨に反する別居をしているとき。

5 その他、婚姻関係が破綻して回復の見込みがないとき。

(2) 裁判所は、第1項の場合であっても、離婚が配偶者又は子に著しい生活の困窮又は耐え難い苦痛をもたらすときは、一切の事情を考慮して、離婚の請求を棄却することができる。

(3) 裁判所は、第1項第4号又は第5号の事由がある場合において、離婚の請求をしている者が配偶者に対する協力及び扶助を著しく怠っていることによりその請求が信義に反すると認められるときも離婚請求を裁量により棄却することができる。

第976条（合意離婚）

婚姻の当事者は、双方が離婚に合意した場合は、裁判所に離婚の申立てをすることができる。但し、裁判所は、当事者双方が真に離婚による婚姻関係の解消を望んでいるかどうかを認めた後に、離婚をさせることができる。

第977条（財産分割）

(1) 夫婦が離婚をする場合には、当事者双方の協議にしたがって公正に財産の分割が行わなければならない。

(2) 夫婦間で協議ができない場合には、以下の各号にしたがい財産の分割を行う。

1 各配偶者は婚姻前から有していた財産及び婚姻中に相続、贈与、遺贈により取得した財産を取得する。

2 各配偶者は特有財産に加えて、共有財産の2分の1を受け取る権利を有する。但、特別の事情がありかつ夫婦の一方の請求により、裁判所は、財産取得、維持、増加に対する各当事者の寄与の度合い、婚姻期間、婚姻中の生活水準、各当事者の年齢、心身の状況、職業、収入及び稼働能力、子の利益等一切の事情を考慮して共有財産の分割を行うこともできる。

(3) 家事労働は、家庭外労働と同等に価値あるものとみなされなければならない。

第978条（離婚と氏）

婚姻によって氏を改めた妻又は夫は、離婚によって婚姻前の氏に復することができるし、離婚の際に称していた氏を称することもできる。

第2款 離婚の手續

第979条（離婚の訴え）

(1) 離婚の訴えは、民事訴訟法典10条にしたがってその管轄権を有する裁判所に対して提起することができる。

(2) 当事者は、民事訴訟法典10条第1項及び第3項に定める住所地又は居所地のコミューン又はサンカット・カウンシルに対して、離婚の申立てをすることができる。この場合、コミューン又はサンカット・カウンシルは、その申立てを受理した日から15日の間、和合調整を行なうことができる。和合調整が不調となったときには、コミューン又はサンカット・カウンシルは、訴えの提起があったものとして、訴状をただちに裁判所に回付しなければならない。

第980条（保全処分）

離婚の訴えを受理した裁判所は、必要な場合に、当事者の申立て又は職権により別居、子の監護、財産の維持管理、配偶者の扶養、婚姻費用の分担、子の養育費などに関する保全処分を命ずる

決定をすることができる。

第981条（裁判所による和解の試み）

(1) 裁判所は、当事者の一方が離婚を強く求めている場合でも、和解を勧告し試みることができる。

(2) 和解により合意に達しなかったときには、裁判所は離婚の訴えを審理し判決を言い渡さなければならない。

第4章 親子

第1節 実親子関係

第1款 総則

第982条（出生届出の義務）

(1) 子の父又は母は、子の出生の日から起算して15日以内に、父母の住所地のコミューン・サンカット役場に子の出生を届け出なければならない。父母が届出をすることができないときは、子の父又は母と同居している成年の親族が、すみやかに子の出生を届け出なければならない。

(2) 父母が第1項の義務を正当な理由なく怠った場合は、1万リエルの過料に処する。

第983条（年齢の計算方法）

(1) 年齢は、出生の日よりこれを起算する。

(2) 第332条（太陽暦による期間計算）の規定は年齢の計算にこれを準用する。

第2款 実親子関係の決定

第984条（母子関係）

子を分娩した女性が、子の母である。

第985条（父子関係の推定）

(1) 妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定する。

(2) 婚姻成立の日から180日後又は、婚姻の解消もしくは取消の日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

(3) 第947条（再婚禁止期間）の規定に違反して再婚をした女が子を分娩した場合において、第1項及び第2項の規定によってその子の父を定めることができないときは、子は後婚の夫の子と推定する。

第986条（父子関係の否認）

第985条（父子関係の推定）の場合において、夫又は子は、父子関係を否認することができる。

第987条（夫からの父子関係否認の訴え）

(1) 夫は、子に対する訴えによって第986条（父子関係の否認）の否認権を行使する。

(2) 夫は、子の出生を知った時から6ヶ月以内に父子関係否認の訴えを提起しなければならない。

(3) 第2項の期間満了の時に夫が一般被後見人であるときは、第2項の期間は、第27条（一般後見開始の宣告の取消）に規定する一般後見開始の宣告の取消があった時から起算する。

第988条（子からの父子関係否認の訴え）

(1) 子は、父性推定を受ける者に対する訴えによって第986条（父子関係の否認）の否認権を行使する。

(2) 未成年の子が否認権を行使する場合において、子に親権を行う母又は未成年後見人がないときは、裁判所は特別代理人を選任しなければならない。

(3) 子が、成年に達した時から6ヶ月を過ぎたときは、否認権を行使できない。

(4) 第3項の期間満了の時に子が一般被後見人であるときは、第3項の期間は、第27条（一般後見開始の宣告の取消）に規定する一般後見開始の宣告の取消があった時から起算する。

第989条（父子関係否認の訴えの遡及効）

父子関係の否認は、子の出生の時に遡ってその効力を生じる。

第3款 認知

第990条（任意認知）

子の父は、子を認知することができる。ただし、子に法律上の父が既にあるときは、認知をすることができない。

第991条（認知能力）

認知をするには、父が未成年者又は一般被後見人であるときでも、その法定代理人の同意を要しない。

第992条（父の認知）

(1) 父は、未成年の子を認知することができる。

(2) 父は、胎内にある子でも、母の承諾を得て、認知することができる。

第993条（成年の子・死亡子の認知）

(1) 父が、成年の子を認知しようとするときは、その子の承諾がなければ、認知することができない。

(2) 父は、死亡した子でも、その直系卑属があるときに限り、これを認知することができる。この場合において、その直系卑属が成年者であるときは、その承諾を得なければならない。

(3) 第994条（認知の方式）第2項の規定は、本条第1項及び第2項の承諾に準用する。

第994条（認知の方式）

(1) 認知は、戸籍吏に届け出ることによってこれを行う。認知は、遺言によっても、これを行うことができる。

(2) 第992条（父の認知）第2項に規定する母の承諾は、認知届に署名して行うことができる。

第995条（出生届と認知の効力）

子の父として子の出生届出をし、出生簿に自らを父として記載させ、自ら署名又は拇印を押捺したときは、その者は、その届出をしたときに、その子を認知したものとみなす。

第996条（認知の遡及効）

認知は、出生の時に遡ってその効力を生じる。ただし、認知は、第三者が既に取得した権利を害することができない。

第997条（認知撤回の禁止）

認知をした父は、その認知を取り消すことができない。

第998条（認知の訴え）

(1) 子は、認知の訴えを提起することができる。ただし、第993条（成年の子・死亡子の認知）第1項の認知の承諾をしなかった子は、認知の訴えを提起することができない。

(2) 子が死亡しているときは、その直系卑属が認知の訴えを提起することができる。

(3) 子又はその直系卑属は、父を知った時から1年以内に認知の訴えを提起しなければならない。

(4) 第3項の期間は、子又はその直系卑属が、父を知った時に未成年者又は一般被後見人であった場合は、成年に達した時又は第27条（一般後見開始の宣告の取消）に規定する一般後見開始の宣告の取消があった時から起算する。

(5) 子又はその直系卑属が、父の死後に父を知ったときは、父の死亡の日から1年以内であれば認知の訴えを提起することができる。

(6) 第1項及び第2項の訴えは、子又はその直系卑属の法定代理人がそれらの者に代わって提起することができる。

第4款 親子関係不存在確認の訴え

第999条（親子関係不存在確認の訴え）

(1) 父性推定を受けないにもかかわらず父として出生簿に記載されている者又は分娩の事実がないにもかかわらず母として出生簿に記載されている者に対して、子は、父子関係又は母子関係が存在しないことの確認の訴えを提起することができる。

(2) 父性推定を受けないにもかかわらず父とし

て出生簿に記載されている者は、子との父子関係が存在しないことの確認の訴えを提起することができる。

(3) 分娩の事実がないにもかかわらず母として出生簿に記載されている者は、子との母子関係が存在しないことの確認の訴えを提起することができる。

(4) 第2項及び第3項の訴えは、法律上の父子関係又は母子関係が、父又は母とされている者の故意又は重い過失によって生じたとき、又は子の出生の日もしくは認知の効力の生じた日から20年を経過したときは、提起することができない。

(5) 子が未成年者であるときは、この訴えの相手方となっていない一方の親が子を代理する。親がないとき、親が代理できないとき、又は親子関係不存在確認の訴えが父母の両方に対して提起されたときは、裁判所は特別代理人を選任しなければならない。

第1000条（親子関係不存在確認の遡及効）

親子関係不存在確認は、出生の時に遡ってその効力を生じる。ただし、第三者が既に取得した権利を害することができない。

第5款 母子関係存在確認の訴え

第1001条（子からの母子関係存在確認の訴え）

(1) 子は、分娩した女に対して母子関係が存在することの確認の訴えを提起することができる。

(2) 子が死亡しているときは、その直系卑属が第1項の訴えを提起することができる。

(3) 子又はその直系卑属は、母を知った時から1年以内に第1項の訴えを提起することができる。

(4) 第3項の期間は、子又はその直系卑属が、母を知った時に未成年者又は一般被後見人であった場合は、成年に達した時又は第27条（一般後見開始の宣告の取消）に規定する一般後見開始の宣告の取消があった時から起算する。

(5) 子又はその直系卑属が、母の死後に母を知ったときは、母の死亡の日から1年以内であれば第1項の訴えを提起することができる。

(6) 第1項及び第2項の訴えは、子又はその直系卑属の法定代理人がそれらの者に代わって提起することができる。

第1002条（母からの母子関係存在確認の訴え）

(1) 母は、その分娩した子に対して母子関係が存在することの確認の訴えを提起することができる。

(2) 母は、子が死亡した場合にも、その直系卑属があるときに限り、第1項の訴えを提起することができる。

(3) 母は、子を知った時から1年以内に第1項の訴えを提起しなければならない。

(4) 母が、子の死後に子を知ったときは、子の死亡の日から1年以内であれば第1項の訴えを提起することができる。

(5) 第3項及び第4項の期間満了の時に母が一般被後見人であるときは、第3項及び第4項の期間は、第27条（一般後見開始の宣告の取消）に規定する一般後見開始の宣告の取消があった時から、起算する。

(6) 訴えの相手方となる子又はその直系卑属が成年者であるときは、子又はその直系卑属の同意がなければ、母は第1項の訴えを提起することができない。

(7) 裁判所は、分娩の事実が証明された場合であっても、母子関係の確認が子又はその直系卑属の利益に反する場合には、母の訴えを却下することができる。

第1003条（母子関係存在確認の遡及効）

母子関係の確認は、出生の時に遡ってその効力を生じる。ただし、第三者が既に取得した権利を害することができない。

第2節 養子縁組

第1款 完全養子縁組

第1004条（完全養子縁組の成立の方式）

裁判所は、第1005条（夫婦共同縁組）から第1009条（完全養子縁組成立の判断基準）までに定める要件があるときは、養親となる者の申立てにより、実方の血族との親族関係が終了する完全養子縁組を成立させることができる。

第1005条（夫婦共同縁組）

(1) 養親となる者は、配偶者ある者でなければならない。

(2) 夫婦の一方は、他方が養親とならないときは、養親となることができない。ただし、夫婦の一方が他方の実子の養親となる場合はこの限りではない。

第1006条（養親の年齢）

養親は25歳以上でなければならない。少なくとも養子より20歳以上年上でなければならない。

第1007条（養子の年齢）

養子は原則として8歳未満でなければならない。

第1008条（父母の同意）

完全養子縁組が成立するためには、養子となる子の実父母又は未成年後見人の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合、又は父母による虐待、悪意の遺棄そのほか養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合はこの限りではない。

第1009条（完全養子縁組成立の判断基準）

完全養子縁組は、実父母による養子となる子の監護が著しく困難又は不相当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のためにとくに必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。

第1010条（試験養育期間）

裁判所は、完全養子縁組を成立させるためには、養親となる者が養子となる子を原則として6ヶ月以上の期間監護した状況を考慮しなければならない。

第1011条（実方との親族関係の終了）

養子と実方及びその血族との親族関係は、完全養子縁組によって終了する。ただし、第1005条（夫婦共同縁組）第2項但書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りではない。

第1012条（完全養子縁組の効果）

(1) 完全養子縁組の成立により、養子は判決確定の日から養親の実子と同一の身分を取得し、養親との関係において、実子と同様の権利義務を取得する。

(2) 養子は、養親の氏又は養子縁組前の氏を称することができる。

(3) 養子は、養親の親権に服する。但し、夫婦の一方が他の一方の子の養親となる場合には、養子は実親と養親との共同親権に服する。

第1013条（完全養子縁組の離縁）

(1) 裁判所は、以下の各号のいずれにも該当する場合にかぎり、養子の利益のためにとくに必要があると認めるときは、養子、実父母又は検察官の申立てにより、養子縁組の当事者を離縁させることができる。

1 養親による虐待、悪意の遺棄そのほか養子の利益を著しく害する事由があるとき

2 実父母が相当の監護をすることができるとき

(2) 離縁は、第1項の規定による場合のほか、これを行うことができない。

第1014条（完全養子縁組の離縁の効果）

養子と実父母及びその血族との間においては、離縁の日から、完全養子縁組によって終了した親族関係と同一の親族関係を生ずる。

第1015条（完全養子縁組の登録と秘密保持）

完全養子縁組の成立により、養子の新しい出生証明書が作成される。ただし、出生証明書の謄本又は抄本には、完全養子縁組に関する事項を記載してはならない。

～・～

第1016条（完全養子の出自を知る権利）

成年に達した完全養子は、完全養子縁組に関する記録を保管する裁判所に対して、必要な範囲で情報の開示を求めることができる。但し、不当な目的による場合はこの限りではない。完全養子縁組の記録の保管及び開示請求の方法等については、裁判所が定める。

第2款 単純養子縁組

第1017条（単純養子縁組の申立）

(1) 25歳以上の者は、養子となる者とともに、裁判所に対し、単純養子縁組を成立させるべきことを申し立てることができる。ただし、養子となるべき者は、養親となる者の尊属又は年長者であってはならない。

(2) 養子となる子が未成年者であるときは、その親権者又は未成年後見人が法定代理人として第1項の申立てをしなければならない。

第1018条（養親となる者に配偶者がいる場合）

配偶者のある者が未成年者を養子とするには、配偶者とともに第1017条（単純養子縁組の申立）に定める申立てをしなければならない。ただし、配偶者の子を養子とする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りではない。

第1019条（配偶者の同意）

配偶者のある者が単純養子縁組の申立てをするには、その配偶者の同意を得なければならない。ただし、配偶者とともに第1017条（単純養子縁組の申立）に定める申立てをする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りではない。

第1020条（単純養子縁組成立の判断基準）

(1) 裁判所は、当事者が真に親子関係を成立させる意思を有すると確認することができる場合にかぎり、養子縁組を成立させることができる。

(2) 養子縁組が異性婚、同性婚その他不当な目的のために濫用されていると認められる場合には、裁判所は養子縁組を成立させてはならない。

第1021条（養子となる者が未成年者の場合）

(1) 養子となるべき者が未成年者であるときは、裁判所は、未成年者の利益のためにとくに必要であると認めるときに限り、養子縁組を成立させることができる。

(2) 養子となる者が未成年者である場合において、その実親が離婚しているときは、裁判所は、第1項の判断をするために、親権者でない親の意見を聴かなければならない。

(3) 未成年者が15歳に達しているときは、養子

縁組を成立させるためには、その者の同意を得なければならない。未成年者が15歳に達していなくてもその意思を表明することができるときは、裁判所は、第1項の判断をするために、その者の意見を聴かなければならない。

第1022条（後見人・被後見 人間の縁組）

未成年後見人がその未成年被後見人を養子とし、又は一般後見人がその一般被後見人を養子とする縁組の成立を申し立てる場合においては、裁判所は、身上の監護及び財産の管理が正当に行われている場合に限り、縁組を成立させることができる。後見人の任務が終了した後、まだ管理の計算が終わらない間も、同様である。

第1023条（単純養子縁組の実親子関係に対する効力）

(1) 単純養子縁組の成立にかかわらず、養子と実親との親族関係は存続し、養子と実親は互いに相続する権利を有する。

(2) 養子と実親とは、扶養を請求する権利を有し、義務を負う。

第1024条（縁組の養親等との関係での効力）

(1) 第1012条（完全養子縁組の効果）第1項の規定は、単純養子縁組にこれを準用する。

(2) 養子は、養親の氏又は縁組前の氏を称することができる。

(3) 養子が未成年者である場合には、養子は、養親の共同親権に服する。ただし、夫婦の一方が他の一方の子の養親となる場合には、養子は実親と養親との共同親権に服する。

第1025条（単純養子縁組の合意離縁）

(1) 縁組の当事者は、双方が離縁に合意した場合は、裁判所に離縁の申立てをすることができる。

(2) 養子が未成年者であるときは、第1項の申立ては、養親と養子の離縁後にその法定代理人となるべき者が行う。ただし、養子が15歳に達しているときは、養子の同意を得なければならない。未成年者が15歳に達していなくてもその意思を表明することができるときは、裁判所は、その者の意見を聴かなければならない。

(3) 第2項の場合において、養子の父母が離婚しているときは、その協議でその一方を養子の離縁後にその親権者となるべき者と定めなければならない。

(4) 第3項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、裁判所は、子の利益を考慮して、親権者となるべき者を定める。

第1026条（夫婦共同縁組と未成年養子との離縁）

養親が夫婦である場合において、未成年者と離

縁するには、夫婦がともに第1025条（単純養子縁組の合意離縁）第1項の申立てをしなければならない。ただし、夫婦の一方がその意思を表示することができないときはこの限りではない。

第1027条（単純養子縁組の離縁の判断）

第1025条（単純養子縁組の合意離縁）第1項の申立てがあった場合、裁判所は、当事者双方が真に離縁による養親子関係の解消を望んでいると認められた後に、離縁をさせることができる。

第1028条（離縁原因）

(1) 縁組の当事者の一方は、次の場合に限り、離縁の訴えを提起することができる。

- 1 他的一方から悪意で遺棄されたとき
 - 2 他的一方の生死が1年以上明らかでないとき
 - 3 その他縁組を継続し難い重大な事由があるとき
- (2) 養子が成年に達しない間は、養親は、養子を相手に第1項の訴えを提起することはできない。

(3) 養子が未成年者であるときは、第1025条（単純養子縁組の合意離縁）第2項から第4項までの規定は、養子が養親を相手に第1項の訴えを提起する場合に準用する。

第1029条（単純養子縁組の離縁の効果）

(1) 離縁により、単純養子縁組のすべての効果は、将来に向かって終了する。

(2) 養子は、離縁後縁組前の氏に復することもできるし、養親の氏を称することもできる。

第1030条（単純養子縁組の登録及び出生証明書）

単純養子縁組が成立したときは、その旨が養親の身分登録簿に記載され、養子のもともとの出生証明書の余白に記載される。

第5章 親権

第1節 総則

第1031条（親権の内容）

親権者は、未成年の子の身上を監護し、子の財産を管理する権利を有し、かつ、義務を負う。

第1032条（養子に対する親権）

養子の親権者は、養親とする。

第1033条（共同行使の原則）

婚姻中の父母は、共同して親権を行使する。ただし、父母の一方が親権を行使できないときは、他の一方が、親権を行使する。

第2節 離婚及び認知の場合の親権者の決定

第1034条（離婚の際の親権者の決定）

(1) 父母が離婚をするときは、父母の協議で、父母の一方を子の親権者と定めなければならない。

(2) 子の出生前に父母が離婚した場合には、母が出生した子の親権者となる。ただし、子の出生後に、父母の協議で、父を親権者と定めることができる。

(3) 第1項又は第2項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、裁判所が、子の利益を考慮して、親権者を定める。

第1035条（認知と親権の関係）

(1) 未婚の母が産んだ子の親権者は母とする。

(2) 父は、自らが認知した子に対する親権を、父母の協議で父を親権者と定めた時に限り行使することができる。

(3) 第2項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、父又は母の請求によって、裁判所が親権者を定める。

(4) 父が子を認知した後、父母が婚姻したときは、父母は共同して親権を行使する。

第1036条（親権者の変更）

第1034条（離婚の際の親権者の決定）及び第1035条（認知と親権の関係）の場合において、子の利益のため必要があると認めるときは、裁判所は、子の4親等内の親族の請求によって、親権者を変更することができる。

第1037条（子と同居していない親の権利及び義務）

(1) 離婚後、子の親権者でなくなった親は、子と面会し交流する権利を有し、かつ、子の監護に要する費用を分担する義務を負う。

(2) 離婚しようとする父母は、面会・交流の方法及び子の監護に要する費用の分担について協議し、定めなければならない。

(3) 認知した子と同居していない父は、面会・交流の方法及び子の監護に要する費用の分担について、母と協議し、定めることができる。

(4) 第2項及び第3項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、裁判所は、父又は母の請求によって、面会・交流の方法及び子の監護に要する費用の分担を定める。

(5) 子の利益のため必要があると認めるときは、裁判所は、父又は母の請求によって、面会・交流の方法及び子の監護に要する費用の分担を変更することができる。

(6) 裁判所は、第4項及び第5項の裁判にあたって、面会・交流については子の利益を優先し、子の監護に要する費用の分担については父母の生活環境及び経済事情を考慮して、定める。

第5節 子の財産を管理する権限

第1050条（財産管理と代理）

親権者は、子の財産を管理し、また、その財産に関する行為についてその子を代表する権利を有し、義務を負う。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、子の同意を得なければならない。

第1051条（親権者の一方が共同名義でした行為）

(1) 共同で親権を行使する父母の一方が、他の一方の意思に反しているにもかかわらず、共同の名義で子に代わって行為をしたときは、その効力を妨げられることがない。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない。

(2) 共同で親権を行使する父母の一方が、他の一方の意思に反しているにもかかわらず、子が行為をすることに同意したときも第1項と同様である。

第1052条（財産管理における注意義務）

親権者は、善良なる管理者の注意をもって、子の財産を管理しなければならない。

第1053条（財産管理の計算）

親権者は、子が成年に達したときは、遅滞なく子の財産の管理の計算をしなければならない。ただし、その子の養育及び財産管理の費用は、その子の財産の収益とこれを相殺したものとみなす。

第1054条（特則）

第1053条（財産管理の計算）ただし書の規定は、無償で子に財産を与える第三者が反対の意思を表示したときは、その財産については、適用しない。

第1055条（第三者が子に与えた財産の管理）

(1) 無償で子に財産を与える第三者が、親権を行使する父母の一方又は双方にその財産を管理させない意思を表示したときは、その財産は、その父母の一方又は双方の管理に属しないものとする。

(2) 第1項の財産につき親権者が財産管理を行わない場合において、第三者が財産管理を行う者を指定しなかったときは、裁判所は、子、子の4親等内の親族又は検察官の請求によって、その財産管理を行う者を選任する。

(3) 第三者が財産管理を行う者を指定したときでも、その財産管理を行う者の権限が消滅し、又はこれを改任する必要がある場合において、第三者が更に財産管理を行う者を指定しないときも、第2項と同様である。

(4) 第37条（裁判所による財産管理人の選任）から第40条（財産管理人の権限）の規定は、第2項及び第3項の場合にこれを準用する。

第1056条（委任の規定の準用）

第647条（委任終了後における受任者の応急義務）及び第648条（委任終了の対抗要件）の規定は、親権者が子の財産を管理する場合及び第1055条（第三者が子に与えた財産の管理）の場合にこれを準用する。

第1057条（財産管理に関する親子間の債権消滅時効）

(1) 親権者とその子との間に財産の管理について生じた債権は、財産管理を行う権限が消滅した時から3年間これを行わないときは、時効によって消滅する。

(2) 子がまだ成年に達しない間に財産管理を行う権限が消滅した場合において子に法定代理人がないときは、第1項の期間は、その子が成年に達し、又は後任の法定代理人が就職した時から起算する。

第6節 財産管理の権限の停止及び剥奪

第1058条（財産管理の権限の停止又は剥奪の宣告）

親権者が、不適切な管理によって子の財産を危うくしたときは、裁判所は、子の4親等内の親族、コミュニティ若しくはサンカットの長、公的児童福祉施設の長又は検察官の請求によって、財産管理の権限の停止又は剥奪を宣告することができる。

第1059条（財産管理に対する宣告の取消し）

第1058条（財産管理の権限の停止又は剥奪の宣告）に定める失権の原因が止んだときは、裁判所は、財産管理の権限の停止又は剥奪を受けた本人又はその4親等内の親族の請求によって、財産管理の権限の停止又は剥奪の宣告を取り消すことができる。

第1060条（財産管理の辞任及び回復）

(1) 親権者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、財産管理の権限を辞任することができる。

(2) 第1項の事由が止んだときは、財産管理の権限を辞任した親権者は、裁判所の許可を得て、財産管理の権限を回復することができる。

第1061条（財産管理を行う者がなくなった場合）

第1058条（財産管理の権限の停止又は剥奪の宣告）又は第1060条（財産管理の辞任及び回復）第1項によって、財産管理を行う者がなくなった場合は、裁判所は、子に特別代理人を選任する裁判を行わなければならない。

第1062条（親権者と子の利益が相反する場合）

(1) 親権者と子の利益が相反する行為について

は、親権者は、その子のために特別代理人を選任することを裁判所に請求しなければならない。

(2) 親権者が、数人の子に対して親権を行う場合において、その一人と他の子との利益が相反する行為については、親権者は、一方の子のために特別代理人を選任することを裁判所に請求しなければならない。

第7節 本章の準用

第1063条（親権の代行者）

未婚の未成年者の子については、その未成年者の親権者が、親権を代行する。この場合において、本第5章（親権）の規定は親権代行者に準用する。

第6章 後見

第1節 未成年後見

第1款 未成年後見の開始

第1064条（未成年後見の開始の原因）

未成年者に親権を行う者がいないときは、未成年後見が開始する。

第2款 未成年後見人

第1065条（未成年指定後見人・未成年選定後見人・選任の基準）

(1) 未成年者に対して最後に親権を行う者は、遺言で、未成年後見人を指定することができる。

(2) 第1項の規定によって未成年後見人となるべき者がいないときは、裁判所は、未成年者の四親等内の親族、未成年者の住所地の属するコミュニティ若しくはサンカットの長、公的児童福祉施設の長又は検察官の請求によって、未成年後見人を選任する。未成年後見人が欠けたときも、同様である。

(3) 未成年後見人を選任するには、未成年者の心身の状態ならびに生活及び財産の状況、未成年後見人となる者の職業及び経歴ならびに未成年者との利害関係の有無、未成年者の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

第1066条（未成年後見人選任請求義務）

第1049条（未成年後見の開始）の規定によって選任された未成年後見人が欠けたときは、裁判所は、新たな未成年後見人をすみやかに選任しなければならない。

第1067条（未成年後見人の数・未成年被後見人に対する一般後見人の選任）

(1) 未成年後見人は、1人でなければならない。ただし、精神上的障害により自己の行為の法的な結果を認識し判断する能力を欠く常況にある未成

年被後見人について、第24条（一般後見開始の宣告）により一般後見を開始するときは、未成年後見人の他に、一般後見人を1人選任することができる。

(2) その他、未成年者に対する一般後見については、第1117条（一般後見人が複数の場合）第1項を除くほか、一般後見に関する規定を準用する。

第1068条（未成年後見人の辞任）

未成年後見人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

第1069条（未成年後見人選任請求義務）

未成年後見人が辞任したときは、裁判所は、新たな未成年後見人をすみやかに選任しなければならない。

第1070条（未成年後見人の解任）

未成年後見人に不正な行為その他未成年後見の任務に適しない事由があるときは、裁判所は、未成年後見監督人、未成年被後見人の四親等内の親族、未成年被後見人の住所地の属するコミュニティ・サンカットの長、公的児童福祉施設の長もしくは検察官の請求によって、又は職権で、未成年後見人を解任することができる。

第1071条（未成年後見人の欠格事由）

次に掲げる者は、未成年後見人となることのできない。

- 1 未成年者、一般被後見人、被保佐人
- 2 裁判所で免ぜられたことのある法定代理人、保佐人及びそれらの監督人
- 3 破産者
- 4 行方の知れない者

第3款 未成年後見監督人

第1072条（未成年指定後見監督人・未成年選定後見監督人）

(1) 未成年後見人を指定することができる親権者は、遺言で、未成年後見監督人を指定することができる。

(2) 第1項の規定によって指定した未成年後見監督人がない場合において必要があると認めるときは、裁判所は、未成年後見人、未成年被後見人の四親等内の親族、未成年被後見人の住所地の属するコミュニティ・サンカットの長、公的児童福祉施設の長もしくは検察官の請求によって、又は職権で、未成年後見監督人を選任することができる。未成年後見監督人の欠けた場合も、同様である。

第1073条（未成年後見監督人の欠格事由）

未成年後見人の配偶者及び四親等内の親族は、未成年後見監督人となることのできない。

～・～

第1074条（未成年後見監督人の職務）

未成年後見監督人の職務は、次の通りである。

- 1 未成年後見人の職務を監督すること。
- 2 未成年後見人が欠けた場合に、遅滞なく新たな未成年後見人の選任を裁判所に請求すること。
- 3 急迫の事情がある場合に、未成年被後見人の身上監護及び財産管理について必要な処分をすること。
- 4 未成年後見人と未成年被後見人との利益が相反する行為について未成年被後見人を代表すること。

第1075条（準用規定）

第1065条（未成年指定後見人・未成年選定後見人・選任の基準）第3項、第1068条（未成年後見人の辞任）、第1070条（未成年後見人の解任）、第1071条（未成年後見人の欠格事由）、第1084条（支出金額の予定・未成年後見のための費用）第2項、第1085条（未成年後見人の報酬）、第1090条（未成年後見人の注意義務）、第1097条（未成年後見終了後における未成年後見人の応急義務）及び第1098条（未成年後見終了の対抗要件）の規定は、未成年後見監督人について準用する。

第4款 未成年後見人の職務

第1076条（未成年後見人の権利義務）

(1) 未成年後見人は、本第7編第5章第3節（親権者の権利及び義務）に規定する事項について、親権者と同一の権利義務を有する。ただし、親権者が定めた教育の方法及び居所を変更し、未成年被後見人を懲戒し、営業を許可し、営業の許可を取り消し、又は営業を制限するには、未成年後見監督人があるときは、未成年後見監督人の同意を得なければならない。

(2) 未成年後見人は、第1039条（子に関する重要な事項に関する協議義務）に規定する事項について、未成年後見監督人があるときは、未成年後見監督人と協議をしなければならない。ただし、急を要するときはこの限りでない。

第1077条（財産管理と代理）

(1) 未成年後見人は、未成年被後見人の財産を管理し、また、未成年被後見人の財産に関する行為について未成年者を代表する。

(2) 第1050条（財産管理と代理）ただし書の規定は、第1項の場合に準用する。

第1078条（財産調査・財産目録作成）

(1) 未成年後見人は、就任後、遅滞なく未成年被後見人の財産の調査に着手し、3ヶ月以内に、その調査を終わり、かつ、その目録を作成しなければならない。ただし、この期間は、裁判所において、伸長することができる。

(2) 財産の調査及びその目録の作成は、未成年後見監督人があるときは、未成年後見監督人の立会をもってしなければならない。

第1079条（財産目録作成前の権限）

未成年後見人は、目録の作成が終わるまでは、急迫の必要がある行為のみをする権限を有する。ただし、これを善意の第三者に対抗することができない。

第1080条（未成年被後見人に対する未成年後見人の債権債務の申出）

(1) 未成年後見人が、未成年被後見人に対し、債権を有し、又は債務を負う場合において、未成年後見監督人があるときは、財産の調査に着手する前に、これを未成年後見監督人に申し出なければならない。

(2) 未成年後見人が、未成年被後見人に対し債権を有することを知ってこれを申し出ないときは、その債権を失う。

第1081条（未成年被後見人が包括財産を取得した場合への準用）

第1078条（財産調査・財産目録作成）、第1079条（財産目録作成前の権限）及び第1080条（未成年被後見人に対する未成年後見人の債権債務の申出）の規定は、未成年後見人が就職した後、未成年被後見人が包括財産を取得した場合にこれを準用する。

第1082条（財産管理の許可）

未成年後見人は、未成年被後見人に代わって、その居住の用に供する不動産について、売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、裁判所の許可を得なければならない。

第1083条（未成年後見人と未成年被後見人の利益相反行為）

第1062条（親権者と子の利益が相反する場合）の規定は、未成年後見人にこれを準用する。ただし、未成年後見監督人がある場合は、この限りでない。

第1084条（支出金額の予定・未成年後見のための費用）

(1) 未成年後見人は、その就職の初において、未成年被後見人の身上監護及び財産管理のために毎年費すべき金額を予定しなければならない。

(2) 未成年後見人が未成年後見の職務を行うために必要な費用は、未成年被後見人の財産の中から支弁する。

第1085条（未成年後見人の報酬）

裁判所は、未成年後見人及び未成年被後見人の資力その他の事情によって、未成年被後見人の財産の中から、相当な報酬を未成年後見人に与えることができる。

第1086条（未成年後見人の職務の監督）

(1) 未成年後見監督人又は裁判所は、いつでも、未成年後見人に対して職務の報告もしくは財産目録の提出を求め、又は未成年被後見人の身上もしくは財産の状況を調査することができる。

(2) 裁判所は、未成年後見監督人、未成年被後見人の四親等内の親族、未成年被後見人の住所地の属するコミュニティ・サンカットの長、公的児童福祉施設の長もしくは検察官の請求によって、又は職権で、未成年被後見人の身上監護もしくは財産管理その他未成年後見にかかわる必要な処分を未成年後見人に命ずることができる。

第1087条（法定代理権及び同意権の制限）

未成年後見人が、未成年被後見人に代わって営業もしくは第30条（行為の取消権）に掲げる行為をし、又は未成年被後見人がこれをするに同意するには、未成年後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。ただし、元本の領収については、この限りでない。

第1088条（第1087条違反の効果）

(1) 未成年後見人が、第1087条（法定代理権及び同意権の制限）の規定に違反してし、又は同意を与えた行為は、未成年被後見人又は未成年後見人において、これを取り消すことができる。この場合には、第32条（催告権）の規定を準用する。

(2) 第1項の規定は、第355条（取り消すことのできる行為）及び第357条（取消又は追認の方法）から第360条（取消権の消滅時効）の規定の適用を妨げない。

第1089条（未成年被後見人からの財産等の譲受け）

(1) 未成年後見人が未成年被後見人の財産又は未成年被後見人に対する第三者の権利を譲り受けたときは、未成年被後見人は、これを取り消すことができる。この場合には、第32条（催告権）の規定を準用する。

(2) 第1項の規定は、第355条（取り消すことのできる行為）及び第357条（取消又は追認の方法）から第360条（取消権の消滅時効）の規定の適用を妨げない。

第1090条（未成年後見人の注意義務）

(1) 未成年後見人は、善良な管理者の注意をもって未成年後見の職務を行う義務を負う。

(2) 未成年後見人が、第1項の注意義務に違反し、未成年被後見人に損害を与えた場合には、未

成年被後見人は未成年後見人にその損害賠償を請求することができる。

第1091条（第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理）

(1) 無償で未成年被後見人に財産を与える第三者が、未成年後見人にその財産を管理させない意思を表示したときは、その財産は、未成年後見人の管理に属しないものとする。

(2) 第1項の財産につき未成年後見人が財産管理を行わない場合において、第三者が財産管理を行う者を指定しなかったときは、裁判所は、未成年後見監督人、未成年被後見人の四親等内の親族、未成年被後見人の住所地の属するコミュニティ若しくはサンカットの長、公的児童福祉施設の長又は検察官の請求によって、その財産管理を行う者を選任する。

(3) 第三者が財産管理を行う者を指定したときでも、その財産管理を行う者の権限が消滅し、又はこれを改任する必要がある場合において、第三者が更に財産管理を行う者を指定しないときも、第2項と同様である。

(4) 第37条（裁判所による財産管理人の選任）から第40条（財産管理人の権限）の規定は、第2項及び第3項の場合にこれを準用する。

第5款 未成年後見からの開放

第1092条（未成年後見開放の要件）

(1) 16歳に達した未成年被後見人が独立自活している場合、裁判所は未成年被後見人の申し立てにより、それがその未成年被後見人の利益に適うと判断するときは、未成年後見からの開放を宣告することができる。この場合、裁判所は未成年後見人の意見を聞かなければならない。未成年後見監督人のあるときは、裁判所は未成年後見監督人の意見も聞かなければならない。

(2) 婚姻した未成年被後見人は、裁判所の宣告なしに、未成年後見から開放される。

(3) 第2項の場合においては、当事者が後に離婚しても、未成年後見開放の効果は消滅しない。

第1093条（未成年後見開放の効果）

未成年後見から開放された未成年被後見人は、成年者と同様の行為能力を有する。

第1094条（財産管理の計算・未成年後見監督人の立会）

(1) 未成年後見人の任務が終了したときは、未成年後見人又はその相続人は、終了の日から3ヶ月以内に財産管理の計算をしなければならない。ただし、この期間は、裁判所において、伸長することができる。

(2) 第1項の計算は、未成年後見監督人がある

ときは、未成年後見監督人の立会をもって行う。

第6款 未成年被後見人の子への
準用

第1095条（未成年被後見人・未成年後見人間の契約の取消し）

(1) 未成年被後見人が成年に達した後、後見の計算の終了前に、その者と未成年後見人又は未成年後見人の相続人との間にした契約は、その者においてこれを取り消すことができる。その者が未成年後見人又は未成年後見人の相続人に対してした単独行為も、同様である。

(2) 第355条（取り消すことのできる行為）及び第357条（取消又は追認の方法）から第360条（取消権の消滅時効）の規定は、第1項の場合に準用する。

第1096条（未成年後見人及び未成年被後見人の利息支払義務）

(1) 未成年後見人が未成年被後見人に返還すべき金額及び未成年被後見人が未成年後見人に返還すべき金額には、未成年後見の計算が終了した時から、利息をつけなければならない。

(2) 未成年後見人が自己のために未成年被後見人の金銭を消費した時は、その消費の時から、これに利息をつけなければならない。なお、損害があったときは、その賠償の責に任ずる。

第1097条（未成年後見終了後における未成年後見人の応急義務）

未成年後見が終了した場合において急迫の事情があるときは、未成年後見人又はその相続人は、未成年被後見人、その相続人又は法定代理人が事務を処理することができるようになるまでの間必要な処分をしなければならない。

第1098条（未成年後見終了の対抗要件）

未成年後見終了の事由は、それが未成年被後見人に生じたものであると未成年後見人に生じたものであるとを問わず、これを相手方に通知し又は相手方がこれを知ったときでなければ、これをもって相手方に対抗することができない。

第1099条（未成年後見に関する債権の消滅時効）

(1) 第1057条（財産管理に関する親子間の債権消滅時効）の規定は、未成年後見人又は未成年後見監督人と未成年被後見人との間において未成年後見に関して生じた債権にこれを準用する。

(2) 第1項の時効は、第1095条（未成年被後見人・未成年後見人間の契約の取消し）の規定によって行為を取り消した場合には、その取消の時から、これを起算する。

第1100条（未成年被後見人の親権の代行）

(1) 未成年後見人は、未成年被後見人に代わって未成年被後見人の子について親権を代行する。

(2) 第1076条（未成年後見人の権利義務）から第1099条（未成年後見に関する債権の消滅時効）の規定は、第1項の場合にこれを準用する。

第2節 一般後見

第1款 一般後見の開始

第1101条（一般後見の開始）

一般後見は、第24条（一般後見開始の宣告）により開始する。

第2款 一般後見人

第1102条（一般後見人の選任）

(1) 裁判所は、後見開始の宣告をするときは、職権で、一般後見人を選任する。

(2) 一般後見人が欠けたときは、裁判所は、一般後見監督人、一般被後見人、一般被後見人の配偶者、一般被後見人の四親等内の親族、一般被後見人の住所地の属するコミュニ・サンカットの長、検察官もしくはその他の利害関係人の請求によって、又は職権で、一般後見人を選任する。

(3) 一般後見人が選任されている場合においても、裁判所は、必要があると認めるときは、第2項に掲げる者もしくは一般後見人の請求によって、又は職権で、さらに一般後見人を選任することができる。

(4) 一般後見人を選任するには、一般被後見人の心身の状態ならびに生活及び財産の状況、一般後見人となる者の職業及び経歴ならびに一般被後見人との利害関係の有無、一般被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。一般後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容ならびにその法人及びその代表者と一般被後見人との利害関係の有無についても、同様とする。

(5) 裁判所は、未成年者に一般後見人を選任する場合に、親権者又は未成年後見人を一般後見人を選任することができる。裁判所が、未成年者の親権者又は未成年後見人でない者を一般後見人を選任する場合は、親権者又は未成年後見人と一般後見人の職務の分掌について定めなければならない。

第1103条（一般後見人の辞任）

一般後見人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

第1104条（一般後見人選任請求義務）

一般後見人が辞任したときは、裁判所は、新たな一般後見人をすみやかに選任しなければならない。

第1105条（一般後見人の解任）

一般後見人に不正な行為その他一般後見の任務に適しない事由があるときは、裁判所は、一般後見監督人、一般被後見人、一般被後見人の配偶者、一般被後見人の四親等内の親族、一般被後見人の住所地の属するコミュニティ・サンカットの長、検察官もしくはその他の利害関係人の請求によって、又は職権で、一般後見人を解任することができる。

第1106条（一般後見人の欠格事由）

次に掲げる者は、一般後見人となることができない。

- 1 未成年者、一般被後見人、被保佐人
- 2 裁判所で免ぜられたことのある法定代理人、保佐人及びそれらの監督人
- 3 破産者
- 4 行方の知れない者

第3款 一般後見監督人

第1107条（一般後見監督人）

裁判所は、必要があると認めるときは、一般後見人、一般被後見人、一般被後見人の配偶者、一般被後見人の四親等内の親族、一般被後見人の住所地の属するコミュニティ・サンカットの長、検察官もしくはその他の利害関係人の請求によって、又は職権で、一般後見監督人を選任することができる。一般後見監督人の欠けた場合も、同様である。

第1108条（一般後見監督人の欠格事由）

一般後見人の配偶者及び四親等内の親族は、一般後見監督人となることができない。

第1109条（一般後見監督人の職務）

一般後見監督人の職務は、次の通りである。

- 1 一般後見人の職務を監督すること。
- 2 一般後見人が欠けた場合に、遅滞なく新たな一般後見人の選任を裁判所に請求すること。
- 3 急迫の事情がある場合に、一般被後見人の生活、療養看護及び財産管理について必要な処分をすること。
- 4 一般後見人又はその代表する者と一般被後見人との利益が相反する行為について一般被後見人を代表すること。

第1110条（準用規定）

第1102条（一般後見人の選任）第4項、第1103条（一般後見人の辞任）、第1105条（一般後見人

の解任）、第1106条（一般後見人の欠格事由）、第1117条（一般後見人が複数の場合）、第1118条（財産管理の許可）、第1120条（支出金額の予定・一般後見のための費用）第2項、第1121条（一般後見人の報酬）、第1126条（一般後見人の注意義務）、第1130条（一般後見終了後における一般後見人の応急義務）及び第1131条（一般後見終了の対抗要件）の規定は、一般後見監督人について準用する。

第4款 一般後見人の職務

第1111条（財産管理と代理）

(1) 一般後見人は、一般被後見人の財産を管理し、また、一般被後見人の財産に関する行為について一般被後見人を代表する。

(2) 第1050条（財産管理と代理）ただし書の規定は、第1項の場合に準用する。

第1112条（財産調査・財産目録作成）

(1) 一般後見人は、就任後、遅滞なく一般被後見人の財産の調査に着手し、3ヶ月以内に、その調査を終わり、かつ、その目録を作成しなければならない。ただし、この期間は、裁判所において、伸長することができる。

(2) 財産の調査及びその目録の作成は、一般後見監督人があるときは、一般後見監督人の立会をもってこれをしなければ、その効力がない。

第1113条（財産目録作成前の権限）

一般後見人は、財産目録の作成が終わるまでは、急迫の必要がある行為のみをする権限を有する。ただし、これを善意の第三者に対抗することができない。

第1114条（一般被後見人に対する一般後見人の債権債務の申出）

(1) 一般後見人が、一般被後見人に対し、債権を有し、又は債務を負う場合において、一般後見監督人があるときは、財産の調査に着手する前に、これを一般後見監督人に申し出なければならない。

(2) 一般後見人が、一般被後見人に対し債権を有することを知ってこれを申し出ないときは、その債権を失う。

第1115条（一般被後見人が包括財産を取得した場合への準用）

第1112条（財産調査・財産目録作成）、第1113条（財産目録作成前の権限）、第1114条（一般被後見人に対する一般後見人の債権債務の申出）の規定は、一般後見人が就職した後、一般被後見人が包括財産を取得した場合にこれを準用する。

第1116条（一般被後見人の意思尊重など）

(1) 一般後見人は、一般被後見人の生活、療養

看護及び財産の管理に関する事務を行うにあたっては、一般被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

(2) 一般後見人は、一般被後見人及び一般後見人の資力ならびに両者の関係に応じて、一般被後見人の療養看護に努めなければならない。

第1117条（一般後見人が複数の場合）

(1) 一般後見人が数人あるときは、裁判所は、職権で、数人の一般後見人が、共同して又は職務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。

(2) 裁判所は、職権で、第1項の規定による定めを取り消すことができる。

(3) 一般後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

第1118条（財産管理の許可）

一般後見人は、一般被後見人に代わって、その居住の用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、裁判所の許可を得なければならない。

第1119条（一般後見人と一般被後見人の利益相反行為）

第1062条（親権者と子の利益が相反する場合）の規定は、一般後見人にこれを準用する。ただし、一般後見監督人がある場合は、この限りでない。

第1120条（支出金額の予定・一般後見のための費用）

(1) 一般後見人は、その就職の初において、一般被後見人の生活、療養看護及び財産管理のために毎年費すべき金額を予定しなければならない。

(2) 一般後見人が一般後見の職務を行うために必要な費用は、一般被後見人の財産の中から支弁する。

第1121条（一般後見人の報酬）

裁判所は、一般後見人及び一般被後見人の資力その他の事情によって、一般被後見人の財産の中から、相当な報酬を一般後見人に与えることができる。

第1122条（一般後見人の職務の監督）

(1) 一般後見監督人又は裁判所は、いつでも、一般後見人に対して職務の報告もしくは財産目録の提出を求め、又は一般被後見人の生活、療養看護もしくは財産管理の状況を調査することができる。

(2) 裁判所は、一般後見監督人、一般被後見人、一般被後見人の配偶者、一般被後見人の四親等内

の親族、一般被後見人の住所地の属するコミュニティ・サンカットの長、検察官もしくはその他の利害関係人の請求によって、又は職権で、一般被後見人の生活、療養看護もしくは財産管理その他一般後見にかかわる必要な処分を一般後見人に命ずることができる。

第1123条（法定代理権及び同意権の制限）

一般後見人が、一般被後見人に代わって営業もしくは第30条（行為の取消権）に掲げる行為をし、又は一般被後見人がこれを行うことに同意するには、一般後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。ただし、元本の領収については、この限りでない。

第1124条（第1123条違反の効果）

(1) 一般後見人が、第1123条（法定代理権及び同意権の制限）の規定に違反してし、又は同意を与えた行為は、一般被後見人又は一般後見人において、これを取り消すことができる。この場合には、第32条（催告権）の規定を準用する。

(2) 第1項の規定は、第355条（取り消すことのできる行為）及び第357条（取消又は追認の方法）から第360条（取消権の消滅時効）の規定の適用を妨げない。

第1125条（一般被後見人からの財産等の譲受け）

(1) 一般後見人が一般被後見人の財産又は一般被後見人に対する第三者の権利を譲り受けたときは、一般被後見人は、これを取り消すことができる。この場合には、第32条（催告権）の規定を準用する。

(2) 第1項の規定は、第355条（取り消すことのできる行為）及び第357条（取消又は追認の方法）から第360条（取消権の消滅時効）の規定の適用を妨げない。

第1126条（一般後見人の注意義務）

(1) 一般後見人は、善良な管理者の注意をもって一般後見の職務を行う義務を負う。

(2) 一般後見人が、第1項の注意義務に違反し、一般被後見人に損害を与えた場合には、一般被後見人は一般後見人にその損害賠償を請求することができる。

第1127条（第三者が一般被後見人に与えた財産の管理）

(1) 無償で一般被後見人に財産を与える第三者が、一般後見人にその財産を管理させない意思を表示したときは、その財産は、一般後見人の管理に属しないものとする。

(2) 第1項の財産につき一般後見人が財産管理を行わない場合において、第三者が財産管理を行う者を指定しなかったときは、裁判所は、一般後

見監督人，一般被後見人，一般被後見人の配偶者，一般被後見人の四親等内の親族，一般被後見人の住所地の属するコミュニティ若しくはサンカットの長又は検察官の請求によって，その財産管理を行う者を選任する。

(3) 第三者が財産管理を行う者を指定したときでも，その財産管理を行う者の権限が消滅し，又はこれを改任する必要がある場合において，第三者が更に財産管理を行う者を指定しないときも，第2項と同様である。

(4) 第37条（裁判所による財産管理人の選任）から第40条（財産管理人の権限）の規定は，第2項及び第3項の場合にこれを準用する。

第5款 一般後見の終了

第1128条（財産管理の計算・一般後見監督人の立会）

(1) 一般後見人の任務が終了したときは，一般後見人又はその相続人は，終了の日から3ヶ月以内に財産管理の計算をしなければならない。ただし，この期間は，裁判所において，伸長することができる。

(2) 第1項の計算は，一般後見監督人があるときは，一般後見監督人の立会をもってこれをする。

第1129条（一般後見人及び一般被後見人の利息支払義務）

(1) 一般後見人が一般被後見人に返還すべき金額及び一般被後見人が一般後見人に返還すべき金額には，一般後見の計算が終了した時から，利息をつけなければならない。

(2) 一般後見人が自己のために一般被後見人の金銭を消費した時は，その消費の時から，これに利息をつけなければならない。なお，損害があったときは，その賠償の責に任ずる。

第1130条（一般後見終了後における一般後見人の応急義務）

一般後見が終了した場合において急迫の事情があるときは，一般後見人又はその相続人は，一般被後見人，その相続人又は法定代理人が事務を処理することができるようになるまでの間必要な処分をしなければならない。

第1131条（一般後見終了の対抗要件）

一般後見終了の事由は，それが一般被後見人に生じたものであると一般後見人に生じたものであるとを問わず，これを相手方に通知し又は相手方がこれを知ったときでなければ，これをもって相手方に対抗することができない。

第1132条（一般後見に関する債権の消滅時効）

第1057条（財産管理に関する親子間の債権消滅

時効）の規定は，一般後見人又は一般後見監督人と一般被後見人との間において一般後見に関して生じた債権にこれを準用する。

第7章 保佐

第1133条（保佐の開始）

保佐は，第28条（保佐開始の宣告）により開始する。

第1134条（保佐人の選任）

(1) 裁判所は，保佐開始の宣告をするときは，職権で，保佐人を選任する。

(2) 第1102条（一般後見人の選任）第2項から第4項まで及び第1103条（一般後見人の辞任）から第1106条（一般後見人の欠格事由）までの規定は，保佐人について準用する。

(3) 保佐人又はその代表する者と被保佐人との利益が相反する行為については，保佐人は，臨時保佐人の選任を裁判所に請求しなければならない。ただし，保佐監督人がある場合は，この限りでない。

(4) 同一の保佐人に保佐されている複数の被保佐人の間で利益が相反する行為についても，第3項と同様とする。

第1135条（保佐監督人）

(1) 裁判所は，必要があると認めるときは，保佐人，被保佐人，被保佐人の配偶者，被保佐人の四親等内の親族，被保佐人の住所地の属するコミュニティ・サンカットの長，検察官もしくはその他の利害関係人の請求によって，又は職権で，保佐監督人を選任することができる。保佐監督人が欠けた場合も，同様である。

(2) 第1102条（一般後見人の選任）第4項，第1103条（一般後見人の辞任），第1105条（一般後見人の解任），第1106条（一般後見人の欠格事由），第1108条（一般後見監督人の欠格事由），第1117条（一般後見人が複数の場合），第1120条（支出金額の予定・一般後見のための費用）第2項及び第1121条（一般後見人の報酬）の規定は，保佐監督人について準用する。

(3) 保佐監督人は，保佐人又はその代表する者と被保佐人との利益が相反する行為について，被保佐人がこれをすることに同意する。

(4) 同一の保佐人に保佐されている複数の被保佐人の間で利益が相反する行為についても，第3項と同様とする。

第1136条（保佐人の職務）

(1) 保佐人は，第30条（行為の取消権）に掲げた行為を被保佐人が行うのに同意し，又は被保佐人が保佐人の同意なくしたそれらの行為を取り消

す権限を有する。

(2) 保佐人は、第1項の職務を行うにあたっては、被保佐人の意思を尊重し、かつ、被保佐人の心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

(3) 第1117条（一般後見人が複数の場合）、第1120条（支出金額の予定・一般後見のための費用）第2項、第1121条（一般後見人の報酬）及び第1122条（一般後見人の職務の監督）の規定は保佐人の職務について準用する。

(4) 第1057条（財産管理に関する親子間の債権消滅時効）の規定は保佐人又は保佐監督人と被保佐人との間において保佐に関して生じた債権についてこれを準用する。

第8章 扶養

第1137条（扶養義務者の範囲及び順序）

(1) 親族は、下記の範囲及び順序で、扶養義務者になる。

第1 同居の親族

第2 直系血族

第3 兄弟姉妹

(2) 裁判所は、特別の事情があるときは、第1項に規定する者の外、3親等内の親族に扶養の義務を負わせることができる。一方の配偶者の死亡によって婚姻が解消した場合において、生存配偶者と死亡配偶者の親族との間の扶養についても同様とする。

(3) 第2項の規定による裁判があった後、事情に変更を生じたときは、裁判所は、その裁判を取り消すことができる。

第1138条（現実に扶養すべき者及び現実に扶養を受ける者の確定）

(1) 扶養義務者が数人ある場合には、義務者は、その協議で一人又は複数の現実に扶養をすべき者を定めなければならない。

(2) 第1項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、裁判所は、扶養義務者の資力、年齢、心身の状況及び当事者の人間関係その他一切の事情を考慮して、現実に扶養をすべき者を定める。

(3) 第1項及び第2項の規定は、扶養を受ける権利のある者が数人ある場合において、扶養義務者の資力がその全員を扶養するに足りないとき、現実に扶養を受けるべき者を定める場合にも適用する。

第1139条（扶養の程度又は方法）

扶養の程度又は方法について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、扶養権利者の生活上の必要性、扶養義務

者の資力その他一切の事情を考慮して、裁判所が、これを定める。

第1140条（扶養関係の変更又は取消し）

(1) 現実に扶養をすべき者もしくは現実に扶養を受けるべき者又は扶養の程度もしくは方法について協議又は判決があった後、事情に変更を生じたときは、当事者はその協議によって扶養関係の変更をすることができる。

(2) 第1項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、裁判所に前の協議又は判決の取消し又は変更を求めることができる。

(3) 第1138条（現実に扶養すべき者及び現実に扶養を受ける者の確定）第2項及び第3項の規定は、本条第2項により裁判所が取消し又は変更を命じる場合に準用する。

第1141条（扶養請求権の処分禁止）

扶養を受ける権利は、扶養を必要とする者の一身に専属する権利であり、第三者に対する譲渡、贈与又は担保権の設定その他一切の取引の対象とすることができない。

第8編 相続

第1章 総則

第1節 相続の開始

第1142条（相続開始の原因）

(1) 相続は、被相続人の死亡によって開始する。

(2) 相続は、法律の規定又は被相続人の意思に基づきなされる。法律の規定による相続を法定相続といい、被相続人の意思による相続を遺言相続という。

第1143条（相続開始の場所）

相続は、被相続人の死亡の時の住所において開始する。

第2節 相続の効果

第1144条（相続財産の承継）

(1) 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

(2) 祭具及び墳墓又は動産である伝来の家宝の所有権については、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者等のこれらを承継すべき者があるときは、その者が、これを承継する。被相続人の指定がないときは、慣習に従って祖先の祭

祀を主宰すべき者等のこれらを承継すべき者がこれを承継する。そのような慣習が明らかでないときは、これらを承継すべき者は、裁判所がこれを定める。

第1145条(相続人が複数ある場合の財産権の承継)

(1) 相続人が数人あるときは、各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する。ただし、権利義務の性質上、分割することができないものは、不可分のまま相続する。

(2) 相続財産は、共同相続人の共有に属する。

第3節 相続適格

第1146条(相続等の適格者)

(1) 相続は、相続開始の時に生存しており、かつ、第1147条(相続等の欠格者)ないし第1149条(遺言による相続人の廃除)の規定に該当しない者のみがすることができる。

(2) 第1項の規定にかかわらず、胎児については、第9条(胎児)第2項及び第3項の規定を適用する。

第1147条(相続等の欠格者)

次に掲げる者は、相続人となり、又は遺言により財産を取得することができない。

1 直接にせよ、間接にせよ、故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位にある者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者

2 被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、又は告訴しなかった者。ただし、その者に是非の分別がないとき、又は殺害者がその者の配偶者若しくは直系血族であったときは、この限りでない。

3 詐欺又は強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、これを取り消し、又はこれを変更することを妨げた者

4 詐欺又は強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、これを取り消させ、又はこれを変更させた者

5 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者

第1148条(相続人の廃除)

(1) 遺留分を有する推定相続人が次に掲げる行為をしたときは、被相続人は、その推定相続人につき相続から廃除し、相続させないことを裁判所に申し立てることができる。被相続人は、廃除の意思表示を遺言によってもすることもできる。

1 被相続人に対して虐待をしたとき。

2 被相続人に重大な侮辱を加えたとき。

3 被相続人が病気の時に、可能でありながら、その世話をしなかったとき。

4 終身刑の有罪判決を受けたとき。

5 その他の著しい非行があったとき。

(2) 廃除を求められた推定相続人は、第1項の裁判において、廃除の事由の存否を争うことができる。

第1149条(遺言による相続人の廃除)

被相続人が第1148条(相続人の廃除)に掲げる遺言をしたときは、遺言執行者は、その遺言が効力を生じた後、遅滞なく裁判所に廃除を申し立てなければならない。この場合は、廃除は、被相続人の死亡のときに遡ってその効力を生ずる。

第1150条(相続欠格者等による相続財産の占有)

第1147条(相続等の欠格者)の規定により相続欠格者となり、若しくは遺言により財産を取得することができない者又は第1148条(相続人の廃除)及び第1149条(遺言による相続人の廃除)の規定により相続を廃除された者が相続財産を占有しているときは、相続開始の時から、悪意の占有者とみなす。

第1151条(廃除の取消し)

(1) 被相続人は、何時でも、推定相続人の廃除の取消しを裁判所に申し立てることができる。

(2) 第1149条(遺言による相続人の廃除)の規定は、廃除の取消しに準用する。

第1152条(相続人等が外国人である場合)

(1) 相続人又は遺言により財産を取得すべき者がカンボジアの国籍を有しないときは、土地を相続又は遺贈により取得することができない。

(2) 共同相続人の1人又は数人がカンボジアの国籍を有しないときは、第1項の規定に留意して遺産を分割しなければならない。

(3) 先順位の相続人の全員がカンボジアの国籍を有しないときは、相続財産のうち土地はこれを法人とし、その管理及び処分は、当該先順位の相続人の全員が行う。

(4) 先順位の相続人の全員が単純又は限定の承認をしてから3月以内に第3項の相続財産の処分権者として土地を売却したときは、売却代金は相続財産となり、同項の相続財産法人は消滅する。

(5) 先順位の相続人の全員が第4項の規定に従い単純又は限定の承認をしてから3月以内に土地を売却しないときは、土地の所有権は、次順位のカンボジア国籍を有する相続人が相続する。この場合においては、第3項の相続財産法人は存在しなかったものとみなす。

第2章 法定相続
第1節 相続人

第1153条（第1順位の相続人）

- (1) 被相続人の子は、第1順位の相続人となる。
- (2) 被相続人の子は、実子であるか又は養子であるかどうかを問わず、同等の相続分を有する。

第1154条（代襲相続）

- (1) 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第1147条（相続等の欠格者）の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。
- (2) 第1項の規定は、代襲者について同項に定める事由がある場合につき、逐次適用する。

第1155条（代襲相続の場合の相続分）

第1154条（代襲相続）の規定によって相続人となる直系卑属の相続分は、その直系尊属が受けるべきであったものと同一とする。直系卑属が数人あるときは、その各自の直系尊属が受けるべきであった部分について、当該直系卑属間で均分に相続する。

第1156条（第2順位の相続人）

- (1) 被相続人に相続人となるべき直系卑属がない場合には、被相続人の直系尊属が相続人となる。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。
- (2) 相続人となる直系尊属が数人あるときは、各自が均分に相続する。

第1157条（第3順位の相続人）

- (1) 被相続人に相続人となるべき直系卑属及び直系尊属のいずれもがない場合には、被相続人の兄弟姉妹が相続人となる。
- (2) 兄弟姉妹が数人あるときは、各自が均分に相続する。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とする。
- (3) 第1154条（代襲相続）第1項の規定及び第1155条（代襲相続の場合の相続分）の規定は、第1項及び第2項の規定により相続人となるべき被相続人の兄弟姉妹が、相続の開始前に死亡した場合にこれを準用する。

第2節 配偶者の相続

第1158条（配偶者の相続）

- (1) 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。
- (2) 被相続人の配偶者が相続人となる場合において、第1節（相続人）の規定により配偶者以外

の者も相続人となるべきときは、配偶者は、その者と同順位とする。

第1159条（配偶者がいる場合の相続分）

- 被相続人の配偶者と配偶者以外の者が相続人となる場合における相続人の相続分は、次のとおりとする。
- 1 配偶者及び直系卑属が相続人である場合は、配偶者と被相続人の各子とは均分に相続する。
 - 2 配偶者及び被相続人の父母が相続人である場合は、配偶者の相続分は3分の1、父母の相続分は3分の2とする。ただし、被相続人の父母が1人しか生存していないときは、当該父又は母と配偶者とは、均分に相続する。
 - 3 配偶者及び被相続人の父母以外の直系尊属又は兄弟姉妹若しくはその代襲者が相続人である場合は、配偶者の相続分は2分の1、被相続人の父母以外の直系尊属又は兄弟姉妹若しくはその代襲者の相続分は2分の1とする。

第3節 相続分の調整

第1160条（特別受益者の相続分）

- (1) 共同相続人中に、被相続人の生前に同人から婚姻その他の出来事を契機として、若しくは生計の資本として贈与を受け、又は被相続人から遺贈を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時に有した相続財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、第1節（相続人）及び第2節（配偶者の相続）の規定によって算定した相続分の中からその贈与又は遺贈の価額を控除し、その残額をもってその者の相続分とする。
- (2) 贈与又は遺贈の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、当該共同相続人は、その相続分を受けることができない。

第1161条（贈与の価額）

第1160条（特別受益者の相続分）の贈与の価額は、相続開始前に受贈者が贈与を受けた財産を処分し、又はその財産が滅失したときは、その処分又は滅失の時ににおける価額により算定する。受贈者がその財産を一部変更を加えた結果、価額に変動が生じたときは、相続開始の時になお原状にあるものとして価額を算定する。贈与を受けた相続人が受け取った利息及び実現した利益は、価額に算定しない。

第1162条（特別受益の価額が相続分の価額を超える場合）

- (1) 共同相続人の受けた贈与又は遺贈の価額が、相続分の価額を超える場合であっても、当該共同相続人は、遺留分の減殺によることを除き、他の共同相続人のために、贈与にかかる財産を持ち戻すことを要しない。

の効力がない。

第1172条（秘密証書遺言）

秘密証書によって遺言をするには、次の方式に従わなければならない。

- 1 遺言者が、その証書に署名すること。
- 2 遺言者が、その証書を封じ、封じた箇所に署名、イニシャルの記載その他開封の有無を判断し得る措置を施すこと。
- 3 遺言者が、公証人1人及び証人2人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びに自己以外の者が筆記したときはその筆者の氏名及び住所を申述すること。
- 4 公証人が、その証書を提出した日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名すること

第1173条（一般被後見人の遺言）

- (1) 一般被後見人が自己の行為の法的な結果を認識し判断する能力を一次的に回復した時において遺言をするには、医師2名以上の立会いがなければならない。
- (2) 遺言に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上の障害により自己の行為の法的な結果を認識し判断する能力を欠く状態になかった旨を遺言書に付記し、医師であることを冠記した上で、これに署名しなければならない。

第1174条（死亡危急者の遺言）

- (1) 疾病その他の事由によって死亡の危急に迫った者が遺言をしようとするときは、証人3人以上の立会をもって、その1人に遺言の趣旨を口授して、これを行うことができる。この場合には、その口授を受けた者が、これを筆記して、他の証人に読み聞かせ、又は閲覧させ、各証人がその筆記の正確なことを承認した後、これに署名しなければならない。
- (2) 第1項の規定によってした遺言は、遺言の日から1月以内に、証人の1人又は利害関係人から裁判所に申し立てて、その確認を得なければ、その効力がない。
- (3) 裁判所は、遺言が遺言者の真意に出たものであるとの心証を得なければ、これを確認することができない。

第1175条（被收容者等の遺言）

- (1) 判決又は行政処分により隔離された場所に收容されている者は、警察官又は收容所の職員1人及び証人2人以上の立会を以て遺言書を作ることができる。
- (2) 船舶又は航空機中に在る者は、船長若しくは機長又は事務員1人及び証人2人以上の立会を以て遺言書を作ることができる。
- (3) 第1項又は第2項の遺言書の作成に当たっ

ては、遺言者は、警察官若しくは收容所の職員又は船長若しくは機長若しくは事務員に対して口頭で遺言をすることができる。

- (4) 第3項の場合においては、第1170条（公正証書による遺言）第2項第2号ないし第5号の規定を準用する。この場合においては、公証人とあるのを警察官若しくは收容所の職員又は船長若しくは機長若しくは事務員と読み替えて適用する。
- (5) 第1項ないし第4項の規定により作成された遺言は、遺言者が收容施設から解放され、又は船舶若しくは航空機から降りた後、第1170条（公正証書による遺言）ないし第1172条（秘密証書遺言）に定める方式によって遺言をすることができるようになった時から6月間生存するときは、その効力がない。

第1176条（口がきけない者等の遺言作成）

- (1) 口がきけない者が第1170条（公正証書による遺言）、第1172条（秘密証書遺言）、又は第1174条（死亡危急者の遺言）の方式により遺言する場合には、遺言者は、公証人又は証人の前で、遺言の趣旨若しくは自己の遺言書である旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書することにより、口述に代えることができる。
- (2) 公証人その他この法律により定められた者が遺言の趣旨を筆記した後遺言者及び証人に対してその内容を読み聞かせるべき場合において、遺言者又は証人が耳が聞こえない者であるときは、筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又は証人に伝えることにより、筆記の内容の読み聞かせに代えることができる。
- (3) 第1項及び第2項の場合においては、公証人その他この法律により定められた者は、証書にその旨を記載しなければならない。

第1177条（署名に代わる記名捺印）

公証人及び証人が署名すべき場合においては、記名の上、捺印するだけで足りる。

第1178条（在外カンボジア人の遺言の特則）

カンボジア国の領事の駐在する地にあるカンボジア人が公正証書又は秘密証書によって遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領事がこれを行う。

第3節 遺言事項

第1179条（相続分の指定）

- (1) 被相続人は、遺言で、共同相続人の相続分を定め、又は特別受益者の相続分に関する第1160条（特別受益者の相続分）の規定と異なる意思表示をすることができる。ただし、遺留分を侵害する相続分の指定は、遺留分に関する規定に服する。
- (2) 被相続人が共同相続人中の1人又は数人の

～・～

相続分のみを定めたときは、他の共同相続人の相続分は、第2章第3節（相続分の調整）の規定によってこれを定める。

第1180条（遺言による分割方法の指定等）

被相続人は、遺言で、分割の方法を定め、若しくはこれを定めることを第三者に委託し、又は相続開始の時から5年を超えない期間内の分割を禁止することができる。

第1181条（財産の譲渡）

遺言者は、遺留分に関する規定に従うことを条件として、遺言で、第1196条（遺贈の意義）に定める方法によりその財産の全部又は一部を贈与することができる。

第1182条（相続人に対する財産の譲渡）

(1) 被相続人が1人又は数人の共同相続人に対して1又は数個の特定の財産を譲渡する旨の遺言をしたときは、それが負担付遺贈等遺贈の趣旨であることが明らかな場合を除き、遺産分割の方法を指定したものと推定し、その指定にかかる財産の価額がその相続人の相続分を超過するときは、相続分の指定もしたものと推定する。

(2) 被相続人が相続財産のうち一部の財産のみについて遺言をした場合において、その財産の価額が、これを受けることとなった相続人に関する相続分よりも少額であるときは、遺言に別段の意思表示がない限り、その相続人に帰属すべき遺産の分割方法の指定をしたに止まるものと推定する。

第1183条（遺言執行者の指定）

遺言者は、遺言で、1人又は数人の遺言執行者を指定し、又はその指定を第三者に委託することができる。

第1184条（その他の事項）

遺言者は、この法律で定められたその他の事項を遺言することができるほか、家族の調和を図るための意見その他の事項を遺言することができる。この場合には、相続人等はその遺言を尊重しなければならない。

第4節 遺言の取消し

第1185条（遺言の取消しの時期及び方式）

遺言者は、いつでも、本第4節（遺言の取消し）に定めるところに従って、遺言の全部又は一部を取り消すことができる。

第1186条（遺言の方式による取消し）

(1) 遺言の全部又は一部は、遺言の方式に従って、これを取り消すことができる。

(2) 前の遺言と後の遺言と抵触するときは、そ

の抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を取り消したものとみなす。

第1187条（生前処分による遺言の取消し）

遺言者が、生前に遺言の目的物に関し、譲渡その他の行為をしたときは、その抵触する部分については、遺言を取り消したものとみなす。

第1188条（遺言書等の破棄による取消し）

遺言者が故意に遺言の原本を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を取り消したものとみなす。遺言者が故意に遺言の目的物を破棄したときも、同様とする。

第1189条（遺言取消権の放棄）

遺言者は、その遺言の取消権を放棄することができない。

第1190条（負担付遺贈に関する取消し）

受遺者が遺贈と引き替えに遺言者から課せられた義務を履行しないときは、遺言執行者又はそれがいないときは相続人は、相当の期間を定めてその履行を催告し、もし、その期間内に義務の履行がないときは、当該遺贈の取消しを裁判所に請求することができる。

第5節 遺言の効力

第1191条（遺言の効力発生時期）

(1) 遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生ずる。

(2) 遺言に停止条件を付した場合において、その条件が遺言者の死亡後に成就したときは、遺言は、条件が成就した時からその効力を生ずる。

第1192条（相続分の指定等の効力）

(1) 被相続人が1人又は数人の共同相続人に対して1又は数個の特定の財産を譲渡する方法により相続分又は遺産分割の方法を指定したときは、当該特定の財産は、遺言の効力発生とともに当然に、その帰属すべきものとされた相続人に帰属する。

(2) 遺言に停止条件を付した場合において、その条件が遺言者の死亡後に成就したときは、第1項の財産は、被相続人の死亡の時に遡って、その帰属すべきものとされた相続人に帰属したものとみなす。

第1193条（推定相続人の死亡等）

(1) 被相続人が、遺言で、相続人の相続分又は遺産分割の方法を指定した場合において、推定相続人が相続の開始以前に死亡したとき、又は第1147条（相続等の欠格者）の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、

その指定は、当該推定相続人の代襲者に対して行ったものとみなす。

(2) 第1項の場合において、当該推定相続人に代襲者がいないときは、当該推定相続人に対する指定は、効力を生じない。相続人が相続を放棄した場合も、同様である。

(3) 第1項又は第2項の規定にかかわらず、被相続人がその遺言に別段の意思表示をしたときは、その意思に従う。

第1194条（一般後見人等への遺言の制限）

(1) 一般被後見人が、一般後見の計算の終了前に、一般後見人又はその配偶者若しくは直系卑属の利益となるべき遺言をしたときは、その遺言は、無効とする。

(2) 第1項の規定は、直系血族、配偶者又は兄弟姉妹が一般後見人である場合には、これを適用しない。

第1195条（遺贈が無効等の場合の財産の帰属）

遺贈が、受遺者の欠格、死亡その他の事由によってその効力を生じないとき、又は放棄によってその効力を生じないときは、受遺者が受けるべきであったものは、相続人に帰属する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思表示をしたときは、その意思に従う。

第6節 遺贈

第1196条（遺贈の意義）

包括遺贈とは、遺言者が遺言により、その財産の全部又は割合をもって指定する一部を、一人又は数人に対して贈与することをいい、特定遺贈とは、遺言者が遺言により、特定の財産を一人又は数人に対して贈与することをいう。

第1197条（受遺者の死亡）

(1) 遺贈は、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない。遺贈が停止条件付きである場合において、受遺者がその条件の成就前に死亡したときも同様である。

(2) 第1項の規定にかかわらず、遺言者がその遺言に別段の意思表示をしたときは、その意思に従う。

(3) 推定相続人が受遺者である場合においては、第1項の規定は、第1193条（推定相続人の死亡等）第1項の規定の適用を害するものではない。

第1198条（遺贈の放棄）

(1) 受遺者は、遺言者の死亡後、何時でも、遺贈の放棄をすることができる。ただし、包括遺贈の放棄については、相続放棄の規定に従う。

(2) 遺贈の放棄は、遺言者の死亡の時に遡ってその効力を生ずる。

第1199条（利害関係人の催告）

遺贈義務者その他の利害関係人は、相当の期間を定めて遺贈の承認又は放棄をすべき旨を受遺者に催告することができる。もし、受遺者がその期間内に遺贈義務者に対してその意思を表示しないときは、遺贈を承認したものとみなす。

第1200条（受遺者の相続人による放棄・承認）

受遺者が遺贈の承認又は放棄をしないで死亡したときは、その相続人は、自己の相続権の範囲内で、承認又は放棄をすることができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思表示をしたときは、その意思に従う。

第1201条（承認又は放棄の取消し）

(1) 遺贈の承認及び放棄は、これを取り消すことができない。

(2) 第1249条（承認又は放棄の取消し）第2項の規定は、遺贈の承認及び取消しに準用する。

第1202条（受遺者が相続人である場合の承認又は放棄）

(1) 受遺者が相続人である場合において、相続を放棄したときは、遺贈も放棄したものとみなす。当該受遺者は、相続を放棄しながら、遺贈を承認することができない。

(2) 第1項の受遺者は、相続を承認した場合においても、特定遺贈を放棄することができる。

第1203条（受遺者の果実取得権）

受遺者は、遺贈の履行を請求することができる時から果実を取得する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思表示をしたときは、その意思に従う。

第1204条（相続財産に属しない権利の遺贈）

遺贈は、その目的たる権利が遺言者の死亡の時に相続財産に属しなかったときは、その効力を生じない。

第1205条（第三者の権利がある物や権利の遺贈）

遺贈の目的たる物又は権利が遺言者の死亡の時に第三者の権利の目的であるときは、受遺者は、遺贈義務者に対してその権利を消滅させるべき旨を請求することができない。

第1206条（物上代位性）

(1) 遺言者が、遺贈の目的物の滅失若しくは変造又はその占有の喪失によって第三者に対して債金を請求する権利を有するときは、その権利を遺贈の目的としたものと推定する。

(2) 遺贈の目的物が、他の物と付合し、混和し、又は融合した場合において、遺言者が、第185条（動産と不動産の付合）又は第197条（動産の付

合、混和、融合)の規定によって合成物の単独所有者又は共有者となったときは、その全部の所有権又は共有権を遺贈の目的としたものと推定する。

第1207条(債権の遺贈の物上代位性)

(1) 債権を遺贈の目的とした場合において、遺言者が弁済を受け、かつ、その受け取った物が、なお、相続財産中に在るときは、その物を遺贈の目的としたものと推定する。

(2) 金銭を目的とする債権については、相続財産中に存在する金銭及び弁済後に入金した預金の限度で、その金銭又は預金を遺贈の目的としたものと推定する。

第1208条(負担付遺贈における受遺者の責任)

(1) 負担付遺贈を受けた者は、遺贈の目的の価額を超えない限度においてのみ、負担した義務を履行する責に任ずる。

(2) 負担付遺贈の目的の価額が相続の限定承認又は遺留分減殺請求によって減少したときは、受遺者は、その減少の割合に応じてその負担した義務を免れる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思表示をしたときは、その意思に従う。

第1209条(包括受遺者の権利義務)

(1) 包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する。

(2) 相続財産のすべてが相続人以外の者に包括遺贈されたときは、相続人は、遺留分に関する権利を除き、相続しなかったものとみなす。

第7節 遺言の執行

第1210条(遺言の検認及び開封)

(1) 遺言書の保管者は、相続の開始を知った後遅滞なく、これを裁判所に提出して、その検認を申し立てなければならない。遺言書の保管者が不在の場合において、相続人その他の利害関係人が遺言書を発見した後も、同様である。

(2) 第1項の規定は、公正証書による遺言には、これを適用しない。

(3) 封印のある遺言書は、裁判所において相続人若しくは利害関係人又はその代理人の立会いを以てしなければこれを開封することができない。

(4) 第3項の規定に違反して裁判所外で遺言を開封した者は、100万リエル以下の過料に処される。

(5) 遺言は、第3項の規定に違反して裁判所外で開封されたとしても、そのことを理由としてその効力を失わない。

第1211条(遺言執行者の指定)

(1) 遺言者が、遺言で、遺言執行者の指定を第三者に委託したときは、委託を受けた者は、遅滞なく、その指定をして、これを相続人に通知しな

ければならない。

(2) 第1項の委託を受けた者がその委託を辞そうとするときは、遅滞なく相続人にその旨を通知しなければならない。

第1212条(遺言執行者の就職)

遺言執行者が就職を承諾したときは、直ちにその任務を行わなければならない。

第1213条(遺言執行者就職の催告)

(1) 相続人その他の利害関係人は、遺言執行者と指定された者に対し、相当の期間を定め、その期間内に遺言執行者として就職を承諾するかどうかを催告すべき旨を催告することができる。もし、その者が、その期間内に相続人に対して確答をしないときは、就職を辞したものとみなす。

(2) 第1項第1文の規定は、遺言執行者の指定を委託された第三者がすみやかに遺言執行者を指定しない場合に準用する。この場合において、当該第三者が、その期間内に遺言執行者の指定をしないときは、その委託を辞したものとみなす。

第1214条(遺言執行者の欠格事由)

一般被後見人、被保佐人、未成年者及び破産者は、遺言執行者となることができない。

第1215条(遺言執行者の選任)

遺言執行者がいないとき、又はなくなったときは、裁判所は、相続人又は利害関係人の請求によって、これを選任することができる。

第1216条(財産目録の作成)

(1) 遺言執行者は、遅滞なく、相続財産の目録を作成して、これを相続人に交付しなければならない。

(2) 相続人は、遺言執行者が相続財産目録を作成するに当たり、立ち会うことができる。

第1217条(遺言執行者の職務権限)

遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

第1218条(相続人の処分権喪失)

(1) 遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない。

(2) 第1項の規定に反してした処分は、効力を生じない。

第1219条(特定財産に関する遺言の執行)

第1216条(財産目録の作成)ないし第1218条(相続人の処分権喪失)の規定は、遺言が特定財産に関する場合には、その財産についてのみこれを適用する。

第1220条（遺言執行者の地位）

(1) 遺言執行者は、その執行すべき相続財産に関し、遺言執行者の名において行為をする。

(2) 遺言執行者がその職務として行った行為は、直接相続人に対してその効力を生ずる。

第1221条（遺言執行者の復任権）

(1) 遺言執行者は、やむを得ない事由がなければ、第三者にその任務を行わせることができない。ただし、遺言者がその遺言に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(2) 遺言執行者が第1項の規定により第三者にその任務を行わせる場合には、その選任及び監督について、受遺者及び相続人に対して責任を負う。遺言執行者が同項の規定に反して第三者にその任務を行わせた場合には、受遺者及び相続人に対して、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

第1222条（共同遺言執行者）

(1) 数人の遺言執行者がある場合には、その任務の執行は、過半数でこれを決する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

(2) 各遺言執行者は、第1項の規定にかかわらず、保存行為をすることができる。

第1223条（遺言執行者の報酬）

(1) 遺言執行者は、遺言で定められた報酬を受けすることができる。

(2) 遺言で報酬が定められていない場合には、裁判所は、遺言執行者の申立てにより、相続財産の状況、遺言者と遺言執行者との関係その他の事情を考慮し、報酬を支払うことを相当と認めるときは、その報酬の額を定める。

第1224条（遺言執行者の辞任・解任）

(1) 遺言執行者は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。

(2) 遺言執行者がその任務を怠ったときその他正当な事由があるときは、利害関係人は、その解任を裁判所に申し立てることができる。

第1225条（遺言執行の費用）

遺言の執行に関する費用は、相続財産の負担とする。ただし、これによって遺留分を減ずることができない。

第1226条（委任に関する規定の準用）

遺言執行者の職務については、遺言執行者の職務の性質に反しない限り、委任に関する規定を準用する。

第4章 遺留分

第1節 総則

第1227条（遺留分権利者）

(1) 被相続人の直系卑属又は父母若しくは祖父及び配偶者は、遺留分として、次の財産を取得することができる。

1 父母又は祖父母のみが相続人であるときは、被相続人の財産の3分の1

2 その他の場合には、被相続人の財産の2分の1

(2) 相続人が複数の場合は、各遺留分権利者は、相続分の割合にしたがって、遺留分を受けることができる。

(3) 第1154条（代襲相続）及び第1155条（代襲相続の場合の相続分）の規定は、遺留分にこれを準用する。

第1228条（遺留分算定の基礎となる財産）

(1) 遺留分は、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額に第1160条（特別受益者の相続分）に定める特別受益の価額及び第1229条（遺留分算定の基礎となる贈与）に定める贈与財産の価額を加え、その中から債務の全額を控除して、これを算定する。

(2) 条件付き権利又は存続期間の不確定な権利は、裁判所が選定した評価人の評価に従って、その価額を定める。

(3) 第1項の債務の中には、被相続人の身分に応じた葬儀費用が含まれる。

第1229条（遺留分算定の基礎となる贈与）

(1) 次に掲げる贈与は、遺留分算定の基礎となる。ただし、第1160条（特別受益者の相続分）に定める特別受益を除く。

1 相続開始前の1年間になされたもの

2 1号以外の贈与で、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って、なされたもの

(2) 本第4章（遺留分）において、無償の債務免除は、贈与とみなす。

第1230条（遺留分減殺の対象となる財産）

遺贈、遺言による相続分の指定、特別受益及び第1229条（遺留分算定の基礎となる贈与）に掲げる贈与は、遺留分減殺の対象となる。ただし、相続人に対する遺贈、相続分の指定及び特別受益が遺留分減殺の対象となる場合においては、当該相続人についての遺留分額を超える部分に限る。

第1231条（遺留分減殺の請求額）

遺留分権利者が遺留分減殺により請求することができる額は、遺留分額から、遺留分権利者が相続によって得た財産の全額及び特別受益の価額を控除し、その者の負担する相続債務額を加算した

額とする。

第2節 遺留分減殺の方法

第1232条（遺留分減殺請求）

遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保持するに必要な限度で、遺留分減殺の対象となる財産又は利益を得た者に対して、遺贈等の減殺を請求することができる。

第1233条（減殺の順序）

贈与及び特別受益は、遺贈及び遺言による相続分の指定を減殺した後でなければ、これを減殺することができない。

第1234条（遺贈等の減殺）

(1) 先ず、相続人に対する遺贈と相続分の指定を同時に減殺し、なお不足があるときは、相続人以外の者に対してなされた遺贈を減殺する。

(2) 遺贈は、その目的の価額の割合に応じてこれを減殺する。1個又は数個の特定財産を譲渡する方法でなされた相続分の指定も、同様である。ただし、相続人に対する遺贈及び相続分の指定が遺留分減殺の対象となる場合においては、当該相続人についての遺留分額を超える部分をもって、目的の価額とする。

(3) 相続財産に対する割合をもってなされた相続分の指定は、その割合を変更することにより、これを減殺する。

(4) 第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第1235条（贈与の減殺の順序等）

(1) 贈与又は特別受益の減殺は、後の贈与又は特別受益から始め、順次前の贈与又は特別受益に及ぶ。

(2) 贈与又は特別受益が相続開始の時から20年以上前にされていたときは、受贈者又は特別受益を受けた相続人は、遺留分減殺請求を拒むことができる。

第1236条（果実の返還）

共同相続人、受遺者又は受贈者は、その返還すべき財産又は償還金のほか、減殺の請求のあった日以降の果実を返還しなければならない。

第1237条（無資力による損失の負担）

減殺を受けるべき共同相続人、受遺者又は受贈者の無資力によって生じた損失は、遺留分権利者の負担に帰する。

第1238条（負担付贈与の減殺）

負担付贈与は、その目的の価額の中から負担の

価額を控除したものについて、その減殺を請求することができる。

第1239条（贈与とみなされる契約等の減殺）

(1) 不相当な対価をもってした契約は、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知っていたものに限り、これを贈与とみなす。この場合において、遺留分権利者がその減殺を請求するときは、その対価を償還しなければならない。

(2) 不相当な対価による債務免除については、第1項の規定を準用する。

第1240条（贈与の目的を処分した場合の減殺）

(1) 減殺を受けるべき共同相続人、受遺者又は受贈者が贈与の目的を他人に譲り渡したときは、遺留分権利者にその処分時における価額を限度に金銭で弁償しなければならない。ただし、譲受人が譲渡の当時遺留分権利者に損害を加えることを知っていたときは、遺留分権利者は、これに対しても減殺を請求することができる。

(2) 第1項の規定は、共同相続人、受遺者又は受贈者が贈与の目的の上に権利を設定した場合にこれを準用する。

第1241条（価額による弁償）

(1) 共同相続人、受遺者及び受贈者は、減殺を受けるべき限度において、指定相続分、遺贈又は贈与の目的の価額を遺留分権利者に弁償して、返還の義務を免れることができる。

(2) 第1項の規定は、第1240条（贈与の目的を処分した場合の減殺）第1項ただし書の場合にこれを準用する。

第3節 減殺請求権の消滅

第1242条（減殺請求権の消滅時効）

減殺請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき相続分の指定、遺贈、贈与又は特別受益があったことを知ったときから1年を経過した場合には、時効によりて消滅する。相続開始の時から5年を経過した場合にも、時効により消滅する。

第1243条（遺留分の放棄）

遺留分は、その全部又は一部を放棄することができる。ただし、相続の開始前における遺留分の放棄は、裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。

第1244条（共同相続人の場合）

共同相続人の1人についての時効による減殺請求権の消滅又は共同相続人の1人のした遺留分の放棄は、他の共同相続人の遺留分に影響を及ぼさない。

第5章 相続の承認及び放棄
第1節 総則

第1245条（承認又は放棄の期間）

(1) 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。ただし、この期間は、相続人の申立てによって、裁判所において、これを伸長することができる。

(2) 相続人は、承認又は放棄をする前に、相続財産の調査をすることができる。

第1246条（相続人死亡の場合の期間の特例）

相続人が承認又は放棄をしないで死亡したときは、第1245条（承認又は放棄の期間）第1項の期間は、その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知ったときから、これを起算する。

第1247条（未成年者等の期間の特例）

相続人が未成年者又は一般被後見人であるときは、第1245条（承認又は放棄の期間）第1項の期間は、その法定代理人が未成年者又は一般被後見人のために相続の開始があったことを知ったときから、これを起算する。

第1248条（債務の存在が分からなかった場合の期間の特例）

(1) 被相続人が相続財産では弁済することができない多額の債務を負っていた場合において、相続人が、被相続人の生活の状況、被相続人の財産の状況その他諸般の事情によっては、その債務の存在を知り得なかったときは、第1245条（承認又は放棄の期間）の期間は、相続人がその債務の存在を知ったときから、これを起算する。

(2) 第1項に規定する場合において、相続人が同項の債務の存在を知る前に他の相続債務の弁済に充てるため相続財産を処分したときは、第1252条（法定単純承認）第1号の規定は、適用しない。

第1249条（承認又は放棄の取消し）

(1) 相続の承認及び放棄は、第1245条（承認又は放棄の期間）第1項の期間内でも取り消すことができない。

(2) 第1項の規定は、意思表示の瑕疵を理由として承認又は放棄の取消しをすることを妨げない。ただし、その取消権は、追認をすることができる時から6か月以内にこれを行わないときは、消滅する。相続開始の時から5年以内にこれを行わないときも、同様である。

(3) 第2項の規定により限定承認又は放棄を取り消そうとする者は、その旨を裁判所に申し立てなければならない。

第1250条（承認前の相続人に対する訴訟の禁止）

相続の承認前においては、相続財産に対する請求権を訴訟において相続人に対して主張することができない。

第2節 承認

第1251条（単純承認）

相続人が単純承認をしたときは、無限に被相続人の権利義務を承継する。

第1252条（法定単純承認）

次に掲げる場合には、相続人は、単純承認をしたものとみなす。

1 相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき。ただし、保存行為及び単なる管理行為をすることは、この限りでない。

2 相続人が第1245条（承認又は放棄の期間）第1項の期間内に限定承認又は放棄をしなかったとき。

3 相続人が相続を放棄したにもかかわらず、相続財産の全部若しくは一部を隠匿し、又は私にこれを消費したとき。ただし、先順位の相続人が放棄したことによって相続人となった者が承認をした後は、この限りでない。

第1253条（限定承認）

(1) 相続人は、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、承認をすることができる。

(2) 相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができる。

第1254条（限定承認の方法）

相続人が限定承認をしようとするときは、第1245条（承認又は放棄の期間）第1項の期間内に、財産目録を作成してこれを裁判所に提出し、限定承認をする旨を申し立てなければならない。

第1255条（限定承認の効果）

(1) 相続人が限定承認をした場合は、相続債権者は、相続人の固有財産に対しては、責任を追及することができない。

(2) 第1項の場合は、相続人がその被相続人に対して有した権利義務は、混同により消滅しなかったものとみなす。

第1256条（限定承認後の法定承認事由発生の場合）

(1) 単独で相続した者が限定承認した場合において、その相続人が悪意で相続財産の全部若しくは一部を財産目録中に記載しなかったとき又はその相続人について第1252条（法定単純承認）第1号若しくは第3号に掲げる事由があるときは、その

相続人は、単純承認したものとみなし、限定承認の申述は、当初から効力がなかったものとする。

(2) 限定承認をした共同相続人の1人又は数人について、第1項に掲げる事由があるときは、相続債権者は、相続財産をもって弁済を受けることができなかつた債権額について、当該共同相続人の1人又は数人に対して、それぞれの相続分に応じて権利を行うことができる。

第3節 放棄

第1257条（相続の放棄）

相続の放棄をしようとするものは、その旨を裁判所に申し立てなければならない。

第1258条（放棄の効力）

相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかつたものとみなす。

第6章 相続財産の管理及び分割

第1節 相続財産の管理

第1259条（相続財産の保管）

(1) 被相続人の死亡の時に相続財産を占有している相続人は、遺産分割されるまで、その財産の保管及び管理をする。ただし、第1260条（遺言執行者による保管）の規定に従う。

(2) 相続人は、相続の承認又は放棄をする前であっても、その固有財産における同一の注意をもって、相続財産を管理しなければならない。相続を放棄した後も、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、同様である。

第1260条（遺言執行者による保管）

遺言執行者が就職したときは、当該遺言執行者が相続財産を管理する。ただし、遺言が特定財産に関する場合には、その財産についてのみ管理する。

第1261条（臨時的管理人）

(1) 相続財産全体を管理する遺言執行者がいないときは、相続人、受遺者又は被相続人の債権者は、裁判所に対し、遺産分割されるまでの間の臨時的管理人の選任を申し立てることができる。

(2) 第1項の規定により選任された臨時的管理人は、第1250条（承認前の相続人に対する訴訟の禁止）の規定にかかわらず、相続人が相続を承認するまでの間は、被相続人の氏名を特定してその相続人の訴訟担当者の名において、遺産に関する請求権についての訴訟上の担当者となる。

第1262条（相続財産に関する費用）

相続財産に関する費用は、その財産の中から、これを支弁する。ただし、相続人の過失によるものは、当該相続人の負担とする。

第2節 遺産分割

第1263条（遺産分割の協議）

(1) 共同相続人は、相続開始後1か月を経過すれば何時でも、遺産分割のための協議を開始することができる。ただし、遺産分割の結果による相続財産の名義の変更については、第1274条（名義の変更の禁止）の規定に従うものとし、また、被相続人が遺言で遺産の分割を禁止した場合は、禁止の期間、遺産分割をすることができない。

(2) 遺産分割により物に対する権利を移転するには、分割は、書面等それぞれの権利の移転に必要な要式によることを要する。

第1264条（分割の基準）

(1) 遺言で分割の方法が指定されていない場合には、遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各共同相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。

(2) 分割によって著しくその価値を損する場合において、相当と認められるときは、共同相続人は、協議より、他の共同相続人に対して調整金を支払うことを条件として、当該財産を1人の共同相続人に帰属させることができる。

第1265条（配偶者の優先権）

配偶者が相続人となる場合において、婚姻中に被相続人との共有により取得した財産があるときは、配偶者は、遺産分割において、その相続分に達するまで、その財産に関する被相続人の共有持分につき他の共同相続人に優先して取得することができる。

第1266条（相続債務等の弁済）

被相続人に債務があるときは、共同相続人は、当該債務を弁済すべきこと及び当該債務の負担割合は債権者の承諾のない限り変更できないことも考慮して、遺産分割をしなければならない。

第1267条（裁判所による分割）

(1) 遺産の分割について、共同相続人間に協議が整わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その分割を裁判所に申し立てることができる。

(2) 裁判所は、分割を実施するに当たり、第1264条（分割の基準）ないし第1266条（相続債務等の弁済）の規定のほか、地方の慣習や共同相続人の過半数の意見も参酌するものとする。

第1268条（売却による換価）

共同相続人の中で分割又は帰属について合意に達することのできない財産については、裁判所は、売却の上、その価額を分割することができる。

第1269条（分割前の財産の処分等に基づき取得したもの）

相続財産に属する権利に基づいて、相続財産の目的の滅失、毀損若しくは侵奪に対する代償として、又は遺産を目的とする契約によって取得したものは、相続財産に属する。

第1270条（分割の効果）

(1) 遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、既に対抗要件を具備した第三者の権利を害することができない。

(2) 共同相続人は、いずれも、その者に帰属した財産に関する権利証書を受領する。

第1271条（遺産分割後の認知された者の請求）

被相続人の死亡後に認知された結果相続人となつた者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既に分割その他の処分をしたときは、価額のみによる支払の請求権を有する。

第1272条（債権の分割の対抗要件等）

(1) 遺産分割において被相続人が有していた債権を法定相続分以外の割合で分割したときは、共同相続人全員が債務者にその旨を通知し、又は、遺産分割が公正証書によりなされたときは当該証書を示し若しくはその写しを交付しなければ、債務者に対抗することができない。

(2) 被相続人の債務者は、第1項の通知を受ける前に共同相続人に対して法定相続分の割合に従ってした弁済は、遺産分割により債権を取得した共同相続人に対して対抗することができる。

第1273条（共同相続人の担保責任）

各共同相続人は、他の共同相続人に対して、売主と同じく、その相続分に応じて担保の責めに任ずる。

第3節 債権者間の調整

第1274条（名義の変更の禁止）

相続人及び遺産管理人は、第1245条（承認又は放棄の期間）第1項に規定する期間が経過するまでは、相続財産の名義を相続人又は受遺者に変更することができない。ただし、被相続人の債務を弁済する必要上、名義を変更する場合は、この限りでない。

第1275条（被相続人の債権者）

被相続人の債権者は、第1245条（承認又は放棄の期間）第1項に規定する期間が経過するまでは、相続人の固有財産についてその権利を行うことができない。

第1276条（相続人の債権者）

相続人の債権者は、第1245条（承認又は放棄の期間）第1項に規定する期間が経過するまでは、相続財産についてその権利を行うことができない。

第4節 限定承認があった場合の清算等

第1277条（限定承認後の相続財産の管理）

限定承認者は、善良な管理者の注意をもって、相続財産の管理を継続しなければならない。

第1278条（公告及び催告）

(1) 限定承認者は、限定承認をした後5日以内に、一切の相続債権者及び受遺者に対し、限定承認をしたこと及び一定の期間内にその請求の申し出をすべき旨を公告しなければならない。ただし、その期間は、2か月を下ることができない。

(2) 第1項の公告には、債権者が期間内に申し出をしないときは、その債権は、清算から除斥されることを付記しなければならない。ただし、限定承認者は、知れたる債権者を除斥することができない。

(3) 限定承認者は、知れたる債権者には各別に申し出を催告しなければならない。

第1279条（催告期間中の弁済拒絶権）

限定承認者は、第1278条（公告及び催告）第1項の公告期間満了前には、相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。

第1280条（配当弁済）

第1278条（公告及び催告）第1項の公告期間が満了した後は、限定承認者は、相続財産をもって、その期間内に申し出た債権者その他知れた債権者に、各々その債権額の割合に応じて弁済をしなければならない。ただし、優先権を有する債権者の権利を害することができない。

第1281条（期限前の債務等の弁済）

(1) 限定承認者は、弁済期に至らない債権でも、第1280条（配当弁済）の規定によってこれを弁済しなければならない。

(2) 条件付きの債権又は存続期間の不確定な債権は、裁判所が選任した評価人の評価に従って、これを弁済しなければならない。

第1282条（受遺者への弁済）

限定承認者は、第1280条（配当弁済）及び第1281条（期限前の債務等の弁済）の規定によって各債権者に弁済した後でなければ、受遺者に弁済をすることができない。

第1283条（相続財産の換価）

(1) 第1280条（配当弁済）ないし第1282条（受遺者への弁済）の規定に従って弁済をするにつき相続財産を売却する必要があるときは、限定承認者は、これを強制売却に付するか、又は裁判所が選任した評価人の評価以上の価額により、これを売却しなければならない。

(2) 限定承認者、相続債権者又は受遺者は、自ら、第1項の強制売却又は売買の買受人となることができる。

第1284条（不当弁済の責任）

(1) 限定承認者が、第1278条（公告及び催告）に定める公告若しくは催告をすることを怠り、又は同条第1項の公告期間内にある債権者又は受遺者に弁済したことによって他の債権者又は受遺者に弁済をすることができなくなったときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 第1項の規定は、弁済の不当性を知らながらその弁済を受けた債権者又は受遺者に対する他の債権者又は受遺者の損害賠償請求を妨げない。

第1285条（申し出がない場合）

第1278条（公告及び催告）第1項の公告期間内に申し出がなかった債権者及び受遺者で限定承認者に知れなかったものは、残余財産についてのみその権利を行うことができる。ただし、相続財産中の特定の物又は権利の上に担保権を有する者は、この限りでない。

第1286条（相続人が複数ある場合）

(1) 相続人が数人ある場合において限定承認がされたときは、裁判所は、相続人の中から、相続財産の管理人を選任しなければならない。

(2) 管理人は、自ら及び他の共同相続人のためこれに代わって、相続財産の管理及び債務の弁済に必要な一切の行為をする。

(3) 第1278条（公告及び催告）ないし第1285条（申し出がない場合）の規定は、管理人にこれを準用する。ただし、第1278条（公告及び催告）第1項に定める公告をすべき期間は、管理人の選任のあった後10日以内とする。

第7章 相続人の不存在

第1287条（相続財産法人）

相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、これを法人とする。

第1288条（管理人の選任）

(1) 第1287条（相続財産法人）の場合には、裁判所は、利害関係人、被相続人の最後の住所地のコミューン若しくはサンカットの長、又は検察官の申立てによって、相続財産の管理人を選任しなければならない。

(2) 裁判所は、管理人を選任したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

第1289条（管理人の権利義務）

(1) 管理人は、遅滞なく、相続財産に関する財産目録を作成しなければならない。

(2) 管理人は、相続財産の保管及び管理をする。このために必要とするときは、裁判所の許可を得て、相続財産を換価し、又は処分することができる。

(3) 管理人は、相続債権者又は受遺者の請求があるときは、これに相続財産の状況を報告しなければならない。

(4) 管理人は、第1293条（債権者等に対する公告及び催告）第2項において準用する第1279条（催告期間中の弁済拒絶権）ないし第1285条（申し出がない場合）の規定に定められた事項を行う。

(5) 管理人は、裁判所の命令を受けて、事実を調査し、その結果を裁判所に報告しなければならない。

第1290条（管理人の報酬）

裁判所は、相続財産の状況その他の事情を考慮して、管理人に対し、相続財産の中から相当の報酬を支払うことができる。

第1291条（相続人が判明した場合）

相続人のあることが明らかになったときは、相続財産法人は初めから存在しなかったものとみなす。ただし、管理人がその権限内でした行為の効力を妨げない。

第1292条（管理人の権限の消滅時期）

(1) 管理人の権限は、相続人が相続の承認をした時に消滅する。

(2) 相続人が相続の承認をした場合には、管理人は、遅滞なく相続人に対して管理の計算をしなければならない。

第1293条（債権者等に対する公告及び催告）

(1) 第1288条（管理人の選任）第2項に定める公告があった後2か月以内に相続人のあることが

明らかにならなかったときは、管理人は、遅滞なく、一切の相続債権者及び受遺者に対し、一定の期間内にその請求の申し出をすべき旨を公告しなければならない。ただし、その期間は、2か月を下ることができない。

(2) 第1278条(公告及び催告)第2項及び第1279条(催告期間中の弁済拒絶権)ないし第1285条(申し出がない場合)の規定は、第1項の場合にこれを準用する。ただし、管理人は、準用された第1283条(相続財産の換価)第1項の強制売却又は売買の買受人となることができない。

第1294条(相続人搜索の公告)

(1) 第1293条(債権者等に対する公告及び催告)第1項の期間の満了後、なお、相続人のあることが明らかでないときは、裁判所は、管理人又は検察官の申立てによって、相続人があるならば一定の期間内にその旨を申し出るべき旨を公告しなければならない。ただし、その期間は、6か月を下ることができない。

(2) 管理人又は検察官は、相続財産に剰余が生ずる見込みのないときは、第1項の請求をすることを要しない。

第1295条(公告による除斥)

第1294条(相続人搜索の公告)の期間内に相続人である旨の申し出がないときは、相続人並びに管理人に知れなかった相続債権者及び受遺者は、その権利を行うことができない。

第1296条(特別縁故者への相続財産の分与)

(1) 第1295条(公告による除斥)の場合において相当と認めるときは、裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者の申立てによって、これらの者に、清算後残存すべき相続財産のうち一部を与えることができる。ただし、与えるべき財産の総額は、残存すべき相続財産の半分を超えることができない。

(2) 第1項の申立ては、第1294条(相続人搜索の公告)の期間満了後3か月以内に、特別縁故の事由を明らかにして、これをしなければならない。

(3) 裁判所は、第1項の財産の分与に当たっては、事実を調査することができる。その際、コミューン又はサンカットの長の意見を聞くことができる。

第1297条(相続財産の国家帰属)

第1296条(特別縁故者への相続財産の分与)の規定によって処分されなかった相続財産は、国家に帰属する。この場合には、管理人は、遅滞なく管理の計算をして、裁判所に提出しなければならない。

第8章 相続回復請求

第1298条(相続回復請求の目的)

相続人は、その相続権を排除された相続に関し、全部又は一部の相続財産の回復を受けるため、相続回復を請求することができる。

第1299条(相続回復請求の内容)

(1) 相続人は、実際には帰属しない相続権により相続財産を取得した者を相手に、取得されたものの返還を請求することができる。

(2) 相続回復請求の相手方が相続財産を目的とする契約により取得したのも、相続回復請求の対象となる。

第1300条(返還義務の内容)

(1) 相続回復請求の相手方は、請求をした相続人に対し、相続財産を返還しなければならない。相手方が善意であるときは、果実及び受領した利息を保持し、当該財産に対する有益費用の償還を請求する権利を有し、かつ、その弁済した相続債務について求償する権利を有する。

(2) 相手方が悪意であるときは、果実及び受領した利息を返還する債務を有し、かつ、その弁済した相続債務について求償する権利を有しないのみならず、当該財産に対する有益費用の償還を請求する権利も有しない。

第1301条(相続回復請求権の消滅時効)

相続回復請求権の消滅時効期間は、相続財産が遺言又は遺産分割に基づき相続回復請求の相手方に移転した場合には、その時から5年間とし、単独相続の場合は、被相続人の死亡の日から5年間とする。

第9編 最終条項

第1302条(適用期日等)

(1) この法律は、別に法律で定める日から適用する。

(2) この法律の適用に関する経過措置その他この法律の適用に関し必要な事項は、別に法律で定める。

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

カボチャ

カボチャの名前は、カンボジアの国名から取ったものである。しかし、カボチャの呼び名は複数あり、「南瓜」が親しまれているが、「唐茄子」という呼び方もある。唐茄子と言うからには中国産であり、茄子の形をしているのが本来の形らしい。日本人に慣れている形は、全体的には丸いが菊座のような形をした凹凸のあるものだが、この原産地はメキシコということである。

最近では英語の **pumpkin** (パンプキン) もそのまま使われるが、日本人にもハロウィン・パーティーで使われることはよく知られるようになった。しかし、彼らのカボチャ人形をよく見てみると、菊座の形はしておらず、凹凸のない丸い形をしている。やはり原産地が違うのであろう。茄子の形や、菊座型、そして丸い形と様々である。聞くとところによれば、カンボジアのカボチャは日本の形と同じだが、小ぶりだという。

～ 国際研修 ～

カンボジア研修(2003年3月)における新たな試み

～ カンボジア民法典・民事訴訟法典草案の議会審議に備えて ～

法務総合研究所国際協力部教官 黒川裕正

1 はじめに

本誌 ICD NEWS 7号(2003年1月発行)で既報のとおり、1999年以来、日本の著名な法律家はその叡知を結集してカンボジア民法典と民事訴訟法典の草案(条文案)を起草してきたが、その日本語版及びクメール語版が完成した。両草案は、正式には2003年3月4日、本プロジェクトの主体である国際協力事業団(JICA)からカンボジア司法省に手渡された。この両草案がいずれカンボジア政府案として国民議会で審議されることになると思われるが、カンボジア司法省の説明によれば、その後も両草案につき検討を重ね、国民議会での審議の前提として、2003年6月末までにカンボジア閣僚評議会(日本の内閣に相当)に提出されるということであった。

そのカンボジア司法省からは、「閣僚評議会からの質問に即時に対応するため、日本の法律家にカンボジアに滞在してもらい、その助言を得たい。」という要望が2001年ころから折に触れて出されていた。カンボジアの実情としては、外国や国際機関の支援により法律の草案が完成した場合、支援した外国人が閣僚評議会の質問に対応することもあるということであった。しかし、それではカンボジアの国家主権にも関わるであろうし、何よりもカンボジアの法律家が自ら対応し説明するのとなければ、いつまでも自立発展できないことになる。一方で、カンボジア司法省の実情を考えると、彼らが閣僚評議会への対応に不安を感じるのも無理もなく、少なくとも日本の法律家による後方支援が必要である状況も理解できた。

確かに、両草案が完成した後も、正式に法律として成立するに役立つ支援や、その内容の普及、裁判官等に対する教育などの支援が続けられるであろうが、当面はカンボジア司法省が閣僚評議会に自ら対応しようという意識を醸成する必要があった。この4年間の起草支援を通じて、継続的に関与したカンボジア裁判官の実力が向上したことは皆が認めるところであり(本誌7号参照)、そうすると上記のようなカンボジア司法省の不安は、単に立法経験に乏しいことからくるものではないかと考えられた。

2 研修の内容(目標)

以上の事情を踏まえ、2003年3月24日から4月11日までの3週間のカンボジア研修においては、カンボジア司法省等が閣僚評議会や国民議会の審議において対応できる能力を身に付け、又はこれを向上させることを目的として以下のような工夫をした。

(1) 参加型研修（演習方式）の採用

研修員参加型の研修（演習）を採用した。演習は次の2項目とした。

ア 作業工程作成

民法典・民事訴訟法典の草案を閣僚評議会に提出し、国民議会の審議を受けるまでに必要な作業工程表を研修員自らに作成させる。

これにより作成された内容が、日本側が更なる支援を進める上で、今後の活動内容と時期的な関係を大まかに把握する資料となる。

イ 法案説明資料作成

民法典・民事訴訟法典の草案の条文数か条を題材に、グループ分けした研修員が自ら法案説明資料を作成・発表し、これに対して、他グループの研修員、日本側の民法部会及び民事訴訟法部会の委員、教官等が質問して対応させる。

これにより、研修員自身が今後の閣僚評議会への対応において、どのような準備をしなければならないかを体験する。

(2) 参加型研修（演習方式）の前提となる日本の実情紹介

(1)アの演習を実施する前提知識として、日本の制度と実務を紹介する。これにより、カンボジア研修員が法案説明資料作成の演習において、自らが行わなければならない内容を理解できることになる。その内容は次のとおりである。

- ・日本の立法手続
- ・日本の法令立案の手法
- ・日本の民事立法の実務

したがって、研修日程は別紙1のとおりとなった（研修員名簿も併せて添付する）。

このような内容を3週間の研修で実施するには、入念な事前準備が必要であるため、以下では、本研修における演習を中心とした事前の準備作業や実際の進め方などについて紹介する。

3 研修の事前準備

(1) 研修の全体構成

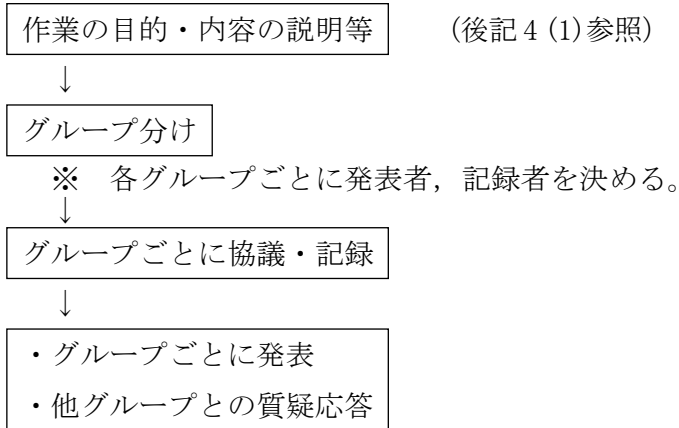
まず、研修カリキュラムを作成するに当たって、研修目的に則した研修内容とその全体構成について検討し、これらを一覧表（別紙2参照）にして明らかにした。

(2) 演習の進め方の検討

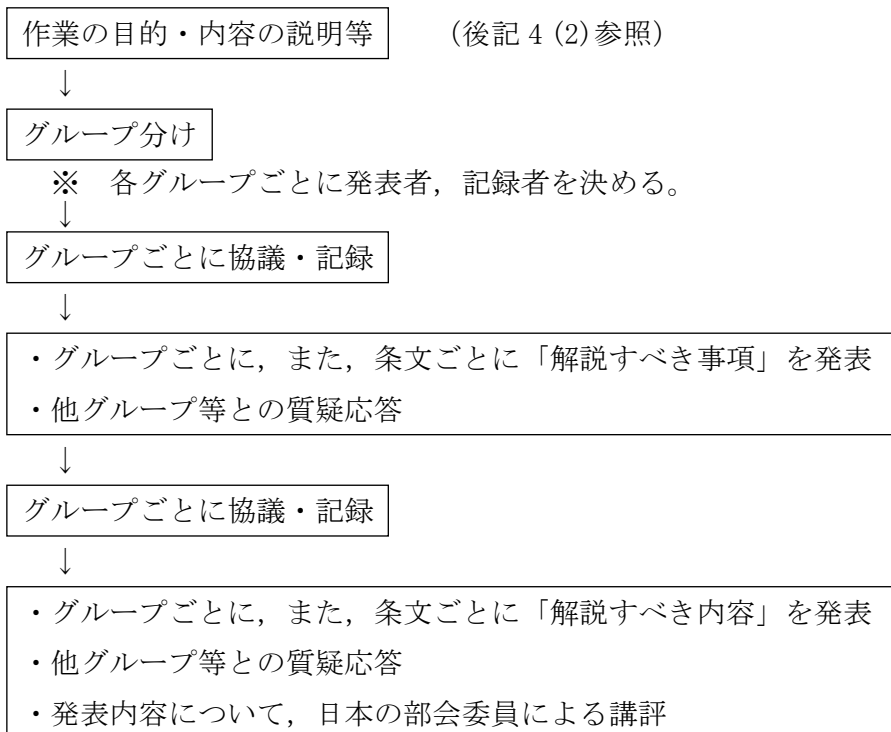
研修では作業工程表作成と法案説明資料作成の二つの演習を行うが、いずれも研修員相互で質疑応答をさせるほうが効果があるため、研修員8名を4名ずつの2グループに分けた。なお、法案説明資料作成の演習については、最後に、民法部会及び民事訴訟法部会の委員の方々による講評を実施することにした。

二つの演習の全体の流れは、以下のとおりである。

ア 作業工程表作成演習



イ 法案説明資料作成演習



※ 講評担当の部会委員

民法典

◎A・B 両グループ担当

新美育文教授 明治大学法学部

○A グループ担当

山本豊教授 上智大学法学部

○B グループ担当

棚村政行教授 早稲田大学法学部

民事訴訟法典

◎A・B 両グループ担当

上原敏夫教授 一橋大学大学院法学研究科

三木浩一教授 慶應義塾大学法学部

山本和彦教授 一橋大学大学院法学研究科

(3) グループ分けの理由及び留意事項

ア 理由

協議はグループで行い、研修員全員がそろった場で発表することにより、お互いの検討内容を比較することができ、理解が深まることを期待すると同時に、グループ間の競争意識が芽生えて活発な議論が期待できる。

イ 留意事項

グループ分けに当たって、カンボジア国内で特に地位の高い研修員をそれぞれのグループに1名ずつ配置するなど、グループ間で研修員が偏ることのないよう配慮した。

4 研修における演習の目的・内容の説明等

(1) 作業工程表作成

研修員による作業工程表の作成に当たって、担当教官において次のア・イの点を事前に説明した。

ア 演習の目的の説明

(イ) 本演習は、民法典・民事訴訟法典の成立に向けた作業工程に関する計画作りの演習である。

(ロ) 研修員がここで作成した計画をカンボジアに持ち帰って実際にそのまま使うというものではないが、練習をすることで、今後の作業に役立てるものである。

(ハ) 以上から、本演習で完全な作業計画を作成することまでは考えておらず、どのような作業が必要となるかということを確認してもらうための作業である。

(ニ) 研修で実施した日本の制度の講義内容については、カンボジアの制度に即した活用を研修員が主体的に検討するべきである。

イ 作業内容の説明（別紙3-1に則して進行）

作業工程表として作成を目指すものは、例えば次のようなものである（以下の表をホワイトボードに書いて説明）。

	1. 時期	2. 内容	3. 必要な資料	4. 所要時間	5. 備考	6. 確認欄
1		司法官職 高等評議 会へ諮問 ・答申	法律案ほか	30日		00年00月00 日完了
2	2003.6	閣僚評議 会	法律案 逐条解説ほか	1h×500	難関	00年00月00 日完了

上記表の「3. 必要な資料」に記載すべき内容について更に次の点を説明した。

カンボジアの1993年国民議会規則21条によれば、「王国政府は、法律案を国民議会常任委員会に提出する。法律案は、書面により、提案趣意書を添付してすべての国民議

会議員に配布する。」と規定されており、同規則22条では、「国民議会議員が提案する法律案は、書面により、提案趣意書を添付する。」と規定されている。

このように、国民議会に提出段階では、「提案趣意書」が必要となるので、「必要な資料」として、「提案趣意書」も挙げる必要がある。

(2) 法案説明資料作成

研修員が法案説明資料を作成するために、担当教官において次のア～オの点を事前に説明した。

ア 演習の目的の説明

- (イ) 法案説明資料として本演習では、いずれ「逐条解説」として役立つような資料を作成する。
- (ロ) 研修員は、実際に民法典・民事訴訟法典の条文案の数か条について逐条解説資料を作成し、最後に、民法典部会、民事訴訟法典部会の委員に講評を受け、カンボジアに帰国後、自分たちで逐条解説資料を作成できるようにする。
- (ハ) 草案の逐条解説については、これまでの起草支援過程において部会委員が日本語で作成しクメール語に翻訳されたものが存在する。しかし、カンボジアの法律家の理解を深め、また、国民議会等で説明しやすいように、必要に応じ、日本側の解説よりも詳細なものを用意しておくことが望ましい。

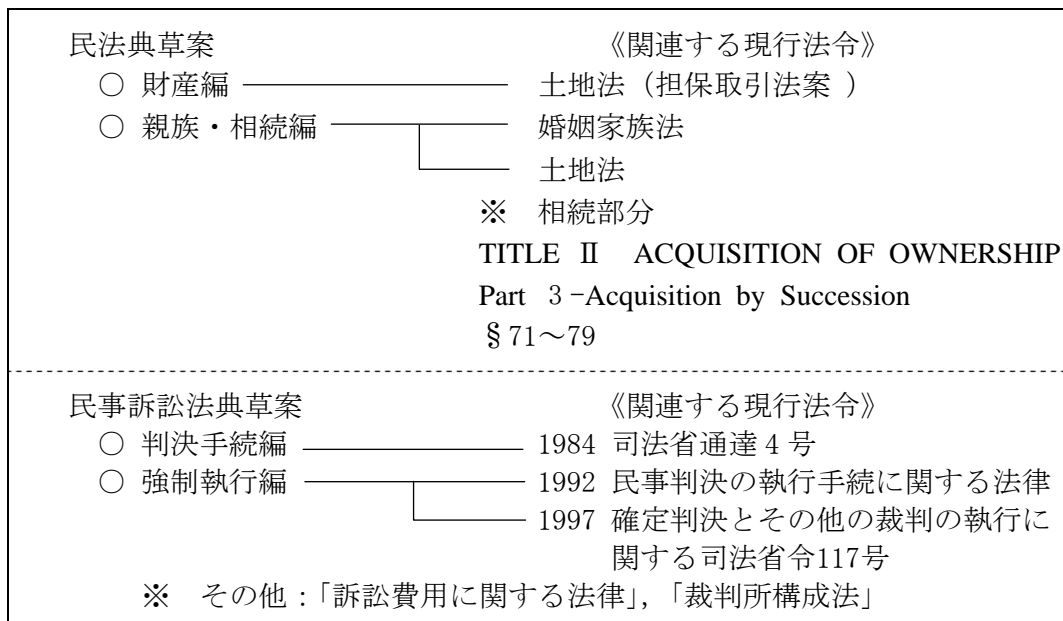
イ 作業内容の説明（別紙3-2に則して進行）

基本的には、練習に適切と思われる条文案について、

- ① その条文の趣旨は何か
- ② 現在の制度とどこがどう違うのか（どう変わるのか）

を説明した文書を用意するものである。

現在の制度との違いという点では、以下のような状況に注意する必要がある（以下の図をホワイトボードに書いて説明）。



意味で重要である。なお、現地ワークショップで、カンボジア側から理解が難しいと指摘があった条文でもある。

- ・ 民事訴訟法典草案第26条（事件の分配）
 - ⇒ 選定理由： 裁判所の中立性を確保する上で重要である。
- ・ 民事訴訟法典草案第80条（最初の弁論準備手続期日の指定）
 - ⇒ 選定理由： 現在行われている第1回公判前の裁判官による法廷外の「調査手続」を廃止し、弁論準備手続前置とした点で重要であり、質問が集中する可能性がある。

（注釈） 調査手続は、刑事事件の予審に類似するものであり、口頭弁論を行う前に、担当裁判官（後に口頭弁論を実施し判決を下す裁判官とは別の裁判官）が当事者や関係人（証人など）を裁判所に呼び出して法廷外で事情を聴取し、争点の整理と実質的な証拠調べを行い、事実上、心証を形成して、口頭弁論及び判決を担当する裁判官に報告するという手続である。非公開の職権主義的な手続であり、当事者双方の立会権も保障されておらず、また、後に行われる口頭弁論を形骸化し、直接主義の要請にも反し、司法腐敗の一因でもある（上原敏夫「カンボジア王国民事訴訟法典日本語草案（判決手続編）について」国際商事法務 Vol. 30, No. 8(2002)1057頁）。

B グループ用の条文案（選定理由）

- ・ 民法典草案第134条（物権変動の対抗要件）
 - ⇒ 選定理由： 1 基本的かつ重要な条文である。
 - 2 土地法などとの関係でも重要である。
- ・ 民法典草案第764条（担保物権の種類）
 - ⇒ 選定理由： 担保物権の全体像を理解するという意味で演習に向いている。
- ・ 民事訴訟法典草案第95条（判決の基礎にすることのできる事実）
 - ⇒ 選定理由： 弁論主義（事実の主張は当事者の責任）についての基本的な規定である。
- ・ 民事訴訟法典草案第124条（証拠調べ）
 - ⇒ 選定理由： 弁論主義を原則としつつも、補充的に職権証拠調べができることを定めた重要な条文である。

5 演習結果 その1 ー 作業工程表

A グループ（スイ・ヌー、モン・モニチャリヤ、ユー・ブン・レン、スン・パニャヴット）が作成した作業工程表は、別紙5-1の「プロジェクト計画」であり、これまでの起草作業の概要と法案が閣僚評議会を通過するまでの作業計画である。

B グループ（イーダン、ヒー・ソピア、チャン・ソテアヴィ、パエン・ピッサリー）が作成した作業工程表は、別紙5-2の「プロジェクト計画」であり、閣僚評議会通過後、法案が国民議会の審議を経て成立に至るまでの作業計画である。

6 演習結果 その2 一 法案説明資料についての検討

各グループで作成した法案説明資料をグループの代表者が発表し、他グループ等との質疑応答を行い、その上で、部会委員からの講評を受けた¹。

以下は、その内容を条文ごとにまとめたものである。

なお、全体構成は、以下のとおりである。

(1) 民法典草案編

- I 民法典草案134条（物権変動の対抗要件）
- II 民法典草案764条（担保物権の種類）
- III 民法典草案1004条（完全養子縁組の成立の方式）
- IV 民法典草案1299条（相続回復請求の内容）

(2) 民事訴訟法典草案編

- I 民事訴訟法典草案26条（事件の分配）
- II 民事訴訟法典草案80条（最初の弁論準備手続期日の指定）
- III 民事訴訟法典草案95条（判決の基礎にすることのできる事実）
- IV 民事訴訟法典草案124条（証拠調べ）

発表及び質疑応答の内容は以下のとおりである。この中で言及されている条文については、別紙4を参照願いたい。

(1) 民法典草案編

I 民法典草案134条（物権変動の対抗要件）

（発表をしたグループ）

Bグループ

（メンバー）

イーダン（発表者補佐役）

ヒー・ソピア（発表者）

チャン・ソテアヴィ

パエン・ピッサリー（記録者）

（法案説明資料とその発表内容）

1 民法典草案134条

- (1) 不動産に関する物権の設定、移転及び変更は、占有権、留置権を除き、登記に関する法令の規定に従い登記をしなければ第三者に対抗することができない。
- (2) 動産に関する物権の譲渡は、その動産の占有の移転がなければ第三者に対抗することができない。

1 本研修では、JICAカンボジア「法制度整備」事務局で財団法人国際民商事法センター研究員・明治大学大学院法学研究科博士課程の吉本篤人氏が記録を作成した。講評内容は、この記録をベースにしている。

2 条文の目的と主旨

この条文の第一の目的は、国民が自分の権利を守るために、その登記に関して関心を持たせることである。第二の目的は、物権の変動の公示である。第三の目的は、当事者間の取引の平等を図ることである（その物の物権の状態を知ることができる。）。

また、この条文の趣旨は、以下のように六つある。

- ・ 物権の設定、移転及び変更は、当事者の合意に従って効力を生じるのが原則である（意思の自由）。
- ・ 不動産に関する権利の登記は、第三者に対する対抗要件である。
- ・ 動産に関する物権の譲渡は、その動産の占有の移転がなければ第三者に対抗することができない。
- ・ 権利変更の公示及び当事者間の平等。
- ・ 留置権及び占有権は、以下の理由で登記することは要求しない。つまり、留置及び占有の状態は公に示され、また、物権を有する者は請求することができるからである。
- ・ 物権に関する取引の安全。

3 現行法との比較

旧民法典689条は、関連不動産について、所有権譲渡、一時的占有及び担保権の文書は、かかる文書が真正な形式を踏んでおり、不動産登記事務所に登録されている場合、第三者にとって合法的なものとなると規定している。また、旧民法典1038条は、不動産に関しては、売買書類が承認され、印章が押され、及び地番登録（*immatriculation*）あるいは土地登記が行われた日から、売主から買主への所有権の移転は正当とし、第三者の抗議は認めないと規定している。さらに、土地法65条第1項には、所有権の移転が第三者に対抗できるのは、その不動産の売買契約が管轄機関によって書かれた書類に記入され、また、地籍登録機関（*Cadastral Registry Unit*）に登録される場合に限ると規定されている。2項には、売買契約自体では、その物件の所有権の移転のための条件を十分に満たしていないと規定されている。

現行法では、土地法65条と関連がある。

土地法の規定について、民法典と矛盾があるかという点が問題となるが、土地登記局との協議では矛盾はないということであった。その協議においても、物権変動は合意により生じ、登記は対抗要件であるというものであった。また、カンボジアにおいては、登記制度が整備されておらず、ほとんどの土地が登記されていない状態である。

裁判所においても登記を対抗要件として運用している。対抗要件主義は、これらのカンボジアの状況・運用と一致するものであると考えている。

なお、土地法69条では所有権の移転を有効とみなされるのは、地方土地管理局にその売買契約を登録した場合に限るとされている。

(質疑応答)

Q：(ユー・ブン・レン)

土地法で使っている「物権(サッフアンディット)」と草案の「物権(サップラッチャ)」の言葉の違いは何か。

A：(ヒー・ソピア)

両方とも物に対する権利という意味である。

Q：(モニチャリヤ)

同じ意味であれば、なぜ同じ言葉を使わないのか。

A：(ヒー・ソピア)

草案で使っている「物権(サップラッチャ)」はもっと広い意味が含まれている。それは、担保物権の留置権、先取特権、質権、抵当権、譲渡担保権も含まれている。しかし、土地法の中の担保物権は抵当権及び質権だけを意味している。

<講評>：

本条の趣旨説明であるが、平面的に並べてあるだけなので、やや説得力が弱いように思う。日本の民法典の教科書などでは、まず、公示制度がなぜ必要とされるのかを説明する。これは、「取引の安全」のためであり、第三者を保護するためである。

このために登記が必要であり、その次に登記を備えるように動機付けを与えるために対抗要件主義を採っているという段階的な説明をした方がよい。

研修員の説明のうち、前半は、134条というよりも133条(合意による物権変動)に関する説明であったように思う。ただ、134条は133条とセットの規定であるので、133条に触れて説明した点は良かった。

133条のところの説明で、「合意の時点で物権変動が起こる」という説明があったが、「合意により決められた時点」とした方が正確であると思う。当事者が合意の時点ではなく、金銭を支払ったときとすることもあるからであり、こちらの説明の方が誤解が少なくてよい。

土地法65条とは土地登記局との協議により矛盾はないと思うが、土地法69条とは明らかに異なる立場を採るものであるので、69条との関係についても十分に説明できるようにしておいた方がよい。

留置権は占有だけでよいという説明があったが、占有の事実は外部から分かっていても、占有だけでは留置権が存在しているかは分からない。抽象的にいうと、債権と物の牽連関係に基づいて設定されるものなので、その点も踏まえた説明をした方が分かりやすくなるのではないかと。例えば、借家人が修理を頼んだという場合に、借家人が占有していても留置権があるかどうかは外からは分からないことを考慮した上で、説明を考えた方がよい。

不動産の対抗要件と動産の対抗要件は、本当のところは趣旨が若干異なってい

る。228条（占有の移転）により、占有の移転には占有改定も含まれるから、お店のショーウィンドウに物が置いてあっても、その物はお店のものでなく、既に売却されていたり、質権が設定されていたりすることもある。不動産の場合には登記にすべて反映されるので、こうした事態は生じない。そこで、動産の場合には、占有を信頼して買った者を保護しなければならないので、草案の192条（動産所有権の善意取得）で善意取得の規定が設けられている。つまり、134条と192条はセットになっており、全体として動産の取引がスムーズにいくように、この民法典は対応しているという旨を、質問が出たら説明したらよい。

134条2項から占有改定を除けばよいという考え方もあり得るが、それでは非常に不便なわけである。買ったけどちょっと預けておくということは実際にある。そこで、134条2項は不完全な公示ではあるが、192条の善意取得制度を採用することで、全体として便利なものになっている。動産の場合には、占有という公示方法が不完全なため、善意取得制度を定めて、「取引の安全」という究極の目的に資するようにしているわけである。

また、なぜ占有という不完全な公示制度を採用したのかについて説明を考える必要がある。とりわけ担保取引法草案が、ファイリングシステムという、いわば登記を動産にも採用している点との関係で押さえておく必要がある。多種多様な動産が大量かつ迅速に取引されている現代社会においては、ファイリングシステムで権利関係を追及して確認していくことはできないというのが理由である。こうした点は、カンボジア閣僚評議会法律家委員会などでも質問が予想される部分なので、今から準備しておく必要がある。

※ 民法典草案第134条についての法案説明資料発表に対する講評終了後、カンボジア研修員の一人であるパエン・ピッサリー氏から、同氏が名古屋大学で2年間研究したカンボジアの土地紛争に関する研究結果の概要の発表を行った²。

これは、主には日本側がカンボジアの土地所有権とそれを巡る争いに関する理解を深めることを目的として、本研修担当者である筆者からの要望に基づいて行われた。

II 民法典草案764条（担保物権の種類）

（発表をしたグループ）

B グループ

（メンバー）

イーダン（発表者補佐役）

2 パエン・ピッサリー氏の研究成果の詳細は、以下の論文のとおり。

「カンボジアにおける土地所有制度の諸問題 — 現況と将来に向けての一展望 —」

The Cambodian Land Ownership Issues; A Look at the Current Situation and a Perspective for Further Improvement

名古屋大学法政論集 No.192（June 2002）所収

ヒー・ソピア（発表者）

チャン・ソテアヴィ

パエン・ピッサリー（記録者）

（発表内容）

民法典草案764条は、担保物権の種類についての規定である。今回説明する内容は、条文の目的と理由、条文の趣旨、現行法との比較の3点である。ここでは条文の目的、理由及び趣旨については一つにまとめて説明する。

この条文の目的と趣旨は、社会の変化に従って、特に、それに伴う物権の条件の変化により変わる。そのために、この764条については、国がこのように法律を定めた。この規定では、担保物権については、民法典と特別法以外では創設することはできない。

この条文の第一の目的は、物権の関係を単純にすることである。二つ目の目的は、当事者間の平等を確保することである。三つ目の目的は、登記制度の統制を図るものであり、これも当事者間の平等を図るものである。つまり、だれかが物権について取引したい場合は、登記により行うということである。また、今までの物権の不安定な関係についても安全に取引できることを目的とする。そのため、担保物権の法律は、民法典には五つのことについて定めている。また、特別法があるが、これは商法を指す。商法の中には、担保取引についても定めてあり、これが、唯一法が認めた担保物権である。

担保物権というのは、五つあるが、それは、留置権、先取特権、質権、抵当権、譲渡担保権である。これは、カンボジア旧民法典の635条にも同じことが規定されている。つまり、担保物権について法が認めている。法が認めている担保物権以外は、そのほかに創設することはできない。この点は、草案と旧民法典において共通である。しかし、相違点は、カンボジア旧民法典には担保物権が動産質権と不動産抵当権の2種類しかないということである。新しい草案では、その他に三つが付け加えられている。それは、留置権、先取特権及び譲渡担保権である。これは、社会の進歩、取引の変化、政治や生活の要素、また、当事者の権利を守るために、新草案の中に組み入れたものである。

留置権は法定担保物権であって、修理した債権者は代金を請求するほかに権利を行使できるわけである。その他の担保物権は法定担保物権ではない。例えば、質権は、合意によって成立する。

カンボジアの土地法の197条には担保物権は3種類規定されている。それは抵当権、質権及び証書を渡す形での非占有質である。土地法の中に規定するものは、不動産だけに適用されるものである。一つ目の抵当権は、不動産を引き渡すのではなく、その署名だけ預かるというものである。担保物権の中の抵当権の意味について知りたい場合は、636条に規定がある。また、その関連条文は765条から770条である。

担保物権に関する条文は813条、840条及び885条である。カンボジアの旧民法典と土地法と民法典草案を比較すると、草案に規定する担保物権の範囲の方が広がっている。これも社会の変化に合わせたものである。764条を説明するために、今回いろいろな関連条文を用意したが、実際に国会で答弁する場合は、議員に説明するに当たり、関連条文の主旨、内容を説明するだけでなく、できれば例を挙げた方が分かりやすいであろう。これは私見である。

(補足説明)

(イーダン)

特に付け加えることはない。カンボジアの国会では、条文自体に関する質問は少ないが、国会議員に分かりやすくするため、関連条文を用意し、具体的な例を挙げて説明すると承認しやすいと思う。ただ問題なのは、法案の中では一般生活では使用しない言葉を使用しているの、それら言葉の意味を説明する必要がある。法律は、一般市民にも分かりやすいように書き下ろさなければならないが、それが難しいときには解説を付け加えるべきである。

(質疑応答)

Q：(モン・モニチャリヤ)

留置権について質問したい。留置的効力について裁判所の公的な手続に対しても行使することができるのか。弁済していないという前提で。

A：(ヒー・ソピア)

担保物権とは物に対する権利である。ただ、担保物権ということが物の直接的な支配につながるわけではない。間接的な支配もあり得る。

物権は、すべての人に主張できる強い権利であり、排他性を有している。その権利は移転することももちろんできる。留置権もそうした強い権利の一つなので、行政処分や刑事処分等によって公的な機関が手続を行う場合にも、行使することができると考えられる。

Q：(モニチャリヤ)

公権力の行使があった場合にも、留置権を行使することができるのか。

A：(ヒー・ソピア)

そうではなく、留置権を主張して優先的な弁済を受けることができるというのみである。もちろん、留置権を主張して引渡しを拒むこともできる。

<講評>：

カンボジア旧民法典では動産質権と不動産抵当権しかなかったという説明であるが、今回の草案では不動産質や権利質も認められているから、中身はともかく対象が広がっていることを、説明しておく必要がある。

留置権というのは自分から攻めていく場合には、非常に弱い権利である。しかし、守りに入ると非常に強い権利であって、強制売却によって買受けた者が、自分に渡せと主張しても、留置権者は自己の債権の満足が図られない限り引き渡さ

ないということができ、事実上抵当権にも優先して弁済を受けることになる。これが日本の立場である。

例えば、車を盗んだ窃盗犯が修理に出した場合に、刑事手続の中でその車が押収された場合にはどうなるのかについては、留置権は成立するが、押収に対しては応じなければならない。ただし、警察が返す場合には所有権者ではなく、留置権者に返還しなければならないと思う。

日本で問題になるのは、破産法との関係である。日本の民法典学者の中には、被担保債権の弁済がない限り破産者に渡す必要はないと考える者が多いが、実務では破産した場合には、留置権は消滅するという扱いになっている。これは破産という事態が生じた場合には、平等の弁済を図るべきであるという理由による。このように日本では、留置権は守りに強いが、攻めのときには効力を弱めるといふ解釈がなされている。これは政策の問題なので、カンボジアでも議論いただきたい。

法定担保物権は、留置権だけでなく先取特権も含まれることに留意されたい。もう一つ担保物権が法定されている理由として、当事者間の平等が挙げられているが、本当は論理的にはつながらない。第三者との関係での保護と登記に際しての実用性の観点から、メニューが決められているわけである。対世効をもつので、担保物権の内容が取引をする第三者から分かなければならないということである。

III 民法典草案1004条（完全養子縁組の成立の方式）

（発表をしたグループ）

A グループ

（メンバー）

スイ・ヌー（発表者補佐役）

モン・モニチャリヤ

ユー・ブン・レン（発表者）

スン・パニャヴット（記録者）

（法案説明資料とその発表内容）

1004条の条文は完全養子縁組について規定するものである。また、その関連条文については、1005条から1016条に規定している。裁判官は、養親となる者の申立てにより、完全養子縁組を成立させることができる。この条文の目的は、養子になる子供の教育と生活を保護するためである。なぜかという、一般の社会の中には、子供がいない家族もあれば、多くの子供がいる家族も存在する。子供の多い家庭は、貧しい生活を送っている。そのような環境の中にある子供たちに、よりよい将来を与え、よりよい教育を受けさせるため、救済の観点から、このような条文を規定した。もう一つの目的は、養親となる者と養子となる子の間に、実の親子のような権利・義務関係が法律上生じるようにすることである。また、

両者の利益を守るためでもある。次に、三つ目の目的であるが、カンボジアの現行法では、養子に関する規定の中で、養父母と養子間の義務・権利についても規定している。今回の新草案はその内容を継承するものでもある。

条文の内容について説明すると、初めに、完全養子縁組の「完全」という言葉について説明する。なぜ「完全」という言葉を使うかという点、民法典草案の中には、もう一つ普通養子縁組という言葉があるからである。完全養子縁組は8歳未満の子供が対象で、普通養子縁組は8歳以上が対象である。これに関する規定は1007条の中にある。今回の完全養子縁組は、カンボジアの家族婚姻法の中に規定する養子縁組と異なった点がある。現行法では、養親となる者と実父母との合意と地方自治体（コミューン）等による認証が成立条件となる。また、実父母との縁切りのためには、養子となる子の苗字を養親となる者の苗字に戸籍上変更する必要がある。しかし、新しい草案では、その成立に関して、裁判官の判断に委ねられている。つまり、子の置かれている状況と養親がその子供の生活を十分に保障できるかを裁判官が判断することになる。

また、児童権利条約と憲法の規定を尊重する観点から、完全養子縁組の場合は試験養育期間を設けている。それに関する規定は1010条の中に書いてある。カンボジアの現行法の108条と113条には、このような内容はない。これは、養子となる子の利益保護の観点から、よい規定である。また、現行の家族婚姻法では当事者による合意が必要だが、新しい草案では、たとえ片方の親が合意する意思がなくても、裁判官に養子縁組の申立てをすることができる。なぜならば、もう一方の親が、何らかの理由により意思表示できない場合があるからである。さらに、それに関連して1009条の中に完全養子縁組成立の判断基準が規定されている。

新しい草案では、完全養子縁組は夫婦共同縁組でなければならない。しかし、現行法では、配偶者がいない者でも養子縁組ができる。その違いからみると、新草案の方が優れている。なぜならば、養子となる子は8歳未満であり、養子となる以前は、通常両親がいる環境の中で生活しているので、養子となる場合にも両親がそろっていた方がその子のためになる。そのため、配偶者がいない者が養子縁組をしたい場合には、普通養子縁組をすることになる。

(補足説明)

(スイ・ヌー次官)

補足説明はない。今までカンボジアでは、例えば、孤児院の子どもを養子にしたい場合は、国の行政機関が決定することとなっていたが、新しい草案は裁判所の審査と判断を経なければならない。カンボジアにとってはよい規定である。

なお、一点私の方から先生方に、後ほど講評の際にお聞きしたい点がある。現在、カンボジアでは、外国人が養親となり、カンボジア人が養子となる場合が存在するのであるが、このような場合にも1012条の試験養育期間を置かなく

てはいけないのかということである。

(質疑応答)

Q：(ヒー・ソピア)

ユー・ブン・レン判事の解説はよかったが、時間がかかり過ぎである。1条文が30分かかると、1302か条を説明するには650時間を要する。質疑応答を加えればもっと時間がかかる。養子に関しては、政府から既に政令が出ており、今、外務省を通じて実施している。新しい草案が成立するときその政令と抵触する問題はないのか。

A：(モニチャリヤ)

この草案はこれから閣議で審議される。養子に関する政令も閣議の承認を経て施行されている。草案は現在、国会の審議を受ける段階にきており、これは閣議の審議を受けた際に政令の規定に反しておらず、侵害していない。また、法律は政令より優先順位が高いので、この法律が国会の承認を得た場合、政令は適用しないであろう。

Q：(ヒー・ソピア)

法律は政令より効力があると言うが、草案の効力は外国人による養子縁組に及ぶのか。

Q：(教官)

草案では養親になる者についての国籍は規定していないので、外国人も養子縁組することができるかと解釈できる。草案が国会へ提出される前にこの問題についてはいろんな方から質問されると思うが、そのときは先の解釈をもって説明できると思う。問題は1010条の「試験養育期間」と1016条の「完全養子の出自を知る権利」である。例えば、外国人がその養子を自分の国に連れて行った場合、だれがその試験養育を監督するのか。1016条は裁判所が完全養子縁組に関する記録を保管することとなっているが、カンボジア裁判所は記録を50～100年間も保管することができるのか。

A：(ユー・ブン・レン)

この問題について今までいろいろ議論してきた。これは戸籍登録に関する手続の問題である。現在の養子縁組法では、養子縁組が成立後、戸籍帳簿に登録し、新しい出生証明書を作る。戸籍簿では、養子の苗字を養親の苗字に変え、養子であることは記載しない。教官は裁判所が養子縁組に関する記録を100年間保管できるかどうかについて質問されたが、裁判所には資料の保管所があり、現在、コンピュータシステムが進んでいるので、特に問題はないと思う。重要なことは、裁判所は一連の戸籍登録手続については関与しないということである。裁判所は養子縁組の成立について承認し、決定を出す。戸籍登録担当官は裁判官の決定内容に従って戸籍簿に記載する。

Q：(教官)

しかし、条文の中では裁判所が記録を保管するとなっているが。

A：(ユー・ブン・レン)

これは決定の記録を保管するという意味と思う。その後の戸籍登録と出生証明書等の記録は戸籍担当官の所管になる。

Q：(教官)

私が言いたいのは、1016条の内容では裁判所が記録を保管するとなっているということである。子供が成人になって、自分の出生の事実を知りたいときは、戸籍帳管轄機関ではなく、裁判所に問い合わせるだろう。「裁判所」を「管轄機関」に変えられるのではないか。

A：(ユー・ブン・レン)

この条文は養子縁組の申立ての資料を指す。資料の保管については、資料が多くなると大事な部分だけを残して、その他は処分する。今、コンピュータシステムがあるので、より多くの資料を保存できるだろう。そのため、カンボジア側は日本の関係者にそれらの整備と実施の支援を要請している。

Q：(教官)

条文の「裁判所」という言葉は残すのか。

A：(ユー・ブン・レン)

条文は変えない。戸籍帳は年度末になると裁判所、司法省、市役所に保管する。記録を保管する機関が何か所もあるので、紛失の心配はないであろう。問題なのは「養親になる者」が外国人である場合と海外へ連れて行く場合の「試験養育期間」の監督である。

Q：(教官)

国会へ答弁する前に国会議員の方に分かりやすくするために、「完全養子縁組」と「普通養子縁組」の趣旨、条件、現行法との違い等を説明する表を作った方がよいと思う。

Q：(ヒー・ソピアー)

転縁組に関する規定がないと思うが、転縁組は可能なのか。

A：(ユー・ブン・レン)

転縁組に関しては確かに、認めるか禁止するか規定はない。転縁組を認めている国、認めていない国があると思うが、ドイツのように認めている国も、要件は非常に厳しくなっている。草案には規定はないが、実質的に転縁組となる場合は存在する。完全養子縁組の目的は、子の利益のために、子が将来にわたって生活していけるように配慮するためのものである。縁組成立時に、養親の生活は経済的に安定しており、子に十分な教育を受けさせる能力があったが、成立後にそのような能力を失う場合もある。その場合にも縁組を続けさせるのは、子の利益のためにならないことがある。また、完全養子縁組の場合には、

養親は実親と同じ権利義務を持つことになる。

以上のことを考えると、養親が養子を更に養子に出すことを認めてもよい。ただし、その場合には、裁判所はより慎重な判断をしなければならない。その要件は1013条（完全養子縁組の離縁）に規定されている。

<講評>：

スイ・ヌー次官からの質問についてであるが、国際養子縁組の法制をどうするかというのは非常に重要である。日本では、法例の20条1項で「養親の本国法によること。養子の本国法が養子又は第三者の承諾同意、公の期間の許可等を要件とするときは、その要件も充たす必要がある」とされている。つまり、養親の本国法によることを原則とするが、養子の本国法の要件も守らなければならないとされているわけである。

国際養子縁組という場合には、外国人のカップルがカンボジアの子を養子とする場合も、カンボジアのカップルが外国の子を養子にする場合も、包摂される。現状では国際養子に統一的に適用される法制というものは存在しない。しかし、試験養育期間というのは養子と養親の間に良好な関係が築かれるかどうかチェック・熟慮するために、ヨーロッパ養子協定以来、各国で認められている制度である。多くの国、英仏等では、国に連れ帰った後でも児童福祉機関の監視を受けて、その後で養子縁組の登録をするという仕組みを採っている。

それから、国際条約をみると、1993年のハーグ国際養子縁組に関する条約というものが存在する。これも人身売買を防止するために、国際養子というのはあくまで国内養子で賄えないものの代替であることが規定されている。

国内養子については、試験養育期間は必要である。本来であれば、国際養子の法制の中で、国内養子の要件も充たさなければならないことを明らかにすることが望ましい。ただ、英米仏など多くの国では、身分登録の際にカンボジアでの養子要件だけでは認められないのでダブルチェックが入り、実際には子の利益に反する事態は起こらないと思う。ただし、子の利益についてチェックをしない国もあるので、そうした場合には国際養子に関する法制で、養親側の適正チェックが相手国で行われない場合には、試験養育期間を設けるか何らかのチェック手段を考える必要がある。

試験養育期間のチェックというのは、日本では、民間の斡旋所と、児童相談所という公の機関が行っている。1993年の国際養子に関するハーグ条約、及び国際社会福祉協議会（ICSW）のガイドライン草案というのがあって、養子縁組の斡旋・仲介機関は、国の機関でなければならないとしている。カンボジアでもそうした機関ができれば、国際養子の試験養育機関についてもチェックできるようになると思う。

試験養育期間のチェックが不十分な場合には、裁判所としては縁組を認めない方向に動かざるを得ないだろう。日本でも試験養育期間によるチェック内容は、

必ずしも統一されているわけではない。しかし、原則としては、チェックが不十分な国際養子縁組は認めないということになるだろう。

次に、転縁組についてであるが、起草の際にも転縁組の規定について質問があった。フランス民法典でも、完全養子については離縁が認められていなかったが、1996年の改正によって完全養子を単純養子に変更することが認められるようになった。これは完全養子の場合で子の利益にかなうと判断されたが、その後に遺棄や虐待が認められた場合に子を保護するためのものである。改正の際には、転縁組を認めると、子の家庭の安定が損なわれるという議論は確かにあった。

しかし、本草案では、そうした傾向を踏まえて、1013条で完全養子縁組の離縁を例外的に認めており、実質的には他の国が転縁組として認めている要件をここに取り込んでいるという構造を採っている。あえて転縁組を設けなくても本条で対応できると考えたもので、ユー・ブン・レン氏の説明でよいと思う。

なお、手続としては、必ずしも実父母にいったん返すわけではない。完全養子の養親は実親と同じ権利義務を負うので、完全養子に出すこともできるし、離縁させて実父母との親子間関係を復活させることもできる。ただし、後者の要件は、かなり厳格である。

IV 民法典草案1299条（相続回復請求の内容）

（発表をしたグループ）

A グループ

（メンバー）

スイ・ヌー（発表者補佐役）

モン・モニチャリヤ

ユー・ブン・レン（発表者）

スン・パニャヴット（記録者）

（法案説明資料とその発表内容）

1298条「相続回復請求の目的」について説明する。まず「回復」の意味だが、これは相続権のない人がその相続した遺産を相続権のある人に返すことである。取得した遺産以外のものを返すことではない。また、相続人が、相続権がないのに相続財産を取得した者に対して、その返還を請求することがある。相続は法律の規定又は被相続人の意思に基づいてなされる。被相続人が死亡したとき、相続人に自分の遺産を遺贈したいが、相続権のある相続人は相続できず、相続権のない人が相続する場合がある。遺産を相続する人は二通りあり、一つは相続人、もう一つは相続権のない人である。相続権のない人は相続する権利はない。そのため、相続人は相続権のない人を相手に遺産の返還請求ができる。また、相続人は遺産相続したが本当の相続分より少なく受け取った場合、遺産を多く相続した人に対して不足分を回復請求することができる。

また、1299条2項の趣旨は、相手が相続財産を処分した場合でも、その処分が

ら得たものも相続回復請求の対象となる。これは相続財産が処分により原形を残さなかった場合に相続人を保護するものである。

1300条は相続回復請求の相手が善意である場合と悪意である場合についての請求内容を規定するものである。例えば、相手が自分を被相続人の子供であると思って相続をしたという場合がある。又は、相続人が自分の兄弟は二人だけとっていたが、被相続人にはその他にも子どもがいた場合がある。そのため請求内容は善意である場合と悪意である場合とは内容が異なる。相手が善意である場合、相続人は相続財産から得た果実及び受領した利息を回復請求することができない。相手は悪意である場合は果実及び受領した利息を回復請求することができる。また、相手が悪意の場合はその弁済した相続債務等について、善意の相手と違いそれらの償還請求ができない。この点はカンボジア旧民法典623～626条に似ている。1301条は相続人が相続回復請求できる期限について規定している。

(質疑応答)

Q：(ヒー・ソピア)

説明の中では相続回復請求権に二つの類型があるということであった。

一つは、相続する権利が本来ないにもかかわらず、あるとされて財産を受取ったという場合である。この点については我々の中で対立があるわけではない。

もう一つは、本来は相続権のある者が、何らかの理由で相続を受けることができなかったか不十分なものしか得られなかった場合に、他の相続人がその分多くを取得しているという事例は、相続回復請求の対象となるのか。なるとすればその根拠は何か。

A：(ユー・ブン・レン)

文言上は後者の場合も排除されることはないと思う。A B が相続人で、X の遺産を2分の1ずつ分けたという場合。しかし、実際には相続人Cがいて、相続開始を知らずA B だけで分けられたものであった場合、Cは、A B がそれぞれ多く取得したものについて、相続回復請求できるのではないか。

これに否定的な意見が出るのは、Cを含まない遺産分割は無効であって、分割のやり直しを請求できるという考え方によるが、分割はいつまでも請求できるので、それではA B の財産状態が長い間不安定な地位に置かれることにならないか。既にA B が処分してしまっている場合もあるだろう。いずれにしても旧民法典623条・624条は、隠匿した者等広い範囲の者に相続回復請求を認めているが、これは広すぎる。本草案は、これらは相続回復請求の場合ではないとした。起草者の意図は必ずしも分からないが、ただ2番目の類型を含めても別によいのではないかと思う。

Q：(ヒー・ソピア)

相続人は相続財産全部を請求できるのか。それとも遺留分だけか。

A : (ユー・ブン・レン)

この点をはっきりと区別しなければならない。法定相続の場合は、被相続人の遺産が30リエルで、相続人が2人の場合は1人15リエルを相続することになる。つまり、例えばA、B共に15リエルだが、Cも相続人であったのに相続をしなかった場合は、CはAとBに対して、それぞれ5リエルを相続回復請求できる。しかし、遺言相続の場合は被相続人の意思に従うので、遺留分の請求になる。

Q : (ヒー・ソピア)

Cがあくまでも遺産の分割のやり直しを裁判所に求めてきたとき、相続回復請求として金銭で解決してよいのか。

A : (ユー・ブン・レン)

遺産分割の方法というのは、だれがどの財産を受取るのか決めること。ただ今の例だと、ABが処分してしまった後に財産の分割を求めることはできないであろう。ただ、その財産の価格は表わすことができる。Cが遺産分割を要求しても、既に処分されたものはできない。換価されたものであれば、その額を分割するということ是可以するが。ABで15ずつ分けた場合には、Cに5ずつ金銭で払えばよい。これに問題は全くないと思う。私はこのように考えるわけであり、実際には金銭によるほかないと思うのだが。

コメント : (教官)

カンボジアでは国会議員が1条ずつ質問するそうだが、関連する条文についてはまとめて説明した方が分かりやすい。

A : (ユー・ブン・レン)

国会での答弁は、初めのころは大変だが、議員の方がある程度分かってきたら該当する条文だけ説明する。「相続回復請求」は全部で4か条ある。それぞれ関連するのでまとめて説明する。該当する条文を議論するとき(関連するが)既に承認された前の条文を持ち出して議論したい場合は、国会議員に対し、その条文は既に承認されたことを告げ、解説しない。また、手続について質問される場合は民訴の答弁のときに解説する。ただし、これは私個人の考えである。

<講評> :

相続回復請求の中身であるが、不動産で登記の名義が違っていれば、名義を変更する、更正登記を行うといったことになる。遺産分割が既に行われていれば、再分割請求ということになる。日本で問題になるのは、戸籍に書いていないのの後で子どもであることが判明するという場合等である。本来の趣旨は、相続資格を巡って争いがある場合に、できるだけ早く解決しようとするものだと思う。つまり、相続権があるように見える者について権利関係の安定を図るものである。

日本でも議論になるのは、共同相続人間の問題。先の2番目の例で、Cに分けた分が不足していた場合と、Cに全く分けられなかったという場合。基本的な考

え方は、Cがいることについて共同相続人が善意・無過失であった場合には、5年を超えたら請求できないとするものである。日本の裁判所は、相続回復請求権の規定が1か条しかないので、かなり絞った形で解釈している。相続分を超えて財産を取得している者がいる場合には、再分割請求という形で請求するのが原則である。以上は日本についての説明で、本草案ではそのような混乱を避けるために、表見相続人の場合だけに適用することを規定している。1299条1項である。

遺産の再分割の請求の消滅時効について補足すると、相続財産が物として残っている場合には、所有権に基づく請求権と同じで、いつまでも請求することができる。しかし、処分されて金銭となったものについては、通常の債権消滅時効の5年にかかると考えられる。

全体の説明自体はよかったと思うが、解釈上問題となる部分についても、あらかじめ十分に整理しておかれない。再分割請求とかかわる制度が幾つかあるので、それも整理いただければよいと思う。

(2) 民事訴訟法典草案編

I 民事訴訟法典草案26条（事件の分配）

（発表をしたグループ）

A グループ

（メンバー）

スイ・ヌー（発表者補佐役）

モン・モニチャリヤ（発表者）

ユー・ブン・レン

スン・パニャヴット（記録者）

（法案説明資料とその発表内容）

民事訴訟法典草案26条は「事件の分配」について規定するものである。事件の分配は、事前に決められた方法によって自動的に担当裁判官を決定する。これはカンボジアにとっては新しい規定である。条文の目的は以下のとおりである。

- ・裁判官の中立性の保障
- ・裁判所の行政執務の秩序の保障
- ・法の安全と透明性の保障

裁判所長は事件の分配及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序について、毎年あらかじめ決定でこれを定める。このような方法にすることによって、裁判官や裁判所長が、自分の担当したい事件だけを選ぶことを防ぎ、裁判の公正さを保つ。また、当事者が自ら担当裁判官を選ぶ、英語でいう **Judge Shopping** を避けるためでもある。また、裁判所の中に派閥主義が生じることもある。決定で定められた裁判官及び代理順序である場合を除いて、変更することができないとなっている。これは一人の裁判官の事務が多すぎる場合、転任した場合、長期にわたる欠勤等の場合である。このような場合の変更でも、裁判所長の決定によって定

める。

事件の分配については、今まで司法省通達4号に従って行っている。今までの分配の仕方を見ると多くの欠点が存在する。それは官僚主義や派閥主義をもたらすし、当事者が自ら担当裁判官を選ぶ機会を与えてしまう。また、多数の事件を担当する裁判官と担当する事件が少ない裁判官ができ、事件の解決が進まない原因になる。そのため、26条の規定は既存のものより優れている。

(質疑応答)

Q：(ヒー・ソピア)

「法の安全」と「透明性」という言葉の意味は何か。

A：(モニチャリヤ)

それは、裁判所が国民に対し、正義を与えるという司法上の安全である。国が戦争するときには国家の安全又は社会の安全というが、国が平和の状態にあるときは法の安全という。つまり、国民が司法を信用することをいう。この言葉は国家計画の中にも使われている。

Q：(ヒー・ソピア)

26条の「事件の分配」の方法は問題ないと言ったが、それよりよい方法があるのではないか。また、ある事件が、ある裁判官の担当になったときに、その担当を阻止されることは起こり得る。

A：(ユー・ブン・レン)

それぞれの条文は優れた点と欠点がある。しかし、条文を規定するときには、今まで行われてきた方法を維持しながらより良く改善していくのが普通である。26条は今までの方法より良く改善されている。条文では、裁判所長が訴状を受理すると解釈するかもしれないが、実際は書記官長が受理する。訴状が受理された日時や期日等についての記載を十分に監督しなければならない。この条文については、国会ではもっといろいろな質問があると思う。恣意で事件の分配をしたい裁判所長にとっては理解し難いであろう。

Q：(ヒー・ソピア)

説明を聞いて、この条文を受け入れられると思う。

次に、3項において、特別なケースにおいては年度毎の決定を変更できるということになっているが、これはどのような変更か。分配のルールを変更するのか、それとも個々の事件の担当裁判官を決定するということなのか。

A：(モニチャリヤ)

これについて我々の中でも判断できないところだが、我々の考えを説明した後で先生方の御意見をお聞きしたい。新しい事件が起こって、裁判官A B C Dと順番に事件が配分されたとする。このうちB裁判官がどこかに転任した場合、Bが担当していた事件を他のA C Dに配分する必要が出てくる。係属していたB担当事件については、事件番号の若い順からA C Dの順で配分することにな

るのではないか。

Q：(イーダン)

新しく若い裁判官が赴任してきた場合にはどうするのか。

A：(モニチャリヤ)

その場合には、後任の者にすべての事件を振り分けるということもできるし、新たに分配し直すということもできるのではないかと私は考えている。

Q：(ヒー・ソピアー)

例えば、転任の場合には、どのような順序で分配をし直すのかを裁判所長が決め直すのではないかと思う。

<講評>：

この条文の説明について、従来のカンボジアの制度と比較した上で規定の重要性を分かりやすく説明いただき、よかったのではないかと思う。

26条の規定であるが、この規定が定めているのは、裁判官が今持っている係属している事件の分配というよりは、将来起こされる事件の分配とそれに差し支えがあった場合の規定であって、裁判所が既に受けた事件の分配に直接関するものではない。

しかし、裁判官が死亡したり精神病になった場合等について、分配する必要が出てくる場合があると思うので、そういう事態が起きたときに変更するのではなく、そのような場合にはどうするかについて年度毎の決定で、あらかじめ定めておくことがよい。

次に、転任の場合には、実務の上では、なるだけその裁判官が任期内に終わることが求められる。直接主義の要求である。しかし、どうしても終わることができない場合には、御指摘の問題は起こり得る。そのときに、Bの事件をACDに配分する場合に恣意的であっては困るので、26条の精神に則って配分することが好ましい。その意味でモニチャリヤ氏の説明は基本的には正しい。

ただ、先程のモニチャリヤ氏の説明では、既に受理した事件の再分配の問題と、これからやってくる事件の分配の問題について、明確な区別ができてなかったように思う。他の方に説明する場合には、その点の区別を明らかにした方がよいと思う。

また、Bが転勤して、その代わりにEという裁判官が来た場合にどうなるのかという質問が、イーダン氏からあったと思う。裁判官の定員が確保され埋まっているという前提に立てば、ABCDEも訴訟法上の裁判所を構成できる裁判官なのであるから、Bの担当事件はEが引き継ぐということでよいと思う。分配のルールを変更する必要はない。ただし、Bの転勤によって定員が埋まらないという状況が生じたときには、他の裁判官に分配し直すことを考えなければならない。

一つこちらから、カンボジアでも出るかもしれない質問をしたい。かつての現地ワークショップでも出された質問である。それは、例えば、B裁判官が病気に

なったり転任したという客観的に見て裁判ができないという理由ではなく、B 裁判官の能力不足により処理しきれない数の事件を担当することになってしまったという場合である。

A : (モニチャリヤ)

ある特定の裁判官が事件を担当できない、あるいは回避によって担当しないという場合についても、所長の毎年の決定によって定められる。その場合の代理順序も決められている。

Q : (ユー・ブン・レン)

この質問に対しては、確かに挙げられる質問であると思う。私の方でも答えてみる。確かにカンボジアでは裁判官の能力のばらつきが大きい。能力の差だけでなく、事件の複雑さが違うこともあるかもしれない。そうした場合、その裁判官から事件を取り上げて再分配するということもあり得るが、それは恣意的な分配につながるおそれがある。

しかし、事件の迅速な解決というのも民事訴訟法典が理念とするところであり、事件が滞ることは好ましくない。そこで、ある裁判官に一定限度以上の事件が割り当てられているという場合には、遅い順の事件の方から、いったん事件を取り上げて、毎年決定されるルールに従って再分配するというのがよいのではないか。

A : (モニチャリヤ)

それは司法行政の変更に関わるものである。決められたルールに従って自動的に事件が配分されると、特定の裁判官に多くの事件を担当させてしまうという場合には、所長はルールを変更することを認めるべきだと思う。

< 講評 > :

非常に充実した議論であったと思う。やはり既に分配した事件を取り上げて分配し直すという極端な方法よりも、新件の分配の調整で対応する方が望ましいと思う。いずれにせよ事件内容を見て決めるのではなく、事件番号等、客観的なものに基づいて分配することが大切である。

Q : (ヒー・ソピアー)

事件があらかじめ決められている順序により A B C D と分配された場合に、たまたま B D の事件が、当事者は違うが事件の内容が同じ場合には、訴えの併合をして、本条 3 項の変更を認めることができるか。99条により、裁判所は決定で事件の分離併合をできるとあるが。

A : (モニチャリヤ)

事件の併合がなされた場合には、やはり若い順の事件の方を担当している裁判官が担当することになるのではないか。

<講評> :

今の質問は大変いい質問である。99条によれば事件の併合ができるとしているが、99条それ自体は同じ裁判官が審理している事件があつて、争点が同じ場合には併合して審理できるということを規定している。したがって、別の裁判官が担当している事件について併合したいという場合には、26条によって事件の分配を変更し、同じ裁判官に担当させて、その上で併合の決定をすることになる。

今のような事例はたびたび起こることであろうから、年度毎の決定において、このような場合には事件の担当を変えることができる旨を定めておいた方がよいのではないかと思う。

II 民事訴訟法典草案80条（最初の弁論準備手続期日の指定）

（発表をしたグループ）

A グループ

（メンバー）

スイ・ヌー（発表者補佐役）

モン・モニチャリヤ（発表者）

ユー・ブン・レン

スン・パニャヴット（記録者）

（法案説明資料とその発表内容）

80条の目的を説明する。これは「第一回の弁論準備手続期日の指定」の規定である。その目的は、次のとおりである。

- ・対審主義の保障

裁判所は当事者を呼び出さなければならない。

- ・裁判官に尋問の権限を与える。

裁判官は当事者を呼び出し、尋問する権限を有する。

- ・迅速的に事件を解決する。

裁判所は、訴えが提起された日から30日以内の日に、弁論準備手続の期日を指定しなければならない。

弁論準備手続は、当事者に対し、提出すべき準備書面の作成、防御の準備や証拠集めのための期間を与えるものである。この弁論準備手続というのは、現行の調査手続とやや似ている制度ではある。調査手続が本審の前に置かれるのと同様に、弁論準備手続も口頭弁論の前に置かれる。しかし、この弁論準備手続においては、当事者が何を求めているのかを明らかにしなければならず、これは当事者の責任で行われる。裁判官が当事者が何を求めているのかを積極的に探るというものではない。

弁論準備手続の行われた日には、当事者は改めて資料を提出することができない。これについては92条に規定している。97条に基づいて、弁論準備手続の期間中、和解をすることが適切でないとは判断した場合を除いて、裁判所は訴訟がいかなる段階にあるかを問わず、和解を試みることができる。カンボジアの裁判所が1982年に出来て以来、我々は司法省の民事訴訟手続に関する通達4号及び婚姻家族法に基づいて裁判を行ってきた。草案の弁論準備手続は通達4号の内容と似ているが、証拠調べについては裁判官の権限であり、また、その活動は大変積極的である。それは終戦間もないカンボジアの社会状況に合わせた規定である。国民の生活が貧しく、自分で証拠収集する資力がなく、また、法律家という人材も不足していた。新しい草案では証拠集めは当事者の責任であると規定している。これはカンボジアの現在の社会状況と司法制度の公正にかんがみてこのような規定をしている。

同通達4号では、原告が2回出席しない場合は訴訟を放棄したとみなし、また、裁判官が必ず和解勧告をしなければならないとなっている。

従来の通達4号において、裁判所は積極的な調査を行ってきた。これは当時としてはやむを得ない処置であったと考える。通達4号・婚姻家族法では、非常に厳格な和解前置主義を採用してきた。これを我々の草案に当てはめるとすると、弁論準備手続の前に置かなければならないことになるが、和解を必ず試みなければならないとすると、当事者に和解をする気がない場合にも和解を試みなければならないとすると、迅速な裁判が阻害される。そこで我々の提案では、厳格な和解前置を採用しないことにしており、適当であると考えている。

新しい草案では裁判官は和解を試みるが、和解が適切でないとは判断したい場合は和解をしなくてもよいとなっている。80条2項の30日以内に期日を指定しなければならないことについてであるが、今のカンボジアの通信現状を見ると適切である。

<講評> :

今の発表は非常に充実していた。これまでの手続と似た点もあるが、はっきりと異なるという点も説明されていたので、これでよろしいのではないかと思う。

Q: (ユー・ブン・レン)

26条についてお聞きしたい。今回の草案では合議制が認められているが、この合議体の編成・組織についても、決定により3人を自動的に割当て、順番の若い者を裁判長にするということになるのか。

<講評> :

今の質問に答える前に日本の制度について説明しておきたい。日本では下級裁判所事務処理規則によって、裁判所には「部」というものが置かれる。日本の場合には、例えば、3人で構成される部があれば、その部の長をあらかじめ決めておき、そのあらかじめ決められた長が、合議事件においては、裁判長となる。

事務処理規則6条との関係であるが、どの順序で各部に事件が分配されるかという点も毎年度定められる。そして、その順序により分配されて、合議体のときは部長が裁判長になるわけである。ただし、日本の場合、最高裁については異なる。最高裁は、15人が5人ずつの小法廷に分けられるが、裁判長となる者は持ち回りで順番に変わっていく。

Q: (ヒー・ソピアー)

カンボジアでは部がないので、部の単位で事件を受けるというのはできないのだが、その場合には、26条の解釈により、順番の若い者が裁判長になると解することはできるだろうか。

<講評>:

26条の分配に関する規定と23条の合議制の規定との関係について説明したい。日本の26条に相当する規定の運用については、部に配分した後で23条により合議体にするか単独制にするか判断する。これが日本の扱いである。

ただ、カンボジアでは、特に地方の裁判所では部を構成できるほどの人数がないこともあるので、26条により個々の裁判官に事件を分配していくという解釈になろうかと思う。したがって、第一次的には、すべての事件が単独の裁判官に割り当てられる。次に、これを合議にする場合には、23条2項の1号と2号で区別する必要があると思う。2号は法定合議事由であるので、26条の毎年度の決定において、機械的に3人の裁判官を選ぶ方法を、あらかじめ決めておかなければならないと思う。次に23条2項1号の場合。裁定合議の場合であるが、こちらについては500万里エル以上の訴えが起こされた場合には、やはり26条の年度の決定により、機械的に3人に分配され、その3人で合議体で審議すべきかが協議される。合議体によらないことになった場合には、元の個人の裁判官を決める順序によって配分することになる。

III 民事訴訟法典草案95条（判決の基礎にすることのできる事実）

（発表をしたグループ）

B グループ

（メンバー）

イーダン（発表者補佐役）

ヒー・ソピア（発表者）

チャン・ソテアヴィ

パエン・ピッサリー（記録者）

（法案説明資料とその発表内容）

95条に関する解説はとても簡単である。これは、判決の基礎にすることのできる事実についての規定である。この条文は、裁判所は、いずれの当事者も主張しない事実を判決の基礎に採用することはできないという規定であり、非常に短い規定となっている。

この条文の目的は、一般私人の権利を守るためのものである。当事者が訴訟を起こした場合や自分の利益を守りたい場合、自分の責任において自由に行動する。裁判所はその手続に関して指導する立場であり、証拠収集などは行わない。この条文の趣旨は、法案の3条及び5条と同じである。それは、訴訟における当事者の主張については、当事者の権利であり、義務でもある。そのため、裁判所は当事者の主張した事実に基づいて判決を出す。これは、当事者の利益を守るためである。当事者の主張しない事実について、裁判官が自ら調査して判決に記すことはできない。当事者が主張していない事実については、当事者にとっては不利益を被ることになるので、裁判所は当事者の主張する事実に基づいて判決を出す。これは当事者主義による裁判を行うということである。ある当事者は債権者であり、また、担保物権者でもあった場合、当事者が債権者であるとのみ主張しているのに、裁判所の判断で当事者が担保物権者であることまで採用すると、当事者に不利益になる。カンボジアの司法省通達4号を見ると草案の95条の内容とほぼ同じである。今の裁判所は草案95条に規定する内容に従って判決を出しているが、少ないが一部の裁判所では、職権により判決を出している。95条の解説に関連する条文は草案の2条と123条に書いてある。

(質疑応答)

Q：(モニチャリヤ)

95条はカンボジアの新しい民事訴訟法典の条文だと言ったが、ではこれまでどのようなことを行ってきたのか。

A：(ヒー・ソピア)

新しいという言葉には、新たに出来た条文という意味と改善されたという意味の二つがあると思う。説明したのは後者である。

Q：(モニチャリヤ)

条文の中では、当事者が主張する事実だけが判決の基礎になるとあるが、そうすると当事者は自分の責任で証拠集めをしなければならないことになるが、この条文は今のカンボジアの社会に適切だろうか。当事者にそのような能力があるだろうか。また、法案の中にそのような人たちを助けるような条文があるのか。

A：(ヒー・ソピア)

民法典は国民の利益を守る法律である。民法典の権利を実現する段階になると、民事訴訟手続で対応することになる。事件が起きた場合、当事者でない人が事件に関与することはあり得ない。民法典にも書いてあるが、例えば、利益を侵害された場合は、利益を守るため訴訟を起こす。これは個人の自由である。

(一般的に裁判に頼るであろう)。当事者は自分の権利と義務を果たすことができ、自分の利益・不利益について責任を持つ。これは民法典及び民訴法典の中にも規定されているが、個人は自分の行動に責任を持たなければならない。

Q：(ユー・ブン・レン)

当事者が主張する事実が、ある別の主張に関連していて、その主張を超える部分についても、裁判所が事実を認定するということはできるのか。例えば、離婚を求める訴えがなされて、離婚事由の有無について当事者が主張しているのに対して、子をだれが引き取るかということについてまで裁判所は判断できるのか。

A：(ヒー・ソピア)

まず請求と事実について触れておきたい。事実と請求は区別される。95条は、事実に関する認定のみを定めるものである。これでよろしいか。

<講評>：

今のソピア氏のお答えでよいが、182条2項とも関連する。先の例で言えば、当事者が自分が子どもを養育したいということを主張しない限り、その点について裁判所が判決をすることは許されない。

95条の当事者が主張した事実というのは、どのような細かい事実であっても、裁判所は主張がない限り判決の基礎とすることはできない、ということになるのか。

A：(ヒー・ソピア)

95条にいう事実とは何か起こったという事実であると理解している。この起こった事実が何らかの法的効果をもたらす場合に、当事者が請求できるわけであるので、証拠というものは異なる。証拠というのは当事者が主張する事実を裏付けるために提出するものである。

<講評>：

今の説明は、事実と証拠の区別の説明という点では的確なものであったと思う。ただ、私が質問したのは、間接的に請求を基礎付ける事実と関連するものがあるのではないかということ。例えば、契約が締結されたという場合に、消費貸借契約の意思表示がなされた、あるいは金銭の交付がなされたという事実は、請求を直接基礎付ける事実である。そうではなく、締結日前にお金に困っていたが、締結日後に金回りがよくなったという間接的な事実が認められる場合には、そうした事実も裁判所は、判決の基礎とすることはできないのか。

A：(ヒー・ソピア)

金銭消費貸借があったとされる日以降に金回りがよくなったという事実について。二つの考え方があり。一つは消費貸借契約があったという事実を裏付ける証拠と考えるものである。もう一つには、契約があったという事実を間接的に表わす事実と考えることもできる。

<講評>：

ソピア氏のおっしゃるように、証拠と主張を区別しなければならないというのはその通りである。

ただ、先ほどの質問は、次のような場合である。例えば、ブン・レン氏がモニチャリヤ氏を訴えた。3月15日に自動車事故でけがを負わされたという理由で。実は、事故は確かに起こったことが判明したが、3月16日のものであった。この場合に、裁判所は16日の事件を認定してもよいのか。

A：(ヒー・ソピア)

95条の「当事者が主張しない事実」という文言の解釈だと思う。交通事故が起こったことを当事者が主張している。その後の証拠調べによって事故があったことは分かったが、日時だけが若干異なっていたという場合、当事者が主張する日時が誤っていたと考えて問題があるだろうか。日時が異なるということをもって、事故があったという事実を全部なかったことにするのは適当ではない。全体として請求を基礎付ける事実が認められるのであれば、些細な部分について誤りがあっても認定してよいと考える。もちろん、日を変えて同じ人が事故にあったということも考えられるので、そのときは前者の事故を認定すべきであると思う。

<講評>：

十分な理解をされていると思う。些細な事実の食い違いは95条に含まれないということが理解されていればよい。

IV 民事訴訟法典草案124条（証拠調べ）

(発表をしたグループ)

B グループ

(メンバー)

イーダン（発表者補佐役）

ヒー・ソピア（発表者）

チャン・ソテァヴィ

パエン・ピッサリー（記録者）

(法案説明資料とその発表内容)

まず124条は1項で、証拠調べは当事者の申出により行うとなっている。裁判官は、申出のあった証拠についてだけを調べるもので、私的自治のあらわれである。

そして、第2項では、裁判所は当事者の申し出た証拠によって事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断することができないとき、その他必要と認めるときは、職権で証拠調べを行うことができると規定している。民事訴訟法典の中の重要な原則では、証拠提出は本人の申出によって行うとなっている。したがって、だれかが代わって証拠を提出することはできない。また、民事訴訟法典では、当事者は自分の行為につき責任を持つとなっている。

しかし、今カンボジアの現状を見ると、経済面もそうだが国民の知的レベルも低く、特に、訴訟に関する手続、事実主張あるいは証拠収集に関する知識がないため、自分で行うことは難しい。また、多くの国民は弁護士を依頼する資力がな

い。弁護士の数も少ない上に、大部分の弁護士は都市に集中しており、田舎で弁護士事務所を開業することは好まない。そのため、124条は特別なことを規定している。原則は当事者の申出によって行うが、明確な条件付きで例外も認めている。

現在は、カンボジア司法省通達4号には、「15日以内に証拠を提出しなければならない。提出しなかった場合には、その者の不利益とする。」という趣旨の規定がある。しかし、実務の現状では、裁判官が職権で証拠調べを行っている。このような事情から、限定的ながら124条2項の規定を置いた。

注意すべきなのは、いつでも職権による証拠調べができるわけではなく、当事者が申し出た証拠だけでは判断できない場合など、限られた場合にのみ行われることである。裁判所は事実についての主張を真実と認めるべきか否かの判断ができないとき、また、その必要があると認めたときにのみ、職権で証拠調べを行う。

124条の2項は、カンボジアの現状にかんがみて例外的に設けられた。法律は社会の現状に合わせて作らなければならないため、この規定はカンボジアの現状に合わせて作ってある。

したがって、証拠収集に関する人々の能力が上がれば、将来的には適用を少なくし、廃止することも考えられる。カンボジアの社会が発展すれば、124条の2項は削除すべきである。なぜならば、職権で証拠を収集する場合は、国の機関によるものとなるが、社会が貧しくない状態であれば、個人で行う方がよいと思うからである。

(質疑応答)

Q: (ユー・ブン・レン)

95条にも124条にも事実という言葉があるが、これは何か。

A: (ヒー・ソピア)

事実とは、紛争が発生したことである。どういった紛争が起こったかである。その起こった紛争が事実である。例えば、朝から晩まである人がしてきたことがすべて事実である。例えば、AがBに対して借金の返済を申し立てる。この借金は2002年1月1日にAがBに対して貸し付けたという場合には、これは事実である。借りたという証明が証拠であり、これが調査の対象となる。この事実以外のことを裁判官は判決に反映させることはできない。

Q: (ユー・ブン・レン)

もう一つ争点という言葉があるがこれは何か。

A: (ヒー・ソピア)

先の例をとると、一方は返したと言い、他方が返していないと言った場合、お金を貸したというのが事実であり、返したかどうかというのが争点である。当事者が自白したことについては、それ以上に裁判所は証拠の提出を求める必要はない。争点となるのは、事実の中の一部である。しかし、ときどき事実全体が争点となる事件もある。例えば、AはBにお金を貸したと言うが、Bが全

面的に否定した場合である。

Q：(ユー・ブン・レン)

当事者による証拠調べの申立てと職権による証拠調べでは、その費用について差があるか。

A：(ヒー・ソピア)

まず現状について説明すると、現在のカンボジアでは、職権による証拠調べでも当事者に費用を負担させている。争いになっている土地まで出掛けて検証するというのも、裁判官の日当等を当事者に負担させている。このような状況では、裁判官による無制限の証拠調べの費用を、すべて当事者が負担することになり、これは今回の条文案とは相容れない。職権による証拠調べの費用は国庫の負担とすべきである。

ただ、現状では裁判所の予算は少ないので、このような証拠調べのための費用は乏しい。例えば、今年の裁判所に割り当てられた予算は、総予算の0.03パーセントである。そのような状況にあるとしても、職権による証拠調べについては国庫が負担すべきである。

Q：(モニチャリヤ)

証拠調べの申出をした者が、経済的に困窮しており費用が払えないために証拠の申出ができないという場合が考えられるが、そのような場合について何か規定はあるのか。

A：(ヒー・ソピア)

民事訴訟法典草案第69条に費用が払えない貧しい人に対する救助の規定がある。また、第70条にその内容についての定めがある。

<講評>：

第124条の説明については的確であったと思う。

第124条2項は、カンボジアの現状を考慮したもので、将来的には廃止すべきものという点についても、そのとおりであると思う。

ただ、Aグループから質問があった職権による証拠調べの費用については、そのような考え方も分かるが、現在の民事訴訟法典草案では、62条で、当事者又は事件関係人が納めるものとしており、職権によるものであるか否かで区別をしていない。しかし、裁判所からすれば、職権による証拠調べの費用を当事者に負担させるのは気の毒であると考えられるだろう。その意味でも、124条2項の適用は、積極的になされるべきではないと言える。

7 最後に

日本が起草支援をしてきた民法典・民事訴訟法典の草案は完成したが、今後、両法案の立法化に向けては、閣僚評議会での審議や省庁間協議、そして国民議会での審議などが必要となる。また、無事に制定・施行されたとしても、その運用が円滑に行われるようにな

るには、まだ相当の期間を要し、今後も我が国の支援は継続されることになる。

今後、カンボジア側が、日本の経験や研修の成果を活用することにより、両法案の立法化と両法の解釈・運用を担う人材の育成が進展し、両法がカンボジア社会に根付く日が一日も早く訪れることを期待したい。



作業計画を作成する B グループ



A グループ発表



Bグループ発表



研修開講式

別紙1

カンボジア法整備支援研修日程表

月 日	曜	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
3 / 24	月	オリエンテーション	所長表敬 記念撮影 事務次官表敬	
3 / 25	火	講義：日本の立法手続 法務総合研究所国際協力部教官 田中嘉寿子	講義：法令立案の手法について 衆議院法制局第五部第一課参事 片山敦嗣	
3 / 26	水	講義：民事立法実務 法務省民事局付 一場康宏	演習：作業計画 法務総合研究所国際協力部教官 黒川裕正	
3 / 27	木	講義：法案の国会提出に向けた準備作業について 法務省民事局付 高原知明	演習：法案説明資料作成 法務総合研究所国際協力部教官 黒川裕正	
3 / 28	金	自由研究		
3 / 29	土	休み		
3 / 30	日	民事訴訟法施行附則の解説 長野地方裁判所長・家庭裁判所長 柳田幸三		
3 / 31	月	民法条文解説 明治大学法学部教授 新美育文	演習：法案説明資料作成 法務総合研究所国際協力部教官 田中嘉寿子・黒川裕正	
4 / 1	火	民事訴訟法条文解説（不動産執行について） 駿河台大学学長 学習院大学法学部 竹下守夫 教授 松下淳一	民事訴訟法条文解説（不動産に対する担保権実行について） 一橋大学大学院法学研究科 大阪市立大学大学院法学研究科 教授 上原敏夫 教授 高田昌宏	
4 / 2	水	自由研究		
4 / 3	木	民法条文解説 一橋大学大学院法学研究科 教授 松本恒雄	民法条文解説 学習院大学法学部 教授 野村豊弘	
4 / 4	金	民法条文解説 徳島地方裁判所長・家庭裁判所長 南敏文	愛知大学法学部 助教授 本山敦	

4 / 5	土	休み		
4 / 6	日	早稲田大学法学部 教授 浦川 道太郎	愛知大学法学部 助教授 本山 敦	
4 / 7	月	演習：法案説明資料作成 法務総合研究所国際協力部教官 黒川 裕 正	演習：法案説明資料作成 法務総合研究所国際協力部教官 黒川 裕 正	
4 / 8	火	演習：法案説明資料まとめ 法務総合研究所国際協力部教官 黒川 裕 正	演習：民事訴訟法の法案説明資料への講評 一橋大学大学院法学研究科 慶応大学法学部 一橋大学大学院法学研究科 教授 上原 敏夫 教授 三木 浩一 教授 山本 和彦	
4 / 9	水	演習：民法の法案説明資料への講評 明治大学法学部 上智大学法学部 教授 新美 育文 教授 山本 豊	演習：民法の法案説明資料への講評 明治大学法学部 早稲田大学法学部 教授 新美 育文 教授 棚村 政行	
4 / 10	木	演習：作業工程の作成 法務総合研究所国際協力部教官 黒川 裕 正		
4 / 11	金	資料整理	評価会	閉講式
4 / 12	土	帰国		

カンボジア法整備支援研修員名簿

1	スイ ヌー
	Mr. SUY Nou
	司法省次官
2	イーダン
	Mr. Y Dan
	司法省次官補
3	モン モニチャリヤ
	Mr. MONG Monichariya
	最高裁判所判事
4	ヒー ソピア
	Mr. HY Sophea
	カンダル州裁判所所長
5	ユー ブン レン
	Mr. YOU Bun Leng
	控訴裁判所判事
6	チャン ソテアヴィ
	Ms. CHAN Sotheavy
	司法省民事局長
7	スン パニャヴット
	Mr. SOEUNG Pahnvuth
	司法省検察局長
8	パエン ピッサリー
	Mr. PEN Pichsaly
	司法省判事

研修監理員：那須芳恵

主任教官：黒川裕正 事務担当：外尾健一

カンボジア法整備支援研修の内容

種別	科目名	日数	講師	目的 (研修員が達成すべき目標)	主な項目	主な内容	
						具体的な内容・進め方(例)	留意点
1	講義 日本の立法手続	0.5	法務総合研究所国際協力部教官ほか	日本の立法手続の全体像を学ぶ。	① 日本の立法手続概要 ② 立法審査所管官庁(内閣法制局、衆議院法制局等)の組織・役割の概要	主に、公表されている資料を基に、概要を説明する。	総論的・漸入的な講義を行い、その後に行われる講義・演習の内容が理解しやすいようにする。
2	講義 法令立案の手法について	0.5	立法審査所管官庁	法案を作る上での留意点を学ぶ。	① 法律案作成上の留意点概要 ② 法令用語統一の意義・必要性 ③ 法案審査の手法	法律を作る際に特に留意しておくべき事項(法令用語の統一等)は何か。また、これらを守らなければならないような事態が起こり得るか。その法律で使う用語についてどのような基準で審査するか。 * いずれも、具体例を挙げて説明。	
3	講義 民事立法実務	0.5	法務省民事局参事官室(カンボジア民事局) 法務省民事局参事官室(カンボジア民事局)	関連法規制定の必要性と手法を学ぶ。	① 民事局参事官室が行っている法改正概要 ② 関連法規の改廃等 ③ 各省協議の概要	法制定・改正をする場合に必要となる施行法、付則(経過規定)、政省令、通知などの意義や手法。 他省庁との協議の概要。 * いずれも、具体例を挙げて説明。	民法、民事訴訟法関係の法改正の経験談の紹介があるとなおよい。 具体例は、建物区分所有法などがよい。
4	講義 民事訴訟法条文解説	1	カンボジア民事訴訟法部会委員	不動産執行に関する条文の再確認。	不動産執行	条文案について、民事訴訟法部会委員(日本の大学教授等)が解説し、質疑応答を行う。場合によっては、条文案の修正についても検討する。	特に難しい不動産執行の条文でまだ十分に理解されていないものについて、補足的に解説・協議する。
5	講義 民事訴訟法施行規則の解説	1	カンボジア民事訴訟法部会委員	民事訴訟法施行規則についての協議。	民事訴訟法施行規則	上記4と同様	新相に起草する民事訴訟法施行規則についての解説・協議する。
6	講義 民法条文解説	2.5	カンボジア民法部会委員	土地法などとの関連や相統編などについての理解を深める。	① 土地法との関連 ② 担保取引法との関連 ③ 相統編	条文案について、民法部会委員(日本の大学教授等)が解説し、質疑応答を行う。場合によっては、条文案の修正についても検討する。	特に難しい条文でまだ十分に理解されていないものについて、補足的に解説・協議する。
7	講義 法案の国会提出に向けた準備作業(総論)	0.5	法務省民事局参事官室(カンボジア民事訴訟法部会委員)	法案の国会提出に向けた準備作業の全体像を学ぶ。	① 法案説明資料の作成 ② 具体例	例えば、建物区分所有法や遺産法などの改正の際に必要な法案説明資料の作り方について、実際の経験を基に説明。	日本の法改正における法案説明資料の経験談。
8	演習 法案説明資料の作り方(各論)	3	法務省民事局参事官室(カンボジア民事訴訟法部会委員)ほか	法案説明資料の作り方の演習を行い、今後自分たちだけで作れるようになる。	① カンボジア民法典、民事法典(法総研の担当教官が)過去のワークショップや記念セミナーでの質疑応答も調べ、対比しながら、法案説明資料作成に適した条文の選定などを行う。	具体的にどの条文を取り上げるかは、民法部会委員、民事訴訟法部会委員の意見もお聞きして選定する。	
9	演習 法案説明資料の作り方(講評)	2	カンボジア民法部会委員 カンボジア民事訴訟法部会委員	自分たちで作成した法案説明資料の問題点・解決策を学ぶ。	法案説明資料への講評	法案説明資料の内容について講評する。法案説明資料が作成できなかった場合には、なぜ作成できなかったかについて意見交換する。	
10	演習 作業計画(総論)	0.5	法務省民事局参事官室(カンボジア民事訴訟法部会委員)ほか	今後必要となる作業について自分たちで計画を立てる。	必要な作業の洗い出し	研修員へのインタビューを行い、必要な作業を書き上げ、整理する。	作業工程表作成につながるための作業。
11	演習 作業工程表の作り方(各論)	1	法務省民事局参事官室(カンボジア民事訴訟法部会委員)ほか	法案説明資料作成の計画を立てる。	今後の立法手続に沿った作業の内容・分量	整理した作業を立法手続に沿って並べ、問題となる点は何で、どう対応すべきかを考える。	あくまで計画作りの訓練であり、必ずしもここでの計画をそのまま実行するわけではない。

作 業 計 画

1 演習の目的

この演習では、民法、民事訴訟法の成立・施行へ向けて今後必要となる作業の洗い出し、整理を行い、今後どういった作業が必要となり、それらの作業を行うためには、どういった計画を立てる必要があるかを各研修員が検討することを目的とする。

なお、演習での経験を、研修員各自が、帰国後、実際に作業計画を立てていく際に役立てることを念頭に置いて、作業を進める。

2 進め方

(1) カンボジアの立法手続を研修員全員で確認する(後述のとおりかどうか)。

(2) 研修員 8 名を二つのグループに分け、発表者、記録係を選ぶ。

※ 特に問題なければ、以下のとおりとする。

A グループ (研修員番号：奇数)	B グループ (研修員番号：偶数)
☆ H. E. Mr. SUY Nou	☆ H. E. Mr. Y Dan
◎ Mr. MONG Monichariya	Mr. HY Sophea
Mr. YOU BUN Leng	◎ Ms. CHAN Sotheavy
○ Mr. SOEUNG Pahnvuth	○ Mr. PEN Pichsaly
別添の 1～5 について検討	別添の 6～9 について検討

◎：発表者

☆：上記◎の発表者による発表について、必要に応じ、補足する。

○：記録者

(3) グループごとに、以下の事項について検討する。

ア 前半の作業 (問題点の洗い出し)

問題点を挙げ、それらに対応するためには、何を、いつまでに、だれがどうやって行う必要があるかを具体的に挙げる。

イ 後半の作業 (問題点の整理)

上記アの問題点 (及び対応策) を時系列に整理し、記録係が紙に書き (「作業計画」を作成)、最後にコピーを全員に配る。

カンボジアでの立法手続

※ 以下の資料は、過去の資料などを基に作成した。

なお、*は、担当機関、委員会名など判明した部分を記載したものである。

- 1 各省が法案を起草する。
↓
- 2 公聴会による意見聴取
↓
- 3 閣僚評議会内の法律家委員会が法案を検討する（了解又は終了）。
↓
- 4 関係する省を集めて審議（各省の了解必要）。
* 閣僚評議会内各省担当者会議
↓
- 5 閣僚に説明（了解）
* 閣議
↓
- 6 政府として国会（下院）に上程
↓
下院内の法律委員会が審議・修正 ← 担当省が説明
* 国民議会立法委員会
* 国民議会常任委員会
↓
- 国会（下院）で審議（通過又は閣僚評議会に差戻し）
* 本会議
↓
- 7 国会（上院）に提出（手続は下院と同じ）
* 上院立法委員会
* 上院常任委員会
↓
通過又は下院への差戻し
↓
- 8 憲法院で審議（通過又は国会・閣僚評議会への差戻し）
↓
- 9 国王が裁可

法案説明資料作成

1 演習の目的

この演習では、民法、民事訴訟法の成立・施行へ向けて今後必要となる作業のうち、逐条解説資料作成作業を実際に行うとともに、今後どの程度の時間がかかるか、効率的に作業を進めるにはどうすればよいかなどを各研修員が検討することを目的とする。

2 進め方

(1) 研修員 8 名を二つのグループに分け、発表者、記録係を選ぶ。

※ 特に問題なければ、以下のとおりとする。

A グループ (研修員番号：奇数)	B グループ (研修員番号：偶数)
☆ H. E. Mr. SUY Nou	☆ H. E. Mr. Y Dan
Mr. MONG Monichariya	● Mr. HY Sophea
● Mr. YOU BUN Leng	Ms. CHAN Sotheavy
○ Mr. SOEUNG Pahnvuth	○ Mr. PEN Pichsaly

●：発表者

☆：上記●の発表者による発表について、必要に応じ、補足する。

○：記録者

(3) グループごとに、以下の事項について検討する。

※ 取り上げる条文、解説すべき事項の例は、後述のとおり。

ア 前半の作業

民法典条文案（最低でも 2 か条）について、解説すべき事項を挙げる。

なお、2 か条を例示するが、これら以外に、演習すべきと思われる条文があれば、取り上げてよい。

イ 後半の作業

(ア) 民事訴訟法典条文案（最低でも 1 か条）について、解説すべき事項を挙げる。

なお、2 か条を例示するが、これら以外に、演習すべきと思われる条文があれば、取り上げてよい。

(イ) 記録係は、記録を整理する（他の研修員も手伝う。）。

法案説明資料作成の対象条文（案）及び解説すべき事項の例

※ 以下の条文以外にも、今回の研修で対象とした方がよいと思われる条文の有無について研修員の意見を聞いた上で、A グループ、B グループそれぞれ、できれば民法典条文案については2か条ずつ、民事訴訟法典条文案については1か条ずつ追加したい（それより幾分多くなることもあり得る。）。

1 法案説明資料作成の対象とする条文（案）

A グループ

民法典条文案（親族相続編）

○ 民法典条文案第1004条（完全養子縁組の成立の方式）

裁判所は、第1005条（夫婦共同縁組）から第1009条（完全養子縁組成立の判断基準）までに定める要件があるときは、養親となる者の申立てにより、実方の血族との親族関係が終了する縁組（この款において「完全養子縁組」という。）を成立させることができる。

○ 民法典条文案第1299条（相続回復請求権の内容）

(1) 相続人は、実際には帰属しない相続権により相続財産を取得した者を相手に、取得されたものの返還を請求することができる。

(2) 相続回復請求の相手方が相続財産を目的とする契約により取得したのも、相続回復請求の対象となる。

民事訴訟法典条文案（判決手続編）

○ 民事訴訟法典条文案第26条（事件の分配）

1 裁判所における事件の分配及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序については、毎年あらかじめ、当該裁判所の所長の決定により、これを定める。

2 事件は、第1項の規定により、自動的に各裁判官に分配しなければならない。

3 第1項の規定により定められた事件の分配及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序は、一の裁判官の事務が多すぎる場合、裁判官が退官若しくは転任した場合又は長期にわたる欠勤等のため裁判官に引き続き差し支えのある場合を除いては、その年度中、これを変更してはならない。この場合の変更は、当該裁判所の所長の決定により定める。

○ 民事訴訟法典条文案第80条（最初の弁論準備手続期日の指定）

1 訴えが提起されたときは、裁判所は、速やかに弁論準備手続の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。

2 第1項の期日は、特別の事由がある場合を除き、訴えが提起された日から30日以内の日に指定しなければならない。

B グループ

民法典条文案（財産編）

- 民法典条文案第134条（物権変動の対抗要件）
 - (1) 不動産に関する物権の設定，移転及び変更は，占有権，留置権を除き，登記に関する法令の規定に従い登記をしなければ第三者に対抗することができない。
 - (2) 動産に関する物権の譲渡は，その動産の引渡がなければ第三者に対抗することができない。
- 民法典条文案第764条（担保物権の種類）
 - (1) 担保物権は，民法典又は特別法の定めるものに限られ，そのほかに創設することができない。
 - (2) 民法典に定める担保物権は，留置権，先取特権，質権，抵当権及び譲渡担保権の5種類である。

民事訴訟法典条文案（判決手続編）

- 民事訴訟法典条文案第95条（判決の基礎にすることのできる事実）

裁判所は，いずれの当事者も主張しない事実を，判決の基礎に採用することができない。
- 民事訴訟法典条文案第124条（証拠調べ）
 - 1 証拠調べは，当事者の証拠の申出により行う。
 - 2 裁判所は，当事者の申し出た証拠によって事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断することができないとき，その他必要があると認めるときは，職権で証拠調べを行うことができる。

2 解説すべき事項の例

民法典条文案第134条の場合

- [例] (1) 民法典条文案第134条の趣旨
(2) カンボジア旧民法第689条との違い
(3) カンボジア土地法第65条との違い

〈参考〉カンボジア旧民法第689条

関連不動産について，所有権譲渡，一時的占有及び担保権の文書は，かかる文書が真正な形式を踏んでおり，不動産登録事務所に記録されている場合第三者にとって合法的なものとなる。

カンボジア土地法第65条 ※ 入手資料が英文につき，英文のまま転載。

Article 65

The transfer of ownership can be enforceable as against third parties only if the contract of sale of immovable property is made in writing in the authentic form drawn up by the competent authority and registered with the Cadastral

Registry Unit.

The contract of sale itself is not a sufficient legal requirement for the transfer of the ownership of the subject matter.

民事訴訟法典条文案第80条の場合

- [例] (1) 民事訴訟法典条文案第80条の趣旨－「調査手続」の廃止について
(2) 弁論準備手続前置主義の意義・具体的内容
(3) 弁論準備手続の冒頭における和解（第104条）
(4) 「30日以内」という期間について

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

キセル（煙管）の語源

今では見なくなったキセルであるが、時代劇があるため、タバコを吸う道具であることくらいは日本人なら知っているであろう。正確に言えば、きざみタバコを吸うための道具で、タバコを詰めるところが雁首（がんくび）で、これと吸い口をつなぐ羅宇（らお）からできている。この羅宇がキセルである。このキセルという言葉は、もともとクメール語の *kshier*（クセル）が語源であり、ポルトガル人が日本にもたらしたと言われている。その意味はクメール語でズバリ「管」（くだ）である。

そして、羅宇といえばカンボジアの隣国ラオスを思い浮かべるであろう。キセルに使う細い竹の管は、日本産ではなくラオス産の黒斑竹であったため、日本では羅宇と呼ばれ、これを取り替えることをラオ替え、その商売をラオ屋と言ってきたという。

不正乗車の意味のキセルは日本産であるが、クメール語に類似の用例があるだろうか。

別紙 4

カンボジア民法典草案（抜すい）

第133条（合意による物権変動）

物権の設定、移転及び変更は、当事者間の合意に従って効力を生じる。

第134条（物権変動の対抗要件）

(1) 不動産に関する物権の設定、移転及び変更は、占有権、留置権を除き、登記に関する法令の規定に従い登記をしなければ第三者に対抗することができない。

(2) 動産に関する物権の譲渡は、その動産の占有の移転がなければ第三者に対抗することができない。

第192条（動産所有権の善意取得）

有効な所有権譲渡契約により善意かつ無過失で動産の占有の移転を受けた者は、譲渡人がその動産の所有権を有していない場合でも、その動産の所有権を取得する。ただし、譲渡人が直接占有を継続しているときは、この限りでない。

第228条（占有の移転）

(1) 占有は、占有物の引渡しによって、移転する。このような形での占有の移転を、現実の引渡しという。

(2) 占有は、現実の引渡しをすることなしに、当事者間の合意のみによって移転することができる。この場合、占有の譲受人は譲渡人を通じての間接的な占有を取得する。このような形での占有の移転を占有改定という。

(3) 占有を譲受ける者が占有物を現に直接に所持するときは、占有は当事者間の合意のみによって移転することができる。これによって、占有の譲渡人は、占有物の所持者を通じて有していた間接的な占有を失う。このような形での占有の移転を簡易の引渡しという。

(4) 他人を通じて間接的に占有する者は、第三者との合意及び直接占有する者に対してその旨を通知することによって、第三者に占有を移転することができる。このような形での占有の移転を指図による占有移転という。

第636条（契約の要式性）

委任契約は、当事者の合意のみによって成立する。

第764条（担保物権の種類）

(1) 担保物権は、民法典又は特別法の定めるものに限られ、その他に創設することができない。

(2) 民法典に定める担保物権は、留置権、先取特権、質権、抵当権及び譲渡担保権の5種類であ

る。

第765条（担保物権の目的物）

担保物権は、譲渡することのできない物又は権利を目的とすることはできない。ただし、留置権については、譲渡することのできない物についても成立することを妨げない。

第766条（担保物権の附従性）

(1) 担保物権は、現に存在する債務を担保するために成立する。また、将来生ずる債務であっても、それが特定されている場合には、それを担保される債務として、担保物権を設定することができる。

(2) 被担保債権が要件を欠くために成立しなかった場合には、担保物権も成立しない。

(3) 被担保債権が意思表示の瑕疵その他の事由により無効であった場合又は取り消された場合には、担保物権も効力を生じない

(4) 被担保債権が弁済、消滅時効その他の事由により消滅した場合には、担保物権も消滅する。

(5) 第1項、第2項、第3項及び第4項の規定は、継続的契約から生ずる複数の債権を担保するために設定される根抵当権について適用しない。

第767条（担保物権の随伴性）

(1) 担保物権の設定された債権が移転する場合には、別段の意思表示のない限り、担保物権も債権の譲受人に移転する。ただし、担保権者が担保権の目的物を占有することを必要とする場合には、債権の譲受人が目的物の占有を取得することを要する。

(2) 第1項の規定は、根抵当権によって担保される債権については、これを適用しない。

第768条（担保物権の不可分性）

担保権者が債権の全部の弁済を受けるまでは、目的となっている物又は権利の全部について、担保物権の効力が及ぶ。

第769条（担保物権の追及力）

先取特権に関する第804条（第三取得者への追及力）及び譲渡担保に関する第891条（設定者による目的物の処分）の場合を除き、担保物権の目的物が第三者に譲渡されたときは、担保権者は、その第三者に対して担保物権の効力を対抗することができる。ただし、担保権者が対抗要件を具備していることを要する。

第770条（担保物権の実行）

担保権者は、債権の弁済を受けないときは、法律の定める手続に従って、担保物権を実行することができる。

第813条（質権の意義）

質権者は、その債権の担保として債務者又は第三者から受け取った物を占有し、かつ、その物について他の債権者に優先して、自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

第840条（抵当権の意義）

(1) 抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移転せずに、債務の担保に提供した不動産について、他の債権者に優先して、自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

(2) 永借権及び用益権もまたこれを抵当権の目的とすることができる。この場合に、本第5章（抵当権）の規定を準用する。

(3) 特別法が不動産以外の財産を抵当権の目的とすることを認めている場合には、その法律が適用される。

第885条（譲渡担保権の定義）

(1) 譲渡担保とは、債務を担保するために、債務者又は第三者がその有する特定の動産を債権者に譲渡することをいう。この場合において、債務が弁済されたときは、目的物の所有権は設定者に移転する。

(2) 動産の種類、所在場所その他の基準により範囲の特定された複数の動産は、それに含まれる個々の動産が変動するものであっても、1個の集合動産として、譲渡担保権の目的とすることができる。

第1004条（完全養子縁組の成立の方式）

裁判所は、第1005条（夫婦共同縁組）から第1009条（完全養子縁組成立の判断基準）までに定める要件があるときは、養親となる者の申立てにより、実方の血族との親族関係が終了する完全養子縁組を成立させることができる。

第1005条（夫婦共同縁組）

(1) 養親となる者は、配偶者ある者でなければならない。

(2) 夫婦の一方は、他方が養親とならないときは、養親となることができない。ただし、夫婦の一方が他方の実子の養親となる場合はこの限りではない。

第1006条（養親の年齢）

養親は25歳以上でなければならない。少なくとも養子より20歳以上年上でなければならない。

第1007条（養子の年齢）

養子は原則として8歳未満でなければならない。

第1008条（父母の同意）

完全養子縁組が成立するためには、養子となる

子の実父母又は未成年後見人の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合、又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合はこの限りではない。

第1009条（完全養子縁組成立の判断基準）

完全養子縁組は、実父母による養子となる子の監護が著しく困難又は不相当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のために特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。

第1010条（試験養育期間）

裁判所は、完全養子縁組を成立させるためには、養親となる者が養子となる子を原則として6か月以上の期間監護した状況を考慮しなければならない。

第1011条（実方との親族関係の終了）

養子と実方及びその血族との親族関係は、完全養子縁組によって終了する。ただし、第1005条（夫婦共同縁組）第2項但書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りではない。

第1012条（完全養子縁組の効果）

(1) 完全養子縁組の成立により、養子は判決確定の日から養親の実子と同一の身分を取得し、養親との関係において、実子と同様の権利義務を取得する。

(2) 養子は、養親の氏又は養子縁組前の氏を称することができる。

(3) 養子は、養親の親権に服する。ただし、夫婦の一方が他の一方の子の養親となる場合には、養子は実親と養親との共同親権に服する。

第1013条（完全養子縁組の離縁）

(1) 裁判所は、以下の各号のいずれにも該当する場合に限り、養子の利益のために特に必要があると認めるときは、養子、実父母又は検察官の申立てにより、養子縁組の当事者を離縁させることができる。

1 養親による虐待、悪意の遺棄その他養子の利益を著しく害する事由があるとき

2 実父母が相当の監護をすることができるとき

(2) 離縁は、第1項の規定による場合の他、これを行うことができない。

第1014条（完全養子縁組の離縁の効果）

養子と実父母及びその血族との間においては、離縁の日から、完全養子縁組によって終了した親族関係と同一の親族関係を生ずる。

第1015条（完全養子縁組の登録と秘密保持）

完全養子縁組の成立により、養子の新しい出生証明書が作成される。ただし、出生証明書の謄本又は抄本には、完全養子縁組に関する事項を記載してはならない。

第1016条（完全養子の出自を知る権利）

成年に達した完全養子は、完全養子縁組に関する記録を保管する裁判所に対して、必要な範囲で情報の開示を求めることができる。ただし、不当な目的による場合はこの限りではない。完全養子縁組の記録の保管及び開示請求の方法等については、裁判所が定める。

第1017条（単純養子縁組の申立）

(1) 25歳以上の者は、養子となる者とともに、裁判所に対し、単純養子縁組を成立させるべきことを申し立てることができる。ただし、養子となるべき者は、養親となる者の尊属又は年長者であってはならない。

(2) 養子となる子が未成年者であるときは、その親権者又は未成年後見人が法定代理人として第1項の申立てをしなければならない。

第1298条（相続回復請求の目的）

相続人は、その相続権を排除された相続に関し、全部又は一部の相続財産の回復を受けるため、相続回復を請求することができる。

第1299条（相続回復請求の内容）

(1) 相続人は、実際には帰属しない相続権により相続財産を取得した者を相手に、取得されたものの返還を請求することができる。

(2) 相続回復請求の相手方が相続財産を目的とする契約により取得したのも、相続回復請求の対象となる。

第1300条（返還義務の内容）

(1) 相続回復請求の相手方は、請求をした相続人に対し、相続財産を返還しなければならない。相手方が善意であるときは、果実及び受領した利息を保持し、当該財産に対する有益費用の償還を請求する権利を有し、かつ、その弁済した相続債務について求償する権利を有する。

(2) 相手方が悪意であるときは、果実及び受領した利息を返還する債務を有し、かつ、その弁済した相続債務について求償する権利を有しないのみならず、当該財産に対する有益費用の償還を請求する権利も有しない。

第1301条（相続回復請求権の消滅時効）

相続回復請求権の消滅時効期間は、相続財産が遺言又は遺産分割に基づき相続回復請求の相手方

に移転した場合には、そのときから5年間とし、単独相続の場合は、被相続人の死亡の日から5年間とする。

カンボジア旧民法典（抜粋）

第623条

遺産／財産に対する請求は、法定相続人がその権限を有するにもかかわらず付与されなかった遺産／財産の一部又は全部を相続することができるようにすることを目的としたものである。

第624条

請求／苦情申立は占有者が行う。

第625条

請求／苦情申立は、善意の占有者の場合は遺言者の死後3年以内、非善意の占有者の場合は5年以内に提起する。

第626条

裁判所によって苦情申立が法律に準ずるものであると裁定された場合、占有者は遺産を適法な法定相続人に譲渡する。善意の占有者から遺産を受領した占有者は、遺産から得た利子を請求する権利を有し、遺言者の債務の支払いを含む負担した経費の返済を要求する資格を有する。

占有者が善意の占有を受領した場合、占有者はその遺産から得た金銭及び利子を原告に返済する。占有者は遺言者の負債、又はその維持を含むその他経費の支払いについて返済を要求する資格はない。

第635条

不動産及び不動産に対する担保権は、時に1名が所有することも、又は複数の人が分離できない同一の財産又は権利を共有して所有することもできる。時に、グループによって、あるいは国民全員が共同所有することもある。

「私有財産」と呼ばれる第1財産カテゴリーは、個人の私的所有権とみなされる。「共有財産」と呼ばれる第2財産カテゴリーは、共同体の公共財産及び私有財産とみなされる。いずれの場合も、個人又は共同体は、以下に列挙する不動産に対する権利を有する。その他は法律で認められていない:

- 1 所有権
- 2 占有権
- 3 用益権
- 4 使用・滞在権
- 5 地役権
- 6 譲渡抵当権付不動産
- 7 譲渡抵当権

第689条

関連不動産について、所有権譲渡、一時的占有及び担保権の文書は、かかる文書が真正な形式を踏んでおり、不動産登録事務所に記録されている場合、第三者にとって合法的なものとなる。

第1038条

不動産に関しては、売買書類が承認され、印章が押され、及び番号登録 (*immatriculation*) あるいは土地登記が行われた日から、売主から買主への所有権の移転は正当とし、第三者の抗議は認めない。

カンボジア土地法 (抜すい)

※ 入手資料が英文につき、英文のまま転載

Article 65

The transfer of ownership can be enforceable as against third parties only if the contract of sale of immovable property is made in writing in the authentic form drawn up by the competent authority and registered with the Cadastral Registry Unit.

The contract of sale itself is not a sufficient legal requirement for the transfer of the ownership of the subject matter.

Article 69

The transfer of ownership shall be considered valid upon the registration of the contract of sale with the Cadastral Registry Unit. The selling price shall be stated in the contract [and] if not the contract shall be considered null and void.

A contract of sale of immovable property shall be registered only when all parties have proven by evidence that all taxes on the subject property have been paid.

Article 197

Immovable property may be put up as surety by its owner to secure the payment of a debt by way of mortgage, *antichrese* or *gage*.

カンボジア婚姻家族法 (抜すい)

※ 入手資料が英文につき、英文のまま転載

Article 108

Adoption is a contract between two persons, called an adoptive father or mother and another person, called an adoptee, establishing identical relationship in order to establish legitimacy.

Article 113

An adoptive contract must be in writing and certified by the Committee of the Commune or the Section in the jurisdiction where an adopter or adoptee resides. Text of the adoptive contract shall be recorded in the registration book.

The People's Court may rescind the above contract according to a complaint of an adoptee, person or other organizations for the adoptee's interests.

カンボジア民事訴訟法典草案（抜すい）

第2条（民事訴訟の目的、裁判を受ける権利）

- 1 民事訴訟は、裁判所が、私人の権利を保護するために、民事上の紛争を法の定めるところに従って解決することを目的とする。
- 2 何人も、民事上の紛争につき、裁判所において裁判を受ける権利を保障される。

第26条（事件の分配）

- 1 裁判所における事件の分配及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序については、毎年あらかじめ、当該裁判所の所長の決定により、これを定める。
- 2 事件は、第1項の規定により、自動的に各裁判官に分配しなければならない。
- 3 第1項の規定により定められた事件の分配及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序は、一の裁判官の事務が多すぎる場合、裁判官が退官若しくは転任した場合又は長期にわたる欠勤等のため裁判官に引き続き差し支えのある場合を除いては、その年度中、これを変更してはならない。この場合の変更は、当該裁判所の所長の決定により、定める。

第62条（手数料以外の裁判費用）

- 1 次に掲げるもののうち裁判所が定める金額は、費用として、当事者又は事件の関係人が納めるものとする。
 - 一 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事訴訟における手続上の行為をするため必要な金額
 - 二 証拠調べ又は事実の調査その他の行為を裁判所外で行う場合に必要な裁判官及び書記官の旅費及び宿泊料に相当する金額
- 2 第1項の費用を納めるべき当事者又は事件の関係人は、申立てによってする行為に係る費用についてはその申立人とし、職権でする行為に係る費用については裁判所が定める者とする。
- 3 第1項の費用を要する行為については、裁判所は、当事者又は事件の関係人にその額を予納させなければならない。
- 4 裁判所は、第3項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、当該費用を要する行為を行なわないことができる。
- 5 第1項の費用で予納のないものは、裁判所の決定に基づき、第64条（負担割合及び償還費用）により費用を負担すべき者から取り立てることができる。

第69条（救助の付与）

- 1 訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障

- を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、訴訟上の救助の決定をすることができる。ただし、勝訴の見込みがないことが明らかであるときを除く
- 2 訴訟上の救助の決定は、審級毎にする。
 - 3 訴訟上の救助の事由は、疎明しなければならない。

第70条（救助の内容）

- 1 訴訟上の救助の決定は、その定めるところに従い以下の各号の効力を有する。
 - 一 裁判費用の支払いの猶予
 - 二 裁判費用の支払いの免除。ただし、猶予の効力が消滅した時点で、裁判所が、当事者の資力等を考慮して相当と認める場合に限る。
- 2 訴訟上の救助の決定は、これを受けた者のためのみその効力を有する。
- 3 訴訟上の救助の決定を受けた者が第69条（救助の付与）に規定する要件を欠くことが判明し、又はこれを欠くに至ったときは、訴訟記録の存する裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、決定により、いつでも訴訟上の救助の決定を取り消し、猶予又は免除した費用の支払を命ずることができる。
- 4 第69条（救助の付与）及び本条に規定する決定に対しては、抗告をすることができる。

第80条（最初の弁論準備手続期日の指定）

- 1 訴えが提起されたときは、裁判所は、速やかに弁論準備手続の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。
- 2 第1項の期日は、特別の事由がある場合を除き、訴えが提起された日から30日以内の日に指定しなければならない。

第92条（当事者の調査義務）

- 当事者は、訴訟において主張及び立証を尽くすため、あらかじめ、証人その他の証拠について事実関係を詳細に調査しなければならない。

第95条（判決の基礎にすることのできる事実）

- 裁判所は、いずれの当事者も主張しない事実を、判決の基礎に採用することができない。

第97条（和解の試み）

- 裁判所は、訴訟がいかなる段階にあるかを問わず、和解を試みることができる。

第99条（事件の分離・併合）

- 1 裁判所は、決定で、事件の分離若しくは併合を命じ、又はその決定を取り消すことができる。
- 2 裁判所は、口頭弁論において当事者を異にする事件の併合を命じた場合において、その前に尋問された証人について、尋問の機会がなかった当

事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならない。

第104条（弁論準備手続における和解の試み）

弁論準備手続においては、裁判所は、相当でないと認める場合を除き、まず和解を試みなければならない。

第123条（証拠裁判主義）

1 裁判所は、証拠に基づいて事実を認定しなければならない。ただし、口頭弁論のときに顕れたすべての事情を斟酌することができる。

2 裁判所において当事者が自白した事実及び裁判所にその存在が顕著な事実、証拠に基づいて認定することを要しない。

3 当事者は、以下に掲げる場合には、自白を撤回することができる。

- 一 相手方の異議がないとき
- 二 自白が真実に反し、かつ、錯誤に基づくとき
- 三 自白が他人の犯罪行為によってもたらされたとき

第124条（証拠調べ）

1 証拠調べは、当事者の証拠の申出により、行う。

2 裁判所は、当事者の申し出た証拠によって事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断することができないときその他必要があると認めるときは、職権で、証拠調べを行うことができる。

第182条（判決事項）

1 裁判所は、当事者が申し立てた請求のすべてにつき、判決をしなければならない。

2 裁判所は、当事者が申し立てていない事項について、判決をすることができない。

3 裁判所は、訴訟費用の負担義務については、当事者の申立てがなくても裁判しなければならない。

プロジェクト計画

グループの構成メンバー

- | | |
|----------------------------|----------|
| 1. H. E. Mr. SUY NOU | グループリーダー |
| 2. Mr. MONG (MONI CHARIYA) | 報告者 |
| 3. Mr. YOU BUN LENG | 報告者 |
| 4. Mr. SOEUNG PAHNAVUTH | 書記 |

No.	開始時期	内容	参考資料	期間	備考	終了時期
1	1999. 3. 5	司法省による準備 1. カンボジア王国-日本協力開始。 2. カンボジア国内における省庁間調整・作業部会の設置 3. 基本法体系の調査検討, 国内及び国際セミナー開催を含む。 4. 一次案 a/ 計画骨組案の作成 b/ 大枠の骨組みの作成 編, 章, 節, 条, 項 c/ 用語検討, 内容検討 d/ 条文番号の振り付け	A. 民事訴訟法に関して 1. 国内参考資料 - 憲法 (1993) - 民事訴訟法 (1929) - 裁判所構成法及び裁判所活動法 (1992) - 最高裁判所の設置法 (1985) - 憲法院の設置法 - 刑事訴訟法 (1993) - 暫定刑法 (1992) - 民事執行法 (1996) - 刑事事件における禁固刑執行法 - 弁護士規則 - 公証人法 (1954) - 訴訟費用に関する規則 - 婚姻・家族法 (1989) - (新) 裁判所構成及び活動法案 - 司法省通達 No. 04SRC 84 - 裁判所の判決・決定の執行にかかる通達 No. 117SRC 97 - 訴訟費用についての規則の実施に関する指導の通達 No. 03SRC 93	約4年	この法案は新たに作られるため, 長時間を要した。 スムーズに進めるために下記のような作業が必要: - 法の基本原則の調査及びカンボジア国内環境に適応可能な法制度の調査。 - 人材不足のため, 法案作りと並行して人材育成も行われた。 - カンボジア側の作業部会の初めての法案作りであり, 経験不足で, 最初はなかなか進まない部分があった。 - 作業部会の各委員が多忙で, 会議に参加できなかったこともあった。 - カンボジア側の作業部会と日本側の作業部会が多忙であるため, 計画的会議を開催し, 共同で検討会を開いた。	2003. 3. 4

No.	開始時期	内容	参考資料	期間	備考	終了時期
			<p>2. 外国参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本の民事訴訟法 - フランスの民事訴訟法 - ドイツの民事訴訟法 - 裁判所及び検察の独立性における国際条約 - ベトナムの民事訴訟法 - 船舶先取特権及び抵当権に関する規則の統一のための国際条約, 1967, 1993 - 船舶の差押えについての規則の統一に関する国際条約, 1952, 1999 <p>B. 民法に関して</p> <p>1. 国内参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> - 憲法 (1993) - 民法 (1929) - 婚姻・家族法 (1989) - 土地法 (1992) - 法令 No. 38 (1989) - 自由経済市場契約に関する法律集 (Vol. 1 & 2) - 商業の方法に関する法律 (商法) - 銀行・金融法 <p>2. 外国参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本民法 - フランス民法 - ドイツ民法 - オーストリア民法 - ベトナム民法 - 人権及び政治に関する国際条約 - 子供人権条約 			

No.	開始時期	内容	参考資料	期間	備考	終了時期
	2003. 3. 24	5. 立法化方法を中心とした調査 ・各条文の説明資料の準備 ・用語の語彙集 (lexicon) の作成			- 本作業は未了であり、法案を閣僚評議会に送付した後も、継続して行う必要がある。	2003. 6末 (6月末に閣僚評議会に送付予定であるが、遅れる可能性もあり。)
2	2002. 10. 15 ～16	公聴会 - 第1回国内セミナーの開催 ・現在の法律及び習慣を比較しながらの法案の説明	- 法案の暫定版 - 各項目の要約説明資料	16時間	- 各期間からの代表が参加： 上院，下院，閣僚評議会法律家委員会，各省庁，特に裁判所関係者の参加多数 - 民間団体からの参加者 - 作業部会のメンバーによる説明及び質疑応答	2002. 10. 16
	2003. 6. 19	- 第2回国内セミナーの開催 ・法案の基本原則の内容説明	- 法案の条文 - 各テーマの要約説明資料	24時間 (3日)	- 各機関からの参加者は第1回のセミナーと同じ - スピーカーの説明後に討論会，また，各作業部会メンバーによる小グループでの議論を行う必要あり。 - 将来の省庁間検討会を容易にできる(役に立つ)。	2003. 5. 21
3	2003. 6. 28	高等官職評議会による審査	- 最終法案-法案の審議結果報告書 - 法案の閣僚評議会への上程計画 - 政府の目的(目指す方向)及びWTO加盟計画	1か月間	- 高等官職評議会の委員に対して，法案の必要性等の事前説明必要。 - 司法大臣は高等官職評議会の一員でもある：他のメンバーに早急に法案の検討をするように申し入れやすい。	2003. 6. 28

No.	開始時期	内容	参考資料	期間	備考	終了時期
4	2003. 7. 7 (閣僚評議会に上程するのは6. 30であり、したがって1週間後に法律家委員会に回付されるのが妥当な線である。)	法律家委員会による審査： 法案の内容審査，法律用語の使い方審査，法律にふさわしい法案の構成の検討。	<ul style="list-style-type: none"> - 司法大臣による両法案の必要性に関する報告 - カンボジア日本間協力メモランダム (MOU-1999) - 両法案の条文 - 法案内容説明セミナー報告書及び内容討議報告書 - 法案の条文化の基となる資料 - カンボジア政府の WTO 加盟に関する計画・活動資料 - 法律家委員会との連絡員の任命 	2 か月間	<ul style="list-style-type: none"> - 司法省の高官たちが常に法律家委員会のメンバーと接触しながら，審査を早急にしてもらい，短期間に終了させるようにフォローする必要あり。 - 法律家委員会には多くのメンバーがいるが，仕事量も多いため，よく催促した方がよい。 - 閣僚評議会の閣僚又は首相にも同法案が法律家委員会に上程したことを報告する必要あり。 	2003. 9. 7
5		省庁間会議 (検討会) <ul style="list-style-type: none"> - 関係各省庁による検討及び意見を求め，各省庁で実施されている法律等と抵触のある項目等は必要に応じて条文案を修正 - 詳細検討 	<ul style="list-style-type: none"> - 司法大臣による両法案の必要性に関する報告 - カンボジア日本間協力メモランダム (MOU-1998) - 法案作業部会設置に関する公告-両法案の条文 - 法案内容説明セミナー報告書及び内容討議報告書 - 法案の条文化の基となる資料 - カンボジア政府の WTO 加盟に関する計画・活動資料 - 法律家委員会の審議結果報告書 - 委員会は下記の資料を準備する必要あり： <ul style="list-style-type: none"> ・旧法律 (旧民法) ・土地法 (1992-2001) ・婚姻・家族法 ・検討報告書 ・各条文の解説書 ・法律及び商法に関する語彙集 	5 か月間	<ul style="list-style-type: none"> - このステップは困難があり，また，時間もかかる。 ・立法化委員会の各委員が各自の答弁担当部分を章毎に要約，説明資料を作成し，答弁に備える。 ・各条による審査よりも章単位による審査を依頼。 ・省庁間検討委員会設置時に，各委員に法案の重要性を説明する。 ・国土管理・都市化計画・建設省及び商業省に対する答弁資料 (防御資料) の準備。 	2003. 6 (週 2 回検討会を開催，各回 3 時間)

No.	開始時期	内容	参考資料	期間	備考	終了時期
6	2004.6初旬	閣僚本会議 - 法案内容の総合的な審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記ステップ1で挙げた法律の一部 - 司法大臣による両法案の必要性に関する報告 - カンボジア日本間協力メモランダム (MOU-1999) - 両法案の条文 - 法案内容説明セミナー報告書及び内容討議報告書 - 法案の条文化の基となる資料 - カンボジア政府のWTO加盟に関する計画・活動資料 - 法律家委員会の審議結果報告書 - 省庁間検討委員会による検討結果報告書 - 司法大臣用答弁準備資料 - 各立法化委員会の委員も下記の資料を準備する必要あり： <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧法律・土地法 (1992-2001) ・ 婚姻・家族法 ・ 検討報告書 ・ 各条文の解説書 ・ 法律及び商法に関する語彙集 ・ 上記ステップ1で挙げた法律の一部 	8時間 (法案を別々に審議可) (民法案が先か。民訴法案が先か。)	- このステップにおいて、審議は内容の総合的な審査のみであり、詳細検討は既に省庁間ミーティングで行われたため、審査が厳しくないと思われる。しかし、省庁間で指摘され、調整又は修正できない項目に対する処理は首相の判断を仰ぐので、担当大臣が答弁できるように周到な準備が必要である。	

プロジェクト計画

グループの構成メンバー

- | | |
|-----------------------|----------|
| 1. H. E. Mr. Y DAN | グループリーダー |
| 2. Mr. HY SOPHEA | |
| 3. Mrs. CHAN SOTHEAVY | 報告者 |
| 4. Mr. PEN PICHSAKY | 書記 |

No.	開始時期	内容	参考資料	期間	備考	終了時期
1	民法案 2004. 8. 1	下院運営常任委員会 - 審査及び下院立法化委員会への送付。	- 閣僚評議会が国会への上程資料	民法案 1週間	- この委員会は単純にどの法案をどの委員会に送付するのかを仕分けるだけなので、このステップにおいて時間があまりかからない。	2004. 8. 8
	民訴法案 2004. 8. 9			民訴法案 1週間		2004. 8. 12
2	民法案 2004. 8. 9 民訴法案 2005. 8. 10	下院立法化委員会 - 法案全体の内容を審議する。 - 国会の法律専門家が参加できる。	- 閣僚評議会による報告 - カンボジア日本間協力メモランダム (MOU-1989) - 両法案作業部会の設置に関する公告 - 両法案の条文 - 両法案説明セミナーの報告書 - 両法案の用語確定会議報告書 - 両法案の各条文の説明資料 - 両法案条文化の基となる資料 - 国際法 - 旧民法, 旧民訴法 - 各国の法律の一部 - 各種 sub-decree	民法案 600時間 民訴法案 300時間	- 下院の立法化委員会は法案全体の内容を審査し, 担当大臣又はその代理人が答弁する形で審議をするため, このステップにおいて非常に時間がかかる。 作業部会は下記の準備を行う必要あり: - 大臣の答弁資料の作成 (節毎の要約内容説明資料及び法案の重要性の説明資料) - 各条文案の詳細説明資料 - 法案説明資料の作成 - 両法案の基となる資料	民法案審議 終了は 2005. 8. 9 の 可能性あり。 立法化委員会の審議が毎日行われ, かつ, 担当省がしっかりと答弁できれば上記日程よりも早く終了する可能性あり。

No.	開始時期	内容	参考資料	期間	備考	終了時期
			<ul style="list-style-type: none"> - 法律がない場合における，各裁判所が司法省に対して提出した統一の実施方法・見解に関する質問状 - 各年度末の省のレビューにおいて提出された，法律不足又は不明確な部分に係る民事裁判における困難な状況に関する報告書 - カンボジア政府のWTO加盟に関する計画・活動資料 - 法律用語の語彙集 - 法律家委員会の審議結果報告書 - 省庁間ミーティング報告書 - 閣僚本会議に出された意見のまとめ 		<ul style="list-style-type: none"> - 両法案の法律用語の語彙集しかし，残念ながらまだ多くの仕事が残っており，また，作業部会の各メンバーが抱える仕事も多い。 - 両法案に使われている語彙集は未作成。 - 一部の用語は国会立法委員会にとって新しい用語であり，また，一部の条文は理解されない，又は理解不足の可能性がある。 <p>対策：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本の立法化の経験を踏まえ，小部会に分けてそれぞれの小部会に節毎，又はテーマ毎の分担を決める（できればコンピュータのできる人及び総務担当も入れた方がよい）。 - このような分担の仕方により作業を促進することができ，また，責任も明確になる。 - 各小部会は下記の準備を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法案説明資料 ・ 条文の説明資料（コメントリー）の作成 ・ 節毎の内容の要約資料- 日本側には是非語彙集作成の支援をお願いしたい。 - 国会立法化委員会のメンバーに事前に会い，説明して協力を仰ぐ。 	<p>民訴法案審議</p> <p>2006. 2. 10に終了する可能性あり</p>

No.	開始時期	内容	参考資料	期間	備考	終了時期
					<ul style="list-style-type: none"> - 立法化委員会のすべての審議に出席する。 - 国会の立法化委員会に上程するときは上院議長，下院議長及び首相にその旨を報告する。 	
3	民法案 2005. 8. 10 民訴法案 2006. 2. 11	国会本会議 - 国会議員による内容審議，用語審議，条文審議及び修正。用語や条文の修正要求の可能性あり。 - 全体の内容に関する質問や各条文の内容に関する質問。	<ul style="list-style-type: none"> - 上記ステップ2と同じ資料 - 国会立法化委員会の審議報告書 	民法案 300時間 民訴法案 150時間	<ul style="list-style-type: none"> - もし国会本会議で全体の内容の審議，編毎・章毎・節毎の審議であれば，立法化委員会での審議よりも早く終わる可能性あり。 - しかし，もし本会議での審議が各条文によるものであれば，国会議員の多くは法律の知識がないということもあって，立法化委員会での審議よりもかなり長くなる可能性あり。また，議員の人数も多いため，質問も多くなり，時間がかかる一要因となり得る。 対策： <ul style="list-style-type: none"> - 編毎・章毎・節毎による審議を依頼する。 - 各立法化委員会の委員も下記の資料を準備する必要あり： <ul style="list-style-type: none"> ・各編，各章，各節の内容説明資料 ・各条文案の説明資料 ・法案説明資料 - 審議に関係する部分のみの質問をお願いする（関係のない部分の質問をしないようお願いする）。 	もし政府が重視するのであれば，民法案の通過は 2006. 2. 10 又はそれより早くなる可能性あり。 国会が重要と判断するのであれば，民訴法案の通過は 2006. 5. 11になる可能性あり。

No.	開始時期	内容	参考資料	期間	備考	終了時期
4	民法案 2006. 2. 11 民訴法案 2006. 5. 14	上院運営常任委員会	下院から送付された資料	民法案 2日間 民訴法案 2日間	- 運営常任委員会への送付は事務的な手続である。 対策： - もし遅延があった場合は、司法省は代理人を出して調整する必要あり。	民法案 2006. 2. 13 民訴法案 2006. 5. 16
5	民法案 2006. 2. 14 民訴法 2006. 3初旬	上院の立法化委員会 - 下院を通過した民法案を審議し、意見等を出す。 - 全体の内容及び各条文の内容に関する質問等。 - 下院が検討依頼を出された項目に対する検討。	- 下院本会議に提出した資料と同じ - 下院本会議審議報告書 - 下院を通過した法案の条文	民法案 3週間 民訴法案 2週間	- 下院を通過した法案に関する内容の質疑答弁。 - 下院を通過したとはいえ、放置しておいてはならない。 - 下院は通過したがきちんと対応しなければ、下院-上院を行き来する可能性あり。 対策： 司法省の立法化委員会のメンバーは下記の資料を準備する必要あり。 ① 下院を通過した法案の編毎、章毎、節毎の解説説明資料 ② 各条文の解説説明資料 ③ 法案説明資料	民法案 2006. 3初旬 民訴法案 2006. 3中旬
6	民法案 2006. 3初旬 民訴法案 2006. 3. 15	上院本会議 - 下院を通過した法案の全体的な内容の審議。	- 上院立法化委員会に提出した資料 - 上院立法化委員会の審議報告書	民法案 2週間 民訴法案 1週間	- 全体的な内容に対する審議及び上院が審議をする必要があると判断した条文に対する審議。 - 上院本会議での審議に出る可能性のある問題に対して事前準備する必要あり。 対策： - 法案説明資料準備	民法案 2006. 3中旬に成立の可能性あり 民訴法案 2006. 3下旬に成立の可能性あり

No.	開始時期	内容	参考資料	期間	備考	終了時期
7		憲法院 - 憲法院による両法律の違憲審査	両国会で成立した両法律	憲法140条により, 長くても30日間	二つのケースが想定される: 施行する前に憲法院が審査する。 施行してから審査する。	

国王による署名：国会で成立した法律は国王が署名する（国王が国内にいる場合は早くできる）。

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

外見が及ぼす影響

アジアの人達と接していると、外見からして典型的日本人とは違う人もいれば、外見からは全く区別が付かない人もいます。この違いがどのような影響を及ぼすかという、例えば、ある人が食事のときに、御飯に味噌汁やスープをかけて茶碗を持たずに食べているとします。また、ある人(西洋人に多い)が御飯に醤油をかけて食べているとします。典型的日本人と風貌が全く異なる人なら、「文化が違うから無理もないか」と何とも感じません。しかし、日本人そっくりだと、「何だ、行儀が悪い」という感覚になり、アジアの人と分かった後でも、似ているだけに何となく違和感があります。

逆の立場でも同じで、例えば、茶碗を持って食べることが忌み嫌われる国の人にとって、同じような顔をした日本人が平気で行うというのは、頭では理解できても、先立つ感情が許さないということは、どうしても残るのです。国際関係は難しい……。

～ 国際協力の現場から ～

JICA 専門家養成研修に参加して

主任国際協力専門官 土 出 一 美

2003年6月18日から8月8日までの約2か月間、国際協力事業団（JICA）の「平成15年技術協力専門家養成研修」という一見難しそうな研修に参加してきました。農業、建築、医療など様々な分野に関するコースが設けられていますが、私が参加したのは「法整備コース」というものです。しかし、研修中には他の分野の方と一緒に受ける者もあるため、国際協力にかかわる多くのことを学び、大勢の方と出会いました。私がこの研修中に感じたことや自身の反省も併せ、研修の内容をお伝えしたいと思います。

1 研修の目的

研修を運営する JICA の表現を借りれば、研修の目的は、次のとおりになります。

「将来、国際協力事業団（JICA）専門家として、開発途上国における技術移転活動に携わる可能性が高い人物を対象とし、技術移転を行う上での基礎的知識を習得させ、その土台を築くとともに、技術協力専門家を目指すに当たっての課題・方針を認識させ、将来に向けてこれら人材の能力を養成すること。」

研修の最初の1週間は、一般課程といってどの分野にも共通する内容、つまり技術協力専門家となる以上はだれでも身に付けておかなければならない内容が日程として組まれています。その中に PCM（Project Cycle Management）研修というものがあるのですが、その内容は後で説明するとして、その際の出来事をまず紹介します。

「この研修に参加するために仕事を辞めてきました。この研修にかけています。」

この言葉は今回の研修において、私の一番印象に残った言葉でした。一般課程の PCM 研修の際の自己紹介の場で、ある研修員が冒頭に言ったものです。この一言に、一瞬、周りからどよめきが起こりました。私の中にも衝撃が走りました。この研修員の中にも、私のような公務員もいれば、民間会社から派遣されている人もいるわけで、そのような人たちは身分的には安泰の状態で来ているわけです。そうではなくて、技術協力専門家を仕事とする人がいるという当然の事実と、現在の仕事を辞めてまで専門家を目指しているという気迫を思い知らされたわけです。「どうしよう、みんな違う世界の人だ。こんなに国際協力に真剣に取り組んでいる人たちと一緒に研修を受けてよいのか。」と不安になってしまいました。

私はといえば、当時、法整備支援を業務とする部署に異動してから2か月余りしか経っておらず、法整備支援についてはもちろん、自分の所属している組織の業務内容を十分に知っているわけではなく、この研修に参加して少しでも理解できればという気持ちで参加していました。

冒頭に「研修の目的」を書きましたが、どんな研修であれ、実施する側からの目的が書かれるのが常であり、研修を受ける者として「研修の目的」を考えたことがあるかということ突きつけられた思いでした。研修員の目的意識で研修の効果に差が出てくるのだと感じたのです。

そう感じて周りの研修員を見てみると、青年海外協力隊などに参加経験のある人、専門家という立場でなくても、既に開発途上国において JICA のプロジェクトにかかわっている人など、国際協力の現場で何年もの経験を持っている人が大勢いるのです。中には研修終了後に専門家として派遣されることが決まっている人も数人おり、実際、研修終了翌日にアフリカへと旅立った研修員もいました。

私と同じ公務員として派遣されている研修員にしても技術系の人が多かったので、実際に派遣されたときに何ができるかと聞かれたら、すぐに答えられる人が多かったと思います。

しかし、私は今回の研修の応募時に専門分野は刑事司法と書いたものの、検察事務官14年の経験があると言っても、捜査・検務部門で勤務したことは、わずか数年でした。法学部で法律をきちんと学んだわけではないので、自信を持って「これが専門分野です。」と言えるものがあるのかと思い、研修のいろいろな場面で困ることがありました。（例えば、分野別研修において、自分が専門家として派遣されるとしたら、どの国に行ってどんな活動をしたかを述べ、それについて研修員同士で議論してみるという時間があるのです。）

要するに、「研修の目的意識」の差が常につきまとったのです。

2 研修カリキュラム

一般研修	1 週間
語学研修	3 週間
分野別研修（国内）	2 週間
〃（海外）	1 週間

一般研修においては、最初の2日間は政府開発援助（ODA）や JICA の枠組みについての講義、残りの3日間は PCM 研修が行われました。PCM 研修というのは、いわゆる参加型研修方式により、複数のグループを作って、与えられた課題に対してプロジェクトを進めるという前提で、だれが関係するかという関係者分析をし、だれを援助対象者（ターゲット・グループ）とするかを仮決めし、その問題を分析し、その後に目的を分析し、どのようなプロジェクトを計画立案すればよいかということ提案するものです。司法の分野

で言えば、いわば模擬裁判でしょうが、これと似たような模擬プロジェクト立案をやるのです。PCM研修は、1年前までは1日で実施していたものが、今回から3日間のコースになったということでした。全コース研修員が任意に四つのグループに分けられたためグループによっては専門分野に偏りもあり、同じ事例（山岳民族の健康改善）を使っているグループごとに分析の仕方が全く違い、興味深いものでした。（私のいたグループはプライマリ・ヘルスケアコースの人が多かったため、医学の専門用語が飛び交い、伝染病の予防医療について具体的な薬品名、その入手経路や価格、運搬方法まで検討されていました。）

語学研修は、プレゼンテーション（英語による発表）、パラグラフィティング（文節ごとの英作文）、文法に主眼が置かれたカリキュラムでした。単に英語を読めるようになったり、英語で話せるようになるというのが目標ではなく、自分の考えを理論立ててまとめ、聞き手、読み手を納得させることが求められました。プレゼンテーションやパラグラフィティングでは宿題が出されることが多かったのですが、英語そのものよりも、話す内容、書く内容に悩んだことが記憶に残っています。要するに、英語による表現といっても、行き着くところは英語力ではなく、その人が何を伝えたいかという中身を持っているかどうか問われるわけです。現場に行けば、まさに専門性が問われるのと同じことだと思います。

分野別研修では、国内において法整備関係の講義を受けた後、ラオス・ベトナムの2か国を訪問しました。私たちが希望していた機関のすべてを訪問することはできませんでしたが、ラオスでは現地セミナーの初日であったため、開講式やセミナーにオブザーバーとして参加することができ、また、ベトナムにおいては民法のワークショップを見学させていただき、専門家が活動している現場を直接見ることができ、有意義なものでした。ラオスでもベトナムでも、日本と同じく街の市民は英語が話せませんので、言語が通じないことがいかに大変であるか、そして現地専門家の苦労がそれにもまして大変であろうと感じた次第です。

3 開設コース

農村開発コース	(研修員 7人)
インフラストラクチャーコース	(" 11人)
プライマリ・ヘルスケアコース	(" 8人)
貧困対策コース	(" 8人)
法整備支援コース	(" 3人)

このコース別研修員人数を見ていただくとおり、法整備支援コースは、他のコースと比べて少なく寂しいものでした。2年前の8人、昨年の4人と減少する一方となっており、来年からは法整備支援コースは形を変えて行うかもしれないということも聞きま

した。

今回の研修員3人は全員女性でしたが、弁護士、元ラオス企画調査員（法整備担当）、法総研職員の私と、国際協力分野における経験・立場も異なり、この研修に求めているものも違いましたが、研修を振り返ってみると、いろいろな考え方を聞くことができ、情報も交換でき、非常にいいメンバーに恵まれたと思います。

しかし、この人数が少ないという点に苦しめられたこともありました。それは海外研修課程を終えて報告書や閉講式のプレゼンテーションの準備をしているときでした。他のコースは報告書の編集やプレゼンテーション、海外での訪問先へのお礼状担当などと、それぞれ分担を決めて行っていました。私たちは極端に人数が少ないため分担もできず、他のコースが準備を終えていく中、制限時間ぎりぎりまで作業を行っている状態でした。人数が少ないことは最初から分かっていたのだから、海外課程出発前にやっておくべきであったと今になって反省しています。

時間が足りなかった理由のもう一つは、海外課程出発前のミーティングで、コースリーダーの説明を受けて私たちが考えていた報告書の内容と、帰国後のミーティングで説明を受けたものが違ったことでした。これにより、一から報告書の構成を考え直さなくてはならなくなり、時間がなくなったことも事実でした。研修全体を通しての他の問題も含めて、コースリーダーともっと意思の疎通を図りながら研修に当たるべきだったという点も反省点の一つでした。

4 最後に

この研修で得たものは何かと考えて見ると、国際協力についての一般的な知識が得られたこと、様々な分野の様々な経験・知識を持った人に出会えたことはもちろんですが、今後、自分がどんな考えを持って、どういうふうに関わっていくのか考えるきっかけになったことが最も大きかったのではないかと思います。

— 編 集 後 記 —

今年の夏は長期予報では猛暑と言われていました。しかし、実際には農作物に影響がでるほどの冷夏でした。本来の暑さのピークに気温が上がらなかつただけに、残暑が余計に暑く感じられます。法整備支援に協力してくださっているある先生から「国際協力部は熱いところだ。」と言われたことを記憶しております。「短いあつさ」と言われたいよう、地道な努力を惜しまず、常に燃え続け、頑張っていきたいところです。そして、いつもホットな情報をお届けしたいものです。

そのためにはどうすればよいかという一つの示唆が、今回の河本一郎先生の「巻頭言」に表れています。それは法整備支援の手法に関するものですが、支援対象国の作成した草案を題材にコメントする方法であれば、相手側の立法状況も分かり、日本側の経験も伝えられるというものです。これにより、本誌もそのやり取りを熱いうちに伝えられるのではないのでしょうか。河本先生には、日ごろから当部の活動に御理解と御協力をいただいております、この場を借りて御礼申し上げます。

さて、今回はカンボジア特集です。法整備支援の第一人者である森嶋昭夫先生に起草支援の歴史と経緯、その意義につき玉稿をいただきました。その結果が本号で掲載したカンボジア民法草案の全文です。今後の協力でもこの民法条文案を基とするであろうことを考えてのことですが、この1冊が関係者の皆様に愛用されることになれば望外の喜びです。もう一度目を通してみると、改めて画期的な出来事だなあと再認識し、ここに至るまでの先生方の御苦労が伝わってきます。民法のプロである先生方が、文化を越えて貢献したいという強い願いを持っておられたからこそ、この成果が生まれたのだと思います。

なお、カンボジア特集にふさわしくするため、カンボジア研修（2003年3月開始）の一部を御紹介しました。年度の末と初めにおける研修となりましたが、人事異動が行われる日本ではなかなか考えられないことです。しかし、民法・民事訴訟法の草案がカンボジア司法省に提出され、その後に閣僚評議会への提出を控えているという節目の時期でもありました。「カンボジアの今後のために」という「熱い想い」で関係者の皆さんの協力により、無事に実施することができました。これまでの研修とは異なり、研修員参加型の手法を採り入れ、工夫を凝らした内容を是非御一読ください。

すっかり定着した「国際協力の現場から」は、御存じのように当部の職員が担当してきたものですが、今回は2003年4月から仲間に入った土出さんが JICA 技術協力専門家養成研修に参加して得たことを独自の視点でありのままに描いています。御一読ください。

主任国際協力専門官 田中正博